

地域力創造に関する有識者会議  
最終取りまとめ

資 料 編

地域力創造に関する有識者会議最終取りまとめ 資料編  
目 次

1. 総務省の取組
  - (1) 地域力の創造・地方の再生
  - (2) 人材力の活性化と交流・ネットワーク
2. 地域力創造に関する首長アンケート調査結果
  - (1) 概要
  - (2) 首長アンケート結果
  - (3) 首長アンケート結果の分析（規模別）
  - (4) 国に対する要望事項
3. 地域力の向上に取り組んでいる事例発表
  - (1) ゲストスピーカーからの主な指摘事項
  - (2) ゲストスピーカー資料
4. 関係府省等ヒアリング資料
  - (1) 農林水産省
  - (2) 厚生労働省
  - (3) 観光庁
  - (4) 国土交通省
  - (5) 経済産業省
  - (6) 環境省
  - (7) 内閣官房（地域活性化統合事務局）

## 1. 総務省の取組

総務省では、活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高める多様な取組を展開できるよう、次のような政策を推進している。

### (1) 地域力の創造・地方の再生

#### ① 「緑の分権改革」の推進

緑の分権改革とは、地域資源を最大限活用し、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指すものである。

地域において大地から泉のように富が湧き上がっていくような改革のモデルとなる取組を構築するとともに、改革の推進のための課題の抽出及び解決策の検討やそれらの成果の周知を行う。

#### ② 「定住自立圏構想」の推進

定住自立圏は、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結し、その積み重ねにより形成される圏域である。

中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携することにより、圏域ごとに必要な生活機能等を確保して、地域住民の生命と暮らしを守ることを目的として施策を展開する。

#### 【実績（平成22年5月31日現在）】

- ・ 中心市宣言済み 53市
- ・ 定住自立圏形成協定締結 31圏域
- ・ 定住自立圏共生ビジョン策定済み 24市

#### ③ 過疎地域など条件不利地域の自立・活性化の支援

地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域など条件不利地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の自立促進を図る。

## (2) 人材力の活性化と交流・ネットワーク

平成 22 年 4 月に幅広い人材力の強化のため、地域力創造グループ内に人材力活性化・連携交流室を設置した。人材力の強化・活性化に取り組もうとしている様々な主体の今後の指針となる「人材力活性化プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、NPO、大学、企業、地域団体等と連携し、各種施策を実施していく。

### ○外部人材を活用するための三大ツール

#### ①地域おこし協力隊

都市から地域への人の流れの創出を目的として、意欲ある都市住民等を地域社会の新たな担い手として受け入れる「地域おこし協力隊」を推進する。

地方公共団体が、都市の若者等を「地域おこし協力隊員」として受け入れ、隊員は、当該地方公共団体のコーディネートのもと概ね1年から3年程度、地域協力活動に従事する。地域協力活動としては、農林水産業の応援、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援、地域おこしの支援等を想定している。

受入側の地方公共団体に対して財源手当(特別交付税措置)を行う。

#### 【実績(平成 21 年度)】

・ 隊員数 89 名

(内訳 都道府県分が 2 県 : 29 名、市町村分が 20 道県 30 市町村 : 60 名)

#### ②集落支援員

過疎地域等に所在する集落の維持、活力再生の推進を目的として、集落への「目配り」を行う「集落支援員」を推進する。

地方公共団体が、地域の実情に詳しく、集落対策に関してノウハウと知見を有する人材を「集落支援員」として委嘱し、集落支援員は、市町村職員とも連携し集落の状況把握、集落の点検、住民間の話し合いの促進などを積極的に実施する。

取組を行う地方公共団体に対して財源手当(特別交付税措置)を行う。

#### 【実績(平成 21 年度)】

・ 専任の集落支援員数 449 名

### ③アドバイザー（外部専門家）招へい事業

地域力を高めようとする意欲のある市町村が、地域活性化の取組に関する実務知識・ノウハウを有する外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行う場合、当該市町村に対して財源手当（特別交付税措置）を行う。

\* 「地域人材ネット」：地域づくりの取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍する職員（課）を登録し、総務省HPで紹介（計122名登録）

#### 【実績（平成21年度）】

・アドバイザー活用市町村：5団体

#### 地域力創造アドバイザー事業

新たに地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする意欲のある市町村で、地域活性化の取組に関する実務知識・ノウハウを有する人材の派遣を希望するところに対して、総務省の「地域人材ネット」に登録された専門家等を「地域力創造アドバイザー」として派遣し、その取組を支援する。

#### 【実績（平成21年度）】

・地域力創造アドバイザー派遣市町村：11団体

## 2. 地域力創造に関する首長アンケート調査結果概要

### (1) 概要

地域力創造有識者会議での議論の参考とするため、第一線で様々な地域振興、地域活性化に取り組んでいるすべての地方公共団体の首長に対して「地域力創造に関するアンケート」を実施した。原則として首長ご自身に記入していただくこととし、全体の8割強の団体から回答を得た。結果概要は以下のとおりである。(結果の詳細については、別添参考資料を参照)

- ・調査対象：地方公共団体首長（都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、市町村）
- ・回答団体数：全回答団体数 1,505/1,829（82.2%）

### ①現在、住民にとって必要とされる「地域力」とは何か。

「コミュニティ力・NPOなど地域のつながる力」（19.8%）、「経済産業力」（15.9%）が多く、続いて「地域リーダー力」（14.2%）、「住民一人一人の人間力」（13.2%）となっている。団体の規模にかかわらず、「コミュニティ力」、「地域リーダー力」、「住民力」、「地域経営力」、「経済産業力」を地域力として捉える傾向にある。地方公共団体の規模が小さくなるほど、リーダー力及び住民力を地域力として捉える割合が高い。

### ②現在、力を入れている取組は何か。

「コミュニティ活性化」（13.0%）が一番多く、以下「農林水産業対策」（10.1%）、「地域防災・地域防犯」（9.8%）、「観光振興」（9.0%）が続いた。

都道府県においては、企業誘致（1.4.1%）、農林水産業（11.4%）、観光振興（12.0%）に力を入れており、政令市は、「文化振興」（7.6%）及び「環境対策」（10.6%）に比較的力を入れている。規模が小さい団体ほど農林水産業、人口定住対策に力を入れている。

### ③これまでの取組が不十分で、更に力を入れるべき取組は何か。

「人口定住対策」（9.7%）、「地域ブランドの強化」（9.5%）、「コミュニティ活性化」（9.0%）等が挙げられた。都道府県、政令市、中核市、特例市においては、「観光振興」（都道府県：10.1%、政令市：9.1%、中核市：8.4%、特例市：5.4%）、「地域情報の発信など地域ブランド強化」（都道府県：10.1%、政令市：6.8%、中核市：

1 / 9 %、特例市：12.8 %) などの割合が比較的高かった。

政令市は他の規模の団体に比べて「NPO等の支援」(11.4%)に力を入れるべきと考えており、規模の小さい団体ほど、「人口定住」、「公務員の資質向上」に力を入れるべきと考えている。

#### ④今後更に力を入れるべき取組を進める上で必要性を痛感していることは何か。

1位の「補助金・地方交付税などの財源確保」(21.4%)と3位の「自主財源の涵養」(11.6%)が財源に関する事項であった。

他の規模の団体と比較して、政令市の割合が大きいものは、「地方への権限移譲」(16.7%)、「規制緩和」(4.9%)、「民間企業の社会貢献活動の促進」(4.9%)、地域に対する愛着・誇りの涵養(12.2%)であり、政令市以外の市町村の割合が大きいものは、「住民のやる気や協力・連帯意識の向上」(中核市：22.1%、特例市：22.3%、その他の市8.4%、町村19.9%)、「地域リーダーの養成」(中核市：9.6%、特例市：8.5%、その他の市10.0%、町村10.7%)であった。

#### ⑤国に対する要望事項

自由記述により地域力創造に関して総務省に期待することを尋ねたところ、主な意見としては、「職員の研修、情報交換の場としての横断的なネットワークづくり」、「長期的な人材の派遣等への支援」、「各府省の支援施策の地方公共団体へのトータルな情報提供」などがあつた。その他には「自治会や地縁団体等への支援対策の充実」、「地域コミュニティの維持・強化に向けた取組への支援」などの意見が出された。

また、総務省以外の府省に対する要望事項としては、「さまざまな政策領域を総合的にとらえる視点と一体的な政策展開を可能とする柔軟な仕組みづくり」や「環境、食糧の問題を地域活力、企業活動に活かすような施策の横断的な実施」などの意見が見られた。

## 2. (2) 地域力創造に関する首長アンケート結果

### 1 回答団体数

- 全回答団体数 1,505/1,829 団体 (82.2%)
  - 都道府県 43/47(91.4%)
  - 政令指定都市 14/17(82.3%)
  - 中核市 35/39(89.7%)
  - 特例市 32/43(74.4%)
  - その他の市 557/684(81.4%)
  - 町村 824/999(82.4%)

### 2 回答結果概要(問Ⅰ～問Ⅴ上位回答)

- 問Ⅰ 貴団体の住民にとって、現在必要とされる「地域力」とはどのようなことですか。
  - (1位) コミュニティ力・NPO力など地域のつながり力(19.8%)
  - (2位) 経済産業力(15.9%)
  - (3位) 地域リーダー力(14.2%)
  - (4位) 住民一人一人の人間力(13.2%)
- 問Ⅱ 貴団体において、「地域力」を高める取組を行っていますか。
  - ① 十分行っている(12.2%)
  - ② 行っているが十分でない(86.4%)
  - ③ 行っていない(1.4%)
- 問Ⅲ 貴団体におけるその取組の中で、特に力を入れている施策は、どれですか。
  - (1位) コミュニティ活性化(13.0%)
  - (2位) 農林水産業対策(10.1%)
  - (3位) 地域防災・地域防犯(9.8%)
  - (4位) 観光振興(9.0%)
  - (5位) 企業誘致(8.5%)
- 問Ⅳ 貴団体において、今までの取組が不十分で、今後更に力を入れるべきと考えられる地域力創造施策はどの取組ですか。
  - (1位) 人口定住(9.7%)
  - (2位) 地域情報の発信など地域ブランド強化(9.5%)
  - (3位) コミュニティ活性化(9.0%)
  - (4位) 企業誘致(8.5%)
  - (5位) 農林水産業対策(8.2%)
- 問Ⅴ 上記Ⅲ又はⅣの取組を進める上で、必要性を痛感していることは何ですか。
  - (1位) 補助金・地方交付税などの財源の確保(21.4%)
  - (2位) 住民のやる気、協力・連携意識の向上(19.0%)
  - (3位) 自主財源の涵養(11.6%)
  - (4位) 地域リーダーの養成(10.2%)

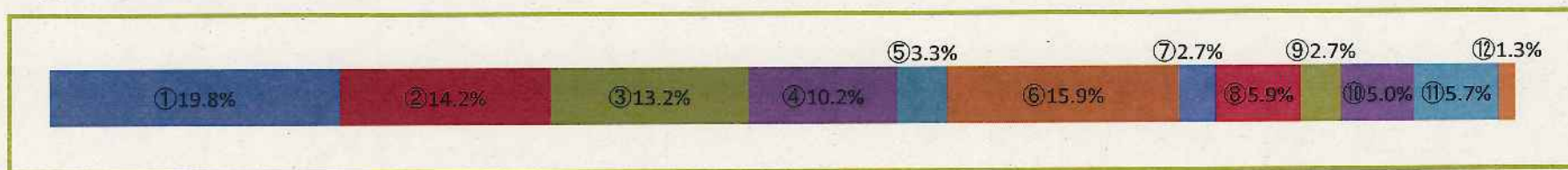


### 3 回答結果詳細(問Ⅰ～問Ⅲ詳細)

- 問Ⅰ 貴団体の住民にとって、現在必要とされる「地域力」とはどのようなことだと考えますか。(複数選択可(3つまで))

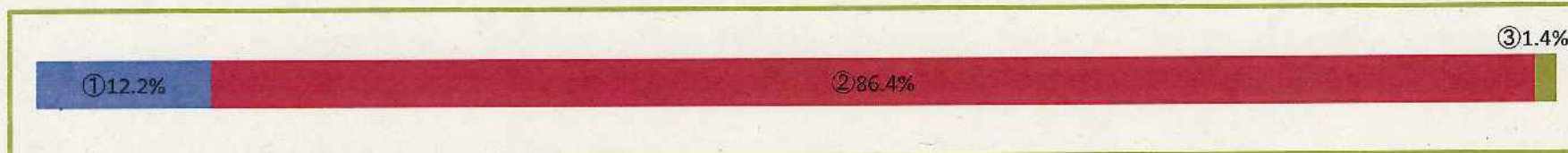
※( )は全回答数4,402件の内訳

- ① コミュニティ力・NPO力など地域のつながり力(871件) ② 地域リーダー力(627件) ③ 住民一人一人の人間力(582件) ④ 地域経営力(451件)
- ⑤ 公務員力(145件) ⑥ 経済産業力(700件) ⑦ 文化力(117件) ⑧ 教育力(260件) ⑨ 環境力(118件) ⑩ 情報発信力(220件)
- ⑪ 防災力・防犯力(252件) ⑫ その他(59件)



- 問Ⅱ 貴団体において、「地域力」を高める取組を行っていますか。※( )は全回答数1,504件の内訳

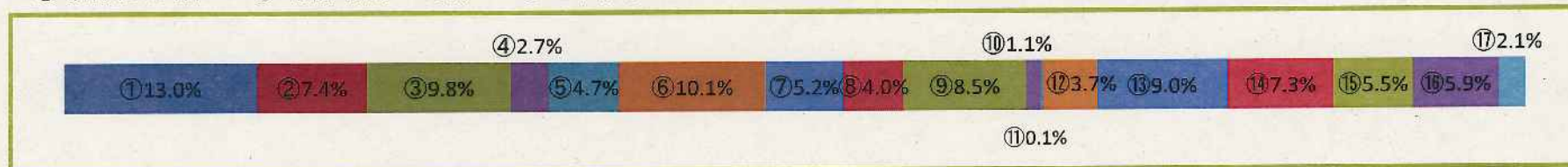
- ① 十分行っている(184件) ② 行っているが十分でない(1299件) ③ 行っていない(21件)



- 問Ⅲ 貴団体におけるその取組の中で、特に力を入れている施策は、以下のうちどれですか。(複数選択可(5つまで))

※( )は全回答数6,942件の内訳

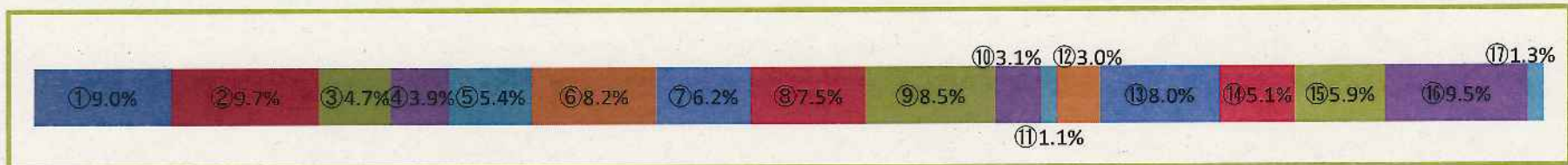
- ① コミュニティ活性化(902件) ② 人口定住(515件) ③ 地域防災・地域防犯(678件) ④ NPO等支援(186件)
- ⑤ 公務員の資質向上(324件) ⑥ 農林水産業対策(698件) ⑦ 地産地消(363件) ⑧ 商店街活性化(278件) ⑨ 企業誘致(592件)
- ⑩ 中小・ベンチャー等企業育成(75件) ⑪ 地域ファンドの創設など資本の域内循環(10件) ⑫ 文化振興(257件) ⑬ 観光振興(627件)
- ⑭ 教育(505件) ⑮ 環境対策(379件) ⑯ 地域情報の発信など地域ブランド強化(407件) ⑰ その他(146件)



## 4 回答結果詳細(問Ⅳ, Ⅴ)

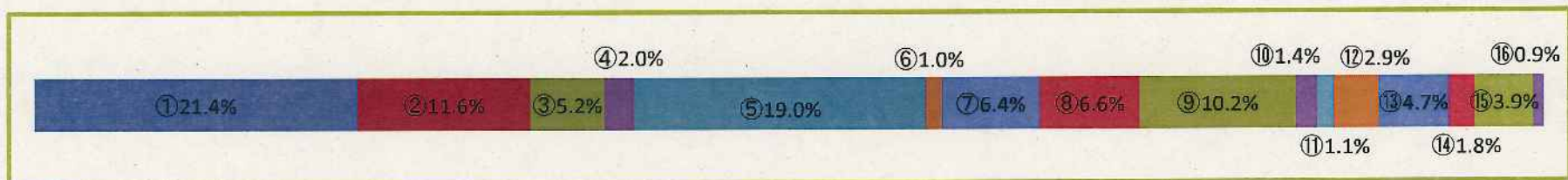
- 問Ⅳ 貴団体において、今までの取組が不十分で、今後更に力を入れるべきと考えられる地域力創造施策はどの取組ですか。(複数選択可(5つまで)) ※( )は全回答数6,576件の内訳

- ① コミュニティ活性化(594件)    ② 人口定住(639件)    ③ 地域防災・地域防犯(312件)    ④ NPO等支援(256件)  
 ⑤ 公務員の資質向上(353件)    ⑥ 農林水産業対策(539件)    ⑦ 地産地消(408件)    ⑧ 商店街活性化(492件)    ⑨ 企業誘致(559件)  
 ⑩ 中小・ベンチャー等企業育成(202件)    ⑪ 地域ファンドの創設など資本の域内循環(72件)    ⑫ 文化振興(194件)    ⑬ 観光振興(525件)  
 ⑭ 教育(334件)    ⑮ 環境対策(389件)    ⑯ 地域情報の発信など地域ブランド強化(624件)    ⑰ その他(84件)



- 問Ⅴ 上記Ⅲ又はⅣの取組を進める上で、必要性を痛感していることは何ですか。(複数選択可(3つまで)) ※( )は全回答数4,438件の内訳

- ① 補助金・地方交付税などの財源の確保(950件)    ② 自主財源の涵養(515件)    ③ 地方への権限移譲(231件)    ④ 規制緩和(89件)  
 ⑤ 住民のやる気、協力・連携意識の向上(842件)    ⑥ 民間企業の社会貢献活動の促進(45件)    ⑦ 地方公務員の意識・能力の向上(282件)  
 ⑧ 地域に対する愛着・誇りの涵養(292件)    ⑨ 地域リーダーの養成(453件)    ⑩ 情報発信のノウハウ(62件)    ⑪ 企業家マインド(49件)  
 ⑫ 生活基盤整備(128件)    ⑬ 産業基盤整備(210件)    ⑭ 情報基盤整備(79件)    ⑮ 産業の育成(171件)    ⑯ その他(40件)



## 5 問Ⅵ, Ⅶ回答結果(主なもの)

### ● 問Ⅵ 地域力創造に関して、総務省に期待することは何ですか。

- 地方への権限や税財源の移譲やその確保
- 地域の実情の把握、地域の自主性の尊重
- 各省庁施策の総合調整
- 住民・企業・NPO等との協働による施策への支援
- 地方への人材派遣等人材育成への支援
- 成功例・失敗例等の情報提供
- 定住自立圏構想、頑張る地方応援プログラム、新たな過疎対策の推進

### ● 問Ⅶ 地域力創造に関して、総務省以外の他省庁に期待することは何ですか。

- 縦割り行政の解消、各省庁の有効な連携による施策の展開(窓口の一本化など)
- 地域の実情の把握、地域の自主性の尊重
- 地域間格差の是正
- 地域の実情に応じた補助金・交付金制度の創設
- 各種インフラ整備への支援
- 企業誘致への支援
- 地域医療への支援、子育て環境の整備
- 条件不利地域への支援

## 2. (3) 地域力創造に関する首長アンケート結果の分析 (規模別)

## 首長アンケート質問項目

問Ⅰ 貴団体の住民にとって、現在必要とされる「地域力」とはどのようなことだと考えますか？

(問Ⅱ 貴団体において、「地域力」を高める取組を行っていますか。)

問Ⅲ 貴団体におけるその取組の中で、特に力を入れている施策は、以下のうちどれですか？

問Ⅳ 貴団体において、今までの取組が不十分で、今後更に力を入れるべきと考えられる地域力創造施策はどの取組ですか？

問Ⅴ 上記Ⅲ又はⅣの取組を進める上で、必要性を痛感していることは何ですか。

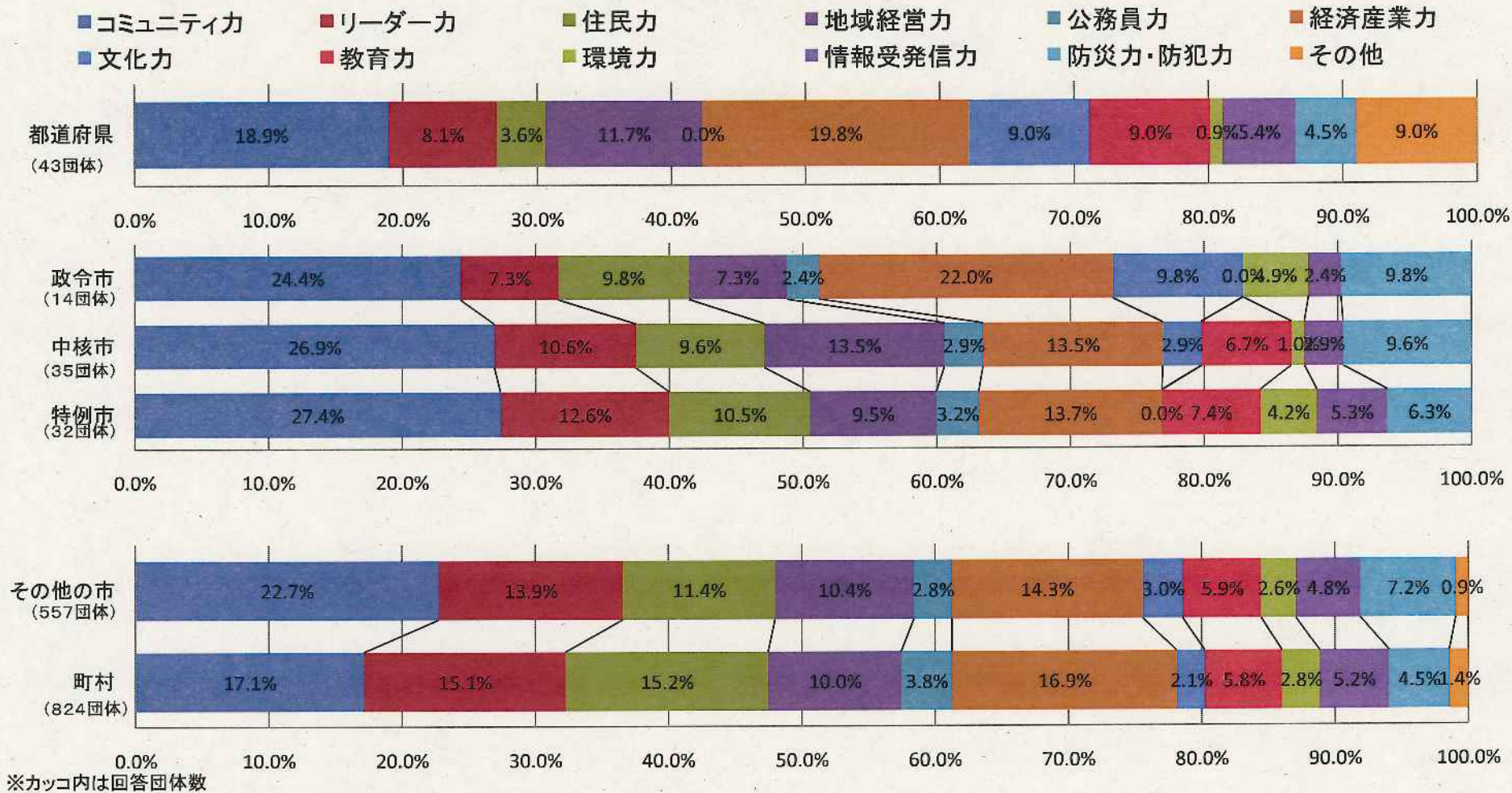
問Ⅵ 地域力創造に関して、総務省に期待することは何ですか。

(自由記述)

問Ⅶ 地域力創造に関して、総務省以外の他省庁に期待することは何ですか。

(自由記述)

# 問 I 地域力とは何か？

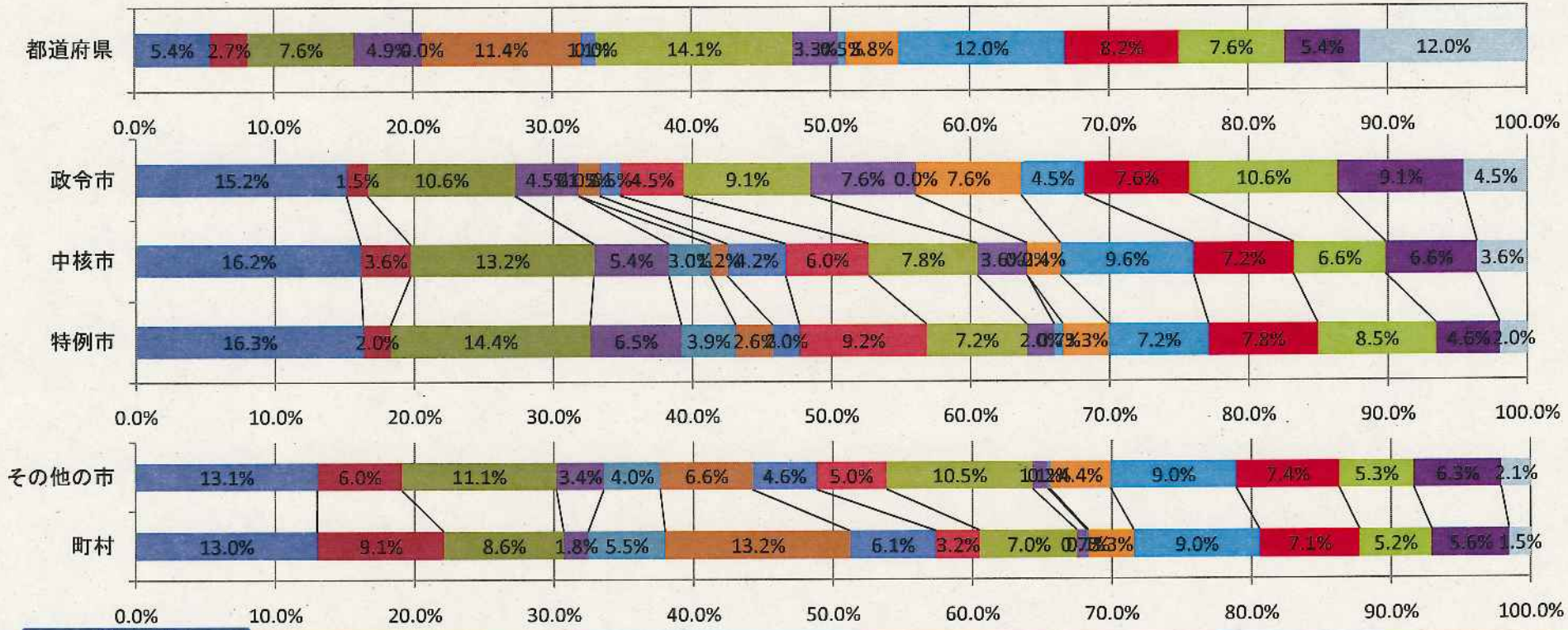


## 分析

- どの規模の団体においても、コミュニティ力、地域リーダー力、住民力、地域経営力、経済産業力を地域力として捉える傾向にある。
- 都道府県及び政令市においては、経済産業力(都道府県:19.8%、政令市:22.0%)を地域力と捉えている割合が多い。
- 都道府県において公務員力を地域力と回答した首長はなく、政令市において教育力を地域力と回答した首長はいない。
- 政令市、中核市、特例市及びその他の市においてはコミュニティ力(政令市:24.4%、中核市:26.9%、特例市:27.4%、その他の市:22.7%)の割合が比較的高く、町村においては、リーダー力(15.1%)及び住民力(15.2%)の割合が比較的高い。
- 自治体の規模が小さくなるほど、リーダー力及び住民力を地域力として捉える割合が高い。

# 問Ⅲ 力を入れている取組は何か？

- コミュニティ活性化
- 人口定住
- 地域防災・地域防犯
- NPO等支援
- 公務員の資質向上
- 農林水産業対策
- 地産地消
- 商店街活性化
- 企業誘致
- 中小・ベンチャー等企业育成
- 地域ファンドの創設など資本の域内循環
- 文化振興
- 観光振興
- 教育
- 環境対策
- 地域情報の発信など地域ブランド強化
- その他



## 分析

○都道府県においては、農林水産業(11.4%)、企業誘致(14.1%)、観光振興(12.0%)に力を入れている状況。逆に、コミュニティ活性化(5.4%)・商店街活性化(0%)への比重は小さい。

○政令市は、文化振興(7.6%)及び環境対策(10.6%)について、比較的力を入れているが、観光振興(4.5%)については、他の規模の団体と比較して比重が低い。

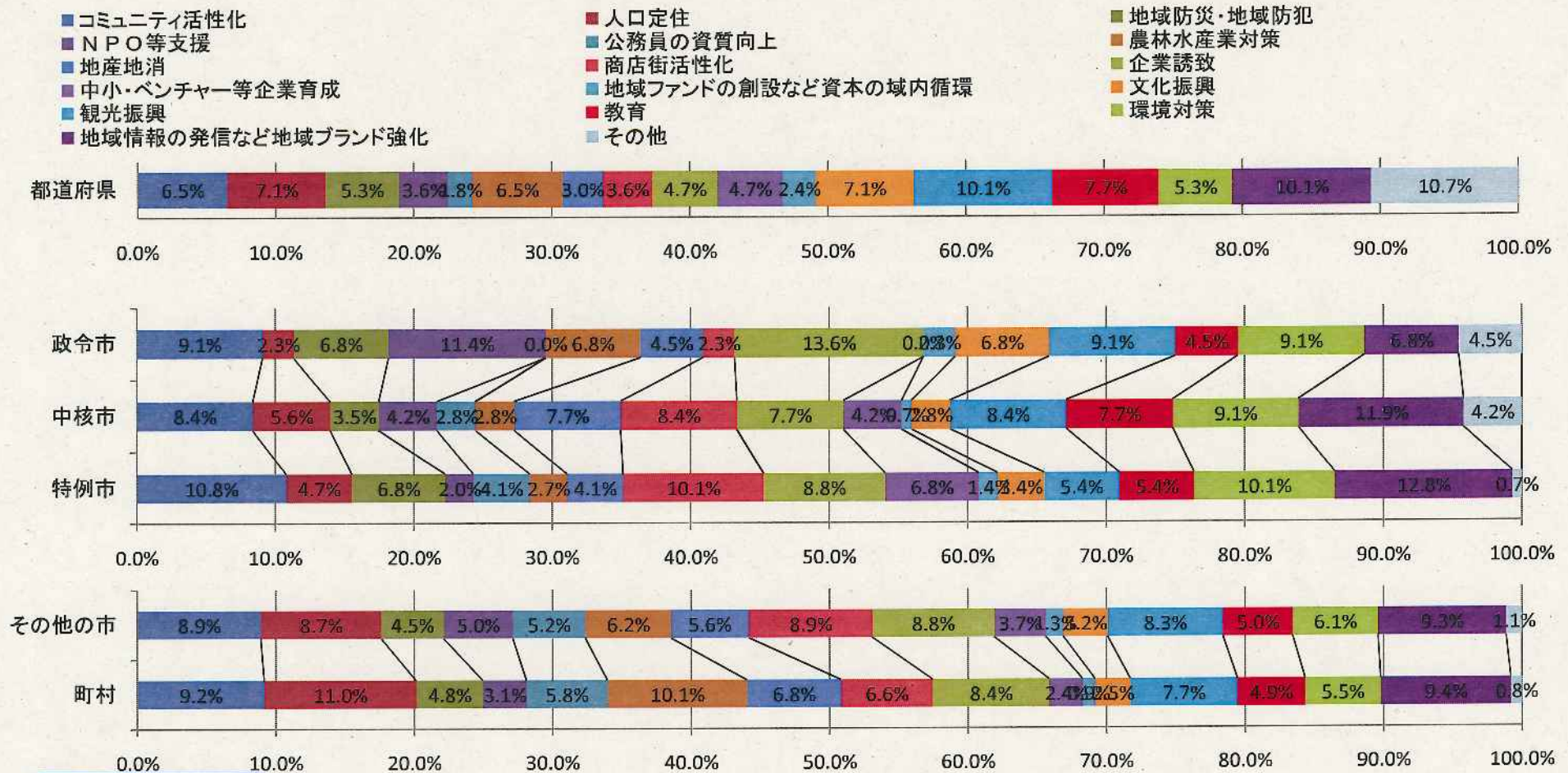
○政令市、中核市及び特例市においては、他の規模の団体に比べ、コミュニティ力(政令市:15.2%、中核市:16.2%、特例市:16.3%)や地域防災・地域防犯(政令市:10.6%、中核市:13.2%、特例市:14.4%)に力を入れている。

○中核市及び特例市は、比較的、商店街活性化(中核市:6.0%、特例市:9.2%)に力を入れている。

○規模が小さい団体ほど、農林水産業、人口定住対策に力を入れている。

○町村においては、NPO等支援対策(1.8%)への比重が比較的小さい。

## 問Ⅳ 取組が不十分で、更に力を入れているべきものは何か？



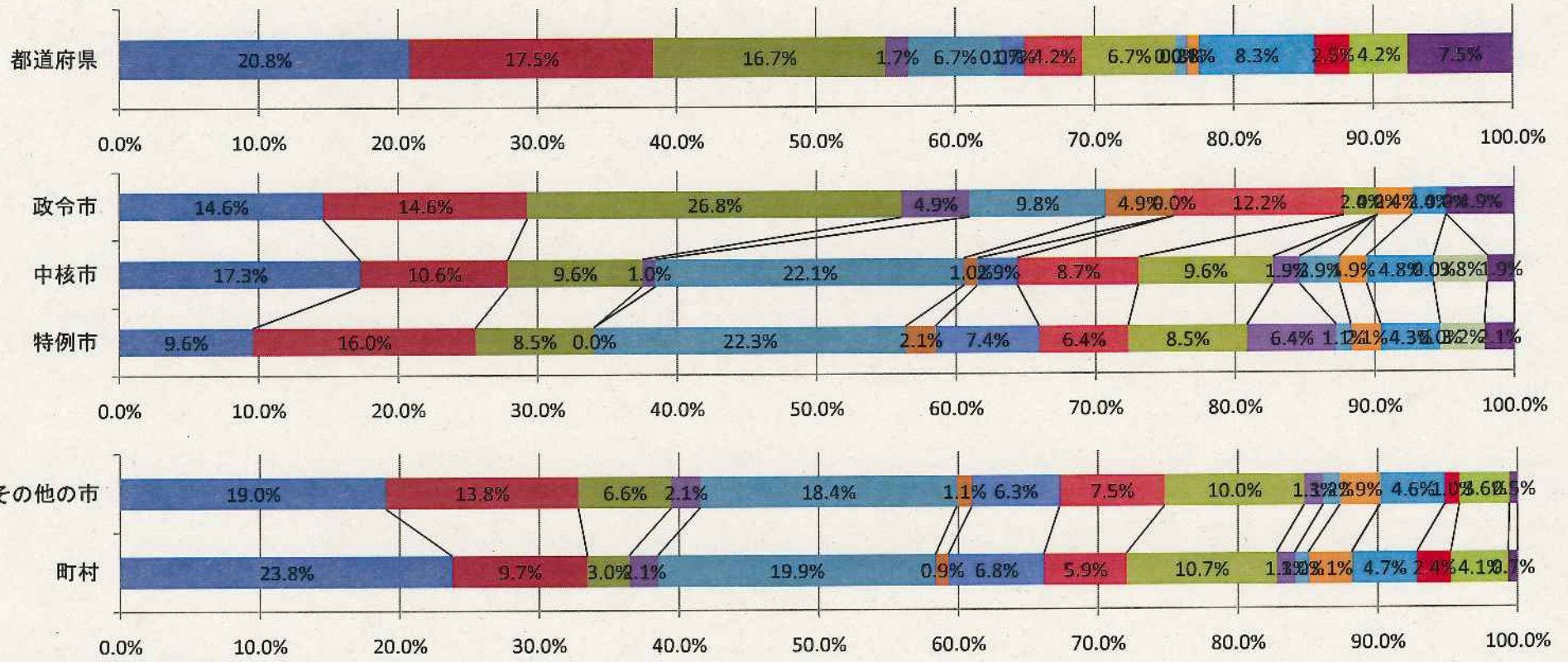
### 分析

- 都道府県においては、観光振興(10.1%)、地域情報の発信など地域ブランド強化(10.1%)の取組が不十分で更に力を入れるべきと考えている。
- 政令市、中核市、特例市においては、企業誘致(政令市:13.6%、中核市7.7%、特例市8.8%)や観光振興(政令市:9.1%、中核市8.4%、特例市5.4%)、地域情報の発信など地域ブランド強化(政令市:6.8%、中核市11.9%、特例市12.8%)に力を入れるべきと考えている。
- 政令市においては、他の団体に比べて、NPO等支援(11.4%)に更に力を入れるべきと考えている。逆に、商店街活性化(2.3%)にはあまり力を入れていない。
- 規模の小さい団体ほど、人口定住、公務員の資質向上に力を入れるべきと考えている。
- 環境対策について今後力を入れるべきと考えている首長はどの規模においても5~10%を占める。



# 問V. 問IVを進める上で、必要性を痛感している取組は何か？

- 補助金・地方交付税などの財源の確保
- 自主財源の涵養
- 地方への権限移譲
- 規制緩和
- 住民のやる気、協力・連携意識の向上
- 民間企業の社会貢献活動の促進
- 地方公務員の意識・能力の向上
- 地域に対する愛着・誇りの涵養
- 地域リーダーの養成
- 情報発信のノウハウ
- 企業家マインド
- 生活基盤整備
- 産業基盤整備
- 情報基盤整備
- 産業の育成
- その他



## 分析

- 基礎自治体において、政令市とその他の市町村とでは、必要性としているものが異なる。  
 例)政令市の割合が大きいもの → 地方への権限移譲、規制緩和、民間企業の社会貢献活動の促進、地域に対する愛着・誇りの涵養  
 その他の市町村の割合が大きいもの → 住民のやる気や協力・連携意識の向上、地域リーダーの養成
- どの規模においても、痛感しているものとしては、補助金、地方交付税、自主財源の涵養で30%前後を占める。
- 規模が大きくなるほど、地方への権限移譲についての必要性を感じている。

## 2. (4) 首長アンケートにおける「地域力創造」に関して期待すること

### 1 総務省に対して

#### (1) 情報提供関連

- ・地域活性化方策の成功例・失敗例を教えて欲しい。
- ・地域づくりを担う職員の研修、情報交換の場として、国と地方公共団体を横断するネットワークづくり。自治体のニーズに応じたできるだけ長期的な人材の派遣等、物心両面にわたる支援が必要。
- ・地域力創造の取組に対する各省の支援施策に関する自治体へのトータルな情報提供等を行うべき。
- ・地域力創造有識者会議に町村長を委員に加えてほしい。
- ・民力比較について、民度の向上につながる各種指標を、各県ごとに比較可能な形で積極的に公表されたい。  
(例：犯罪件数・検挙率、納税率、事業所の増減、NPO認証団体数等)

#### (2) その他地域力創造施策関連

- ・地域力を高めるのも必要な施策であるが、過疎化等地域自体が崩壊の危機にあり、それに対する施策の集中・重点化が必要。
- ・そもそも「地域力」の何たるかは国が考えて地方に示すべきものではない。
- ・地域力創造に取り組む自治会や地縁団体等への支援対策の充実。
- ・都市部の地域力の支援方策についても検討すべき。
- ・若者が中山間地に移住する施策を積み重ねることが必要。そのためには、農業と林業で家族が養える最低限の生活ができる状態になることが必要。
- ・国の事業等導入時にセットで当該自治体職員が地域に入る制度が創設できないか。
- ・地域診断士(仮称)など、地域の特性をプラス思考で客観的に提言できるような地域プランナー、アドバイザー等人材育成を実施し、場合によっては、2～3年地域派遣指導出来るような支援体制を構築すべき。
- ・地域コミュニティ維持・強化に向けた取組を協力を支援すること。
- ・多様な主体が地域の課題を円滑に解決していくための実効的な仕組み(体制・組織、意思決定のあり方、権限・財源など)について、住民自治の充実という視点を含めて検討すべき。

#### (3) 地方分権・財源措置関連

- ・地域内分権が実質的に進められ、地域の担い手自身による問題解決への取組が進むよう様々な施策を十分に講じられたい。
- ・地域のことは地域にまかせるということをぶれずに徹底してほしい。
- ・地域力創造施策を進める上で地方交付税を始めとする地方財源の確保が必要(同旨多数)。
- ・地域力強化には、地域住民活動の活性化が不可欠であると思われることから、住民活動に対する補助制度の創設、拡充が必要。
- ・地域力創造コンペを開催して、採用した独自の企画に対し予算と権限をつけて頂きたい。

## 2 総務省以外の各府省に対して

### (1) 地域力創造への提言

- ・地域力を高めるためには、産業、雇用、交通、教育、保健医療など様々な政策領域を総合的に捉える視点と一体的な政策展開を可能とする柔軟な仕組みづくりが必要ではないか。
- ・子ども施策を重点的に行うことが必要。学校・地域・家庭との連携、協働による教育環境づくりを国とともに形成していくことが大切であり、将来の地域力へと繋がるものと考えられる。
- ・地域経済活性化を促すため、中小企業が利用しやすい融資制度や補助制度の拡充が必要。
- ・地域力は産業、生活、福祉、教育等、全ての分野で期待される力であり、全省庁横断的な支援・体制づくりが必要。
- ・環境や食糧の問題を地域活力、企業活動に生かす施策を横断的に実施していただきたい。
- ・農林水産省所管の農地・水・環境整備事業の導入により、非農家も地域の農地、特に水利の管理を行うことになり地域としては助かっている。中山間地の農地を耕作者だけで守るのは不可能である。農業に地域力が必要(同様意見有)。
- ・民間企業が地域に貢献することによって評価される仕組みがあれば、より積極的な地域力向上につながるのではないか。
- ・国の役割は地域の競争条件の格差を是正することである。

### (2) 国の地方への支援体制や施策の体系に対する提言

- ・経済、教育、福祉、まちづくり、防犯等の分野における支援策が、省庁縦割りで行われるのではなく、地域コミュニティの支援施策が包括的に示され、地域にとって十分に利用が出来るようにしていただきたい。
- ・国の支援制度が、縦割型からメニュー方式、自主提案方式等に変わっていることは評価できるが、内閣府が中心となって推進する地域活性化策と各府省の施策が混然としてわかりにくい面がある。
- ・地域活性化方策において、目標、行政が類似する法制度・計画・補助制度の統合、整理が必要。

### 3. 地域力の向上に取り組んでいる事例発表

#### (1) ゲストスピーカーからの主な指摘事項

##### ①株式会社エフエムもえる 代表取締役社長 佐藤太紀様

◎住民自らが地域の情報を収集し、その情報をFMにより発信し、自分たちの住んでいる町の地域力の向上を図っている事例

- 1) ボランティアが120人で番組制作等を行い、1年間365日24時間放送を実施。まちを何とかしなければならないという思いや、何かおもしろいからやってみようというような感じでボランティアが集まった。
- 2) できることを、できる人が、できるときにやれる、という誰でも参加できる仕組みづくりに留意した。
- 3) 住民に「あなたたちが持っている情報はすばらしいのだ」と気づかせることができれば、放っておいても動いてくれるようになる。
- 4) 最初から補助金に頼ると、補助金の切れ目が活動の切れ目になる。活動を重ねていく中で行政、経済界との信頼関係ができ連携も生まれた。

##### ②山形県庄内映画村社長 宇生雅明様

◎庄内という土地の特性を生かし、映画産業の取り組みを通じて地域力の向上を図っている事例

- 1) 庄内映画村は、地域おこしをするための会社ということで、一口50万円で全員筆頭株主という考え方にに基づき、上も下もなく50万円ずつ102口の株主によって運営が始まった。
- 2) 地吹雪など（生活に支障をもたらす存在ではあるが）雪をいかに売り込んでいくかが課題、勝負だと考えている。

- 3) 映画の撮影だけに使うのではなく、観光客を入れて、映画と観光、地域の特産品の販売などをセットにした取組みを考えている。また、観光客と地元の人との交流の場にもしたいと考えている。
- 4) エコと自然と農業、その中に映画のセットがあるということができれば理想的。
- 5) 地域の核となる人が中心となり応援してくれている。また、エキストラに無償で協力してくれる人などが多くいるのがこの地域の強みと感じている。

③熊本県福田農場ワイナリー代表取締役 福田興次様

◎地域の資源に着目し、産業の連携を重視する中で、地産地消の取組みなどを通じ地域力の向上を図っている事例

- 1) 地域の活性化というのは、ものづくりと交流であると認識。地域が豊かになり、住んでいる人の心も豊かになる。物心両面を豊かにすることが大切。
- 2) 先人の暮らしの知恵に着目し、それを現代風にアレンジすることを商品開発に当たっては常に心がけている。
- 3) 水俣の過去の体験を踏まえ、地域のエゴをエコに、観光を環境に結びついていく取組をしたい。
- 4) 地域の特性を磨き、みんなで力を合わせることで地域力が高まる。もたれ合ってはだめ、個性をしっかりと磨き合って連携していくことが必要。

### 3. (2) 地域力の向上に取り組んでいる事例発表

(ゲストスピーカー資料)

---

# るもいモデルについて

佐藤太紀 (SATO Taiki)

地域情報受発信システム実行委員会 委員長  
株式会社エフエムもえる 代表取締役社長

電話：090-2077-0769 / 090-6654-7690

電子メール：[satotaiki@moeru.fm](mailto:satotaiki@moeru.fm) / [satotaiki@i.softbank.jp](mailto:satotaiki@i.softbank.jp)

2008年12月12日

---

エフエムもえる コミュニティ放送局

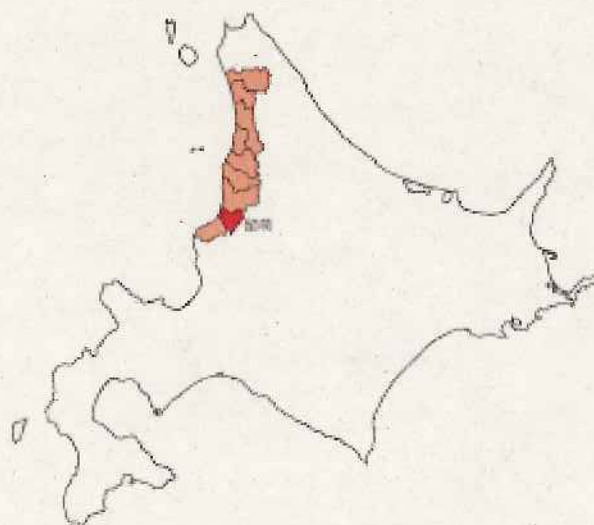
～ マチの聴こえる回覧板 ～

るもいFAN.NET / るもいFAN通信

～自分たちのことを、自分たちで、内外受発信～

コミュニティシンク&ドゥタンク

～ なんでも揃う食材 / オーナー企画 / イベント主催 / R.B.C.



# エフエムもえる 76.9MHz

～マチの聴こえる回覧板～

<http://moeru.fm>



エフエムもえるに出演する市民

## 会社概要

- 【名称】 株式会社エフエムもえる
- 【範囲】 留萌市
- 【資本金】 1,755万円 / 市内17の企業、個人により出資
- 【周波数】 76.9 MHz (出力: 20w)
- 【職員数】 5名
- 【年商】 2,200万円
- 【経緯】

### 2003/5 ミニエフエム開局

有志10人の市民（半分が沿岸塾生）。市内のイベント会場の一角を間借りして半径30m程度の電波で場内盛り上げ。（会場スピーカーの方が効果あり）。商店街からも疎まれながら協力要請を継続。

### 2004/1～4 イベントエフエム（試験運用）

有志100人の市民ボランティア。現在の放送と同じ出力で毎日7時～22時まで放送（民間企業、商店、行政からの協力有り）。市民から放送局開局の声があがる。

### 2004/10/24 株式会社エフエムもえる及びコミュニティFM放送開始

ボランティア（エフエムもえるメンバーズクラブ、通称FMC）が「運営母体」に。それを支える営業、施設管理、責任者として株式会社エフエムもえる（「経営母体」）を設立。開局時は職員1名。

FMCは年会費千円で放送局を支える880人（3.5%）と、120人の実働市民ボランティア（全市民の0.5%）。

年間延べ出演者数8,000人、4年間で32,000人（全市民の1.28倍）



番組表 (年365日 日24時間放送)

**エフエムもえる週間番組表** 1999年12月 76.9MHz

あなたの周りのマブの音響をどんどん拡散してください! ☎42-3856 ☎769@moeru.fm ☎http://www.moeru.fm

月	火	水	木	金	土	日	
07:00	[07:00-08:00] 月曜-金曜					1010.5	76.9
08:00	[08:00-09:00] 月曜-金曜					1010.5	
09:00	[09:00-10:00] 月曜-金曜					1010.5	
10:00	[10:00-11:00] 月曜-金曜					1010.5	
11:00	[11:00-12:00] 月曜-金曜					1010.5	
12:00	[12:00-13:00] 月曜-金曜					1010.5	
13:00	[13:00-14:00] 月曜-金曜					1010.5	
14:00	[14:00-15:00] 月曜-金曜					1010.5	
15:00	[15:00-16:00] 月曜-金曜					1010.5	
16:00	[16:00-17:00] 月曜-金曜					1010.5	
17:00	[17:00-18:00] 月曜-金曜					1010.5	
18:00	[18:00-19:00] 月曜-金曜					1010.5	
19:00	[19:00-20:00] 月曜-金曜					1010.5	
20:00	[20:00-21:00] 月曜-金曜					1010.5	
21:00	[21:00-22:00] 月曜-金曜					1010.5	
22:00	[22:00-23:00] 月曜-金曜					1010.5	
23:00	[23:00-00:00] 月曜-金曜					1010.5	
00:00	[00:00-01:00] 月曜-金曜					1010.5	
01:00	[01:00-02:00] 月曜-金曜					1010.5	
02:00	[02:00-03:00] 月曜-金曜					1010.5	
03:00	[03:00-04:00] 月曜-金曜					1010.5	
04:00	[04:00-05:00] 月曜-金曜					1010.5	
05:00	[05:00-06:00] 月曜-金曜					1010.5	
06:00	[06:00-07:00] 月曜-金曜					1010.5	

※ 番組内容は随時変更される場合があります。詳細はウェブサイトをご覧ください。

85%がボランティア番組

## 主な番組



1町内会（約1,000人）のための放送（塾生）

- ・町内会パークゴルフの中継
- ・子供会の中継
- ・老人会の収録～放送



奥様方が企画、パーソナリティ、機会操作を全てやる。

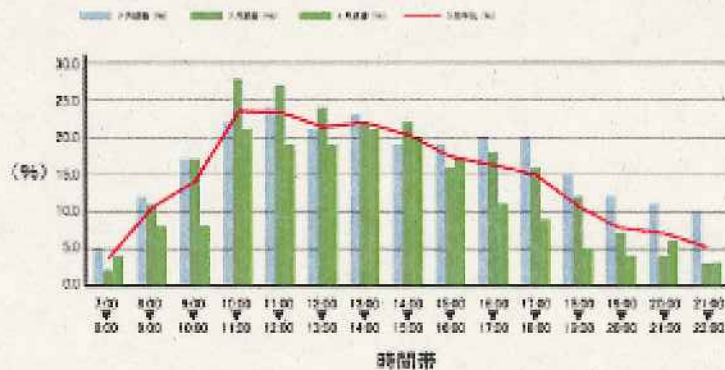
- ・ビジネスホテルの支配人、市内建設会社の職員の奥さん、主婦らで構成。
- ・地元の旬の食材、ちょっとすてきな出来事や風景  
地元ならではの穴場など



農家が、今の農作業、農作物、農業になどについて。（塾生）

- ・果樹、稲作、畑作（小麦、野菜、根菜など）、酪農の人や、今を紹介。
- ・ゲストが多数。（提供はホクレン）

時間帯別聴取率



### 【思想】

- 楽しく減ってゆく方法を探す → まずは情報の量と、多様さと、速さを圧倒的に高める。しかも情報は地元のものに特化する。
- ボランティアが放送をやらなければ、会社の存在意義がない。（会社は下支え）
- 地域が生き残るといふ本質は生活情報の伝達 → どんな些細な情報も大切である。

### 【内容】

- 出演は、東京大学名誉教授による地域戦略をテーマとする生放送から、幼稚園児の出演まで。（農家、漁師、市議会議員、医師、警察、看護師、主婦、高校生、公務員、商店主、寿司屋の見習い、地元民謡師匠、絵本読み聞かせボランティア、タクシードライバー、清掃員、県城局アナウンサー、整体師などなど）
- 地域の団体、行政、商店街売り出し、市議会選挙速報、地震速報など。
- 徘徊老人から、犬の捜索まで。
- 防災放送は毎日、災害放送は都度。

### 【こころがけていること】

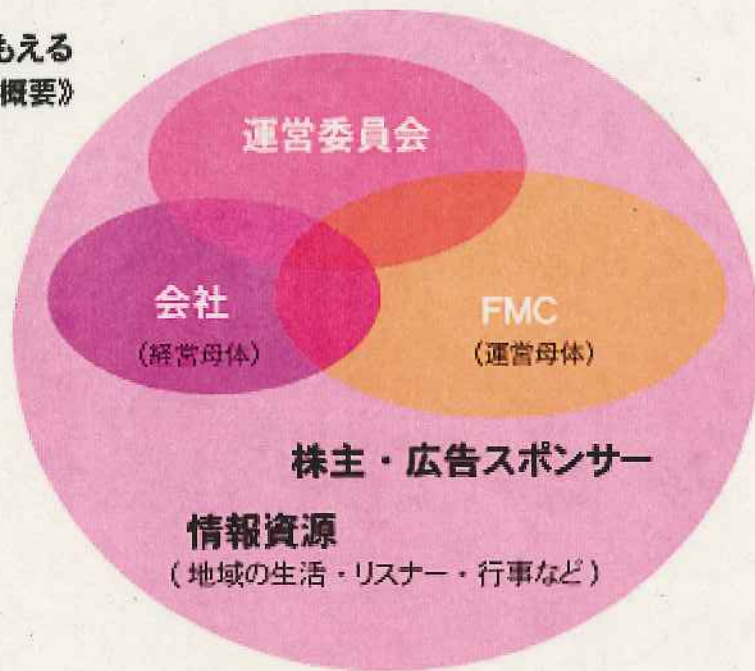
- 常識ではなく、良識で話す。
- 大手放送局の番組は放送しない。真似もしない。
- 地元の情報は、安売りせず、しかし、出し惜しみしない。（地元には惜しみなく、大手には効果的に発信）
- 有名人より、地元の子供が何人出演したか？が重要。
- 地元で通用する“地域言語”大歓迎。

### 【現状】

- 真っ白ではなく、真っ黒な放送局 → 建設業ライバル社同士が協力。宗教、政治は問わない。（法話も、キリスト教も、創価学会もボランティア番組あり）。行政番組もあれば行政批判番組もある。ボランティアパーソナリティは、自由意志で番組を継続している。
- だれでも気軽に参加できる → できることを、できる人が、できるときにやれる仕組。（掃除、お茶入れも）新聞の様に改まるのではなく、あたかも自分の局のように使える“回覧板”。
- マチの人が、マチに向けて、マチのことを発信 → だれでもネタは持っている。
- 公共性を内包した住民としての市民 → 実践しながらも、それを認識しているボランティアメンバーはほとんどいない。（自分が主役になる瞬間を楽しんでいる）
- 小さいマチなので、いつでも聴取者が発信者になる。相互通信ラジオ。
- 結果として、人と、情報と、ものが集まり、魅力を生み出す。
- 「留萌には何も無い」のではなく「何も知らない」ことに気づく。

市民やボランティアの関係

現在のFMもえる  
《経営・組織概要》



コミュニティラジオと  
地域の連携



# るもいfan.net るもいfan通信

～地域情報受発信システム実行委員会～

<http://rumoifan.net>

フリーペーパー「るもいfan通信」



毎月5,000部を地域及び札幌市内に送り届ける（同時にご用聞き）

ウェブサイト「るもいfan.net」



- ・毎日更新
- ・見ていて気持ちのよいもの
- ・イベントや暮らしの便利帳

## 実行委員会

【構成】 留萌支庁管内の10名

【情報員】 留萌支庁管内の30名程度

【編集局】 エフエムもえる

【経緯】 2004/8 実行委員会設立

【思想】

- ・経済的なリスクを負い、多くの住民を巻き込んで、継続可能な仕組みを作らなければならない。→ 地位の人が安心して、自分の意識で活動をやれる。自分が主役でやれる。

【内容】

- ・エフエムもえるで得られた、地元が地元に向けて地元の情報を受発信するノウハウを基に、人脈（エリア）、手法を拡張（紙媒体/ウェブサイト） → いろいろな人が集まる場所で、情報の共有ができて、もっと有機的に、迅速に情報網が使える。

## 【現 状】

- 情報が人を呼び、人が情報を呼ぶ。ほとんどの生産者、製造、農協、漁協とつながっている  
ので、取材がとても簡単。
- 情報員は、あたかも自分のウェブサイトのごとく情報を出し続ける。
- 地元高校（千望高校）がつくる外国人むけのガイドブックなどの指導。
- 事業は、提案ではなく、お願いから始まる。
- 留萌にエフエム放送局を作ると言い始めたときは「ばか」扱いされたが、まずは行政から、  
今は経済界からも期待される。
- 「あそこ（もえる）に行ったら、なんとかしてくれる。何かを得られる。」という期待感。

---

# コミュニティ

## シンク&ドウタンク

～なんども揃う食材／タコヒラメオーナー企画／るもいモデル提唱～

---

### るもい食の駅推進準備室（留萌商工会議所と協力）

【構成】 留萌支庁管内の5名（商工会議所委員会は25名）

【事務局】 エフエムもえる → 留萌支庁管内50の企業／個人の出資による企業。

【経緯】 2008/2 準備室設立

#### 【思想】

- 自分たちの生活、自分たちのやり方を、自分たちで考え、自ら動く。また、行政や経済界に“陳情”ではなく、自分たちの思想をどうやって具現化させるかを考える。
- 例えば、自分の子供が、将来どこへ行っても留萌を自慢したくなるマチにする。
- やってもやらなくても良いことは、やる。儲からなくても、やる。人のやらないことを、やる。迷ったら、やる。

#### 【機能】

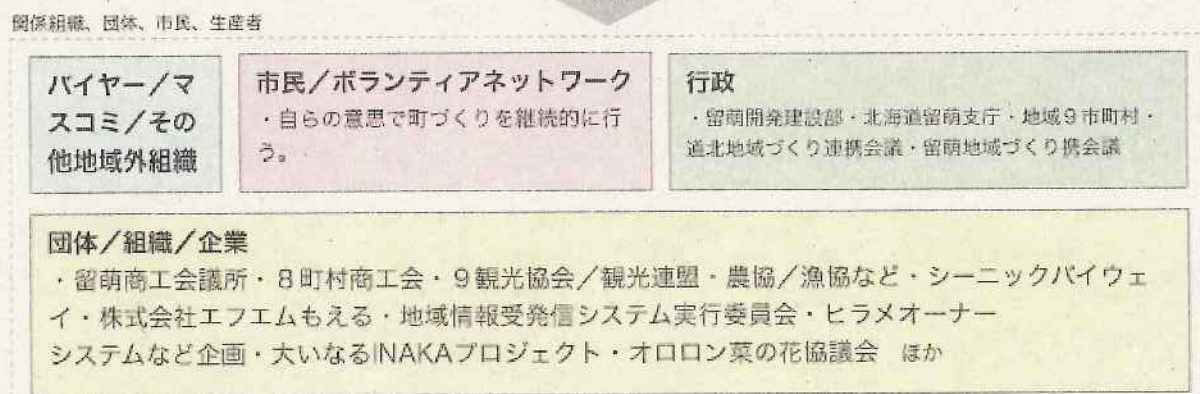
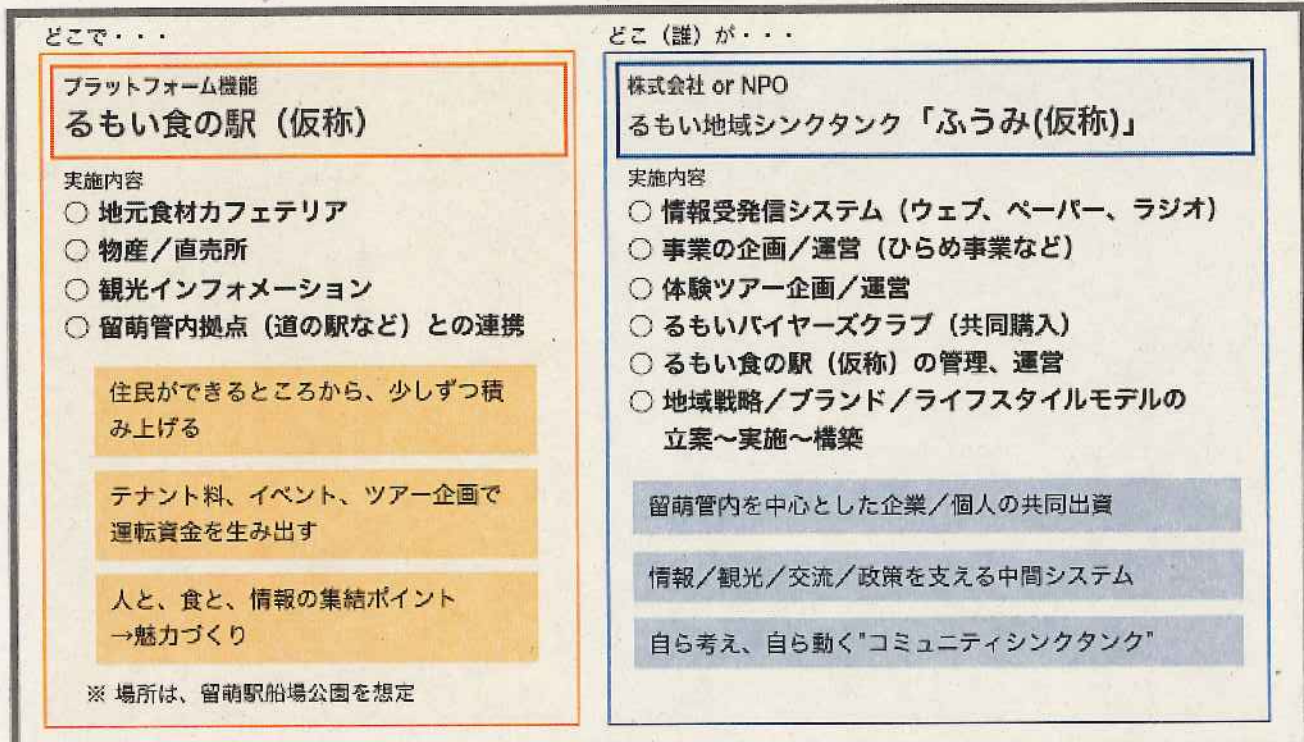
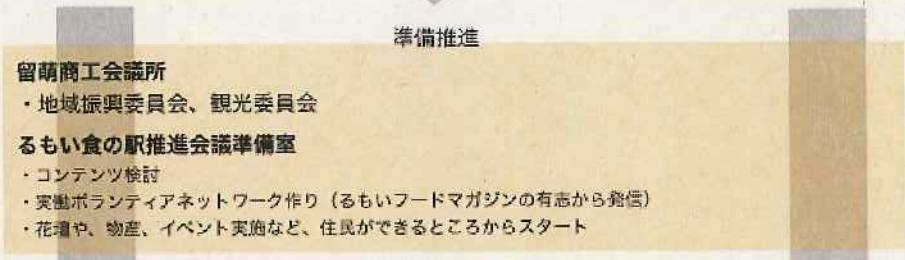
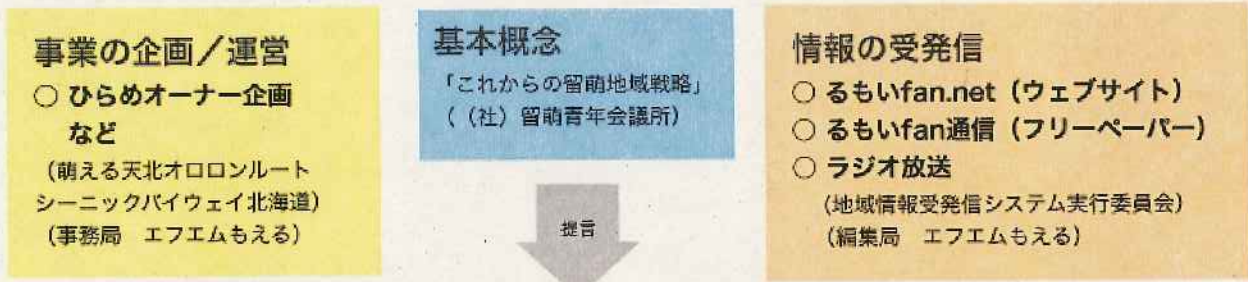
- この地域の情報／観光／交流／食／政策を支える中間システム。
- 情報受発信システム。
- 事業の企画／運営（全国880人応募のヒラメオーナー、22,000人応募のタコ箱オーナー）
- 海（シーカヤック）、山（散策）、川（化石など）と食の夏冬体験ツアー
- るもいバイヤーズクラブ（るもいフードマガジンで準備中）
- 地域戦略／ブランドの構築／魅力を持った外販システム（準備中）
- 衣食住を通じてライフスタイルモデルの実践、提案（将来構想）

#### 【現状】

- 何もやらないこと、変化を嫌うことで有名な商工会議所が、自分の事業としてスタート。
- 行政も協力せざるを得ない状況へ。

# 「るもい食の駅（仮称）～るもい地域シンクタンク「ふうみ」（仮称）」

06  
07  
08  
09  
10





# 山形県庄内映画村

# 「物づくり」と「交流」で地域活性化

## 農商工連携

(株)福田農場ワイナリー  
代表取締役 福田 興次



# 海の「湯の鬼温泉」



亀が見つけた温泉。



怪我した鶴が癒した温泉。



# 山の「湯の鶴温泉」

# 市民によるゴミの22分別

毎月1回、市内約300ヶ所の  
ステーションで行われる

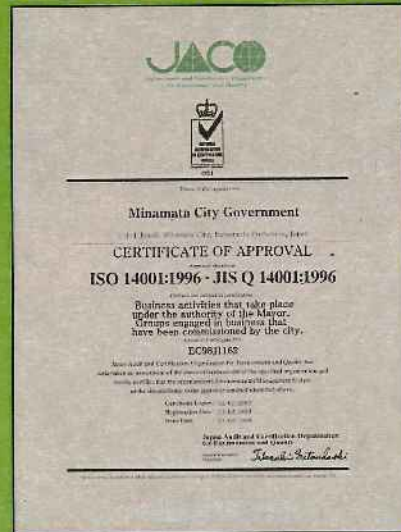


全国の小・中・高校  
82校から6600人の  
修学旅行生が訪れて  
います（平成15年）

## 修学旅行生の22分別体験

# 環境保全活動の展開

## 市役所のISO 14001認証取得



市役所の取り組みを家庭や学校などへ広げようと、我が家のISO、学校版ISO、幼稚園・保育園ISOなどが実践されています。

## ごみ減量女性連絡会議



増えつづけるごみを家庭から減らそう！を合言葉に、市内店舗と食品発泡トレイの廃止を申し合わせる締結や、リサイクル商品の購入を進める活動を行っています。

## 環境マイスター制度



環境に配慮したもののづくりを行っている人を認定・支援。水保だからこそ安心安全なものを提供したい！



## 水保エコタウン事業

ごみの22分別で集まった資源を有効に活かすため水保市にふさわしい環境関連企業の誘致を進めています。現在エコタウン企業として6社が進出しています。



びんのリユース・リサイクル事業  
(株 田中商店)

## 思考の三原則

◆ 歴史観・多面的・本質的

## 観光の三方良し

◆ 住んで良し・訪れて良し・世間良し

## 観光の三感王

◆ 感性・感動・感謝

# バレンシア館

スペイン風レストラン



たくさんの人で賑わう店内



地元の食材で作るパエリア



修学旅行でパエリア作りが体験できます。



# スペイン館

甘夏サンングリアワイン工房



ワイン製造工場の様子



色々な種類のワイン  
が試飲できます



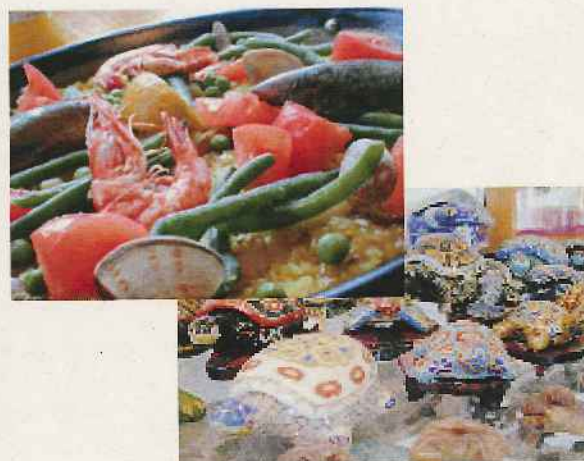
出来たてパンの香りが漂います

# セビリア館

フルーツ地ビール & 多国籍料理



賑わう多国籍レストラン



地ビールプラントの様子

# ◆ 白亀伝説

湯の児スペイン村・福田農場で飼育されている白い亀



★奈良時代に白亀を称徳天皇に献上されて『宝亀』と年号が変わりました。



★『亀コレクション館』では、約5000点の亀の置物などが展示してあります。

# みかんになったつもりで 「新」は「深」なり

果皮からはお菓子や  
パンなどがつくら  
れます。



## みかんの恵み

大いなる海に抱かれてすくすく  
育ったみかんがたくさんの恵み  
を与えてくれました。

オイルからは洗剤や  
ハンドクリームができます。

果汁からはジュースやワイン  
などがつくれます。

◆お茶との連携

◆虫除けロウソク

◆エタノール

◆地域の資源をブレンド  
して新しいものを



# 摘果みかんを活用した柑橘商品の開発・販売

(株)福田農場ワイナリー (有)鶴田有機農園 (有)福田農園

連携参加者 (株)果実堂 CCT(株) (株)千興ファーム (株)阿蘇健康 ホシサン(株)  
(株)アサヒフード&ヘルスケア 熊本県産業技術センター

青みかんは、完熟みかんに比べて、  
有効成分が多く含まれているが、活用されていない。  
(カボスを例…)

- ◇ 青みかんからの有効成分を加え、さらに熊本の馬油でヘアケア商品(シャンプー、リンス)
- ◇ 有効成分を加えたポン酢、ドレッシングを開発し、全国に販売

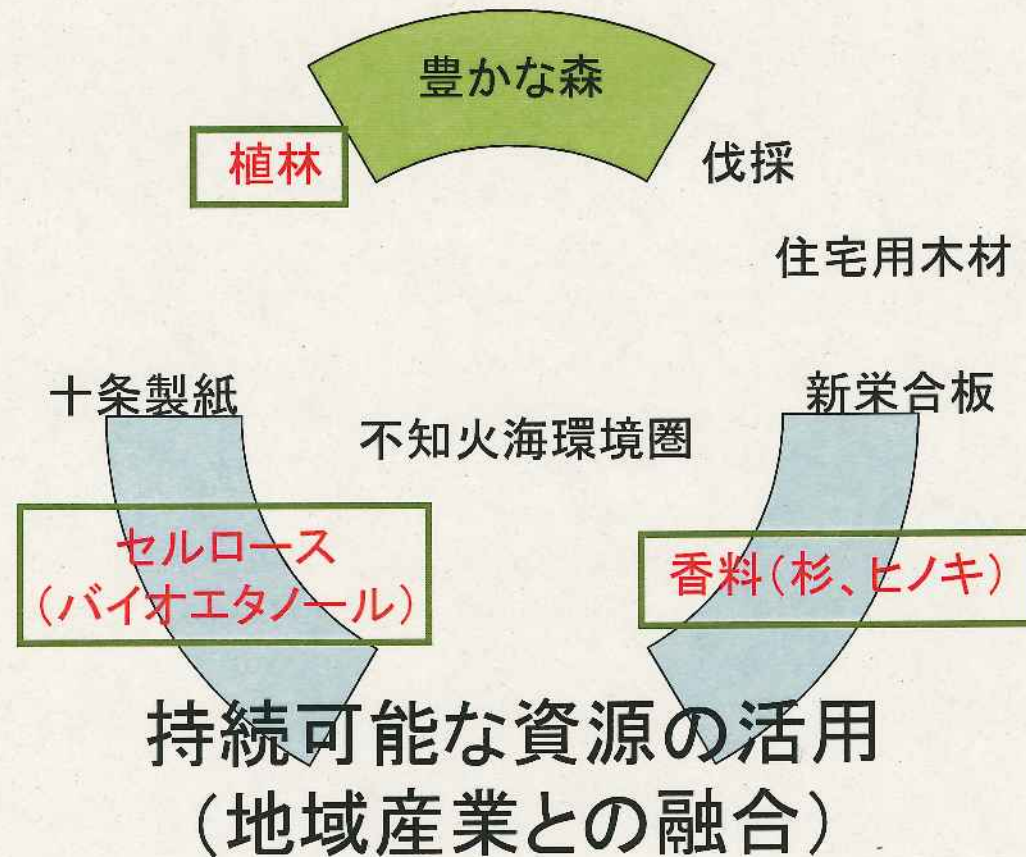
**思考の三原則** 歴史観・多面的・本質的

エゴからエコへ、環境が観光へ  
**循環と共生の地域づくり**

(水俣の体験を生かす)

力を合わせると花開く  
**レンコン プロジェクト**  
(クランベリーの収穫風景)

# 環境と共生の地域づくり

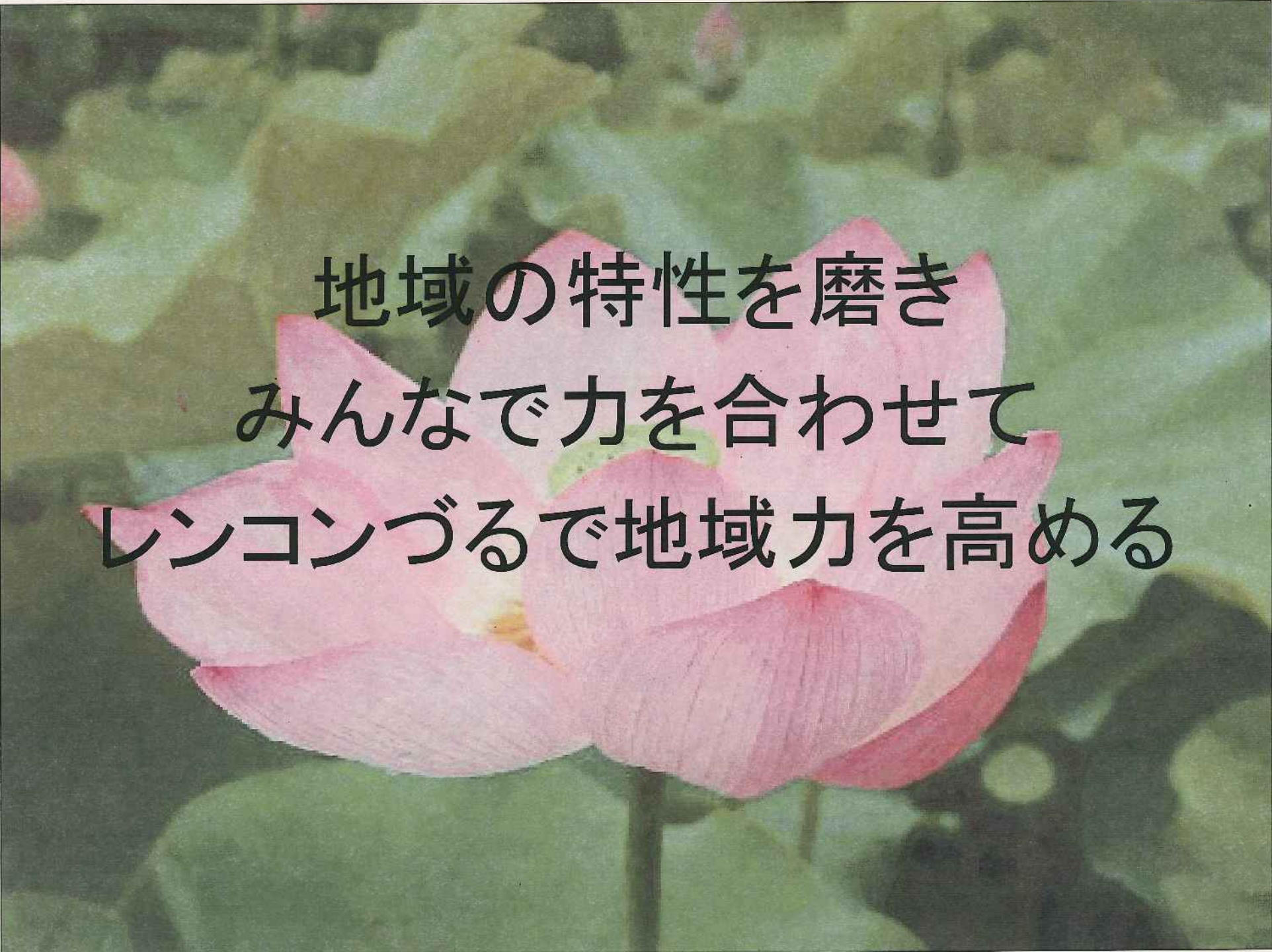


# レンコン プロジェクト

- 環境 …… 水をはる事による地下水保全
- 情報 …… 熊本らしい場所
- 観光 …… 早朝の開花の音を聞く(泊まり)
- 農業 …… 生産者の活性化
- 産業 …… 辛しレンコンを初めとする加工品、料理
- 教育 …… レンコン掘り体験 (蓮の花のお茶、蓮の実)

熊本ブランド、稼げる県、農業、観光立県、人材育成  
築城400年、九曜の紋(細川忠利、森平五郎)





地域の特性を磨き  
みんなで力を合わせて  
レンコンづるで地域力を高める

#### 4. 関係府省等ヒアリング資料

# 都市と農村の共生・対流を通じた 農山漁村の活性化施策

平成21年7月28日

農林水産省

# 目次

1. 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開	
(1) 都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化	..... 1
(2) 地域活性化の推進役となる人材育成への支援	..... 8
(3) 祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援	..... 9
(4) 中山間地域等条件不利地域への支援	.....11
(5) 農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援	.....15
2. 農商工連携の推進	.....18
3. 農林水産業での雇用の創出	.....19

## 1. 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

### (1) 都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化

小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進、民間主体による共生・対流の国民運動の自立的・持続的な展開、企業や商店街等との連携による地域経済の活性化など都市との共生・対流を推進している。

#### 1. 各省連携による小学生の宿泊体験等の全国的な展開

総務省、文部科学省との連携により、小学生1学年規模の宿泊体験が可能な体制の整備に向けた受入拡大モデルの構築等を支援。(将来は年間120万人の受入を目標)

#### 2. 農山漁村での宿泊体験活動の促進のための施設整備

小学生1学年規模で宿泊体験活動ができるようにするため、農林漁家の空き家及び廃校などの地域の既存ストックを活用した宿泊体験活動受入拠点施設の整備等を支援。

### 3. 都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の促進

農山漁村旅行商品の開発・提供や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、民間主体による共生・対流の国民運動の新たな展開を支援。

### 4. 都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流活動に対する支援

都道府県域を越えた広域連携プロジェクト活動のほか、商店街等と結んで展開する多面的連携での取組や企業等との連携による新たな協働の取組などの共生・対流活動による地域活性化を支援。

### 5. 地域の特性を活かした活力ある漁村づくりの推進

子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するための安全指針やガイドラインを作成。

### 6. 国有林野における体験・交流活動の促進

農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習を実施するため、国有林野のフィールドを整備、プログラムを作成。

# 子ども農山漁村交流プロジェクト

**農林水産省**

○全国の小学生(1学年単位)の受入が可能な地域づくりを全国的に拡大

- ・モデル地域を核とした受入地域の整備に向けた総合的な支援
- ・受入地域と小学校の情報の共有化、連携活動等の強化
- ・地域リーダーの育成及び体験プログラムの開発 等

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 640百万円】

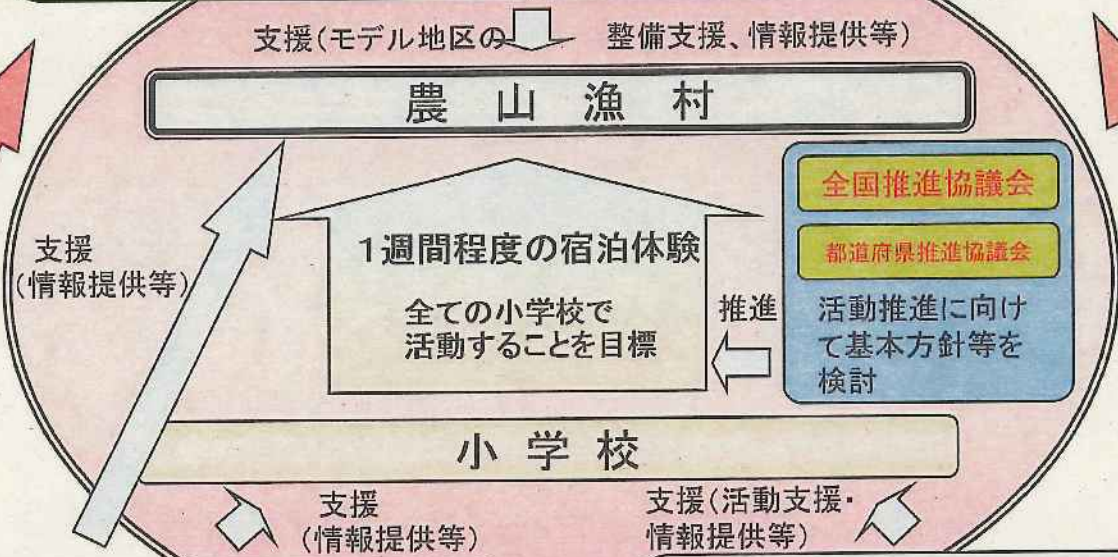
【グリーン・ツーリズム促進等緊急雇用対策(21年度補正) 300百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,915百万円の内数】

【 " (21年度補正) 6,000百万円】

※ 主な関連事業を記載。  
金額は各省の平成21年度予算額  
及び補正予算額

環境省  
協力・支援



受入地域の整備の推進に向けた連携

宿泊体験活動の送り側、受入側の連絡調整  
(モデル連携)

**総務省**

○地域の活力を創造する観点等から、長期宿泊体験活動の推進に向けた取組に対して支援

- ・受入地域のコミュニティ、市町村、都道府県等に対する支援(情報提供等)、気運醸成等
- ・地方独自の取り組みへの積極的な支援

【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業 16百万円】

【特別交付税措置(要求額) 約2,500百万円】

**文部科学省**

○豊かな人間性や社会性の育成に向け、小学校等における長期宿泊体験活動の取組を推進

- ・長期宿泊体験活動を実施する小学校等に対する支援(活動支援・情報提供等)
- ・体験活動を推進するための課題等を検討

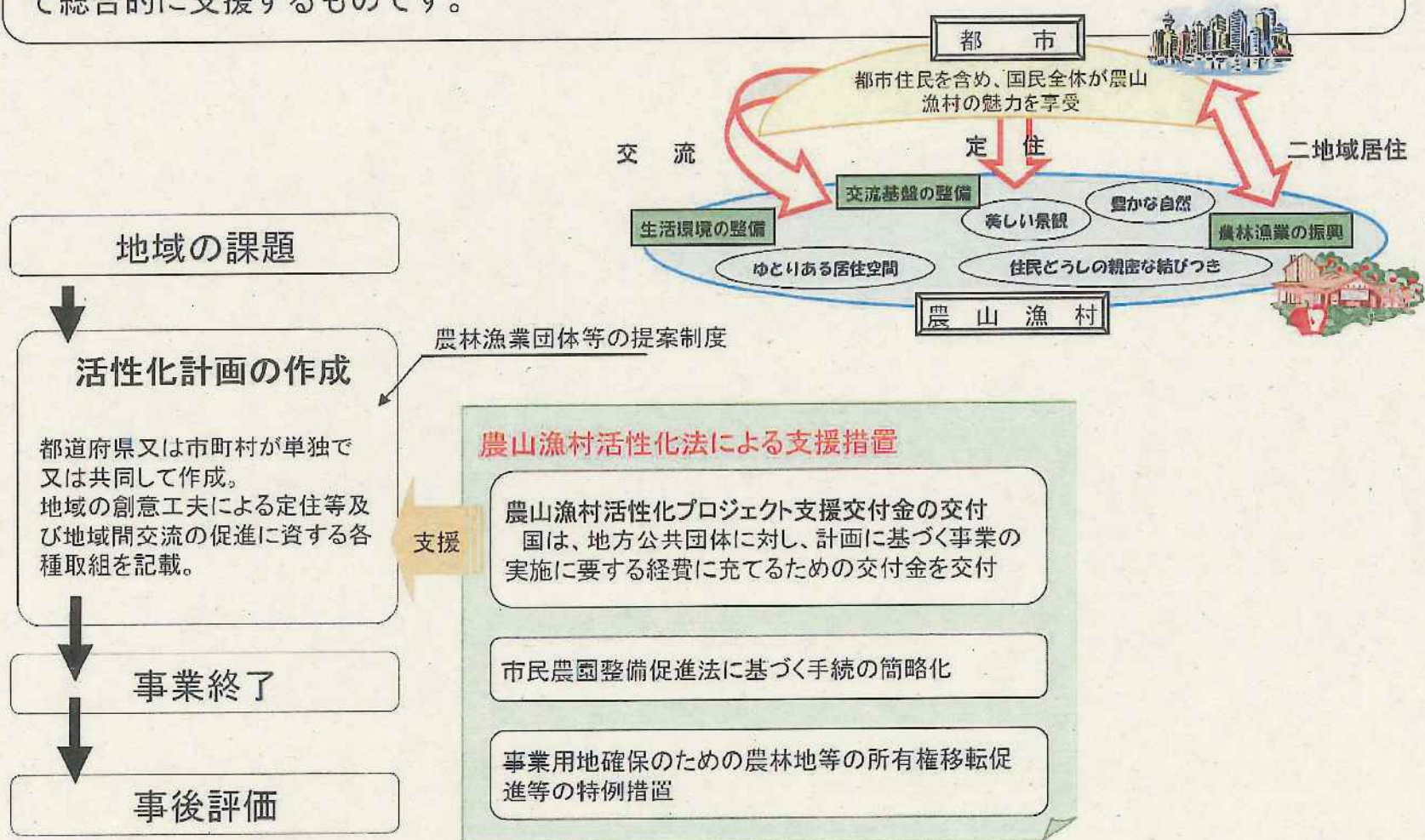
【豊かな体験活動推進事業のうち農山漁村におけるふるさと生活体験推進校 1,050百万円】

【 " (21年度補正) 315百万円】

連携

# 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。





## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業内容

### <内 容>

1. 農林漁業の振興その他就業機会の増大  
地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備  
や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援
2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保  
良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、簡易な給  
水・排水施設等の整備への支援
3. 都市等との地域間交流の促進  
市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民  
を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整  
備への支援
4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等

### 活性化計画の事例

#### 二地域間居住推進 プロジェクト

滞在型市民農園の  
整備や集落道等生活  
環境整備を行い、二  
地域間居住を推進。



#### 豊かな自然活用 プロジェクト

農地・山林・海岸を  
巡る散策道や地元食  
材供給施設など農山  
漁村の豊かな自然を  
まるごと活用し、交流  
人口の増大を推進。



#### IJUターン推進 プロジェクト

情報基盤等の生活環  
境の整備や、農林水産  
業への就業機会の確  
保により、農山漁村へ  
のIJUターンを推進。



### <交付先等>

1. 交 付 先: 都道府県、市町村
2. 事業実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合  
農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等
3. 交 付 率: 定 額  
ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10  
4.5/10、4/10、1/3 (沖縄県2/3、8/10) (奄美6/10、5.2/10) 以内

# 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



## 都市

- ・団塊の世代の大量退職
- ・心の豊かさの重視

- ・情報不足の解消
- ・人的ネットワーク不足の解消
- ・活用施設の不足の解消



## 農山漁村

- ・活力の低下
- ・暮らしやすさ、過ごしやすさ



・観光者等の一時的・短期的滞在

地域産物販売・提供施設



パート雇用の創出

漁村体験学習施設



漁船操縦者の公募

情報基盤施設



インターネットを活用した情報発信

直販施設



農山漁家所得の向上

自然環境活用施設  
(釣り施設)



管理人の雇用

木材加工実習施設



後継者育成

## 交流

新たな需要の創出

- ・年に1~3ヶ月程度の滞在
- ・平日は都会、休日は農山漁村

廃校・廃屋等活用施設



都市住民が休日滞在し地域でボランティア

クラインガルテン  
(滞在型市民農園)



自家製の収穫物栽培による農業への関心

## 二地域間居住

地域資源活用起業支援施設  
(ダイビング施設)



インストラクターの雇用

森林浴歩道



自然の魅力体感

- ・移住、・UJIターン
- ・既地域住民の安定

防災安全施設  
(津波避難施設)



安全な地域づくり

簡易排水施設



快適な生活環境づくり

## 定住

電線地中化等により  
整備された町並み



都市と同様の社会基盤の下での生活・仕事  
都市への情報アクセス

CATV等の整備



## 地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等)

農業生産施設(ハウス)



特用林産物生産施設



生産基盤整備



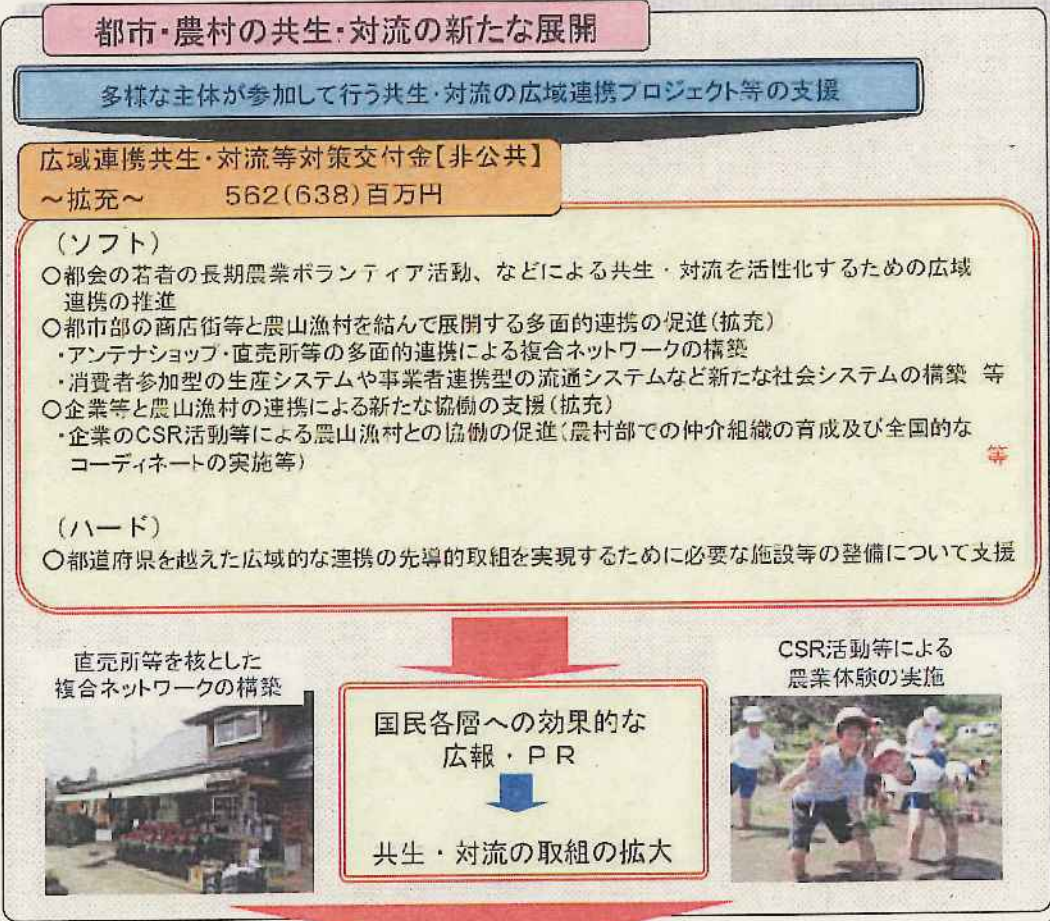
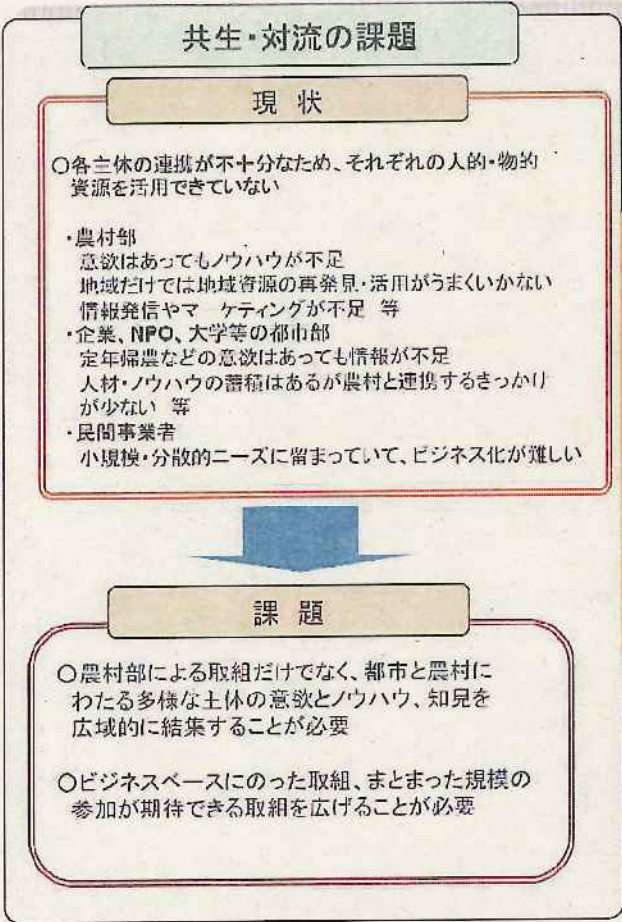
林内路網整備



船舶離着施設(待合所)



# 広域連携共生・対流等対策交付金の概要

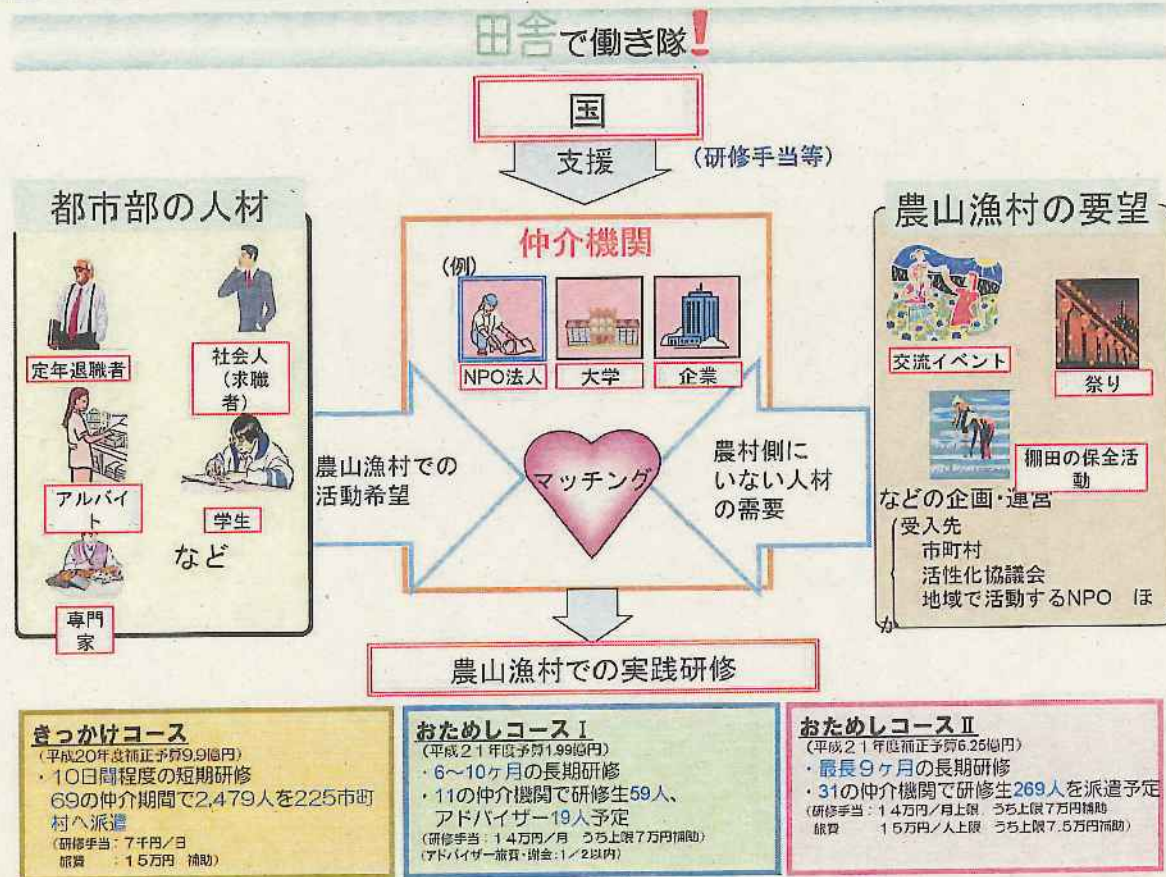


農村の資源を活用した都市住民の願望実現と農村の活性化

## (2) 地域活性化の推進役となる人材育成への支援

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関への支援等を行っている。

### 「田舎で働き隊！」事業(農村活性化人材育成派遣支援モデル事業)の仕組み



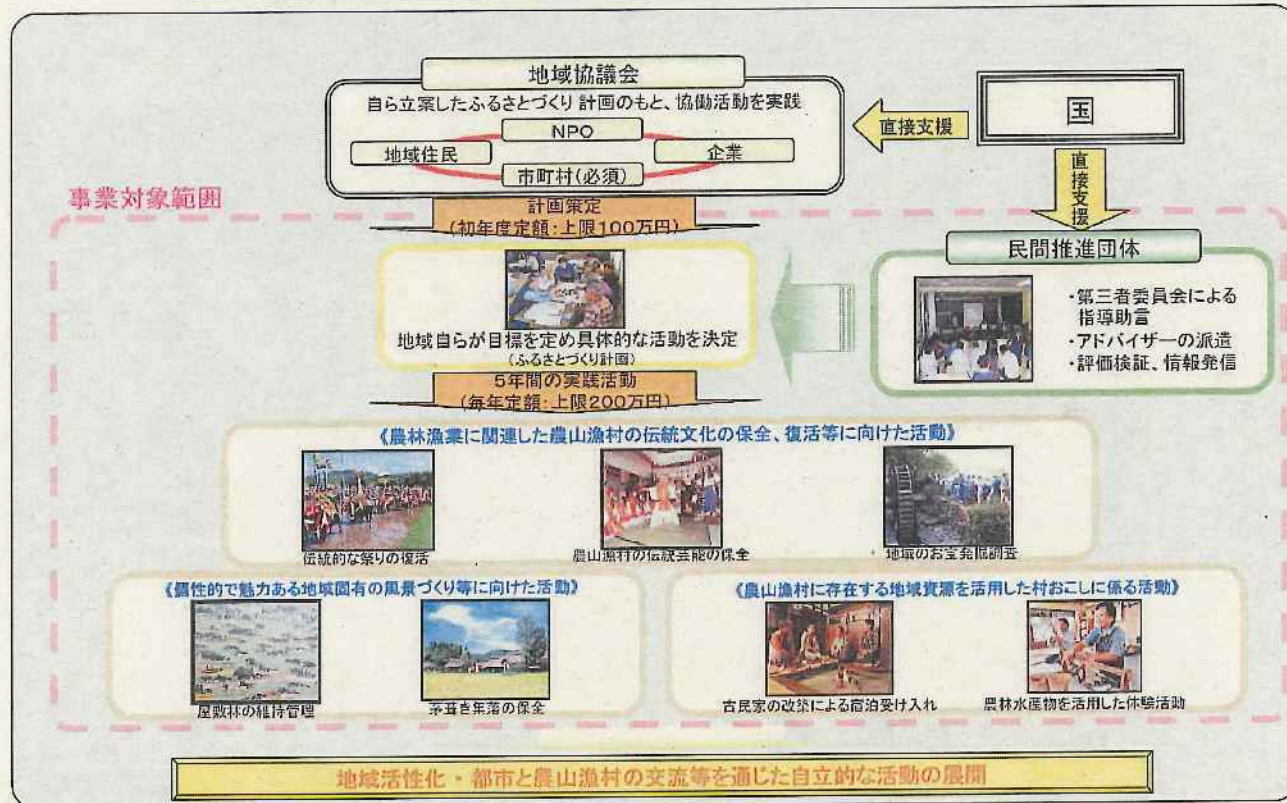
○事業実施主体内訳  
(「きっかけコース」)

事業実施主体	数
NPO法人	32
営利法人	23
公益法人	4
観光協会、大学法人、任意団体	各2
農業協同組合、農事組合	各1
法人、商工会、社団法人	
合計	69

### (3) 祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援

地域・都市住民、NPO、企業等の多様な主体の協働により、地域資源を活かした村おこし、魅力ある景観づくり、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援を行っている。

#### 農山漁村(ふるさと)地域力発掘支援モデル事業のイメージ



全国へ発信

**持続可能で活力ある農山漁村の実現**  
(美しい農山漁村景観、伝統芸能の復活、地域ブランドの確立等)



#### (4). 中山間地域等条件不利地域への支援

中山間地域等の条件不利地域において、農業生産活動等の維持に向けた取組が活発に行われるよう、中山間地域等直接支払制度を着実に推進するほか、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援している。

##### 1. 中山間地域等における農業生産活動等への支援

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を着実に推進。

##### 2. 小規模・高齢化集落における地域資源の保全管理への支援

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落間の連携により、小規模・高齢化集落に出向いて水路、農道等の保全管理活動(点検、簡易な補修等)を行う取組を支援。

# 中山間地域等直接支払制度の概要

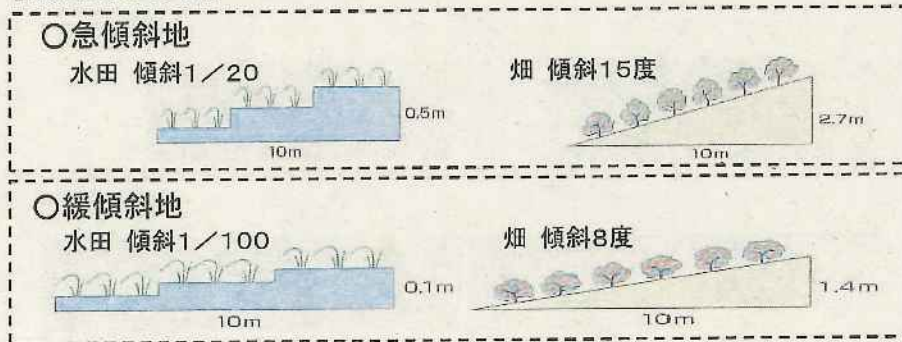
## (1) 対象となる地域

地域振興8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

## (2) 対象となる農用地

傾斜等一定の基準を満たす農振農用地区域内の農用地

[傾斜条件の例]



## (3) 対象となる行為

(集落協定等に基づく活動)

- ① 5年間以上継続して行われる農業生産活動等
- ② 農作業の共同化や担い手の育成など地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(2期対策から導入)

## (4) 対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等

## (5) 交付単価

平地地域と対象農用地との農業生産条件の格差の範囲内で設定。

(単位:円/10a)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
草地	急傾斜	10,500
	緩傾斜	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

注1) (3)のうち①のみを実施する場合は、上表の8割の単価。

2) その他、加算単価として、規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算を措置。



# 平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

○ 66万4千haの農用地において、農業生産活動が継続的に行われ耕作放棄の発生防止など多面的機能を確保

## 概要

- 交付市町村 1,028市町村(前年比10市町村減)
- 協定締結数 28,757協定(前年比49協定増)
- 交付面積 66万4千ha(前年比77ha減)

### 耕作放棄の防止等の活動



耕作放棄地の復旧



施設の管理・補修



鳥獣被害防止対策(柵の設置)

### 多面的機能を増進する活動



市民農園・体験農園の設置



景観作物の作付け



国土保全機能を高める取組  
(植林作業)

### 自律的、継続的な農業生産活動



農業機械の共同利用



特定農業法人の設立



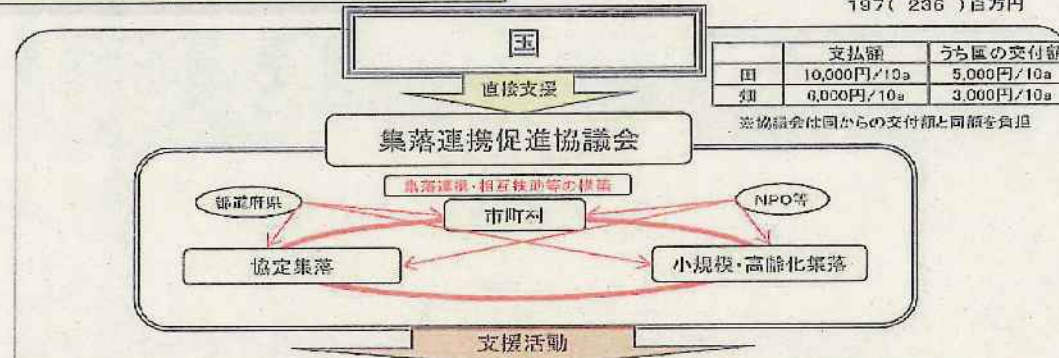
集落内の話し合い

# 小規模・高齢化集落支援モデル事業のイメージ

集落が有する多面的機能の確保を図るために、小規模・高齢化集落を数多く抱える中山間地域において直接支払制度に取り組んでいる集落との連携により、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動についてモデル的に支援を行う。

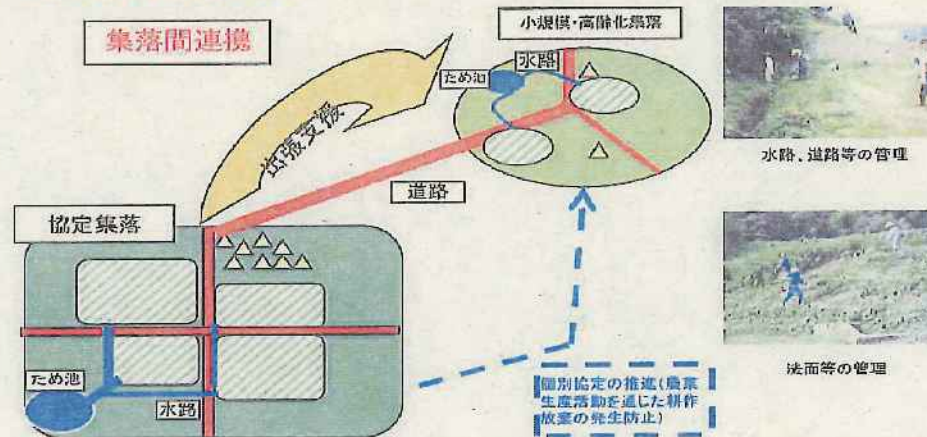
## 小規模・高齢化集落支援モデル事業

平成21年度概算決定額  
197(236)百万円



### イメージ

《水路、農道等の保全管理活動》



農地等地域資源の保全管理の継続

中山間地域等における多面的機能の維持・増進

## (5) 農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業者だけでなく都市住民等を含めた地域ぐるみで行う共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援している。

### 1. 効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで行う共同活動を実施する地域を支援。

### 2. 営農活動への支援


化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援。

# 農地・水・環境保全向上対策


- 農地・水・環境保全向上対策は、農地・農業用水等の資源の保全向上に関する地域ぐるみでの共同活動への支援と、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動への支援を一体的に実施。
- 対策期間は平成19年度から23年度までの5カ年間。

### ステップアップへの支援

地域においてより高度な取組を実践した場合に支援  
活動水準に応じて  
20万円/地区  
40万円/地区



ため池の草刈り



水路の生き物調査

### 共同活動への支援

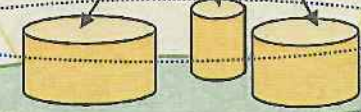
	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	4,400円/10a
水田(北海道)	3,400円/10a
畑(都府県)	2,800円/10a
畑(北海道)	1,200円/10a
草地(都府県)	400円/10a
草地(北海道)	200円/10a

※ 中山間地域直接支払の対象地域については、追加の要件を付して支援の対象とすることができる。


### 営農活動への支援

地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を5割以上等低減する先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払  
+ 集落等を単位とする支援




取組面積に応じた支払




### 共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援

■ 土づくり、化学肥料・農薬の低減



■ アイガモ農法



### 営農活動への支援

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稻	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉茎菜類	10,000円/10a
果菜類・果実的野菜	18,000円/10a
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記区分に該当しない作物	3,000円/10a

+

○ 地域全体での環境負荷低減に向けた取組への支援  
1地区当たり 20万円

国民全体の利益  
(食料の安定供給・美しい景観)



地方の利益  
(地域の活性化・豊かな環境)



農業者の利益  
(農業経営の安定)



## 農地・水・環境保全向上対策の取組状況

平成20年12月15日  
農 林 水 産 省

### 農地・水・環境保全向上対策の取組状況 (平成20年度)

	平成20年度	(参考)	
		平成19年度	増減率
活動組織数	18,978 (2,577)	17,122 (2,029)	10.9% (27.0%)
取組面積	1,362千ha ( 66千ha)	1,160千ha ( 43千ha)	17.4% (53.5%)

注)1. ( )は営農活動支援に係るもので内数。

2. 平成20年度は、平成20年11月15日現在で取りまとめた数値。

(参考)地域協議会の設立状況

○全国全ての地域協議会が設立済で、地域協議会数は128

【設立区域別内数】

道府県単位	県内ブロック単位	市町村単位
38協議会	32協議会 茨城県(4) 愛知県(9) 兵庫県(9) 香川県(3) 長崎県(7)	58協議会 新潟県(28) 富山県(13) 福井県(17)

## 2. 農商工連携の推進

活力ある経済社会を構築するためには、農林漁業者や商工業者等が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いのノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要である。

このため、先に制定した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を中心に、事業化の段階に応じた多様な支援を行い、農商工連携の取組の全国的な普及を推進している。

### 「農商工連携」の促進を通じた地域活性化のための支援策 <179(108)億円>

- 地域の基幹産業である農林水産業と商工業等との連携（「農商工連携」）を強化し、相乗効果を発揮することで、地域活性化につなげていく必要。
- このため、5年間で500の優良事例の創出に向け、農商工等連携促進法を活用しつつ、以下の取組を推進。

#### 生産段階における支援

・**地産地消関連対策<9.7億円>**  
学校給食等に地場農産物を安定的に供給する取組や豆腐店等で地場産物を販売するインショップの取組など地産地消の新たなモデル構築を支援

#### 生産・加工・流通段階における支援

- ・**先駆的ビジネス連携支援事業<3.1億円>**  
異業種のノウハウや低コスト技術等を活用して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を支援
- ・**国産原材料供給力強化対策<55.6億円>**  
多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を支援。また、食品製造業者等が国産原材料に転換するための取組を支援。

・**食農連携促進事業<8.0億円>**  
地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大等の取組を支援

・**農村地域就業機会創出支援事業<0.2億円>**  
農村地域への企業誘致にあたり農村の強みを活かせる企業と農村のマッチングの促進等を支援

・**広域連携共生・対流等対策交付金<6.4億円の内数>**  
アンテナショップや農林水産物直売施設等が多面的に連携する複合ネットワークの構築など、新たな共生・対流システムの構築等を支援

#### 研究・事業化段階における支援

・**新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業<65.2億円の内数>**  
農商工連携を通じた農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化を図るため、事業化・産業化に向けた技術開発を推進

・**新需要創造対策<4.5億円>**  
新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野の革新的な新製品の事業化を推進

#### 加工・流通段階における支援

・**輸出促進対策<20.7億円>**  
「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対して支援

・**食品流通高付加価値モデル推進事業<0.25億円>**  
食品小売業者等が生産者団体等と連携して取り組む地域農水産物を活用したオリジナル商品の開発や商店街全体の品揃えの強化等を支援

・**食品小売機能高度化促進事業<3.3億円>**  
中小食品小売業者が、販売商品の付加価値向上や食品販売サービスの取組に必要な設備・機器のリース方式による整備を支援

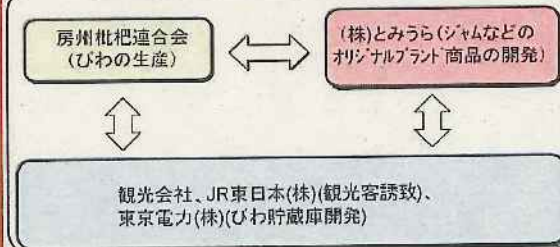
このほか、農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備、高品質農畜産物の供給体制の確立を図るために必要な施設・機械等の整備を支援

### 規格外品を有効活用したオリジナルブランド商品の開発による地域の活性化（千葉県）

#### 取組の概要

- 市場に出荷できなかった「房州びわ」の規格外品を原料として、ジャム、ゼリーなどの40を超えるオリジナルブランド商品を開発・販売。
- 観光業者と連携し、道の駅での食事の提供や農業体験ツアーなどとタイアップした取組を実施。

#### 連携主体と役割



#### 【取組の効果】

- ・南房総エリアに大きな経済波及効果が生まれるとともに、雇用増大、観光客の集客にも貢献。
- 〈経済波及効果〉約4億6000万円(20年)
- 〈食品メーカーの雇用者〉40人(5年)→81人(20年)
- 〈観光バスの誘致〉年間約2700台



### 3. 農林水産業での雇用の創出

農業法人に対し、就業希望者を雇い入れ実践的な研修等の経費を助成する「農」の雇用事業の創設など、農林漁業への新規就業を強力に促進している。  
また、農山漁村の活性化のリーダーとなる人材の育成を推進するため、農林漁業に関心を持つ学生や求職者等を農山漁村に派遣し、交流イベントや祭り、棚田の保全活動等の企画・運営などの地域の担い手として実地研修をしてもらう「田舎で働き隊！」事業を創設したところである。

#### 林業研修



#### 農業研修



#### 農村での実地研修



#### 漁業研修

# 「生活対策」及び「生活防衛対策」における雇用関係予算について

## 「農の雇用事業」を創設 (H20第2次補正17億円)

農業法人等が求職者を雇用し、実践的な研修を実施

研修経費を農業法人等に助成 (1,000人規模) (上限) 月額: 9万7千円、最長12ヶ月  
 → 1,000人の実施規模に対し、1,848人の応募があり、1,057法人、1,226人を事業採択



## 田舎で働き隊! (H20第2次補正10億円、H21当初予算2億円)

農山漁村で地域活動の実践的研修の実施 (仲介機関 (NPO法人、大学、企業等) を介した支援)

→ きっかけコースについて、800人の募集規模に対して、69団体 2,479人が研修に参加。おためしコースIは、11団体を選定。

### きっかけコース

10日間程度の短期研修、69団体、2,479人が参加。

(研修手当: 7千円/日 旅費: 15万円補助)

### おためしコースI

最長6~10ヶ月の長期研修、11団体、研修生59人、アドバイザー19人を予定 (研修手当: 14万円/月うち上限7万円補助、アドバイザー旅費・謝金: 1/2以内)

## 「緑の雇用事業」を拡充 (H20第2次補正4億円、H21当初予算60億円)

林業事業体が求職者を雇用し、OJT研修を実施

研修経費を林業事業体に助成 (定額) 月額: 9万円、最長10ヶ月/年 (基本研修等)  
 (上限) 月額: 2万円 (林業に必要な資格取得等)

- 新規就業者の確保・育成を図るための助成措置 (資格取得経費等) に対し、634件の申請を受付 (4/10現在)
- 名古屋、広島で追加実施された林業就業相談会に寄せられた相談件数は1,588件。
- 2,300人の研修生受入枠に対して、1,742人を採択 (6/30現在)。



## 「漁業担い手確保・育成対策事業」を拡充 (H20第2次補正3億円、H21当初予算3億円)

漁協・漁業者等が求職者に漁業技術習得のための研修等を実施

研修経費を受入漁協等に助成 (上限) 月額約30万円、最長12ヶ月

→ 140人の研修生受入枠に対して、すでに53人が実地研修の受講を開始 (6/30現在)。





## (参考) 農林水産業における雇用の事例

### 将来的に独立できるような人材を育成

- 名称：(株)照沼勝一商店
- 勤務地：茨城県那珂郡東海村
- 雇用の特徴：
  - 社員のモチベーションを上げるため、外部の勉強会等にも積極的に参加させている。将来的には経営者として独立できるよう育成。
- 経営の概要：
  - 干し芋の加工・販売を中心に、さつまいも、水稲、野菜を栽培。減農薬・化学肥料、堆肥使用など負荷の少ない農業に取り組む。規模は約60ha。
  - エコファーマー認定(H14さつまいも、H16水稲)。
  - また、加工部門では、平成19年に加工工場を新設。さらにネット販売にも取り組む。
- 仕事の概要： さつまいもの栽培管理、干し芋加工等
- 就業形態(求人情報)：
  - ・正社員(月給:16.8万円)、パート
  - ・週休1日(日・祝)
- 雇用の実績：
  - ・従業員45名。平成20年は正社員を2名採用
  - ・平成21年は2月に正社員を3名採用



### 循環型養豚での雇用の確保

- 名称：有限会社ブライトビック
- 勤務地：神奈川県綾瀬市・千葉県旭市等
- 雇用の特徴：
  - 高齢者、障害者、年齢等に関係なく働く意欲のある人を採用。
- 経営の概要：
  - ・経営作目(規模) 養豚一貫経営、母猪約4千頭
  - ・経営の特徴 量販店との連携によるエコフィード(食品残さ利用飼料)、飼料用米を利用した循環型農場。手造りハム等にも取り組み。
- 仕事の概要：豚の飼育・管理、家畜の生産・販売等
- 就業形態等：
  - ・就業形態 正社員59名、パート20名
  - ・就業時間 8:00~17:30、休日はシフト制
  - ・賃金形態(賃金) 月給19万円(初任給) ※別途精勤及び住宅手当有り
- 雇用の実績：
  - ・平成20年 12名(正社員)
  - ・平成21年1月~ 7名(正社員)



### Iターン者や地域の人材を積極的に雇用

- 名称：財)飯山市振興公社  
なべくら高原・森の家
- 勤務地：長野県飯山市
- 雇用の特徴：
  - 積極的にIターン者を雇用。常勤スタッフの半数以上が県外出身者。
  - 当初は、通年雇用の臨時職員。勤務状況を判断し、嘱託、正社員への移行。希望者には社宅を用意。
- 経営の概要：
  - 体験型宿泊施設の森の家では、体験プログラム等を実施するための従業員の確保のため、インストラクター登録制度を導入。地域の人材を積極的に活用し、効果的・効率的な施設運営を実施。
- 仕事の概要：
  - ・体験プログラムのインストラクター
  - ・ロングトレッキングコース「信越トレイル」の整備やガイド
  - ・施設運営スタッフや宿泊施設(コテージ)清掃員
- 雇用の実績：
  - ・常勤職員：9人(うちIターン者7人)
  - ・非常勤職員：5人(うちIターン者1名)



# 農山漁村雇用相談窓口への問い合わせ件数、雇用決定数等(平成21年6月30日現在)

## ①雇用相談窓口への相談状況

○雇用相談窓口へ6月30日までに寄せられた相談件数は、29,786件

## ②求人数の把握状況

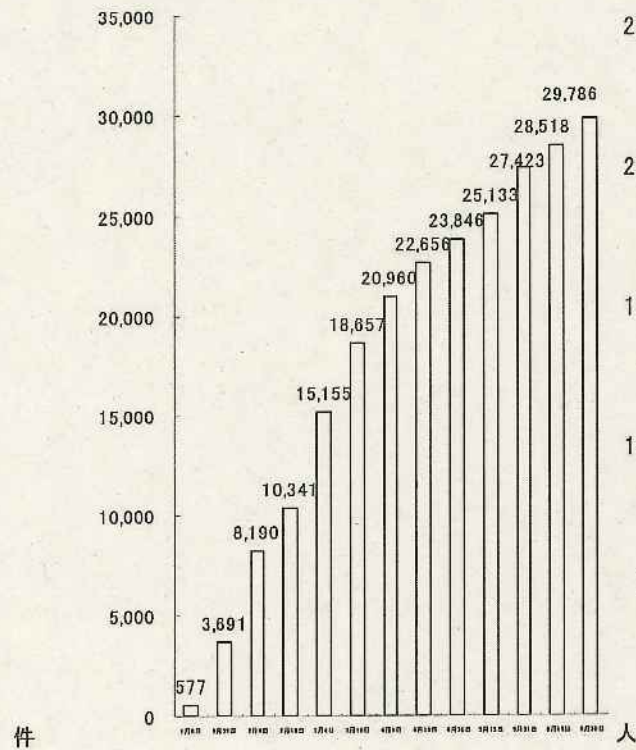
○6月30日現在の求人数は、1,745人  
(うち、農業979人、林業567人、漁業199人)

## ③雇用決定者数の把握状況

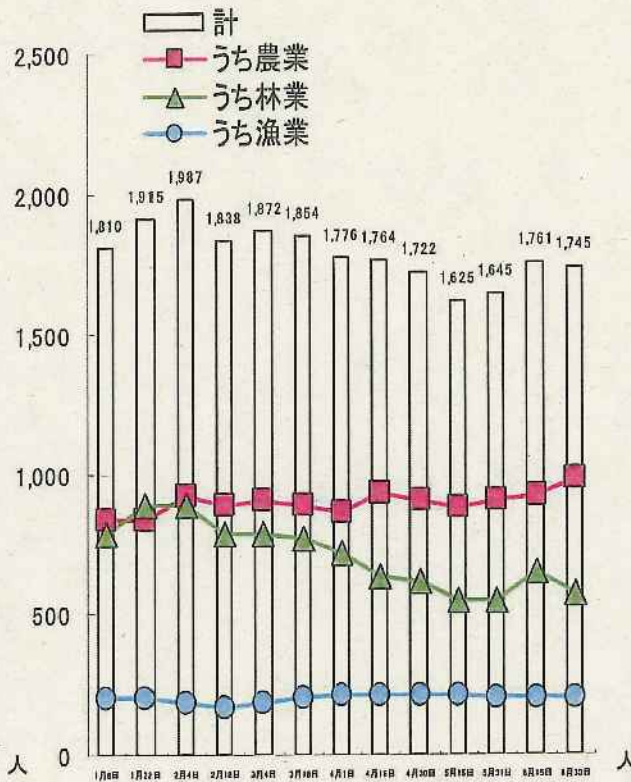
○昨年12月から6月30日までに農林漁業分野で延べ3,979人が新規に採用  
(うち農業1,643人、林業2,196人、漁業140人)

(H21.5.15の農業の雇用決定者数には、「農の雇用事業」で、雇用決定者として新たに把握できた1,122人を追加)

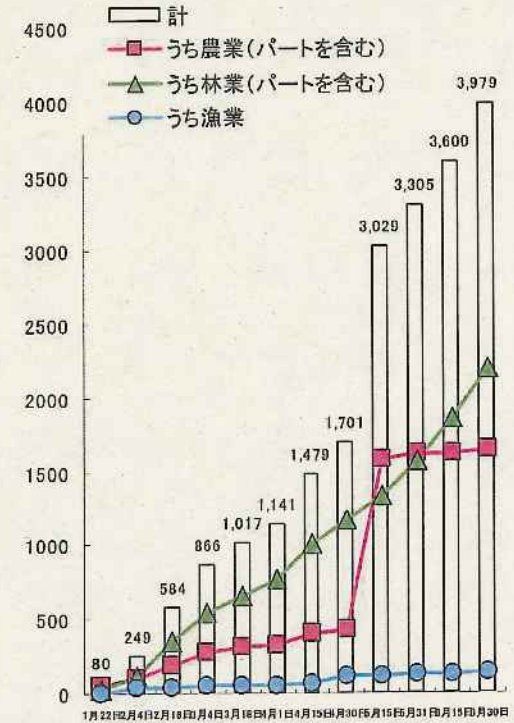
雇用相談窓口への相談件数



求人数の把握状況



雇用決定者数の把握状況



注:新規就業相談窓口の雇用決定者数は、農業(H21.1.8以降)、林業(H20.12.1以降)、漁業(H20.12.24)以降の総数

# 第5回地域力創造に関する有識者会議 説明資料

平成21年7月28日  
厚生労働省

## 21年度新規事業

# 安心生活創造事業

- 地域福祉を推進するため、50程度の市町村の参加(地域福祉推進市町村)により、地域福祉プログラムを実施。国と市町村が協働して効果検証を行うとともに、全国に情報発信する。
- 平成21年度は、地域福祉プログラムとして「安心生活創造事業」(定額補助)を実施。「地域福祉推進市町村」は以下の目的と3つの原則を充たし、地域の実情に合わせて「安心生活創造事業」を実施する。

### 「安心生活創造事業」

〈セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

#### ■目的■

「一人暮らし世帯等」への基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行う。

#### ■3つの原則■

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

## 「安心生活創造事業」による一人暮らし世帯等の基盤支援の充実<概要>

### 地域の状況

- 一人暮らし世帯の増加
- 高齢者・障害者を標的とする詐欺事件の増加
- 孤立死の発生

### 今後地域に必要なサービス

- **家族のサポートが期待できない一人暮らし世帯等**に対し、地域の支援が必要 <生活の基盤(インフラ)整備>
- 特に、安否確認や生活の異常等の察知・早期対処といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」が必要 → 「一人暮らし世帯等」の**基盤支援は「見守り」「買物支援」**  
\*「一人暮らし世帯等」…一人暮らし高齢者・障害者世帯、高齢者・障害者夫婦世帯、日中一人暮らしの高齢者・障害者等

### 家族のサポートが期待できない「一人暮らし世帯等」への基盤支援

#### 平成21年度新規事業「安心生活創造事業」

50程度の市町村の参加により以下の目的と3つの原則を充たした地域福祉プログラム「安心生活創造事業」を実施。国と市町村が協働して効果検証を行うとともに、全国に情報発信する。(⇒事業モデル「ひとり生活応援プラン」)

- <目的> 基盤支援を行うことにより、一人暮らし世帯等が、地域で安心して暮らせるようにする。  
\* 「見守り」は、住民や民生委員活動との協働が重要。「買物」については、既存資源の活用や自立支援の観点から、本事業では買物代行よりむしろ「宅配」の活用(情報提供や利用支援等)支援を進める。

<3つの原則> 以下の原則を充たし、地域の実情に合わせたプログラムを実施。

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

\*いわゆる「見守り」…①「早期発見(安否確認、変化の察知)」、②「早期対処」、③犯罪被害等を予防する「危機管理」、④生活に必要な情報提供や助言を提供する「情報支援」、⑤孤独感を軽減したり安心感を与える「不安解消」

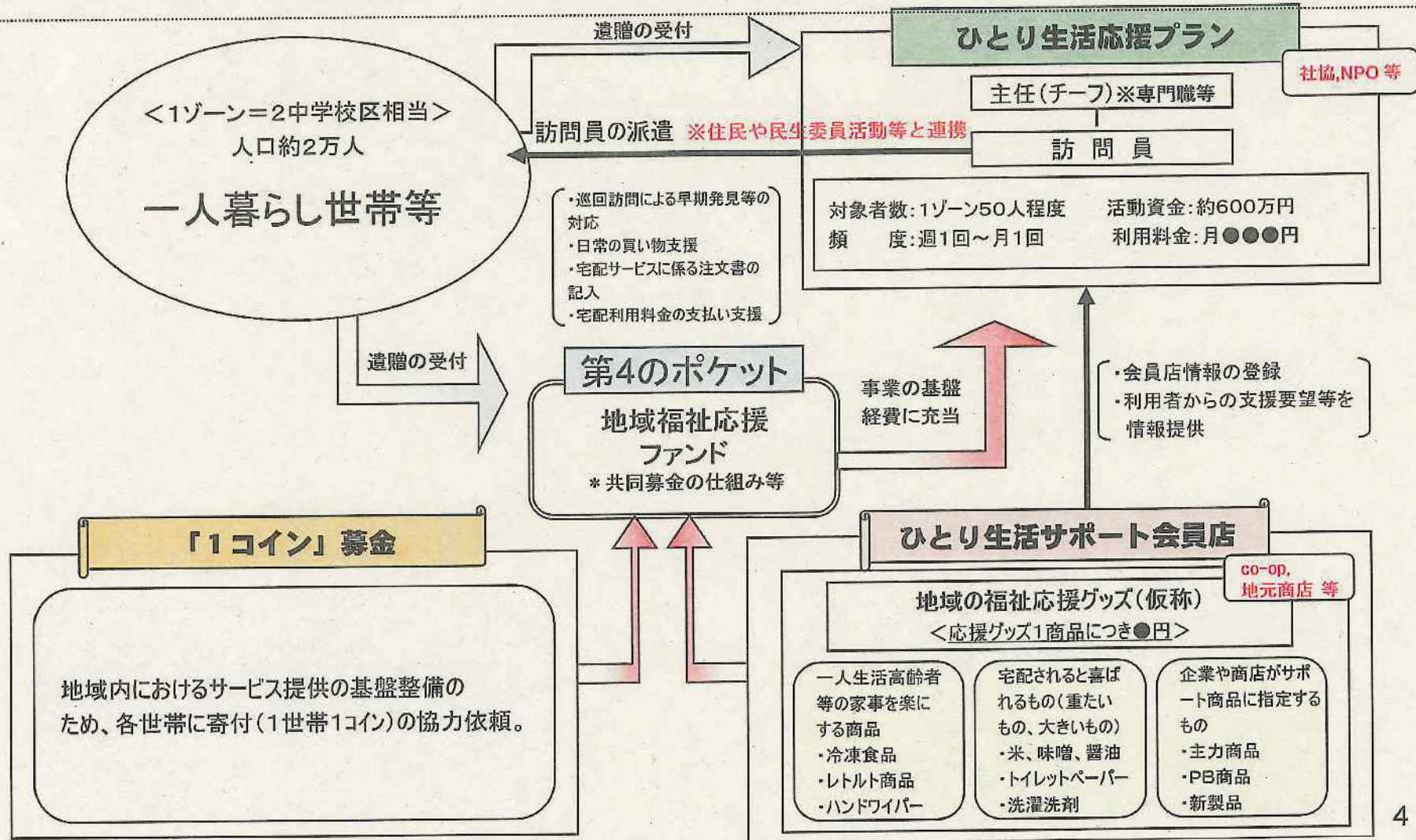
### 地域の自主財源の確保～共助を支える第4のポケット「地域福祉応援ファンド」

- **地域の自主財源(第4のポケット)**を共同募金の仕組み等により確保し、公費や利用料等を効果的に組み合わせる
- 具体的には、
  - ① 住民から広く募る「1コイン」募金
  - ② 商店や企業等が第4のポケットへの寄付を含んだ商品を販売する「地域の福祉応援グッズ」による募金(仮称)など(⇒企業や商店街振興、地域振興)

**(参考)**

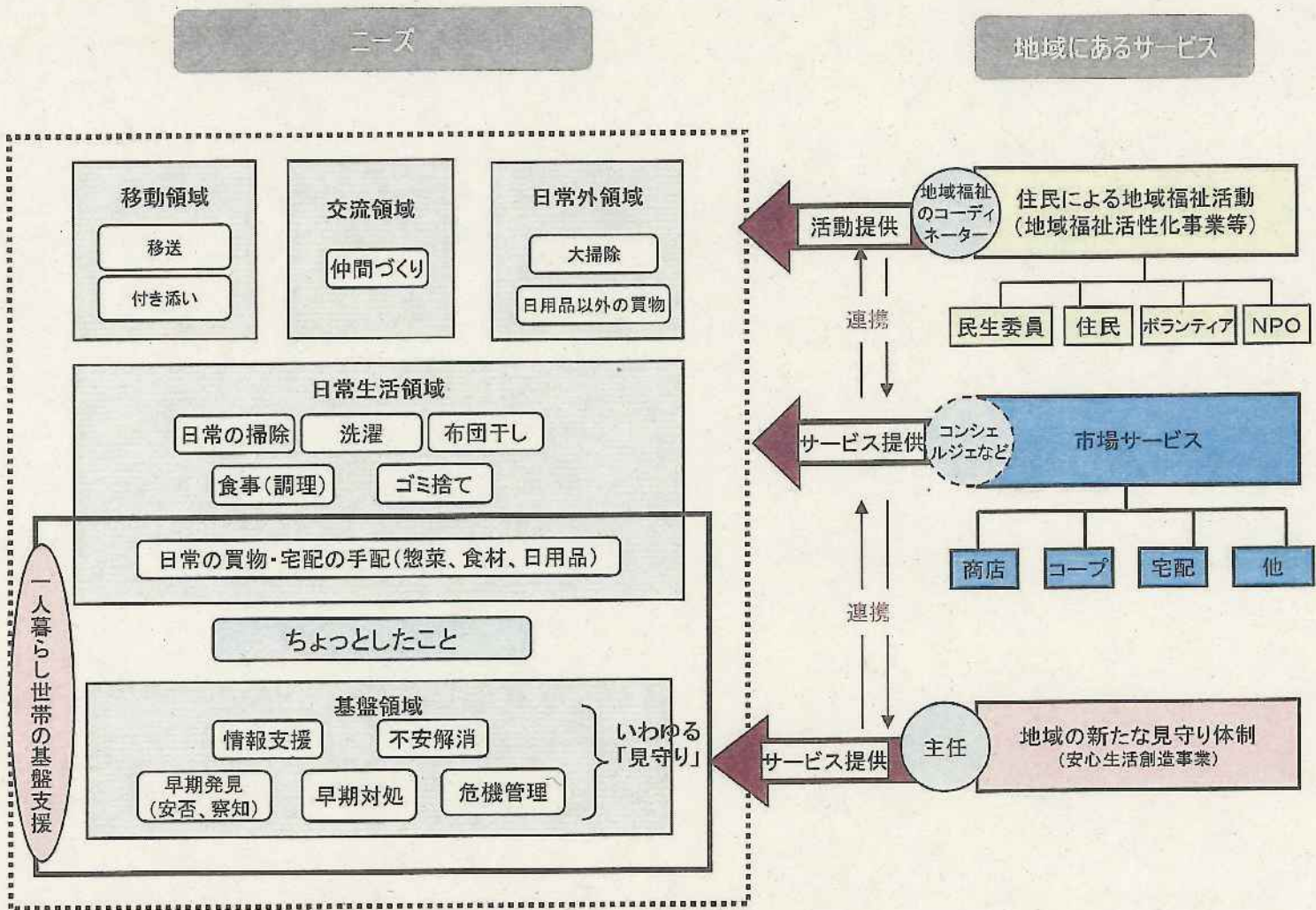
「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ

- 市町村に小地域のゾーンを設定、市町村が適当と認める民間団体が提供主体となって、ゾーン内の一人暮らし世帯等を対象とした見守りを実施。ゾーンを担当する主任(チーフ)と、定期的な訪問を行う訪問員を配置。住民や民生委員活動と協働し、ゾーン内の見守りをもれなくカバーする。あわせて、一人暮らし世帯等が、生活に必要なものを調達するための宅配サービスの活用支援等を行う。
- 市町村と提供主体は、安定的な地域の自主財源確保のため、企業や商店、住民の協力を得て、第4のポケットの充実に取り組む。



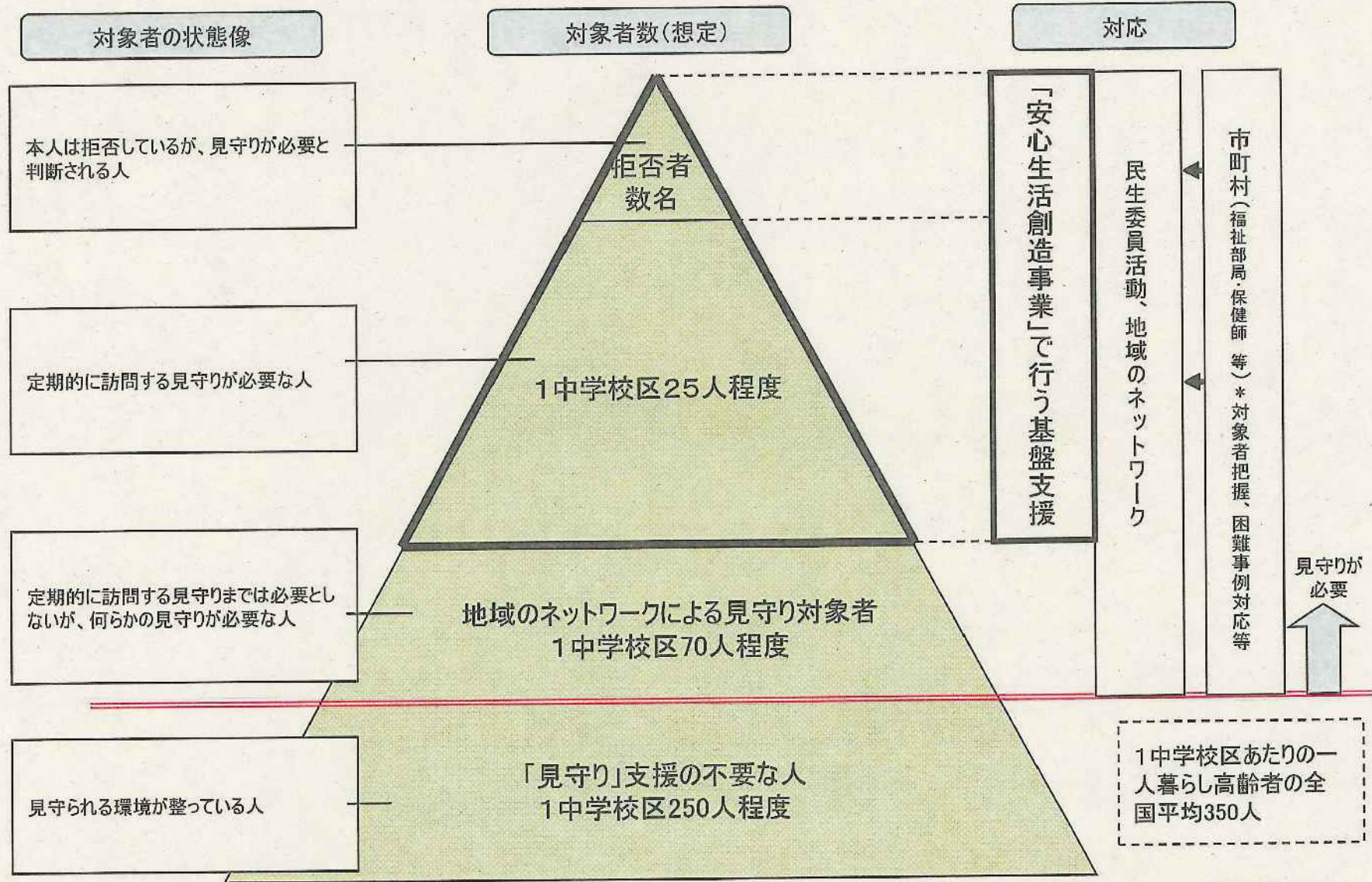
(参考)

# 地域のニーズと地域にあるサービスの関係



(参考)

基盤支援の対象者のイメージと対応の関係(人口約1万人(1中学校区)の場合)



ここでの対象者数は、一人暮らし高齢者について想定。内閣府「平成17年度世帯類型に応じた高齢者の生活実態に関する意識調査」の数字を一人暮らし高齢者数に乗じたもの



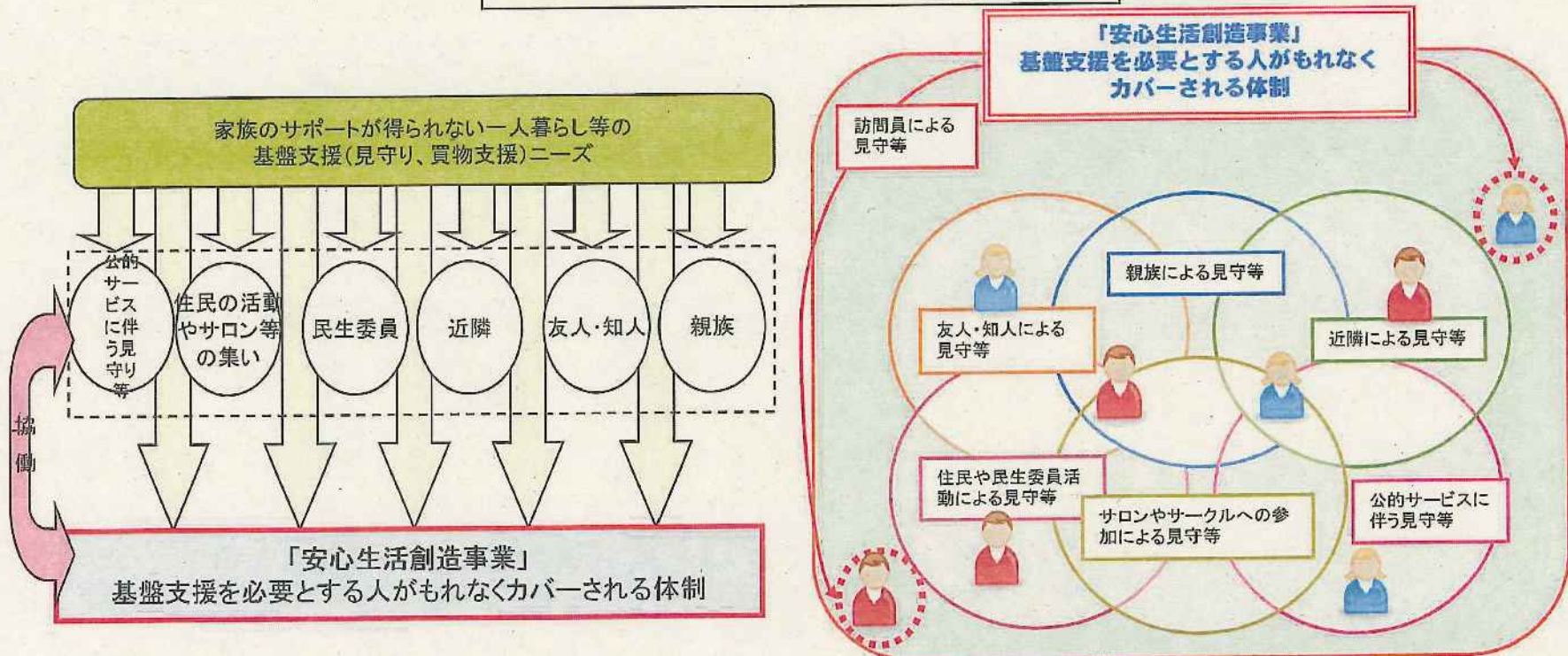
(参考)

## 家族のサポートが期待できない「一人暮らし世帯等」への基盤支援

### ゾーン内がもれなくカバーされる基盤支援

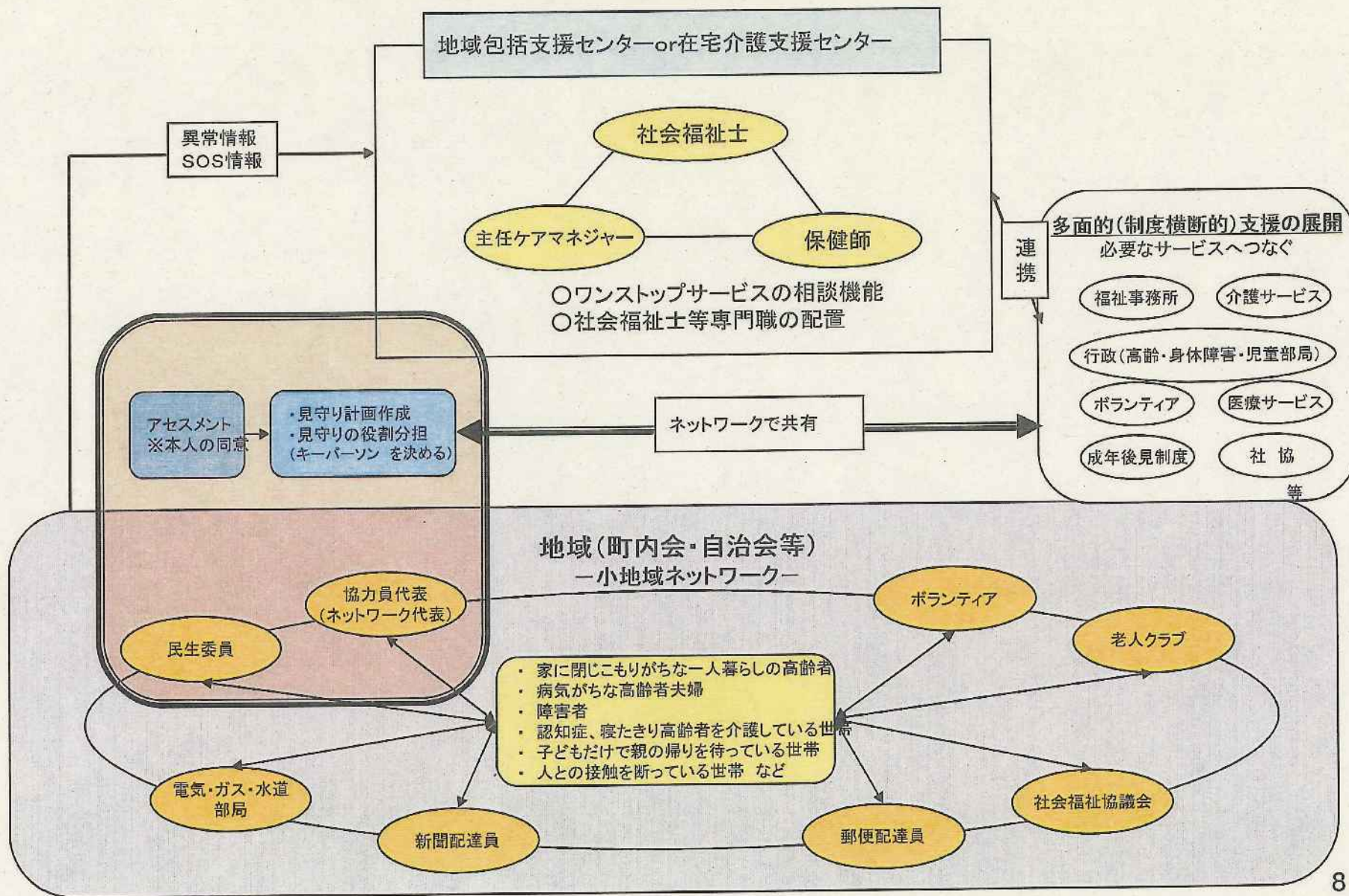
- 地域では、住民や民生委員による見守りが行われている。
- 今後は更に、基盤支援を必要とする一人暮らし世帯等の増加に対応でき、困難なケースを受けとめることのできる体制づくりが求められる。
- 「安心生活創造事業」は、住民や民生委員活動などでは対応できない部分を受けとめ、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らすことができるよう必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるもの。

### 「安心生活創造事業」とその他の「見守り」の関係



(参考)

# 地域で孤立者を出さないための方策

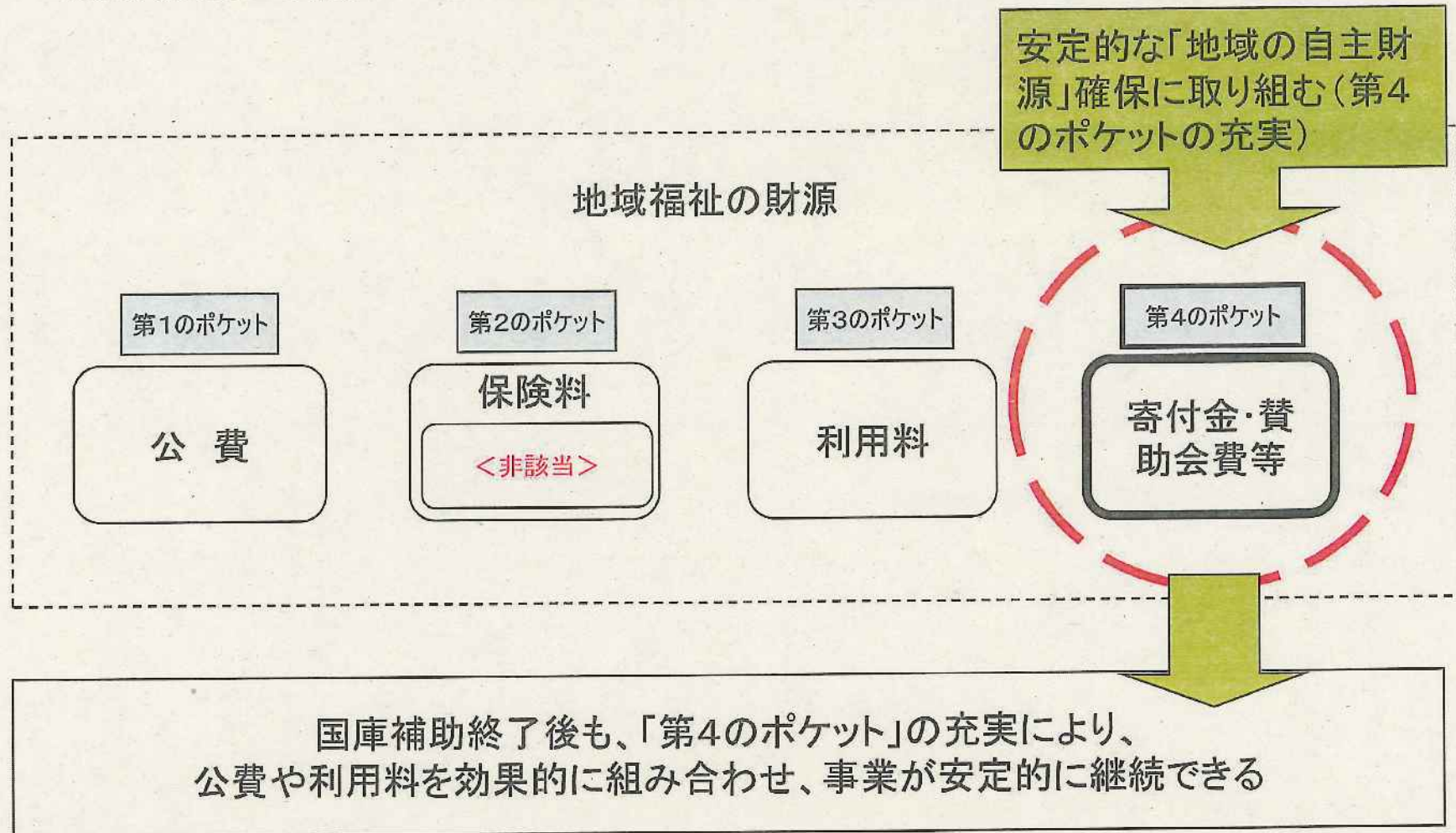


(参考)

地域の自主財源の確保～共助を支える第4のポケット「地域福祉応援ファンド」

「安心生活創造事業」における財源の考え方

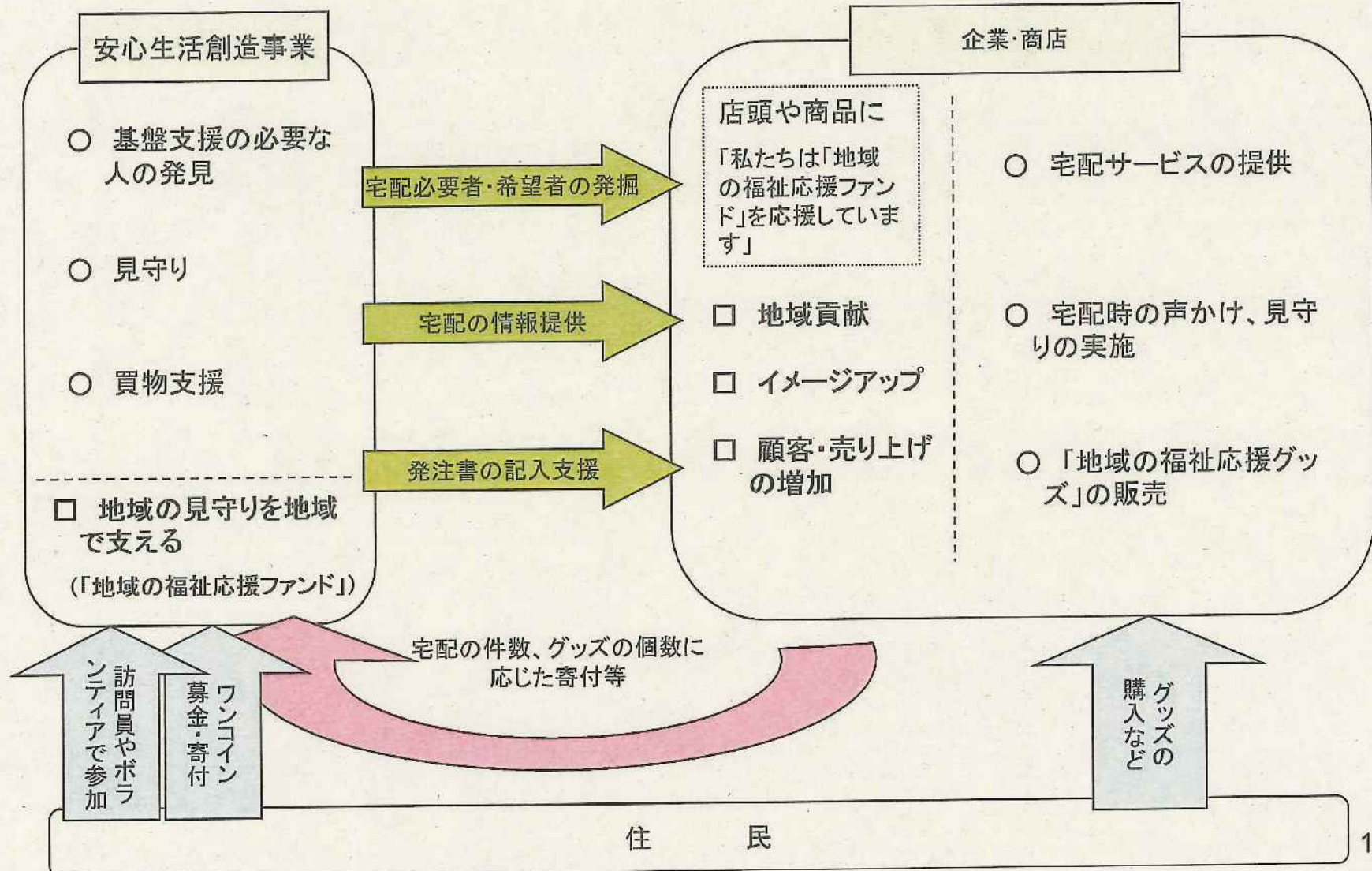
地域が、自分たちに必要なサービスを実施する際には、「安定的な地域の自主財源確保」が不可欠である。それには、これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせることが必要である。「安心生活創造事業」においても、国庫補助期間終了後も事業が継続できるようにするため、3つの原則の一つとして「地域の基盤支援を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む」こととする。



(参考)

### 第4のポケットのイメージ

企業・商店が「安心生活創造事業」を支援する地域貢献が、販売促進になり、イメージアップにもつながる関係づくり



# 安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	東海村	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	島根県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	石川県	宝達志水町	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市	春日市	
	福島町	埼玉県	行田市	長野県	茅野市	京都府	南丹市		安芸高田市	佐賀県	小城市
岩手県	千葉県	千葉市	駒ヶ根市		大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市	
秋田県		大仙市	市原市		軽井沢町	兵庫県		西宮市		長門市	人吉市
	湯沢市	鴨川市	岐阜県	美濃加茂市	徳島県		尼崎市	徳島市	宮崎県	美郷町	
山形県	酒田市	東京都	品川区	愛知県		高浜市	宝塚市				
	飯豊町		墨田区			芦屋市					
	神奈川県	横浜市	奈良県			生駒市					
		逗子市				天理市					
	山梨県	小菅村									
小計	9市町	小計	12市区村	小計	8市町	小計	11市	小計	7市町	小計	7市町
										合計	54 市区町村

# 地域福祉推進市町村・安心生活創造事業 会議開催状況

## 【全国会議】

○ 地域福祉推進市町村連絡会議      平成21年4月24日(金)世界貿易センタービル

(内 容)

- ・安心生活創造事業の考え方とねらい
- ・事業実施に当たっての留意事項
- ・関係団体からの説明

全国社会福祉協議会／中央共同募金会／日本生活協同組合連合会

## 【ブロック会議】

ブロック名	日 程	場 所
関東ブロック	平成21年6月23日(火)	墨田区役所
北海道・東北ブロック	平成21年7月2日(木)	サンパレスみたけ
九州ブロック	平成21年7月3日(金)	春日市役所
近畿ブロック	平成21年7月6日(月)	大阪新丸ビル
中部ブロック	平成21年7月13日(月)	高浜市いきいき広場
中国・四国ブロック	平成21年7月14日(火)	庄原市役所

(内 容)

- ・厚生労働省からの情報提供  
    企業・団体との連携について／地域福祉応援ファンドについて
- ・3つの原則に関する事例紹介
- ・各地域福祉推進市町村の事業計画に関する意見交換

第5回地域力創造に関する有識者会議  
(参考資料)

平成21年7月28日  
厚生労働省

# 地域医療対策分



# 地域医療の機能強化に関する厚生労働省の取組について

## 医師不足対策

短期的  
施策

### (21年度予算等)

- ・ 地域偏在、診療科偏在是正のためのインセンティブ付与  
(産科・救急・へき地医への手当、産科補償制度の創設、医師事務作業補助者の配置等)

### 《実績例》

分娩手当(1件1万円)は、39都道府県が実施、8県が検討中  
産科補償制度の加入率は、病院100%、診療所・助産所99%  
...産婦人科学会への新入会医師数は、増加傾向に転換(18年度329名、19年度335名、20年度402名)

### (臨床研修制度の見直し)

- ・ 産科、小児科等の養成力強化のため、早期から専門研修を受けられるよう研修課程を弾力化
  - ・ 研修医の地域偏在是正等のため、募集定員に都道府県別上限を設定

### (チーム医療・役割分担の推進)

- ・ 看護師等の役割を拡大するため、医師と役割分担できる事項を明示して推進  
(例. 救急での優先順位決定、在宅医療での薬剤投与量調節等)
- ・ 医師と看護師等の更なる協働・連携のための具体策について、21年度中に結論

### (医師養成数の増)

- ・ 21年度の医学部定員を過去最大の8,486人まで拡大  
22年度は、地域の医師確保等の観点から、更に最大370人程度拡大

中長期的  
施策

# 地域医療の確保

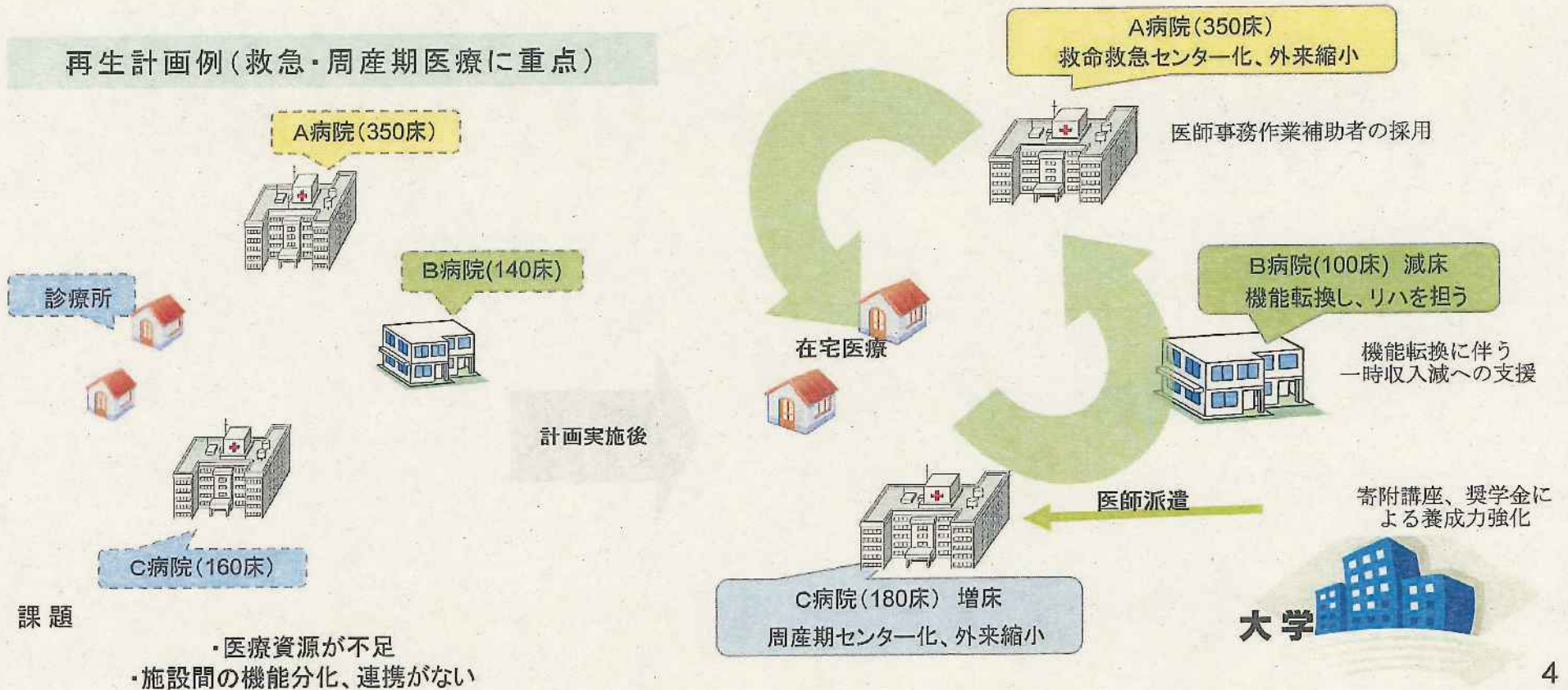
## (周産期医療と救急医療の確保と連携)

- ・救急・周産期医療等対策室を設置し、「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書とりまとめ
- ・消防法を改正し、都道府県において救急搬送・受入れルールを策定することとした(総務省、厚生労働省)

## (21年度補正予算に基づく地域医療再生基金(3,100億円))

- ・救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置 都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく取組みを支援

### 再生計画例(救急・周産期医療に重点)



# 高齢者福祉対策分

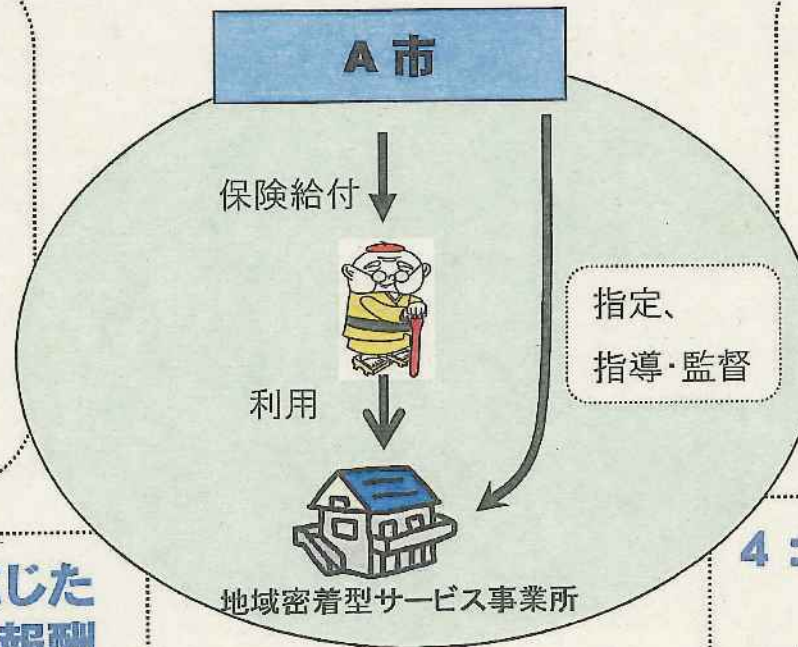
# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。

## 1: A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能(A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能)

## 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



## 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

## 4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

### ① 面的整備計画の内容

平成20年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 412億円

(平成19年度予算 421億円)

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 33億円

(平成19年度予算 33億円)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、②様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

#### ○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 介護予防拠点
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 地域包括支援センター

#### ○ 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

## ② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ

市町村



国



市町村

① 日常生活圏域を単位として、次の事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定  
(単年度の整備計画の場合には、翌年度も同一圏域で計画策定が可能)

### ハード交付金に係る事業

- 小規模多機能型居宅介護拠点
- 小規模の老人保健施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 夜間対応型訪問介護ステーション
- 地域包括支援センター
- 小規模の特別養護老人ホーム
- 小規模のケアハウス(特定施設)
- 認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- 生活支援ハウス

### ソフト交付金に係る事業

- 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業
- 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 計画を国に提出(都道府県を經由)

③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

### 客観的指標

……高齢者の将来上昇率、圏域における施設整備の状況 等

### 政策的指標

……地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか、既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

④ 下記の算定方法により、交付金を交付。

(注) 交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

### ハード交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	-
小規模多機能型居宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	-
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	-
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模の老人保健施設	25,000千円
認知症高齢者グループホーム	15,000千円
認知症対応型デイサービス	10,000千円
夜間対応型訪問介護	5,000千円
● 介護予防拠点	7,500千円
● 地域包括支援センター	1,000千円
● 生活支援ハウス	30,000千円

### ソフト交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業	3,000千円

# 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

## 【介護力の向上・雇用創出】

- ・ 介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・ 今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

### ①介護拠点等の緊急整備

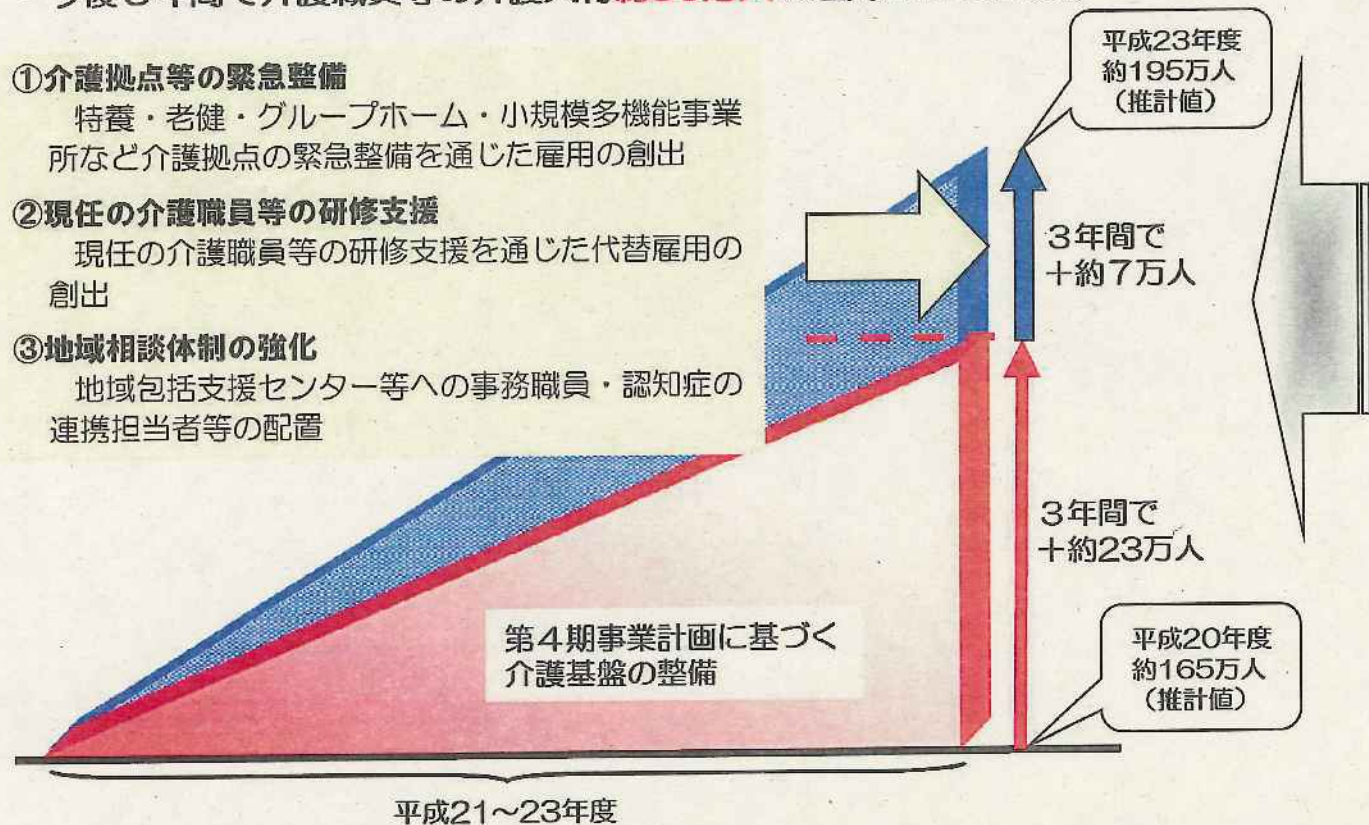
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

### ②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

### ③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



## 【介護職員等の処遇改善・養成】

### ①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

### ②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。  
 （注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

## 介護拠点等の緊急整備

### (1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

### (2) 助成対象となる介護拠点

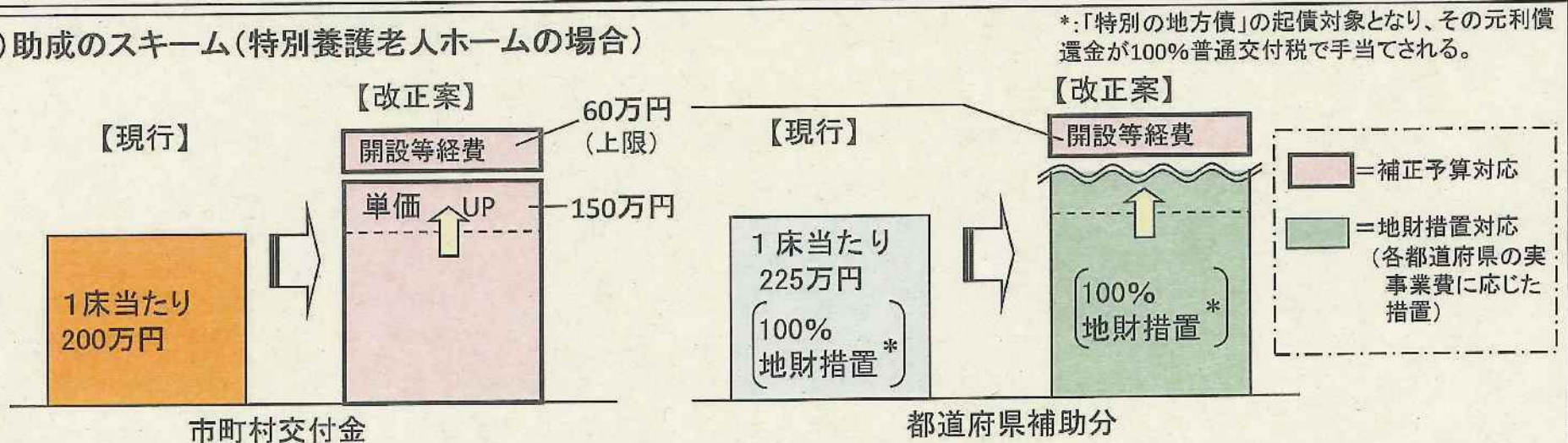
#### ①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

#### ②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

### (3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても実施。

### (4) 事業規模 合計約3,011億円(3年分)



# 観光による地域振興

---

平成21年9月17日  
国土交通省 観光庁



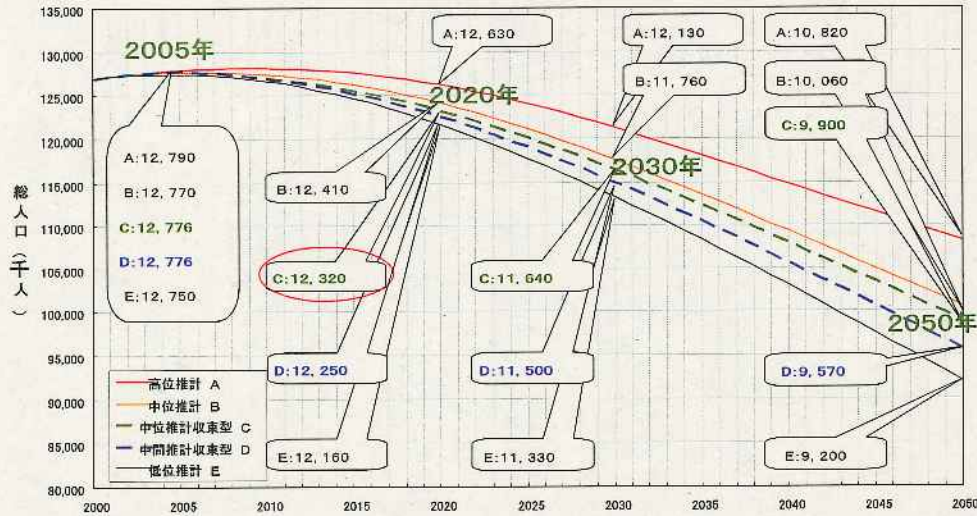
国土交通省  
観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# これからの我が国の人口減少動向

## 定住人口の減少

総人口の推移(試算値)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに、国土交通省国土計画局作成。  
 (注1) 中位推計収束型とは、中位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したもの。  
 (注2) 中間推計収束型とは、中位推計収束型と低位推計収束型の中間値。なお、低位推計収束型とは、低位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したもの。

## 圏域別将来推計人口(国土交通省国土計画局暫定値)

単位: 万人

		東北圏	首都圏	中部圏	北陸圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	全国
実績	2000年	人口 1,229	4,132	1,699	313	2,086	773	415	1,345	12,693
	2005年	人口 1,207	4,237	1,722	311	2,089	768	409	1,335	12,776
	(対2000年比)	-1.9%	2.5%	1.3%	-0.8%	0.2%	-0.7%	-1.6%	-0.7%	0.7%
直近トレンド型 (2000-2005 純移動率 固定型)	2010年	人口 1,170	4,300	1,710	300	2,070	750	400	1,310	12,700
	対2005年比	-2.7%	1.4%	-0.6%	-2.4%	-1.0%	-2.1%	-2.6%	-1.6%	-0.6%
	2020年	人口 1,090	4,330	1,650	280	1,990	710	370	1,250	12,320
対2005年比	-9.6%	2.1%	-4.1%	-8.9%	-4.9%	-8.1%	-9.7%	-6.2%	-3.6%	

(注1) 「直近トレンド型」とは、都道府県間の人口純移動率を直近(2000-2005年)の係数で固定した場合の計数。  
 (注2) 推計人口は、出生率を中位推計収束型(社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年3月推計))における中位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したものとして推計した総人口に、一致させている。  
 (注3) 実績以外の人口については、単位を10万人としている。また、比率は実数を元に算出したものである。

国土審議会計画部会資料より引用(2点とも)

今後、特に地方において人口減少が急速に進行

地域内消費の減少による地域経済の縮小

地域格差の拡大が懸念

# 観光による地域の振興とは何か？

地域を取り巻く厳しい環境

人口減少社会の到来

地域格差の拡大懸念

『地方の活力なくして国の活力なし』

観光地づくり

＜社会的側面＞

「住んでよし」=まちづくり

地域コミュニティの活性化

地域資源の保全・再生・価値向上  
地域の自信・誇りの再生

＜国の光を観せる＞

＜経済的側面＞

「訪れてよし」=観光振興

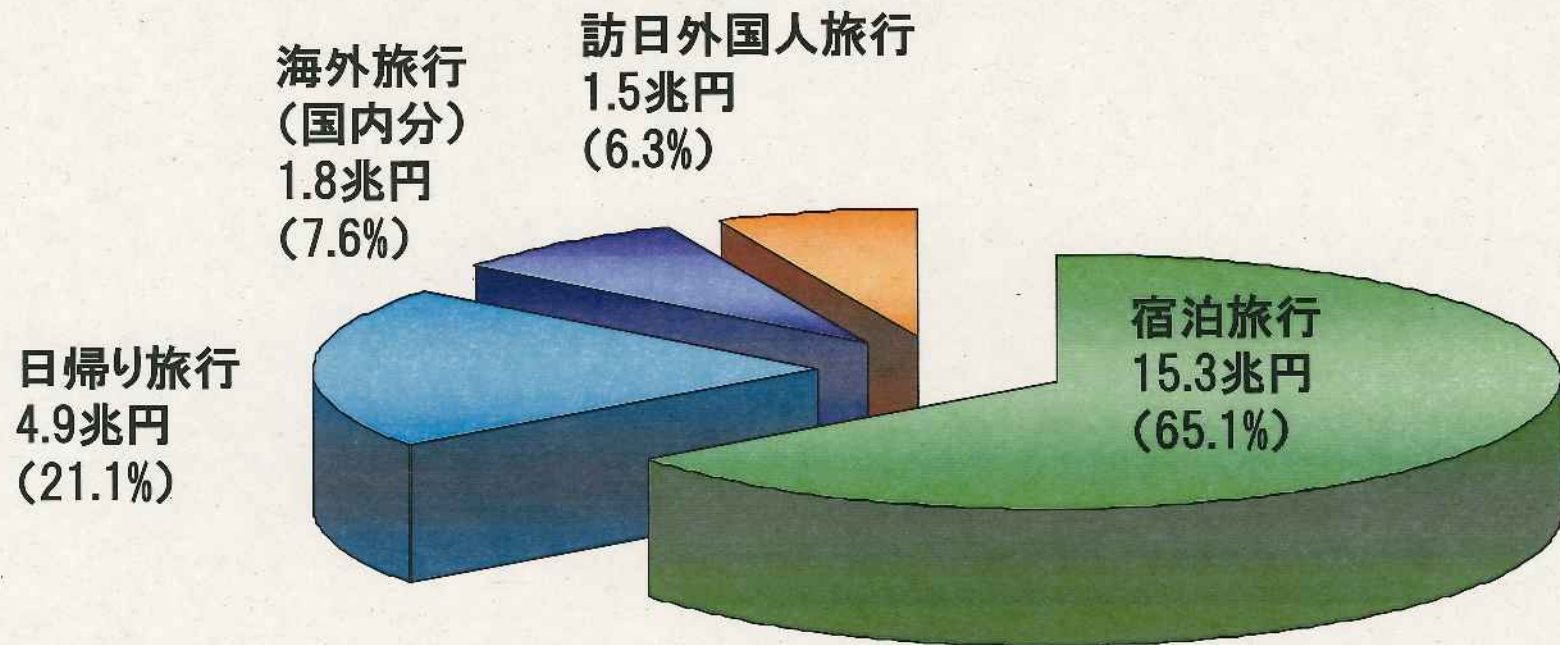
交流人口の拡大

域内消費額の拡大  
所得・雇用・税収の確保

＜国の光を観る＞

# 国内における旅行消費額(平成19年度)

23.5兆円

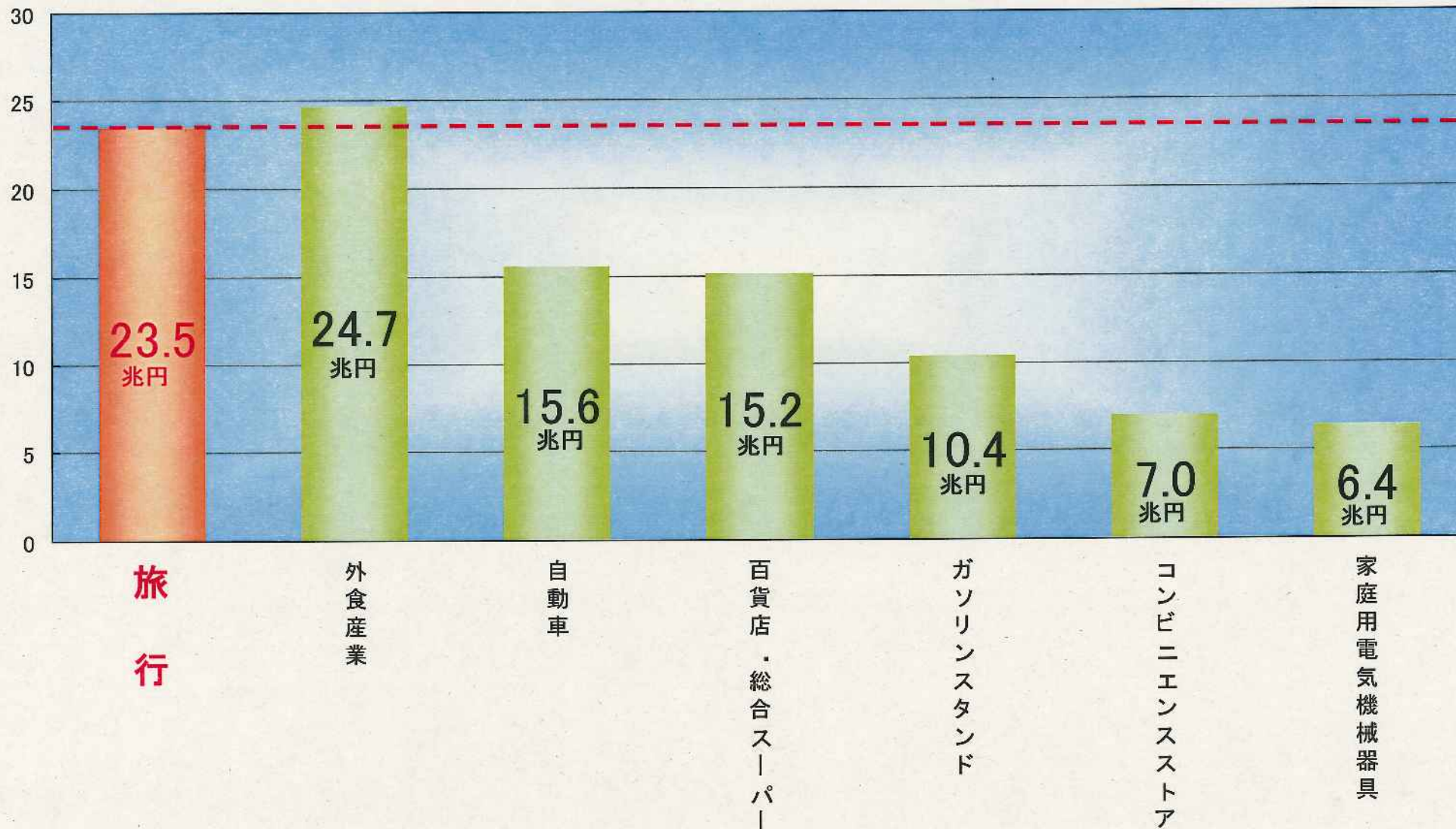


我が国経済への貢献度(経済効果)

生産波及効果	53.1兆円	…5.6%(対産業連関表国内生産額)
付加価値誘発効果	28.5兆円	…5.5%(対名目GDP)
雇用誘発効果	441万人	…6.9%(対全国就業者数)

# 「国内における旅行消費額(19年度)」の規模

消費額/販売額



# 国内旅行の増加は観光産業以外の幅広い産業に大きな効果

## 日本国内における旅行・観光消費の生産波及効果 53.1兆円の内訳

### 交通・宿泊・飲食等 16.5兆円

鉄道旅客輸送	3,205
道路旅客輸送	736
水運	241
航空輸送	2,480
旅行・その他の運輸付帯サービス	1,808
貸自動車業	294
スポーツ施設提供業・公園・遊園地	506
その他娯楽	484
飲食店	2,871
旅館・その他の宿泊所	3,880

(単位:十億円)

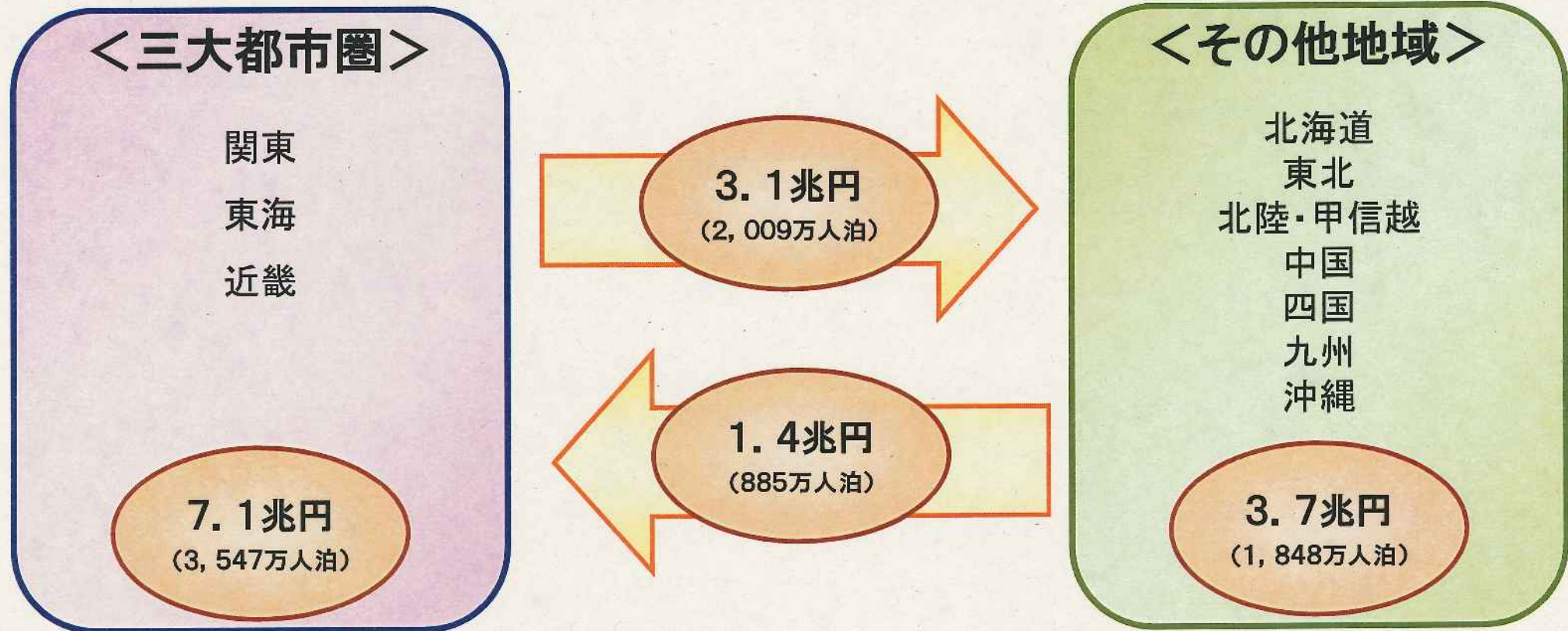
### 左記以外 36.6兆円

耕種農業	619	水道・廃棄物処理	501
その他農業・林業	309	卸売	2,979
漁業	281	小売	2,773
鉱業	111	金融・保険	2,816
農産食料品	425	不動産仲介・住宅賃貸料	1,053
水産食料品	311	住宅賃貸料(帰属家賃)	1,978
菓子類	773	鉄道貨物輸送	12
その他食料品	2,281	道路貨物輸送	743
繊維製品	682	道路輸送施設提供	166
パルプ・紙・木製品	695	その他運輸付帯サービス	710
出版・印刷	711	その他運輸	99
化学製品	913	通信・放送	1,135
石油・石炭製品	1,496	公務	138
履物・皮革製品	120	社会教育	141
窯業・土石製品	192	その他教育・研究	544
鉄鋼	218	医療・保健・社会保障・介護	462
非鉄金属	84	その他の公共サービス	199
金属製品	253	物品賃貸業(除貸自動車業)	620
一般機械	122	その他対事業所サービス	3,060
電気機械	519	理容業・美容業	382
輸送機械	789	写真業	232
精密機械	230	その他対個人サービス	863
その他製造工業製品	794	事務用品	134
建設	522	分類不明	378
電力・ガス・熱供給	1,068		

観光産業以外の幅広い産業に大きな効果

# 国内宿泊旅行による格差是正効果(イメージ)

日本人による国内の宿泊旅行消費額15.3兆円を地域ブロック間の流動量で案分。  
三大都市圏からその他地域へ、宿泊旅行を通じて1.7兆円が移転。

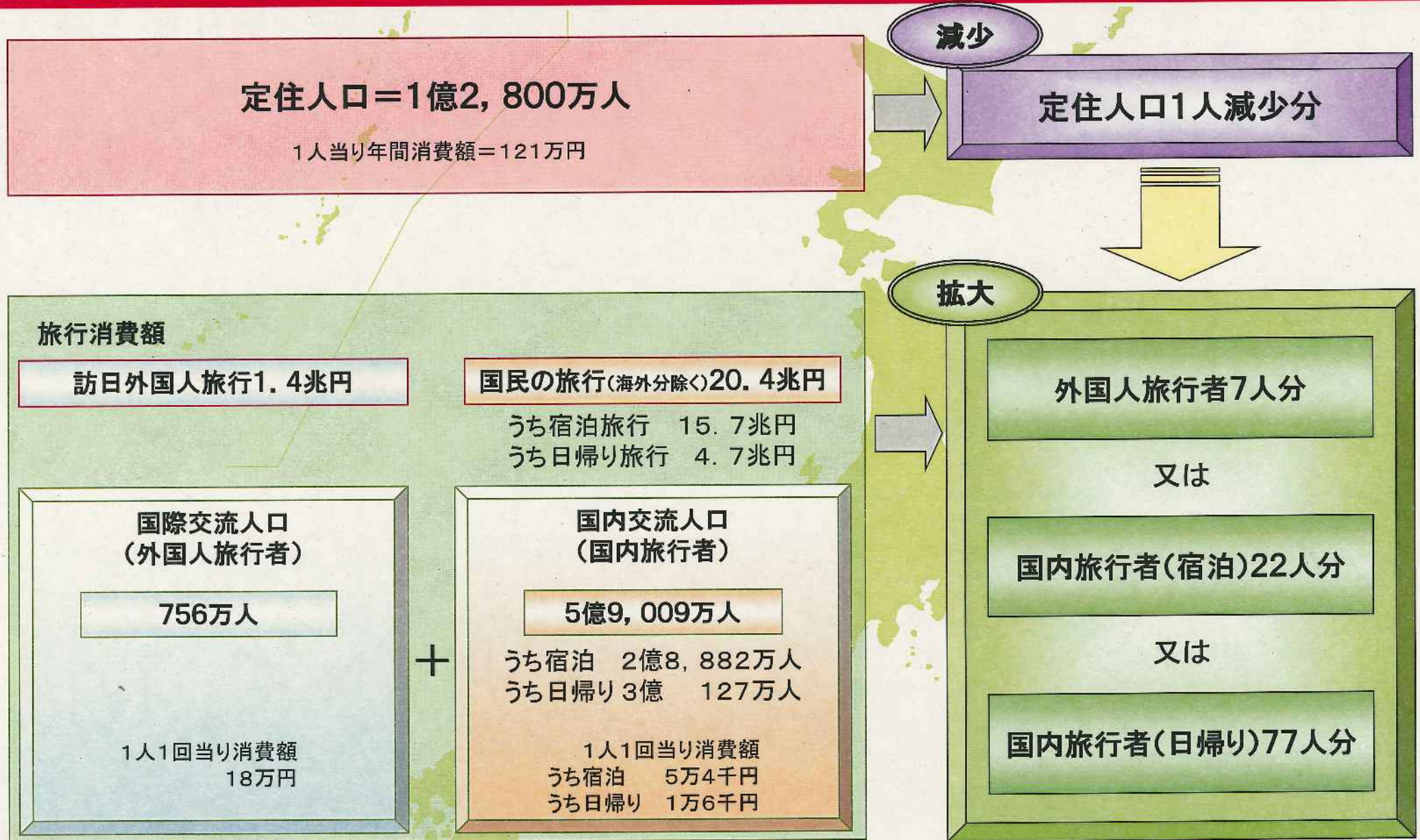


旅行消費額: 平成19年度  
延べ宿泊者数: 平成19年1~12月

※端数処理により合計が合わないことがある

- 延べ宿泊者数は「宿泊旅行統計調査」(国土交通省)「参考第1表」に記載の延べ宿泊者数(従業者数100人以上の施設)を居住地・施設所在地別に集計。ただし、宿泊者の居住地が不詳分のデータについては判明分実績に応じて各地域に配分し推計。
- 宿泊旅行消費額は「平成19年度旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」(国土交通省)に記載の国内宿泊旅行の旅行消費額を1)により算出した地域間流動に応じて案分。ただし、旅行前後支出は居住地に計上。

# 観光交流人口増大の経済効果(試算)



定住人口は国勢調査(総務省)、定住人口1人当り年間消費額は家計調査(総務省)による。  
旅行消費額は旅行・観光消費動向調査(2006年度)、国際交流人口はJNTOにより、国内交流人口及び1人1回当り消費額(国内・外国人)は両調査を用いた試算。  
定住人口1人減少分に相当する旅行者人数は、定住人口1人当り年間消費額を交流人口1人1回当り消費額で除したもの。



# 観光立国推進基本計画の概要

観光立国推進基本法の制定  
(平成18年12月)

基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を策定(平成19年6月閣議決定)

## 基本的な方針

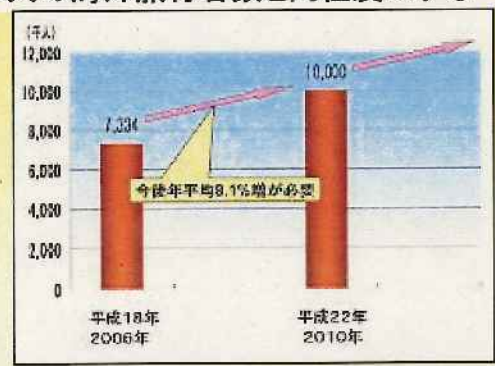
◆ 国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を発展 等

## 目標

計画期間における基本的な目標

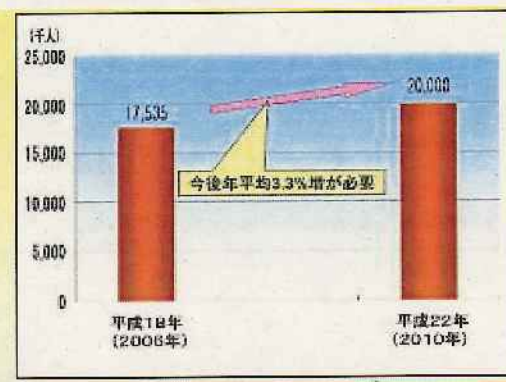
### ○訪日外国人旅行者数

平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



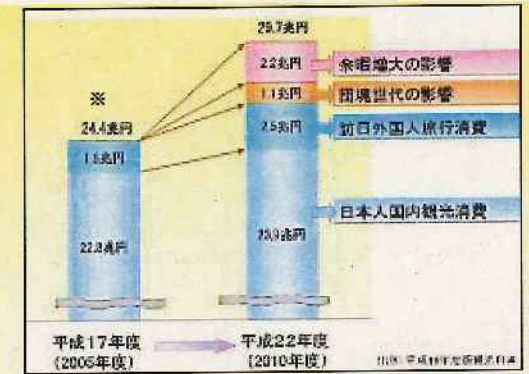
### ○日本人の海外旅行者数

平成22年までに2,000万人にする



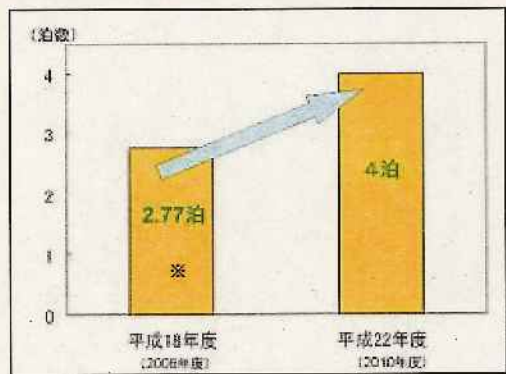
### ○国内における観光旅行消費額

平成22年度までに30兆円にする



### ○日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数

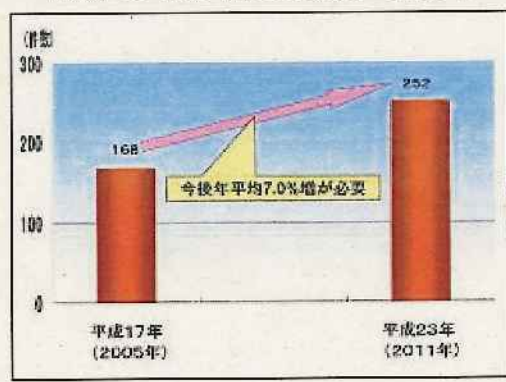
平成22年度までに年間4泊にする



\* 暫定値  
(確定値では、  
2.72泊)

### ○我が国における国際会議の開催件数

平成23年までに5割以上増やす



## 計画期間

5年間

## 施策

目標を達成するための具体的な施策を記述

## その他

毎年度点検を行うとともに、おおむね3年後を目途に見直し等

民間・地方・国の『連携』により、『新しい発想』で国を挙げて観光立国の実現に取り組む。

## 内外における旅行需要の拡大

### ○日本ブランド発信強化による需要拡大

- ・訪日旅客2000万人時代を見据えた「プレミアム・デスティネーション」日本の魅力発信  
2010年をVisit Japan Yearと設定し、プロモーションを強化。
  - ・メーカー、通信業、金融業等の一般企業にまでタイアップを拡大
  - ・重点地域を定めプロモーションを重点化
  - ・日本ファンのデータベース整備によるプロモーションへの活用
- ・新興市場へのプロモーション対象拡大
- ・国際会議から文化・スポーツイベント、展示会等MICE全体への誘致・開催へ

### ○旅行を促す環境の整備

- ・有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進
  - ・国内観光旅行の振興のための官民協力
  - ・新型インフルエンザ等危機管理への対応
- 等

## 受入体制の整備

### ○受入体制の整備

- ・2000万人時代にふさわしい受入体制の整備、諸制度の見直し
- ・ビザ手続きの緩和・弾力化  
中国の個人観光客へのビザ発給対象地域の拡大、インド、ロシア、マレーシア等に対するビザ発給要件の緩和・取得の容易化等
- ・入国審査のさらなる迅速化
- ・羽田空港の機能拡充に伴う受入体制の整備
- ・産学官の連携等による観光産業や観光地づくりを担う人材の育成

## 魅力ある観光地づくり・磨き上げ

### ○地域の連携による取組みの強化

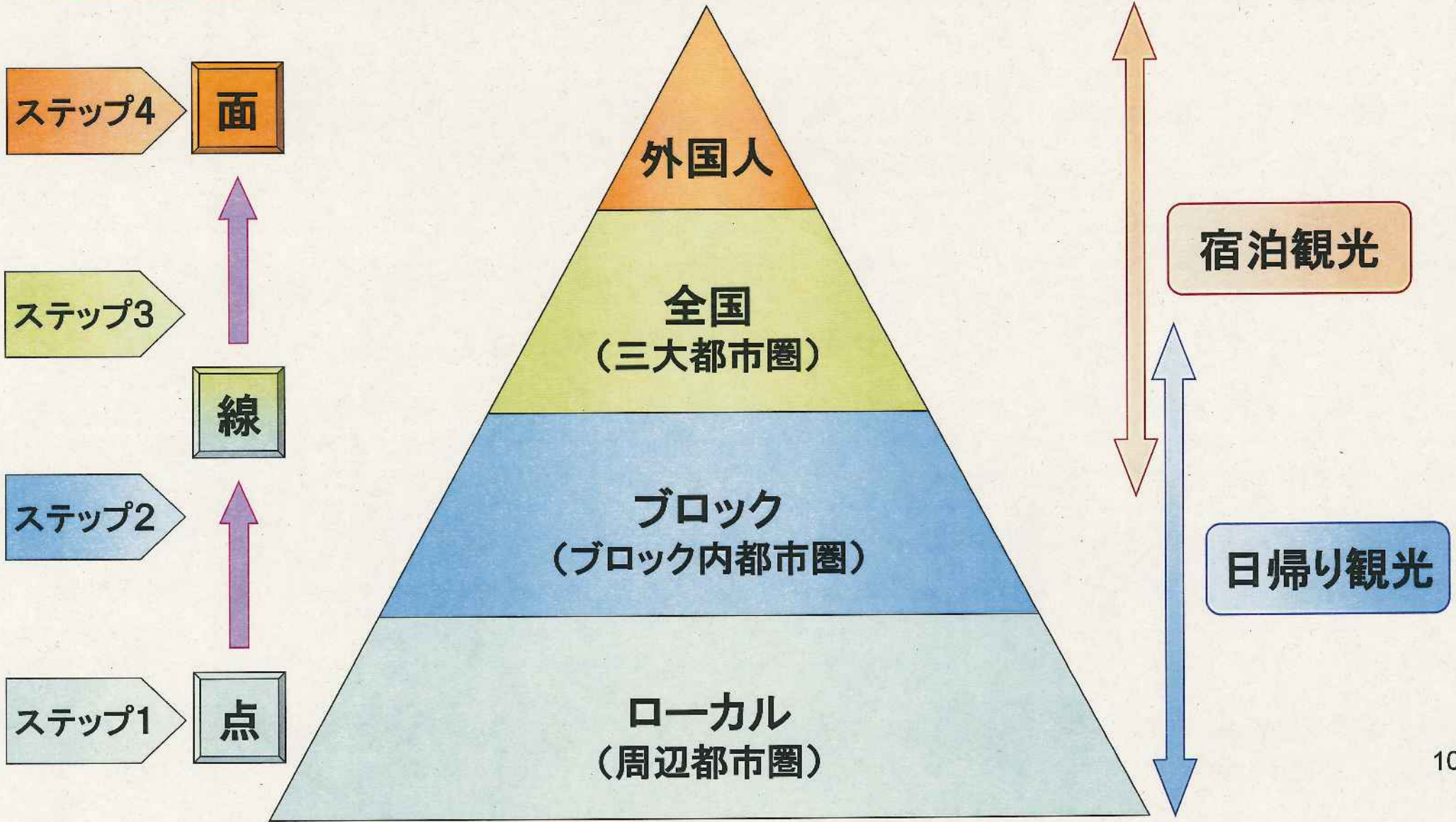
- ・観光圏の整備による広域連携の促進
- ・社会資本整備との連携等による観光圏整備の充実

### ○省内各局との連携強化

- ・観光地における無電柱化、魅力的な歴史的風致を持つまちづくり
  - ・瀬戸内海における船旅による地域振興
- 等

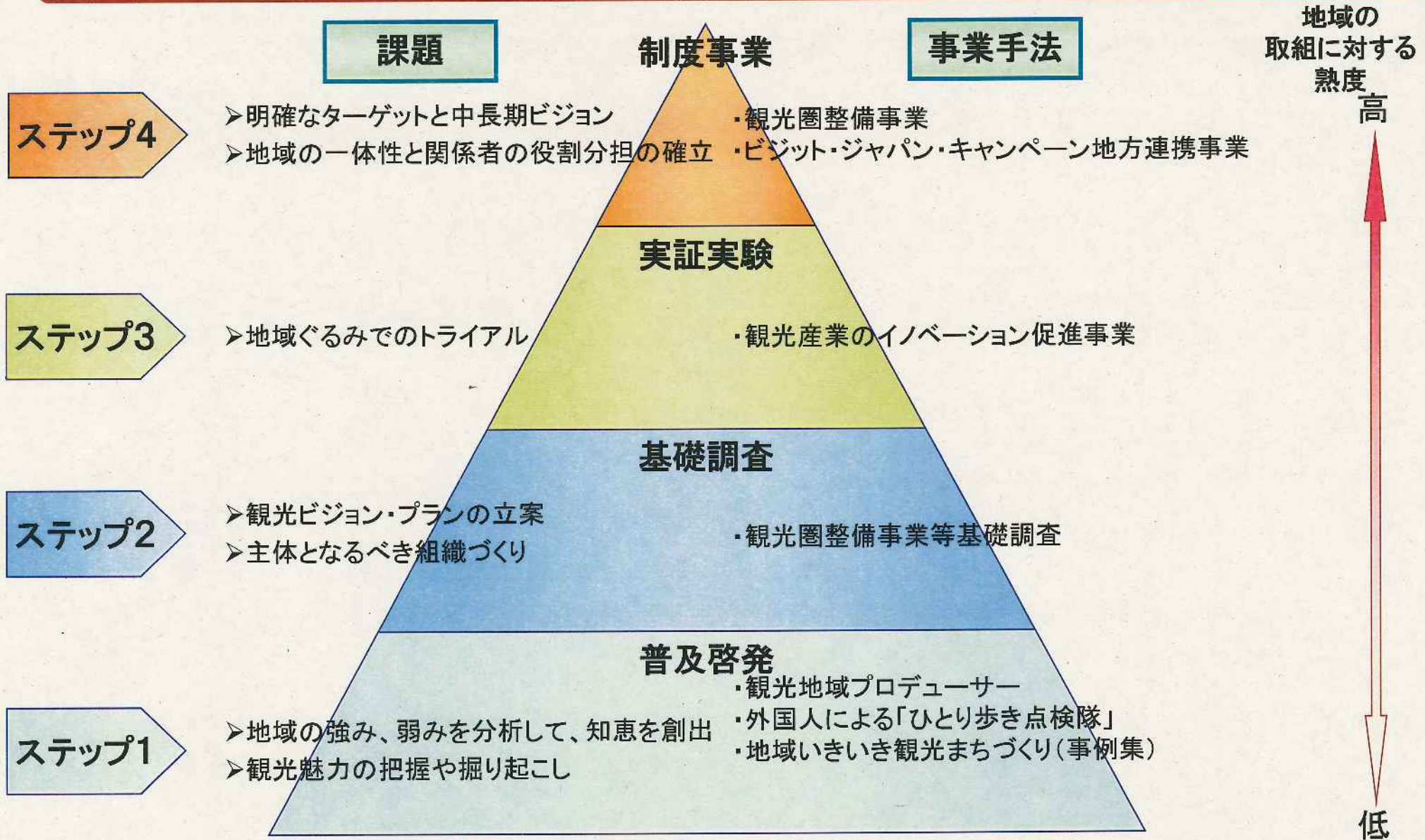
# 観光地づくりに取り組むためのピラミッド①

## 観光市場の基本構造



# 観光地づくりに取り組むためのピラミッド②

## 観光地づくりに対する国(観光庁)の支援



取り組みのねらい: 観光地域づくりにおける外部人材の紹介・マッチングによる人材の登用を支援

## 地域側の事情

- ・地域内の人材だけでは閉塞的な状況になる。
- ・単なるアドバイザーでなく、地域づくりのまとめ役、リーダー役、実行役となる人材が必要

## 地域の外にいる観光専門家の状況

- ・退職後、自分の知識と経験を活かしたい
- ・地域の情報が不足しており、1・Uターンに踏み切れない

地域の外にいる人材に必要な研修を実施した上で、観光地域プロデューサーとして登録  
観光地域づくり戦略策定や着地型旅行商品の開発、流通への発信等の専門家を要する地域を紹介

## 観光地域プロデューサー事業の実施(地域の選定、プロデューサーとのマッチング等)

以下の地域に研修を修了した「観光地域プロデューサー」を派遣

### 平成19年度モデル地域 (5地域)

千葉県富津市: 「石」を活用した芸術観光の振興

東京都台東区: 新たな観光戦略の企画・立案

山梨県富士河口湖町: 住民主導の観光まちづくり

静岡県伊豆の国市: 新鮮な発想による情報発信

富山県立山町: アルペンルートのプロモーション

### 平成20年度モデル地域 (3地域)

茨城県石岡市: 歴史、文化等を活用した体験観光等の商品化

新潟県佐渡市: 観光資源を活用した着地型旅行商品の開発

千葉県鴨川市: 首都圏への効果的な広報宣伝、販売促進

## 「観光地域プロデューサー・データベース」

平成20年10月より試行的運用の開始

「観光地域プロデューサー」希望者及び「観光地域プロデューサー」を欲している地域の情報を一元管理し、双方によるマッチングをサポート

〔データベースのアドレス〕

<http://www.kankouchidukuri.jp/produce/>

# 外国人によるひとり歩き点検隊

(背景) 平成18年2月9日に開催された『第1回外国人から見た観光まちづくり懇談会』において、委員から「日本の空港、駅等の表示がわかりにくい」との指摘

外国人が一人で空港に降り立っても、目的地に行くことができるような受入体制の整備が必要



## 外国人による「ひとり歩き点検隊」の実施

平成17年度から、外国人の利用が多い空港や駅において、米国・韓国・中国等からの留学生等が参加し、外国人の視点から、案内表示や情報提供について点検を実施。

(20年度までの実施箇所) 空港25箇所、駅11箇所



この点検結果を参考に、関係者で改善方策を検討、実施



成田国際空港での点検の様子

## 地域いきいき観光まちづくり -100-

観光立国の実現に向けて、地域による、魅力的な観光地づくりに向けた熱意と創意工夫にあふれた取組みが日本各地で行われている。それらの一部を紹介し、観光地づくりに取り組む方々へ広く参考となるよう事例集としてまとめ、平成18年8月に公表。

### 1. 歴史的まちなみを活かした取組み

#### 【掲載事例】

- 福島県大内宿:  
アスファルトを撤去して街道を復元
- 岐阜県飛騨古川:  
町並み景観デザイン賞
- 山口県山口:  
自然・歴史・文化と住民参加による観光振興



福島県大内宿

### 2. 体験交流を活かした取組み

#### 【掲載事例】

- 新潟県高柳:  
「和紙づくり」と農家民泊「かやぶきの宿」
- 長野県飯田:体験教育旅行
- 愛知県日間賀島:  
体験型観光の確立



長野県飯田

### 3. 小説、映画等を活かした取組み

#### 【掲載事例】

- 愛媛県松山:  
「坂の上の雲」を軸とした21世紀のまちづくり
- 広島県尾道:  
映画と坂道を活かした観光振興



愛媛県松山

### 4. 温泉地再生に向けた取組み

#### 【掲載事例】

- 山形県小野川温泉:夢ぐりプラン  
(湯めぐりプラン)
- 大分県別府温泉:別府ハットウオンパク  
(別府八湯温泉博覧会)
- 兵庫県有馬温泉:  
日本最古の名湯の奥座敷の観光地づくり



大分県別府温泉

## 地域いきいき観光まちづくり 2008

日本各地で宿泊数や滞在時間を延ばす取り組みを行った結果、成果を発揮している地域を「滞在力のあるまち」として、外国人にとって魅力ある資源があり、その魅力を活かす何らかの取り組みが行われ、外国人が多く訪れている地域を「外国人で賑わうまち」として掲載し事例集をとりまとめ平成20年1月に公表。

### 滞在力のあるまち

#### 1. 広域観光ニーズへ対応する取り組み

##### 【掲載事例】

○富良野・美瑛：  
「富良野・美瑛」地域ブランドのイメージを確立

○：会津若松、喜多方  
会津全域に加え、乗合タクシーにより他地域とも連携



北海道美瑛町

#### 2. 体験交流を活かした取り組み

##### 【掲載事例】

○館山・南房総：  
夜の自然体験プログラムの開催

○淡路島：漁業体験等の多彩な体験型ツーリズムの推進



兵庫県淡路市

### 外国人で賑わうまち

#### 1. 多言語化等による情報提供の取り組み

##### 【掲載事例】

○札幌：  
観光案内所におけるワンストップサービスの実施

○富士河口湖：  
レトロバスにおける多言語放送の実施



山梨県富士河口湖町

#### 2. 外国人誘致に向けた取り組み

##### 【掲載事例】

○日光：  
海外へのミッション派遣やトラベルマートへの出展

○別府：  
旅行関係者の招聘事業や宿泊施設の合同PR活動の実施



大分県別府市



観光産業の新たなビジネスモデルの構築を支援するとともに、そのノウハウの普及・啓発を行う。

- 新たなビジネスモデルの例  
(客室稼働率の向上、業務の共同化・効率化等)

・連携・共同によるブランド戦略の取り組み



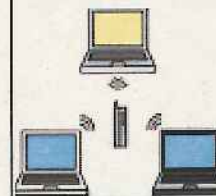
例) バリアフリー



例) 地産地消

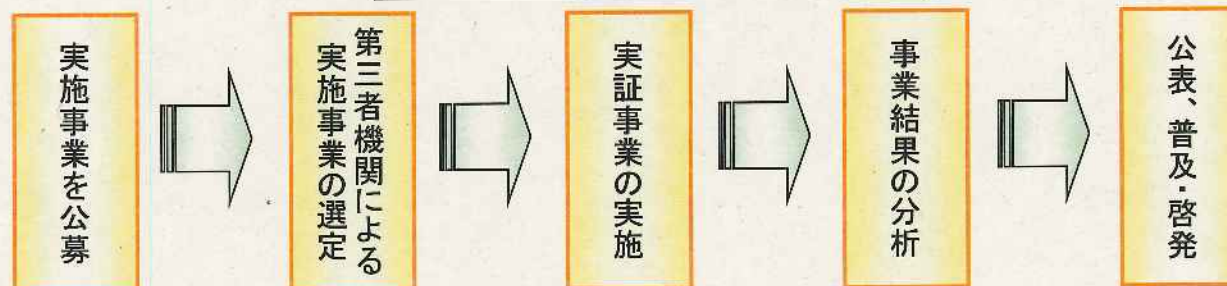
複数旅館で、「エコ」、「バリアフリー」、「のんびり滞在」、「地産地消」等をブランド化し、共同で情報発信や顧客管理をすることで、リピーター確保等による客室稼働率の向上を図る。

・宿泊産業・旅行産業のデータ処理の効率化、共通化



宿泊産業・旅行産業間の情報流通において、各々のシステム間のデータ処理形式を共通化することで予約手配業務の効率化を図る。

## 事業実施の流れ



# 観光圏整備事業

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)

## 概要

基本方針：主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

市町村

都道府県

観光事業者

協議会

農林水産業者

商工業者

NPO

等

### 観光圏整備計画

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

宿泊



観光資源



交通・移動



案内・情報提供等



「滞在促進地区」：観光旅客の滞りの促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

### 観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

### 農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

大臣認定

※任意だが、認定を受けると以下の支援が受けられる。

### 国による総合的支援

#### 【大臣認定による特例措置】

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例 等

#### 【予算等】

- ・予算補助制度の創設
- ・税制優遇措置
- ・財政投融资 等

連携

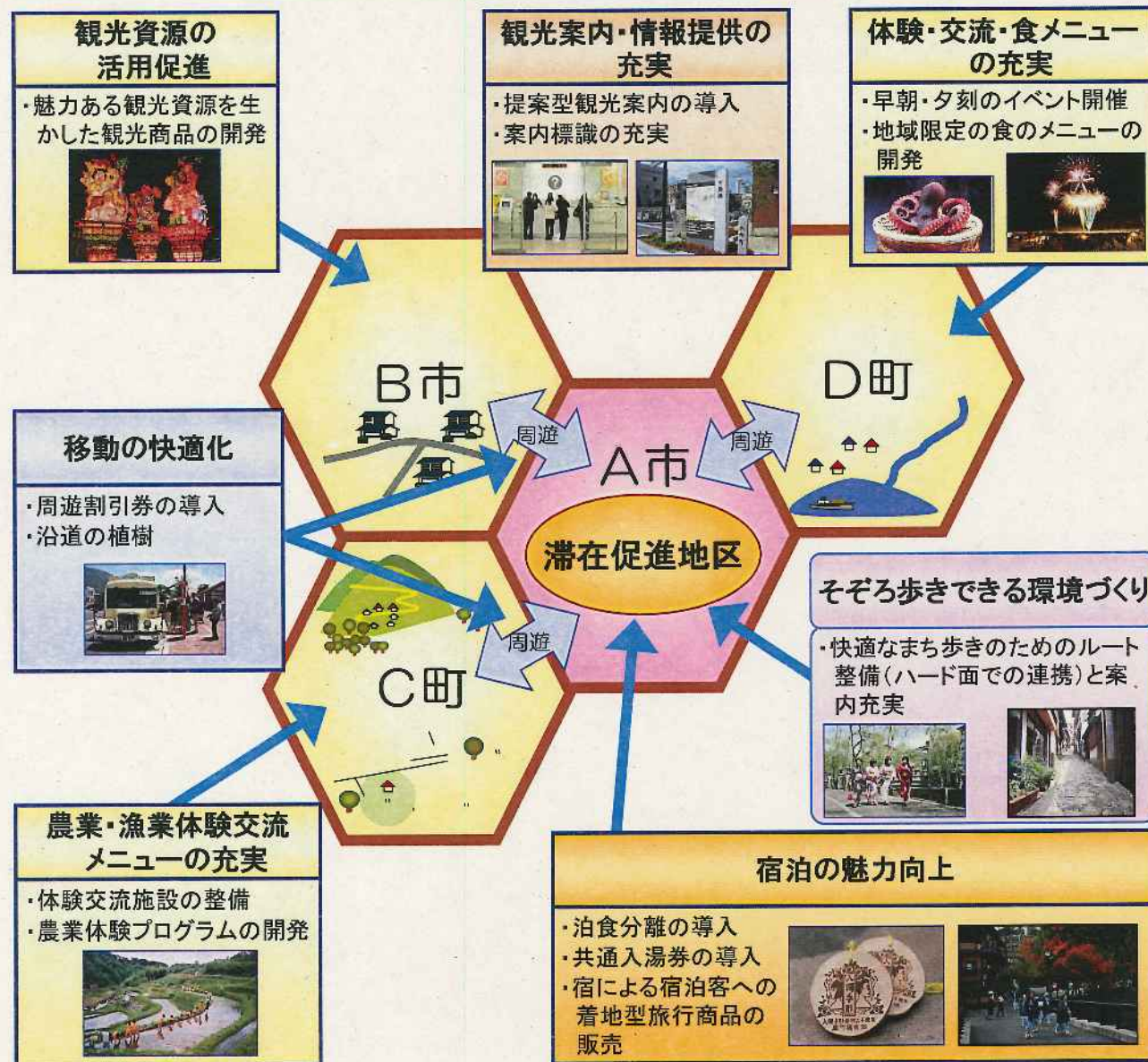
#### 【ソフト・ハードの連携】

- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮

地域の活性化を通じた観光立国の実現

# 観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

## 観光圏整備のイメージ



## 地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

○予算(観光圏整備事業費補助)、財投  
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援  
 ⇒2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活発化し、観光旅客の満足度を向上

○ハード面での連携  
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮  
 ⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○農山漁村活性化法の特例  
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能  
 ⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

○旅行業法の特例  
 ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例  
 ⇒宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光旅客のニーズをふまえた取組への支援

効果

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

↓  
 内外観光客による2泊3日以上  
 より長期の滞在を拡大

↓  
 地域経済の活性化

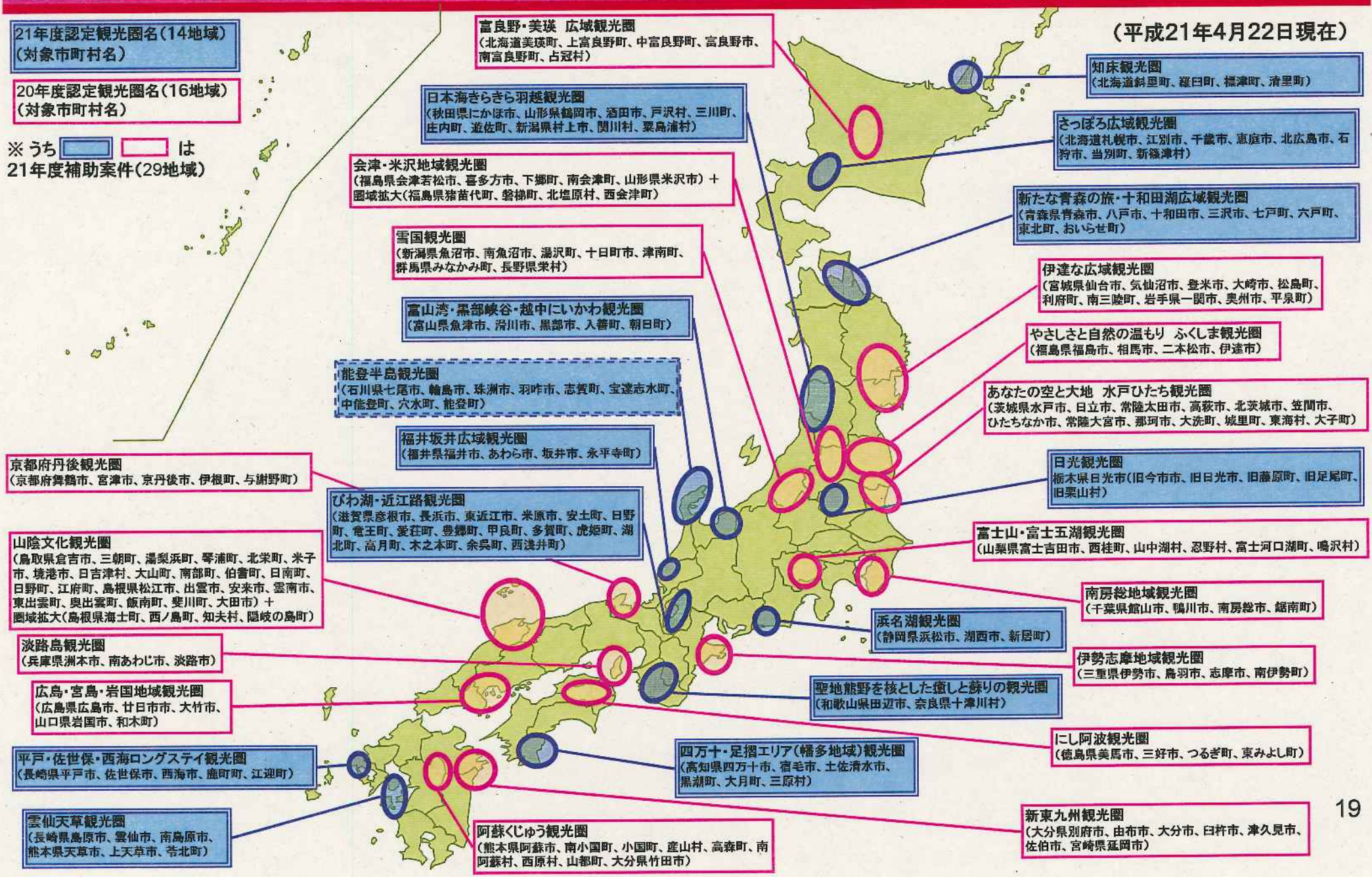
# 観光圏一覽 (30地域)

(平成21年4月22日現在)

21年度認定観光圏名(14地域)  
(対象市町村名)

20年度認定観光圏名(16地域)  
(対象市町村名)

※ うち       は  
21年度補助案件(29地域)



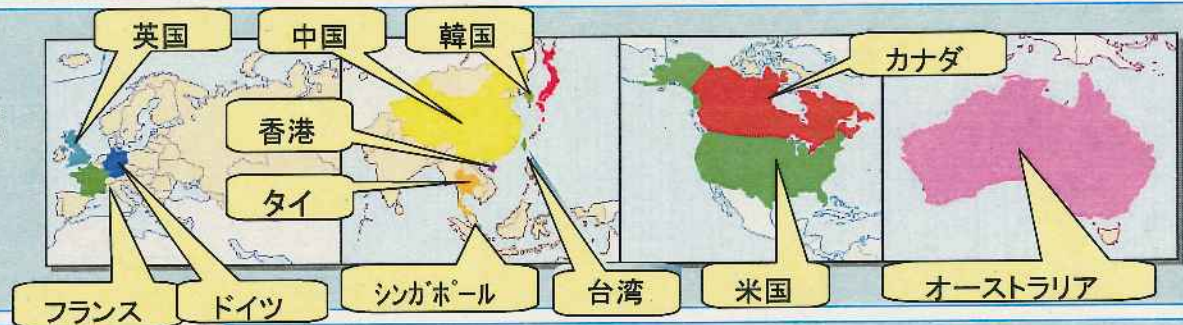
# ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、重点12市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進。

## 重点市場

### 訪日旅行者数の多い12の国・地域

※このほか、有望新興市場(インド、ロシア、マレーシア)において調査を実施  
(2009年度からフィリピン・インドネシア・イタリア・スペイン・ベトナム・メキシコ・GCC諸国においても調査に着手。)



## 認知度向上事業

### 我が国の観光魅力を発信するための事業

- 海外メディアの日本への招請、取材支援
- 海外のTVCM等による広告宣伝
- WEBサイトによる情報発信
- 海外の旅行博覧会等への日本ブース出展



香港・メディア招請事業  
(仙台・2008年8月)



フランス・日仏観光交流年バス車体広告  
(2008年3月)

## 誘客事業

### 魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や、青少年交流の拡大に向けた事業

- 海外旅行会社の日本への招請、商談会の実施
- 訪日旅行商品の共同広告
- 訪日教育旅行の誘致



シンガポール・訪日教育旅行セミナー  
(2008年8月)

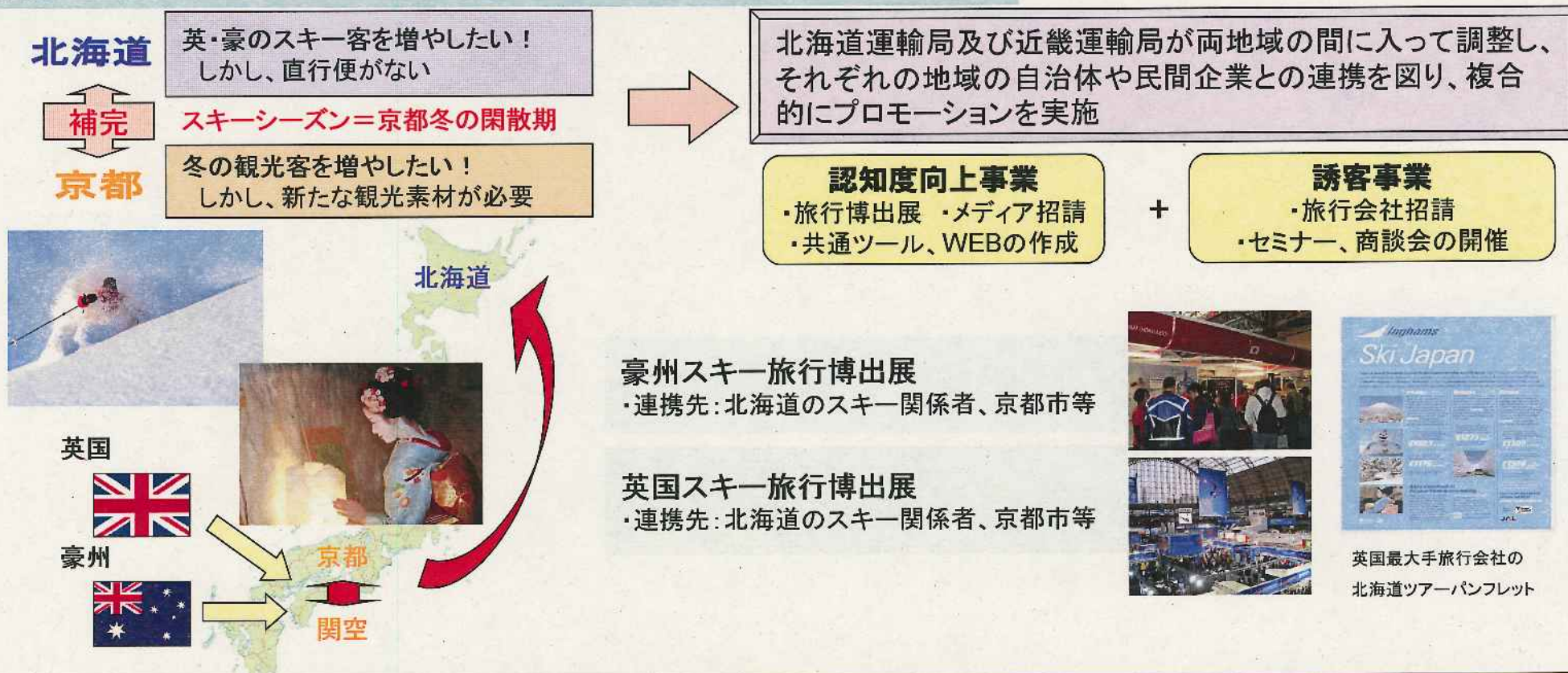


大規模商談会・YOKOSO! JAPAN  
トラベルマート(2008年10月)

\*上記の事業を地域と共同で実施する場合には、国は総費用の1/2を上限に地域(自治体・民間等)と連携。  
(ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業)

# ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の例

## 北海道・京都との連携による英国・豪州におけるスキープロモーション



### ○地方連携事業の意義・効果

#### ・外国人旅行者の地方への訪問を促進。

上記事業の効果例：【外国人宿泊客(主要スキー場系列)】(北海道索道協会調べ)

06/07シーズン 55,207人 → 07/08シーズン 82,672人 (149.7%)

【主な道内スキー場を有するニセコ町、留寿都村、倶知安町、富良野市へのイギリス人宿泊客計】(北海道観光入込客数調査報告書より)

2006年度 1,220人 → 2007年度 3,546人(290.7%)

#### ・地域と連携した事業実施により、地域における国際観光振興の取組みを後押し。地元関係者の意識も向上。

上記事業の効果例：こうしたプロモーション活動の結果、北海道ではスキー関係者の横断的組織が設立。(北海道スキープロモーション協議会)

## 「2020年に訪日外国人旅行者2000万人」の目標設定も含めた中長期課題の検討

観光立国推進戦略会議(座長:牛尾治朗 ウシオ電機(株)会長)において、「観光庁は、関係省庁と連携して、観光立国に係る中長期的な戦略、特にインバウンドに係る中長期的戦略(2020年に2千万人を目標)を策定するべき。」と提言。観光立国推進戦略会議のワーキンググループでの検討を経て、3月13日の観光立国推進戦略会議で「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」が取りまとめられた。

### 2000万人時代の訪日客の状況

○宿泊客のおよそ6人に1人は外国人(2007年は、およそ14人に1人)

○旅行消費額の外国人割合 2006年5.8% → 2020年16.3%

現在のアメリカ(14.3%)を超え、イギリス(18.1%)、ドイツ(17.0%)に迫る。

◆2000万人達成時には訪日外国人旅行者の旅行消費額が4.3兆円、直接雇用効果が39万人となると推測。

※ 2006年の旅行消費額は1.4兆円



2000万人を見据えた海外プロモーション戦略やハード・ソフト双方の総合的な受入環境の整備について検討

第6回地域力創造に  
関する有識者会議  
説明資料

平成21年9月17日(木)  
国土交通省



( 目 次 )

○過疎・集落・条件不利地域の振興	1
（国土交通省の「重点政策2009」（抄））	
○条件不利地域対策	2
離島振興対策	3
豪雪地帯対策	13
半島振興対策	21
○地域活性化対策	26
・集落活性化推進事業	27
・既存施設を活用した集落活性化 方策検討調査	30
・地域再生を担う人づくり支援調査	31
・地域づくりインターン事業 （若者の地方体験交流支援事業）	32
・地域振興アドバイザー派遣制度	33

# 過疎・集落・条件不利地域の振興（国土交通省の「重点政策2009」（抄））

政府では、地方再生は国の最重要課題との認識のもと「地方再生戦略」をとりまとめ、さまざまな施策に取り組んでいる  
国土交通省は、過疎・集落・条件不利地域の振興のため、次の観点から取り組んでいる

## 人口減少・高齢化への対策

### （住宅整備への支援）

地域を支える人の定住を促進するため、  
地方公共団体に対する措置

○空き家等を活用した定住用住宅の整備を促進するため、空き家再生等推進事業の地方負担分について適債措置を講じる

○過疎地域において不良住宅を建て替えるなど、良好な住環境の整備のため、小規模住宅地区改良事業の不良住宅戸数の要件緩和を行う

### （インフラ整備への支援）

快適で安全な生活環境を確保するための  
インフラ整備等への支援

○過疎地域において、道路や下水道の整備を促進するため、市町村に代わって都道府県が基幹的な施設の整備を行う都道府県代行制度

○（再掲）小規模住宅地区改良事業の不良住宅戸数の要件緩和

## 生活サービス機能確保への対策

### （生活サービス拠点の形成への支援）

生活サービス拠点の形成への支援

○市町村等が廃校舎等を公益サービスの集約化施設等へ改修する集落活性化推進事業の補助対象に周辺施設の整備を追加

○（再掲）空き家再生等推進事業

### （集落安定化へ向けた支援）

○集落生活安定化へ向けた「新たな公」への支援

### （地域資源を活かした持続可能な産業の創出への支援）

○条件不利地域における生活再生、持続可能な経済循環の創出等に向けて、地域再生を担う人づくり支援、離島の活力再生支援事業、半島らしい暮らし・産業創出事業を行う

## 地域振興

国土交通省は、地方の元気の回復に向けた施策を通じて、地域で頑張る人を応援するなど、地域の振興に協力していきます。

住民生活の支援

インフラ整備への支援等

### （公共交通の活性化等地域の足の確保への支援）

○福祉バス、スクールバス等をコミュニティバスとして再編することにより、利用者の利便性の増進・運行経費の削減等を図る地域に対して、国として補助・情報提供を行うとともに、地域のニーズを踏まえた生活交通のあり方について調査・検討を行う

（地域公共交通活性化・再生総合事業等）

これらの事業、施策のほか、すでに行っている様々な施策も引き続き行っていきます

# 条件不利地域対策 (離島、豪雪、半島)

## 離島振興対策

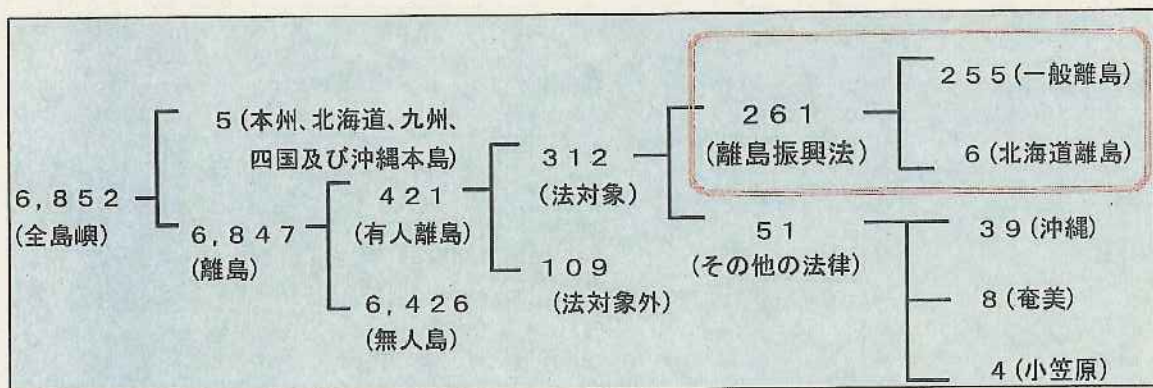
世界有数の多島海洋国・日本。北は礼文島(北海道)から南は沖ノ島(東京都)、東は南鳥島(東京都)から西は与那国島(沖縄県)に至るまで、南北及び東西約4,000kmにわたって広がる広大な海に、大小さまざまな島々が点在しています。

島の基準はさまざまですが、周囲の長さが0.1km以上の陸地を「島」とすれば、「本土」と呼ばれる5島(本州、北海道、四国、九州、沖縄本島)を除いて、その数は6,847にも及びます(海上保安庁調べ)。

また、このうち人が住む有人離島は421島を数えます(平成21年1月現在)。



このうち、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域にある有人離島は261島となっています。



## 離島振興対策実施地域一覧

都道県名	地域名
1 北海道	礼文島
2	利尻島
3	天売・焼尻
4	奥尻島
5	小島
6 宮城県	大島
7	牡鹿諸島
8	浦戸諸島
9 山形県	飛島
10 東京都	伊豆諸島
11 新潟県	粟島
12	佐渡島
13 石川県	舳倉島
14 静岡県	初島
15 愛知県	愛知三島
16 三重県	志摩諸島
17 兵庫県	沼島・灘
18	家島群島
19 島根県	隠岐島
20	高島

都道県名	地域名
21 岡山県	日生諸島
22	犬島
23	石島
24	児島諸島
25	笠岡諸島
26 広島県	走島群島
27	備後群島
28	芸備群島
29	上大崎群島
30	下大崎群島
31	安芸群島
32 山口県	住島群島
33	周防大島諸島
34	平郡島
35	熊毛群島
36	周南諸島
37	響灘諸島
38	萩諸島
39 徳島県	伊島
40	出羽島

都道県名	地域名
41 香川県	直島諸島
42	塩飽諸島
43	伊吹島
44 愛媛県	魚島群島
45	上島諸島
46	越智諸島
47	関前諸島
48	來島群島
49	新居大島
50	安居島
51	忽那諸島
52	青島
53	宇和海諸島
54 高知県	沖の島
55 福岡県	筑前諸島
56 佐賀県	玄海諸島
57 長崎県	対馬島
58	壱岐島
59	平戸諸島
60	五島列島

都道県名	地域名
61	瀬ノ浦大島
62	松島
63	伊王島
64	高島
65 熊本県	天草諸島
66 大分県	姫島
67	豊後諸島
68 宮崎県	島野浦島
69	南那珂群島
70 鹿児島県	長島
71	桂島
72	甑島
73	新島
74	種子島
75	屋久島
76	南西諸島

## 離島振興対策実施地域の現状

- 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域は、現在、76地域が指定されており、総面積は、5,255km<sup>2</sup>で全国面積の1.4%、総人口は43万4千人で全国人口の0.3%を占めています。
- 離島の人口は一貫して減少傾向で推移し、高齢化率は33.0%と全国に比べ大幅に高くなっています。
- 人口の減少率、高齢化率は、他の条件不利地域と比較しても高くなっています。

### ○離島振興対策地域の現状

(平成20年4月現在)

区 分	合 計	内 地	北 海 道
地 域 数	76	71	5
指定有人島数	261	255	6
面 積	5,255 km <sup>2</sup>	4,838 km <sup>2</sup>	417 km <sup>2</sup>
(対全国比)	(1.39%)	(1.28%)	(0.11%)
人 口	434千人	420千人	14千人
(対全国比)	(0.34%)	(0.33%)	(0.01%)
関係市町村数	110	104	6

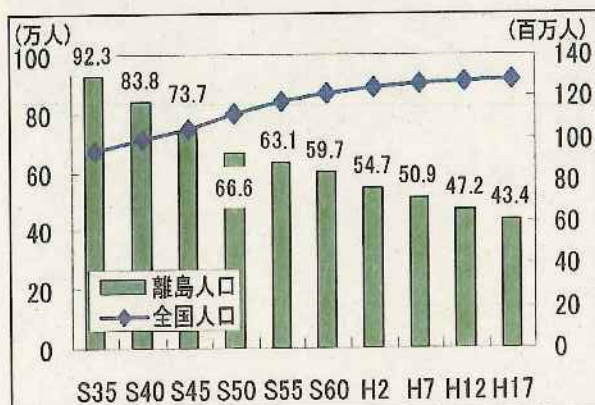
注)人口は、平成17年国勢調査による。

### ○条件不利地域の人口減少率

	離島	過疎	半島	奄美	沖縄	全国
H2～H7	▲ 6.8%	▲ 5.2%	▲ 1.7%	▲ 4.9%	+ 4.2%	+ 1.6%
H7～H12	▲ 7.2%	▲ 5.4%	▲ 2.3%	▲ 2.6%	+ 3.5%	+ 1.1%
H12～H17	▲ 8.1%	▲ 5.4%	▲ 3.7%	▲ 4.4%	+ 3.3%	+ 0.7%

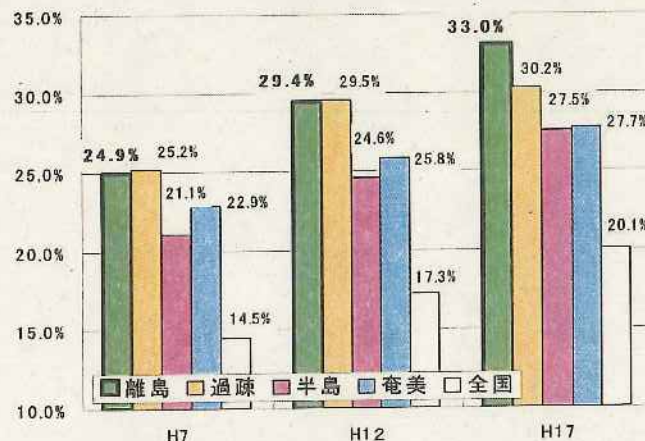
資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

### ○離島の定住人口の推移



資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

### ○条件不利地域の高齢化の推移



資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

## 離島の国家的役割、国民的役割

離島は、日本列島の外縁に広く位置している等の立地条件から、また豊かな自然環境を保全している等の特色ある地域資源を有していることから、国家的役割に加えて、離島住民だけでなく、他の地域の住民に対する国民的役割をも備えています。

### 離島の国家的役割

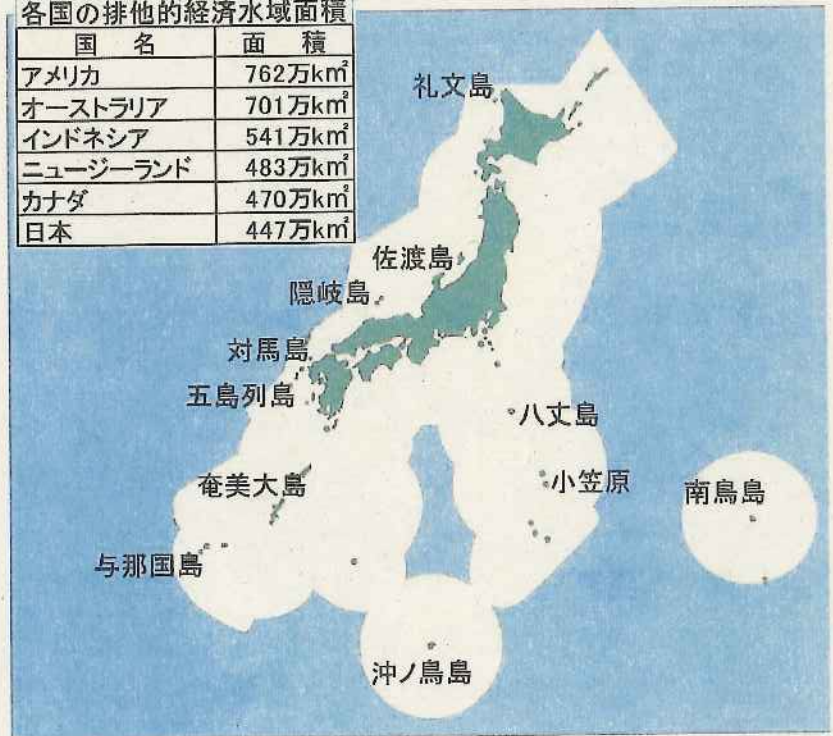
#### (1) 我が国の領域・排他的経済水域等の確保

我が国の国土面積は約38万km<sup>2</sup>で、世界の60番目の大きさですが、離島の存在により、排他的経済水域等の面積(447万km<sup>2</sup>)は、世界で6番目の広さとなっています。

これは国土面積の約12倍に相当し、本土のみに比べ約2倍となっています。

各国の排他的経済水域面積

国名	面積
アメリカ	762万km <sup>2</sup>
オーストラリア	701万km <sup>2</sup>
インドネシア	541万km <sup>2</sup>
ニュージーランド	483万km <sup>2</sup>
カナダ	470万km <sup>2</sup>
日本	447万km <sup>2</sup>



#### (2) 国境に接する沿岸域の管理、海上安全の確保

外国との接点が多い離島では、密漁や密入国等の不法行為に対して、漁業者や住民による早期発見や監視活動が行われています。

また、船舶の緊急避難の受入れ、海難事故の発見・通報、急病人の受入れなど、海上安全の確保に寄与しています。



○台風避難(H15台風14号)のため、島の入り江に錨泊している外国漁船(五島列島)

### (3) 海洋資源の利用

豊かな海洋資源に恵まれた離島では、イワガキ、クロマグロの養殖、無人島周辺の漁場の利用、海洋深層水を利用した商品開発など、離島の特性を生かした活動が行われています。



○離島周辺海域を活用したイワガキ養殖(隠岐島)

### (4) 国際交流の拠点

外国と直に接する離島は、外国との歴史的なつながりに基づく伝統文化、歴史的遺産等の維持・保存とあわせた、国際交流の拠点としての役割を担っています。



○大陸と日本本土との中継点であった歴史を活かしたイベント(対馬島)

### (5) 自然環境の保全

豊かな自然に恵まれた離島では、漂着ゴミの回収、藻場・干潟の保全等の自然環境の保全活動、生態系の保護活動が行われています。



○離島住民等による漂着ゴミの回収(飛島) ○ウミガメの産卵場所となる砂浜(屋久島)

## 離島の国民的役割

### (6) 「癒しの空間」の提供

豊富な自然や個性ある文化に恵まれた離島は、海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向の高まりに応える「癒しの空間」としての役割を果たしています。



○離島の野趣あふれる温泉(硫黄島)



○離島の美しい天然の海水浴場(福江島)

## 離島振興法の概要

### (1) 制定及び改正の経緯

離島振興法は、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定されました。(10年間の時限立法)

現行の離島振興法は、第154回通常国会において所要の改正と有効期限の10ヶ年延長が提案され、平成14年7月12日に成立、同19日に公布、平成15年4月1日から施行されています。

(5回目の改正・延長)

### (2) 平成14年改正のポイント

平成14年の改正では、離島振興においては、地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みが重要であることから、次のように大幅な改正が行われています。

#### ① 目的に、次の事項を明確化(第1条関係)

- ・離島には、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等、国家的役割があること
- ・「後進性の除去」に加え、本土の間で生じる地域差を「価値ある地域差」ととらえ直し、地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
- ・国民の利益の増進に寄与すること

#### ② 離島振興計画の作成(第3、4条関係)

都道府県知事が作成した計画に基づき、内閣総理大臣が離島振興計画を定めていた従来の仕組みを改め、国が基本方針を定め、市町村が作成した計画(案)をできる限り反映して、都道県が離島振興計画を定める仕組みへ変更

#### ③ 地域特性と住民の創意工夫を生かした自立を支援する施策(第7条、第18条関係)

- ・ソフト事業、公共事業以外の事業に対する助成措置に係る規定を追加
- ・自然公園法、農地法等における手続きに関して運用面での配慮規定を追加

#### ④ 地域医療の充実(第10条関係)

ドクターヘリに関する規定の明記、無医地区以外の地区での医療の充実を図る規定を追加

#### ⑤ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(第13条関係)

高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定を追加

#### ⑥ 地域特性を生かした農林水産業の振興(第14条関係)

基幹産業である農林水産業の振興についての重要性を明確にするとともに、観光業との連携の重要性を明記した規定を追加

#### ⑦ 国内及び国外の地域との交流の促進(第17条関係)

国民の離島に対する理解と関心を高めるとともに、地域の活性化に資するため、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定を追加

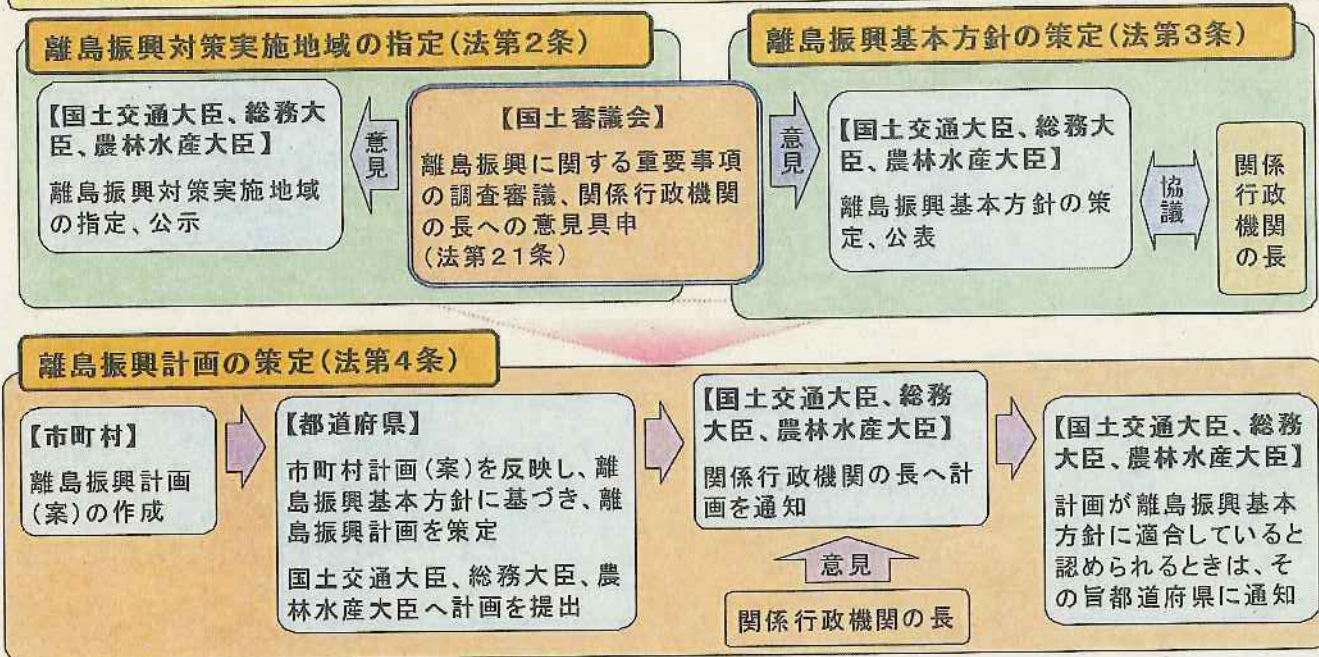
### 離島振興法(昭和28年法律第72号)

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。



## 離島振興法(昭和28年法律第72号)の体系



## 国、地方公共団体その他の者による、離島振興計画に基づく事業の実施(法第5条)

### 離島振興法に基づく離島振興施策

- ・国の予算への計上(法第6条)
- ・補助率の嵩上げ、離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものへの補助(法第7条)
- ・地方債についての特別の配慮(法第8条)
- ・資金の確保その他の援助(法第9条)
- ・医療の確保等(法第10条)
- ・高齢者の福祉の増進への配慮(法第11条)
- ・交通の確保への特別の配慮(法第12条)
- ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮(法第13条)
- ・農林水産業の振興への配慮(法第14条)
- ・教育の充実への配慮(法第15条)
- ・地域文化の振興への配慮(法第16条)
- ・地域間交流の促進への適切な配慮(法第17条)
- ・農地法、自然公園法等における配慮(法第18条)
- ・国税の特例措置(法第19条)
- ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第20条)

### 国の負担又は補助の特例(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、保育所、消防機械器具設備(法第7条第1項)
- ・災害復旧事業(同第5項)
- ・簡易水道(同第6項)
- ・他の政令による特例措置(海岸、土地改良等)(同第7項)
- ・教員住宅等(同第8項)

離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、国民経済の発展及び国民の利益の増進

## 離島の公共事業

離島振興関係の公共事業予算については、離島振興計画に基づく公共事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和32年の閣議了解に基づき、昭和33年度以降国土交通省（当時は経済企画庁）予算に一括計上されることとなりました。現在は国土交通省設置法附則第2条において一括計上を規定しています。

### 離島振興予算についての閣議了解事項（昭和32年3月8日）

離島振興関係公共事業（簡易水道及び電気導入を含む）については、各種の事業及び事項に比較的小額の予算が計上されているため、地域毎の総合的な効果を発揮することが著しく困難となっている事情にかんがみ、これらの予算を昭和33年度から経済企画庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省庁所管に移し替えるよう措置するものとする。ただし、北海道関係の予算については、従来どおり北海道開発庁所管に計上するものとする。

### 国土交通省設置法附則第2条（抄）

（所掌事務の特例）

第2条 国土交通省は、第3条の任務を達成するため、第4条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

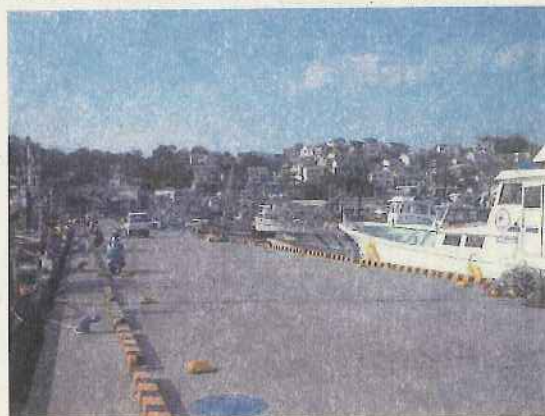
期 限	事 務
平成25年3月31日	離島振興計画（離島振興法第5条第1項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること

### 離島関係公共事業（一括計上事業）一覧

事業分類	事業内容
治水	河川改修、ダム建設、砂防、地すべり対策等
治山	山地治山、防災林造成、保安林整備、地すべり防止等
海岸	高潮、侵食、海岸環境、耐震等
道路	一般国道・主要地方道・一般都県道・市町村道の改修等
港湾	重要港湾・地方港湾の改修、港湾環境整備等
空港	地方管理空港の建設
都市地域環境整備	道路環境整備（再開発・区画整理事業）、都市水環境整備（自然再生）等
下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道等
廃棄物処理	汚泥再生処理センター、熱回収施設、最終処分場、浄化槽等
水道	簡易水道
都市公園	住区基幹公園、都市基幹公園等
農業農村整備	かんがい排水、経営体育成基盤整備、農道整備、農業集落排水等
森林整備	造林、林道整備、森林居住環境整備等
水産基盤整備	水産物供給基盤整備、水産資源環境整備、漁村総合整備等



広島県呉市 豊島(離島架橋整備)  
※H20.11.18豊島大橋開通



兵庫県姫路市 坊勢島(離島水産基盤整備)

平成21年度 離島振興関係予算

(公共事業)

(単位:百万円)

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度比較	対前年度比	平成20年度	平成20年度
	当初予算額 (A)	決定額 (B)	増(△)減額 (B-A)	(B/A)	補正予算額 (1次)	補正予算額 (2次)
治水・治山	8,623	8,260	△ 363	0.96	499	16
治水	3,886	3,812	△ 74	0.98	30	5
治山	1,635	1,577	△ 58	0.96	399	0
海岸	3,102	2,871	△ 231	0.93	70	11
道路	17,838	13,566	△ 4,272	0.76	614	147
港湾空港鉄道等	13,072	11,788	△ 1,284	0.90	871	272
港湾	12,385	11,097	△ 1,288	0.90	821	272
空港	687	691	4	1.01	50	0
都市地域環境整備(仮称)	47	34	△ 13	0.72	0	0
下水道・水道・廃棄物処理等	4,865	6,694	1,829	1.38	0	0
下水道	2,368	2,000	△ 368	0.84	0	0
簡易水道	2,020	1,879	△ 141	0.93	0	0
廃棄物処理	452	2,765	2,313	6.12	0	0
都市公園	25	50	25	2.00	0	0
農業農村整備	6,650	6,432	△ 218	0.97	0	0
森林水産基盤整備	26,839	24,456	△ 2,383	0.91	333	24
森林整備	1,291	1,177	△ 114	0.91	20	0
水産基盤整備	25,548	23,279	△ 2,269	0.91	313	24
計	77,934	71,230	△ 6,704	0.91	2,317	459

(非公共事業)

(単位:百万円)

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度比較	対前年度比	平成20年度	平成20年度
	当初予算額 (A)	決定額 (B)	増(△)減額 (B-A)	(B/A)	補正予算額 (1次)	補正予算額 (2次)
離島体験滞在交流促進事業	183	184	1	1.00		
離島振興対策調査費等	57	54	△ 3	0.94		
計	241	238	△ 2	0.99		

(注) 本表における計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しないところがある。

主な非公共事業の概要

島づくり地方再生推進調査

地方自らの創意工夫を前提に、島づくりの先導的な取組(モデル調査、社会的実験)を支援することを通じ新たな島づくりの担い手の育成、産業振興、観光振興及び離島における雇用機会の確保・創出等により、離島地域の再生・活性化を図る調査事業です。

アイランダーの開催

全国の離島が東京に集まり、離島の魅力を都市の住民にPRすることで、交流人口の拡大、UJターンの促進などによる離島の活性化を目的としています。

フードテックスへの参加

国際的な食品博へ参加することにより、離島特産品の販路拡大のためのPRを行います。



フードテックス2009の様子

離島体験滞在交流促進事業

離島自らの創意工夫による自立的発展を促進するため、市町村が主体となって実施する事業(島の特性を活かした体験事業等を実施するための施設の整備、施設を有効に活用するための活用プログラムの作成、人材の育成及び、交流活動の活発化を推進していく交流事業など)に要する経費について、都道府県に対して補助を行っています。



鹿児島県三島村 硫黄島  
ジャンベスクール

## 離島振興対策実施地域における税制特例、融資制度の概要

### ○離島振興対策実施地域における税制特例

(平成21年4月1日現在)

特例措置	内 容												
特別償却 (所得税) (法人税)	次の事業の用に供する資産を取得した場合、当該資産を事業の用に供した最初の事業年度に限り、通常の償却額に、取得価額の一定割合を特別償却額として加算することができる特例による課税の繰延べ <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業</th> <th style="width: 30%;">製造業</th> <th style="width: 20%;">農林水産物等 販売業</th> <th style="width: 40%;">旅館業 (過疎地域に類する地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却割合</td> <td>建物・附属設備 機械・装置</td> <td>6% 10%</td> <td>建物・附属設備 6%</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,000万円超</td> </tr> </tbody> </table>	事業	製造業	農林水産物等 販売業	旅館業 (過疎地域に類する地区)	償却割合	建物・附属設備 機械・装置	6% 10%	建物・附属設備 6%	取得価額	2,000万円超		
事業	製造業	農林水産物等 販売業	旅館業 (過疎地域に類する地区)										
償却割合	建物・附属設備 機械・装置	6% 10%	建物・附属設備 6%										
取得価額	2,000万円超												
買換特例 (所得税) (法人税)	離島振興対策実施地域外にある特定の事業用資産を譲渡し、当該事業年度に離島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による譲渡益の一部(80%)について、課税の繰延べ												
課税免除又は 不均一課税 (地方税)	地方公共団体が、条例に基づき、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税を一部又は全部免除する優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業) (個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業)</li> <li>・ 不動産取得税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業)</li> <li>・ 固定資産税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業)</li> </ul> (詳細は、都道府県、市町村の税務担当までお問い合わせください。)												



製造業のイメージ



農林水産物等販売業のイメージ



旅館業のイメージ

### ○離島振興対策実施地域における低利貸付

(平成21年4月1日現在)

	日本政策金融公庫	
	中小企業事業	国民生活事業
資金名	地域活性化・雇用促進資金	
貸付対象	3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
資金使途	雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び運転資金	
融資額	・ 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) ・ 代理貸付 1億2千万円	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)
返済期間	・ 設備資金 20年以内<据置期間2年以内> ・ 運転資金 7年以内<据置期間1年以内>	・ 設備資金 15年以内<据置期間2年以内> ・ 運転資金 15年以内<据置期間2年以内>
利率	基準利率、特別利率①、③	

## 海洋基本法の概要

海洋政策の基本理念、海洋に関する国の基本的施策等を定めた海洋基本法が平成19年7月20日に施行されました。

海洋基本法には、海洋に関する基本的施策の一つとして「離島の保全等」が位置づけられ、離島が海洋政策上重要な役割を担っていること、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用等のほか、住民の生活基盤の整備に必要な措置を講ずることが規定されています。

### ○海洋基本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### 海洋基本法(平成19年法律第33号)

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 海洋基本計画の概要 (平成20年3月18日閣議決定)

●計画期間:5カ年間(5年後(平成24年度)を見通して策定)

●目指すべき政策目標

目標1 **海洋における全人類的課題への先導的挑戦**

目標2 **豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり**

目標3 **安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献**

#### 第1部 基本的な方針

- ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ② 海洋の安全の確保
- ③ 科学的知見の充実
- ④ 海洋産業の健全な発展
- ⑤ 海洋の総合的管理
- ⑥ 海洋に関する国際的協調

#### 第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進
- ② 海洋環境の保全等
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進
- ④ 海上輸送の確保
- ⑤ 海洋の安全の確保
- ⑥ 海洋調査の推進
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨ 沿岸域の総合的管理
- ⑩ 離島の保全等  
離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。
- ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

#### 第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

## 豪雪地帯対策

### (1) 豪雪地帯対策特別措置法の概要

恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯に対しては、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、国及び地方公共団体によって、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する豪雪地帯対策事業を実施し、当該地域における産業の振興と民生の安定向上を図っています。

#### ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定することとされています。

また、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定することとされています。

#### ②道府県豪雪地帯対策基本計画の策定

地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画を定めることができるとされています。

また、道府県豪雪地帯対策基本計画は、国の豪雪地帯対策基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めることとされています。

##### ○道府県豪雪地帯対策基本計画の内容

道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次の事項について定めます。

- ・豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- ・交通及び通信の確保に関する事項
- ・農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- ・生活環境施設の整備に関する事項
- ・国土保全施設の整備に関する事項
- ・雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項
- ・除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- ・その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

### ③具体的な支援措置

豪雪地帯対策基本計画の円滑な達成を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられています。

#### ア 財政上の措置

豪雪地帯の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられています

- ・基幹的市町村道の道府県代行制度(豪雪地帯対策特別措置法第14条による)
- ・公立小・中学校等の分校の校舎等の負担割合のかさ上げ(同法第15条による)
- ・その他の主要措置

豪雪地帯対策特別事業の実施、雪崩対策事業の実施、民間社会福祉施設の除雪の実施等

#### イ 金融上の措置

- ・企業活力強化貸付制度(株式会社日本政策金融公庫による融資。昭和63年から実施)

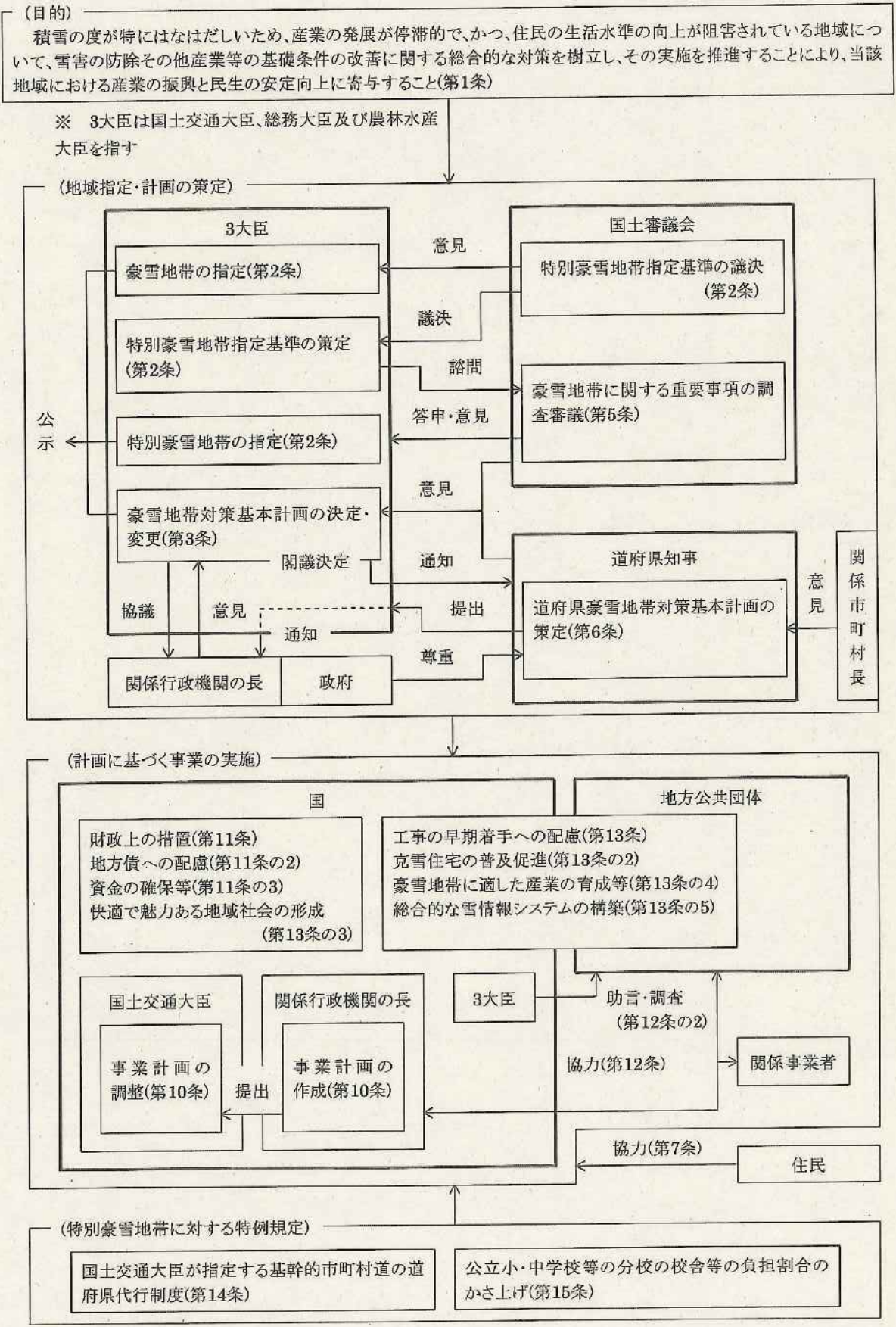
#### ウ 税制上の措置

- ・特別豪雪地帯における高床式住宅に対する課税の特例(所得税・法人税)

豪雪地帯対策特別措置法の制定・改正の主な経緯

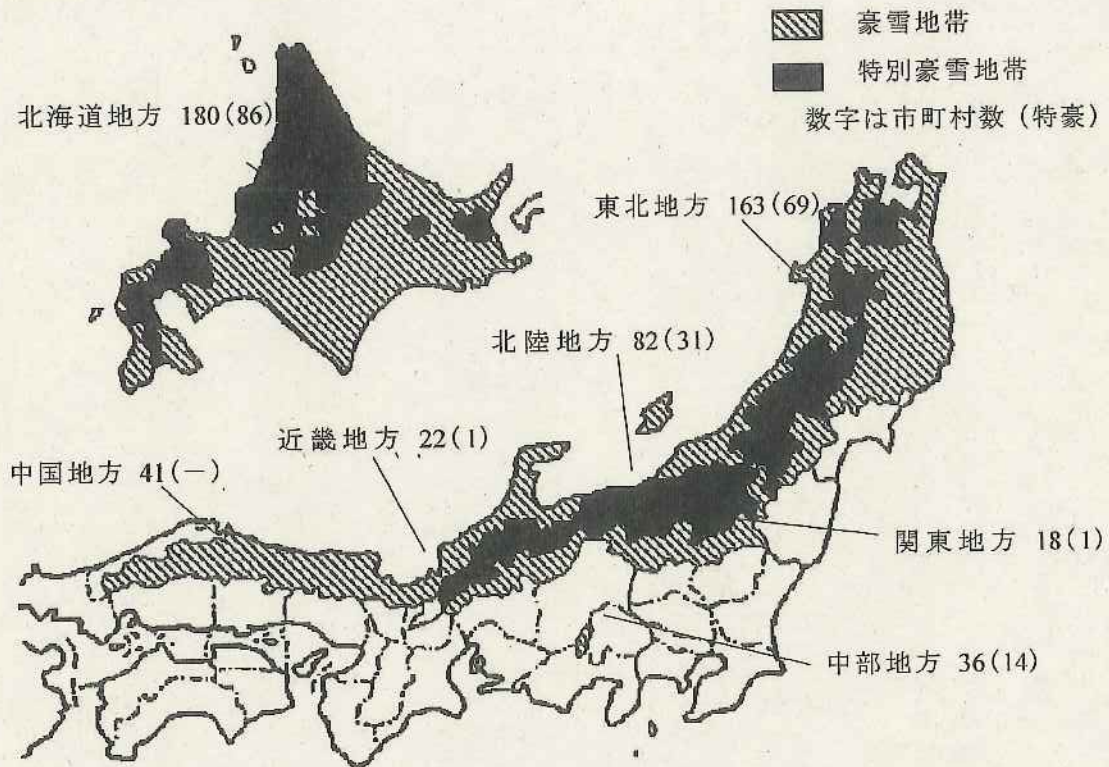
年	制定・改正の内容
昭和37年	豪雪地帯対策特別措置法の制定
昭和45年	特別豪雪地帯の指定に関する改正
昭和46年	特別豪雪地帯に対する特例措置に関する改正(10年間の時限措置)
昭和57年	特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成4年	道府県豪雪地帯対策基本計画制度の創設 配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成14年	配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長

(参考) 豪雪地帯対策特別措置法の仕組み





(2) 豪雪地帯の地域指定図



区分	全国	豪雪地帯(対全国比%)	
			うち特別豪雪地帯(対全国比%)
人口(千人)	127,768	20,132(15.8)	3,384( 2.6)
面積(km <sup>2</sup> )	377,899	191,929(50.8)	74,891(19.8)
市町村数	1,789	542(30.3)	202(11.3)

注1) 市町村(特別区は1とする。)数は平成20年4月1日現在。人口は平成17年国勢調査による。

注2) 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成15年4月1日時点)による。

### (3) 豪雪地帯対策特別事業

#### ① 目的

安全安心な雪国の形成を図るため、豪雪地帯において、道府県豪雪地帯対策基本計画(豪雪地帯対策特別措置法第6条)の推進に係るモデル計画の実施に必要な施設の整備、克雪体制の整備を行うとともに、特に積雪が多い特別豪雪地帯においては、先導的で実践型の取り組みによる克雪・利雪に関する新しい技術の開発や普及を推進することを目的としています。

#### ② 概要

##### (1) 安全安心な雪国創造事業(平成19年度～平成23年度)

道府県豪雪地帯対策基本計画推進モデル計画に基づき、快適な冬の生活環境づくりのための克雪施設や高齢化社会への対応に必要な高齢者支援施設の整備に加えて、高齢者世帯等の冬期生活を支援する克雪体制整備のソフト対策を総合的に実施する取り組みに対して補助を行います。

(1) 事業主体: 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯の市町村(但し、ii は特別豪雪地帯の市町村(同第2項))

(2) 補助率: 1/2以内

(3) 事業実施期間: 原則4か年度

(4) 補助対象

##### i. 施設の整備

##### ア) 克雪施設

流雪溝等の除排雪施設、除雪用機械等(雪処理に関する克雪体制整備を併せて整備)

##### イ) 高齢者支援施設

高齢者用冬期共同住宅及びこれに付随する高齢者移送サービス用車両等



克雪施設  
(流雪溝)



高齢者支援施設  
(高齢者用冬期居住住宅)

ii. 高齢者世帯等冬期生活支援の克雪体制整備[追加]

(i の施設整備を実施する市町村において整備することができ、i の施設整備と異なる地区において整備可)

ア) 高齢者世帯等冬期生活支援計画の策定

高齢者等住民のニーズ・意見を反映した、高齢者世帯等の安全で快適な冬期の生活環境づくりのための総合的な計画

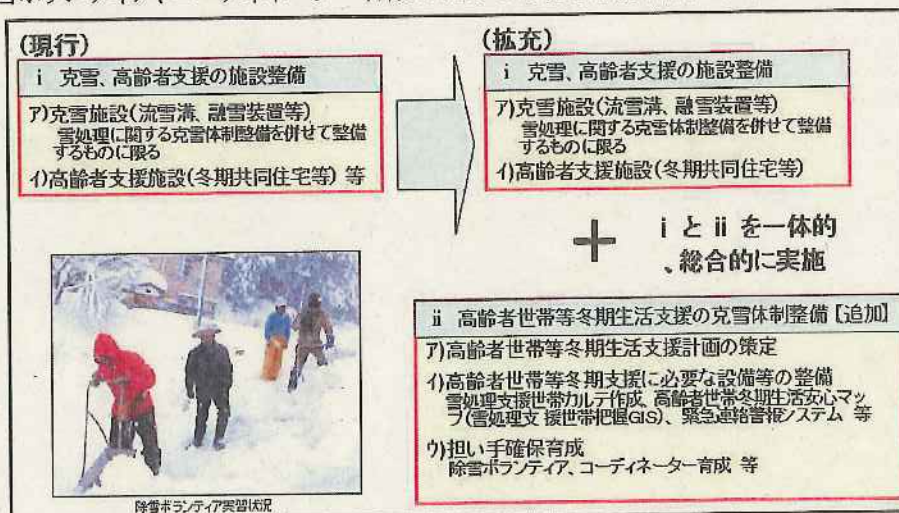
計画内容は高齢者世帯等の冬期生活の課題、冬期生活支援の基本方針、対策、関係機関の役割等について記載

イ) 高齢者世帯等冬期生活支援に必要な設備等の整備

- ・雪処理支援カルテ(雪処理が困難な高齢者世帯等の冬期生活状況や除雪状況等を把握するための台帳システム)
- ・高齢者世帯等冬期生活安心マップ(上記カルテの内容を地図上で容易に把握できるシステム)
- ・緊急連絡警報システム(雪処理の事故発生等災害時に高齢者世帯と市町村間等で連絡警報するシステム) 等

ウ) 担い手確保育成

除雪ボランティア、コーディネーター育成のための研修会、講習会の開催 等



安全安心な雪国創造事業の概要

(II) 特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業(平成17年度～平成21年度)

特に積雪が多い特別豪雪地帯において、先導的で実践型の克雪・利雪技術を導入した施設の整備、技術の開発・普及促進に係る活動に対する補助を行います。

- (1) 事業主体: 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯の市町村
- (2) 補助率: 1/2以内
- (3) 事業実施期間: 原則単年度

(4) 補助対象

ア)先導的克雪施設

- ・ローカルエネルギー\*を利用した消融雪施設(例:下水熱等の都市排熱を利用した消融雪施設)
- ・省エネルギー型消融雪施設(例:大地熱を利用した消融雪施設)
- ・自然環境に配慮した消融雪施設(例:雪に混入した生活ゴミ等を分離除去し海へ排水する消融雪施設)
- ・雪情報システム(例:除排雪車運行管理システム)

等、先導的・実践的な技術を活用した施設

※ローカルエネルギー:特定の箇所に存在する再生可能なエネルギー

イ)先導的利雪施設

雪室、氷室、雪冷房システム等、先導的・実践的な技術を活用した施設

ウ)克雪・利雪普及活動

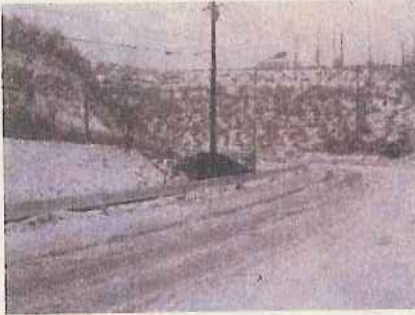
先導的な克雪・利雪技術等に関する調査、技術展示会、シンポジウム等に要する経費等

豪雪地帯対策特別事業の具体的事例

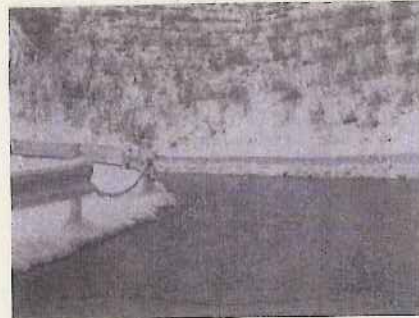
- 福井県南越前町(個性と活力に満ちた雪国創造事業、H17完)

水の少ない地域で、温泉廃湯を有効利用し、急カーブ箇所などの路面流水を実施

実施前



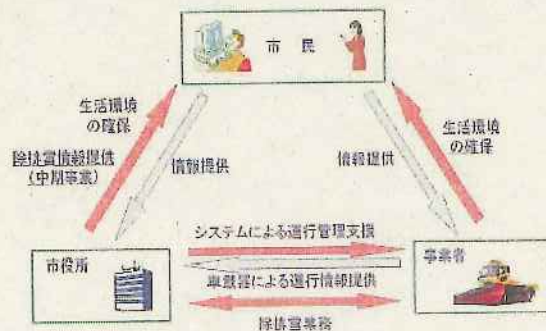
実施後



路面流水による融雪

- 青森県青森市(特別豪雪地帯先導的事業導入推進事業、H18完)

GPS端末を活用し除排雪車の効率的な運行を図る除排雪車運行管理システムの整備と、本システムを活用したホームページによる市民への除排雪状況の情報提供



除排雪車運行管理システムイメージ



ホームページによる情報提供

(4) 豪雪地帯の個性ある活性化推進等に関する調査

当課では、平成21年度に以下の調査を予定しています。

① 雪国の豊かな暮らし継承方策調査

人口減少、高齢化が進行し、集落機能の低下等により雪処理の対応が困難となっている集落について、平成20年度の検討を踏まえ、集落移転、冬期集落移住、部分居住を含めた対策の実現の可能性や実施手法に関する検討を行います。

② 豪雪地帯基礎調査

豪雪地帯の現状を把握し、今後の豪雪地帯対策推進の基礎資料とするため、降積雪量、雪害、施設状況等豪雪地帯に係る基礎的データを収集し分析・検討を行います。

## 半島振興対策の推進

### (1) 半島振興の経緯と目的

半島地域は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れているなどの制約の下にあり、産業基盤や生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にあります。このようなことから、多くの半島地域は、人口の減少、高齢化の進行など様々な課題を抱え、地域住民の生活の向上、国土の均衡ある発展等の観点から、こうした半島地域の振興を図ることの重要性が強く指摘されるようになりました。

このような状況を踏まえ、昭和60年、半島振興法が10年間の時限立法として制定されました。

平成17年3月に、依然として半島地域の活性化のための支援が求められている状況を踏まえて、2度目の期限延長がなされました。

また、その際、①法律の目的への「半島地域の自立的発展」の追加、②半島振興計画の記載事項の追加(国土保全施設等の整備、地域間交流の促進)、③国等の配慮規定の追加・拡充(高度情報通信ネットワークを活用した通信体系の充実、農林水産業の振興・地域間交流の促進)、④地方公共団体の不均一課税時の減収補てん措置の拡充(旅館業の追加)等の改正も行われました。



海・山・里が同居する半島地域の風景(北松浦地域)

### (2) 半島振興法の概要

#### ①半島振興対策実施地域の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島振興対策実施地域を指定することとされています。(現在、23地域(22道府県))

#### ②半島振興計画の作成

半島振興対策実施地域の関係都道府県知事は、半島振興計画を作成しなければならないこととされています。(あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得ることが必要)

なお、同意にあたっては、3大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないものとされています。

半島振興計画は、おおむね10年間の計画となっており、地域の創意・工夫と主体的取組による地域づくりを進めることを基本として、自然環境、伝統文化等に対する国民の認識の高まりや国際化、情報化、技術の高度化など新しい時代の動向を勘案しつつ、地域の特性に応じた計画が策定されています。

## ○ 半島振興計画の内容

半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の事項について定めます。

- ・振興の基本的方針に関する事項
- ・基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- ・水資源の開発及び利用に関する事項
- ・生活環境の整備に関する事項
- ・高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- ・教育及び文化の振興に関する事項
- ・国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ・水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。)その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- ・その他半島振興に関し必要な事項

## ③具体的な支援措置

半島振興計画の円滑な達成等を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられています。

### ア 財政上の措置

半島地域の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられています。

- ・半島循環道路等の整備
- ・基幹的な市町村道等の都道府県代行整備
- ・地方税の不均一課税に伴う措置
- ・その他の主要措置

辺地法の対象地域の拡大、農道整備事業の採択基準の緩和、地方道(都道府県道)の1次改築に係る採択基準の緩和、広域化促進地域上水道施設整備事業の補助採択基準の緩和等

### イ 金融上の措置

- ・企業活力強化貸付制度(株式会社日本政策金融公庫による融資。昭和62年度から実施)

### ウ 税制上の措置

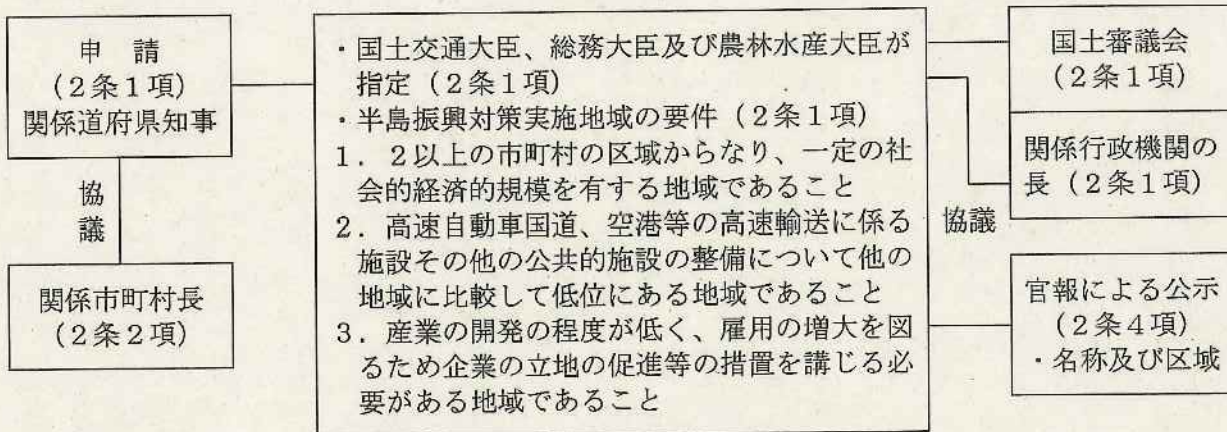
半島振興対策実施地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、税制上以下のような支援措置が講じられています(国税:所得税・法人税)。

- ・特別償却(製造業・旅館業)
- ・事業用資産の買換え等の特例

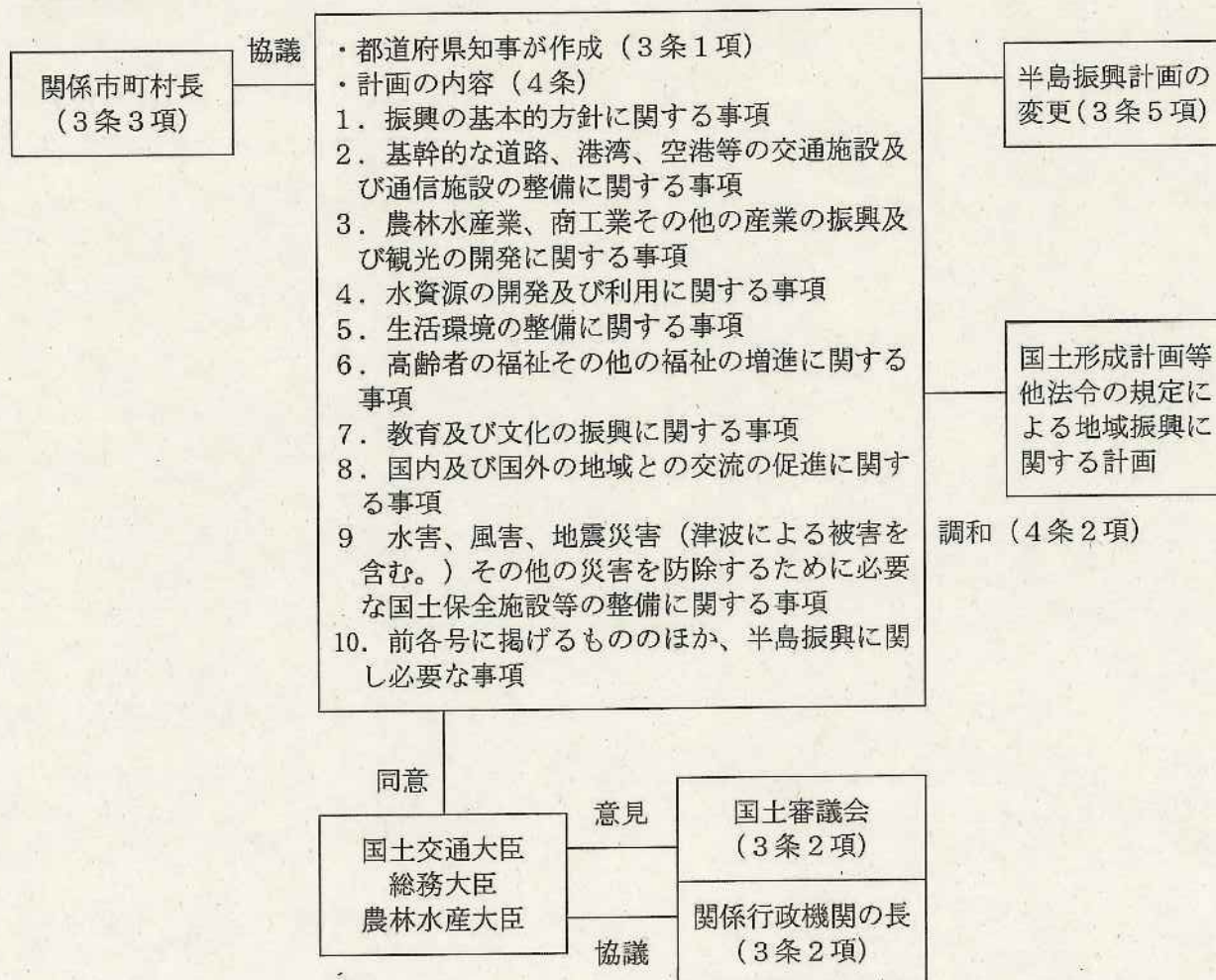
## 半島振興法のスキーム

目的（1条）  
 半島地域（架橋離島を含む。）について、広域的かつ総合的な特別対策の実施による地域振興  
 →半島地域の自立的発展・地域住民の生活の向上・国土の均衡ある発展

### <地域指定>



### <半島振興計画の作成等>





## 半島振興対策実施地域名一覧

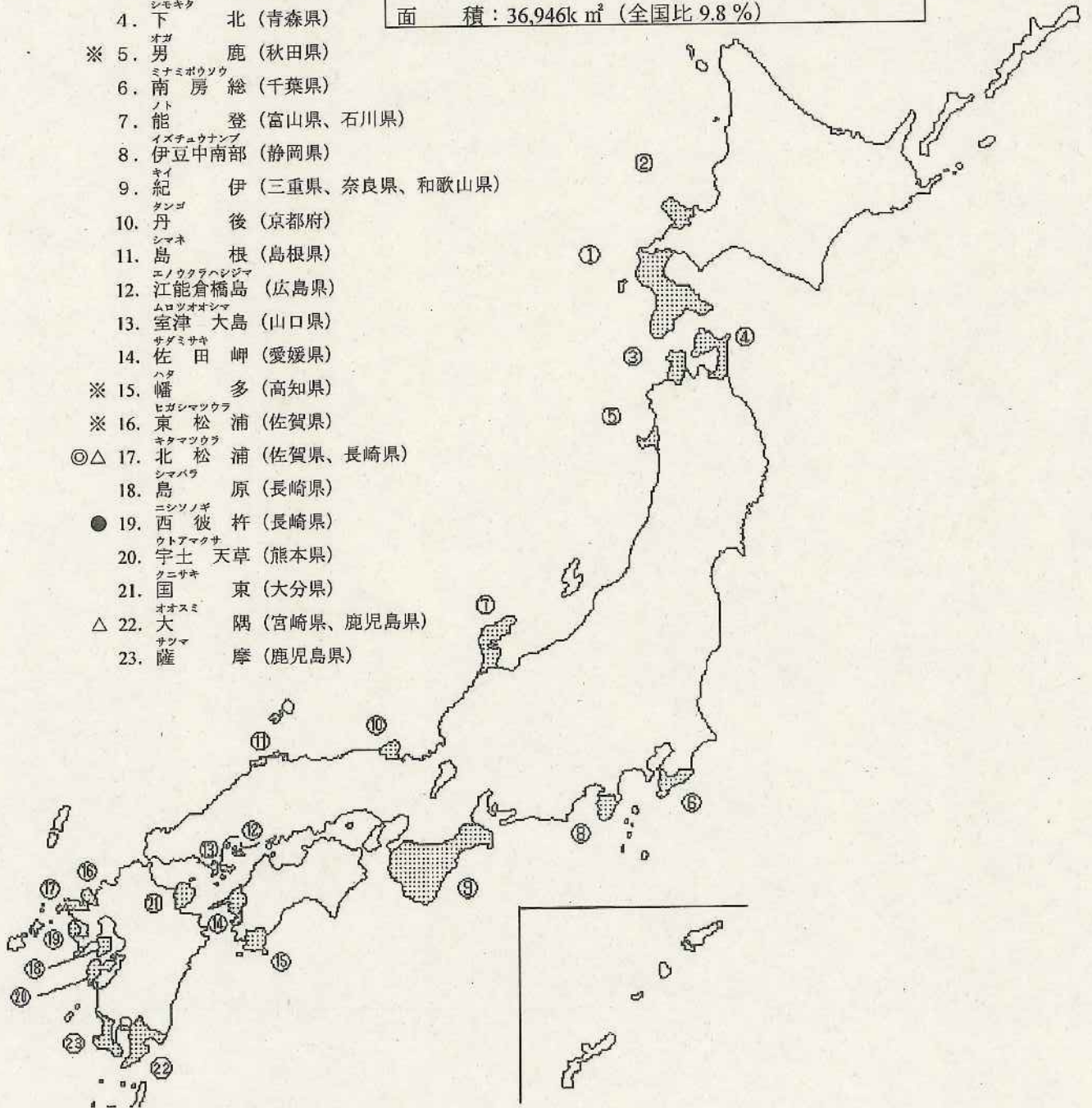
- |        |           |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 1.     | オシマ       | 島 (北海道)           |
| ※ 2.   | シヤコタン     | 丹 (北海道)           |
| 3.     | ツガル       | 軽 (青森県)           |
| 4.     | シモキタ      | 北 (青森県)           |
| ※ 5.   | オガ        | 男 (秋田県)           |
| 6.     | ミナミボウソク   | 南房総 (千葉県)         |
| 7.     | ノト        | 能登 (富山県、石川県)      |
| 8.     | イズチュウナンブ  | 伊豆中南部 (静岡県)       |
| 9.     | キイ        | 紀伊 (三重県、奈良県、和歌山県) |
| 10.    | タンゴ       | 丹後 (京都府)          |
| 11.    | シマネ       | 島根 (島根県)          |
| 12.    | エノウクラヘシジマ | 江能倉橋島 (広島県)       |
| 13.    | ムロツオオシマ   | 室津大島 (山口県)        |
| 14.    | サダミサキ     | 佐田岬 (愛媛県)         |
| ※ 15.  | ハダ        | 幡多 (高知県)          |
| ※ 16.  | ヒガシマツクラ   | 東松浦 (佐賀県)         |
| ◎△ 17. | キタマツクラ    | 北松浦 (佐賀県、長崎県)     |
| 18.    | シマハラ      | 島原 (長崎県)          |
| ● 19.  | ニシノギ      | 西彼杵 (長崎県)         |
| 20.    | ウツアマクサ    | 宇土天草 (熊本県)        |
| 21.    | 国東 (大分県)  |                   |
| △ 22.  | オオスミ      | 大隅 (宮崎県、鹿児島県)     |
| 23.    | サウマ       | 薩摩 (鹿児島県)         |

### 全国の半島地域の概況

市町村数：196 (平成 19 年 12 月 1 日現在)

人口：4,544 千人 (平成 17 年、全国比 3.6%)

面積：36,946k m<sup>2</sup> (全国比 9.8%)



(注) ※印は、昭和 63 年 12 月 23 日付け追加指定地域

△印は、昭和 63 年 12 月 23 日付け既指定地域の拡大地域

◎印は、平成 4 年 12 月 11 日付け既指定地域の拡大地域

●印は、平成 12 年 12 月 20 日付け既指定地域の拡大地域

### (3) 半島振興室における事業について

#### ○半島らしい暮らし・産業創出事業

##### ①半島らしい暮らし・産業創生調査

「半島地域の発展に役立つことをやってみたい」、「半島地域の海・山の幸を生かした新しいビジネスを展開したい」といった意欲を持ったNPO法人等から公募によりアイデア・プランを募集し、一定額の活動費を支給して、現地で実際に活動してもらおうモデル調査です。

平成18年度、19年度、20年度で計44団体を採択し、各地で地域に根ざしたユニークな活動が展開されています。

##### ●採択事例から

##### 《スズビトの顔が見えるお土産を作ろうプロジェクト》

能登の風土でしか育たないと言われる「能登大納言小豆」は、金沢の和菓子屋さんなどで重宝される一方で、産地である能登には、この作物を使ったお土産がありませんでした。「能登大納言小豆を使ったお土産を作ろう!」、メンバーは、農業や食品製造には素人の異分野の若い女性達。小豆づくりを学ぶことから始めて1年、「姫どら」というかわいいどら焼きが生まれました。

(18年度・石川県珠洲市)



##### 《下北半島自然図鑑出版プロジェクト》

「半島には、ボランティアな人の繋がり支える人情的経済というものが存在する」。下北在住のプロ・アマの写真家達は、地元のマタギ、漁師、ボランティアの人達の協力を得ながら、下北の四季の山に分け入り、野生動植物の記録を撮り続けました。「荒れていく自然の資源的な価値を見直し、自然保護の意識の底上げにつなげたい」。彼らの思いは、写真集『下北半島自然観察ノート』としてまとまりました。

(19年度・青森県むつ市)



##### 《幡多半島エコツアールート探訪プロジェクト》

幡多半島はリアス式の独特の海岸線を有し、陸・海の自然の魅力が詰まっています。「地域資源の見直しや発掘をしてそれらの活用方法を見つけよう」。地元の「エコツアーガイド養成講習会」修了者が中心となり、幡多半島の自然を体験できる地域密着型エコツアーの可能性を求め、陸のトレッキングルート、海のシーカヤックルートのモデルツアーを実施し、ルートマップを作成しました。参加者との交流を通して、住民も地域の魅力を再発見することができました。

(20年度・高知県土佐清水市)



##### ②半島地域づくり会議

海上交通の要衝であった半島地域は、経済・文化の交流の拠点として栄えた歴史を持っています。一方、陸上交通が主体となった今日では、高齢化の進行や鳥獣害被害の拡大等共通の課題を抱えています。こうした半島地域の人達が一堂に会し、「ともに歩き、語り、考える」ことを通じ、半島地域ならではの地域づくりの筋道を模索するための「半島地域づくり会議」を開催しています。

(開催地:18年度・能登地域、19年度・宇土天草地域、20年度・幡多地域)

# 地域活性化対策

## 集落活性化推進事業

### ① 目的

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を目的として、集約化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う廃校舎等の既存公共施設を活用した施設整備等を支援します。

### ② 事業概要

1) 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域

2) 補助対象

既存の公共施設を再編・再生する事業であって、以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(設計、付帯設備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。

ア) 地域ストック再編事業

地域住民に対する様々な公益サービス機能を維持するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業

イ) 地域ストック再生事業

農林漁業、伝統工芸及びコミュニティビジネス等地域産業の活性化又は地域と地域外との交流の活発化を図るため、既存公共施設を再生し、産業、交流等の用途に供する事業

3) 事業主体: 対象地域を含む市町村等

4) 補助率: 1/2以内

### ③ 採択について

ア) 当事業では、新規採択時において、以下の視点から各事業の評価を行います。

<事業内容の適合性>

実施する内容が事業趣旨に合致していることが必須要件となります。

<事業実施地域(市町村)の視点からの評価>

事業実施市町村が掲げる事業目標に沿ったもので、具体的な効果が期待できるかを評価します。

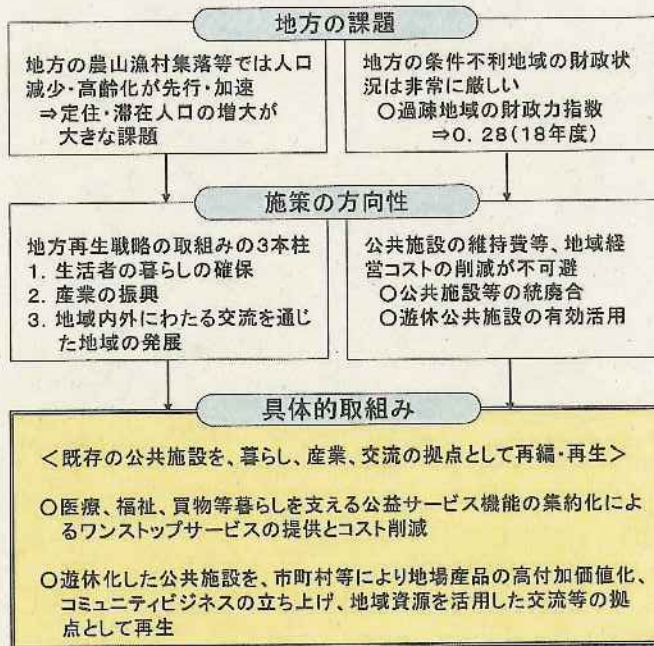
<国の視点からの評価>

公共施設の再編・再生の取り組みが他地域へ広く普及・拡大されることが期待できるか、また、管理・運営等に住民参加が期待できるかを評価します。

<継続性についての評価>

本事業では、実施市町村の活性化が図られることを期待していることから、事業期間終了後の活動の継続性について評価します。

# 集落活性化推進事業



**再編事業**

廃校舎の改修による診療所、郵便局、保育所等の複合サービス施設の整備

これからも安心じゃ!

**再生事業**

廃線の駅舎を交流拠点施設に改修し、体験活動講座を開設

想定される取組みの例

**事業概要**

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う既存の公共施設を活用した施設整備等を支援する(補助率:1/2)。

平成20年度実施地区(13地区)

事業主体	施設の改修	事業概要
釧路市(北海道)	旧小学校舎 ↓ 高齢者雇用施設 障害者支援施設 子育て支援施設	住民福祉の充実を目的として、分散している高齢者雇用施設、障害者支援施設、子育て支援施設及び一時預かり保育施設を集約するため、小学校廃校舎を改修整備。
東成瀬村(秋田県)	旧小学校舎 旧克雪センター ↓ 体験交流施設	近隣の豊かな自然環境や農業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、小学校廃校舎及びそれに隣接する旧克雪センターの一部を体験交流施設として一体的に改修整備。
喜多方市(福島県)	中学校寄宿舎 ↓ 体験活動受入施設	周辺の豊かな自然環境や農林業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、中学校寄宿舎を子ども農山漁村交流プロジェクトの受入施設に改修整備。
みなかみ市(群馬県)	旧小学校舎 ↓ 認定こども園 子育て支援施設	子育て支援の充実を目的として、分散している認定子ども園及び子育て支援センターを集約化するため、小学校廃校舎を改修整備。

事業主体	施設の改修	事業概要
なかのじょうちやう 中之条町(群馬県)	旧小学校舎 ↓ 体験交流施設	地元の高齢者との連携によるわら細工、竹細工などの田舎体験による交流事業や都市部から移住した芸術家との連携による絵画、彫刻などの作品展示を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため小学校廃校舎を体験交流施設に改修整備。
かわぐらまち 川口町(新潟県)	旧小学校舎 ↓ 体験交流施設	農産物加工体験や陶芸体験など地域資源を活用した交流事業を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、小学校廃校舎を宿泊体験交流施設に改修整備。
のとちやう 能登町(石川県)	旧小学校舎 ↓ 受粉バチ生産施設	新たな地域産業の開発による地域内の雇用創出を図るため、小学校廃校舎を在来受粉蜂の飼育生産を行う施設に改修整備。
たかやまし 高山市(岐阜県)	旧役場庁舎 ↓ 図書館 公民館 子育て支援施設	生涯学習教育・子育て支援の充実を目的として、分散している図書館及び公民館を集約するとともに、子育て親子の交流の場を設置するため、市役所支所の議会議場などの空きスペースを改修整備。
ひかしひろしまし 東広島市(広島県)	旧町役場庁舎 ↓ 図書館 公民館	生涯学習教育の充実を目的として、公民館及び図書館を集約するため、市役所支所の空きスペースを改修整備。
やまぐらし 山口市(山口県)	古民家 ↓ 宿泊体験交流施設	近隣の豊かな自然環境や農業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、古民家(地元文学作家の生家)を宿泊体験施設に改修整備。
みなみちやう 美波町(徳島県)	旧民間別荘 ↓ お試し滞在交流施設	都市住民等の移住・定住のきっかけづくりと地域住民との交流ができるように、民間事業者から無償譲渡された別荘を「お試し滞在交流施設」に改修整備。
かみじまちやう 上島町(愛媛県)	旧小学校舎 ↓ 保育所 児童受入施設 子育て支援施設	子育て支援の充実を目的として、分散している保育所、児童受入施設及び子育て支援施設を集約して、総合子育て支援施設とするため、小学校廃校舎を改修整備。
おじかちやう 小値賀町(長崎県)	旧幼稚園舎 ↓ 図書館 放課後子ども教室	子供たちの学習活動や地域の人達のふれあい交流を通じた地域活性化を図ることを目的として、分散している図書館及び放課後子ども教室を集約するため、幼稚園廃園舎を改修整備。

## 既存施設を活用した集落活性化方策検討調査

### ① 調査の概要

全国には廃校となった小中学校の校舎など、遊休化した公共施設などが多く発生しています。これを住民が主体的に行う地域づくり活動の拠点として活用することは、活動の立ち上がり期における地方公共団体による支援策として効果的です。またこのとき、拠点施設単体だけではなく、その周辺を含めて、地域の資源を連携させながら地域全体の活性化を図ることが有効です。

本調査では、既存施設を活用して地域活性化に結びつけている先進事例を調査するとともに、今後既存施設の活用を検討している市町村において施設を活かした地域の活性化構想案を作成するケーススタディを実施することにより、地方公共団体として取り組むにあたってのポイント等を取りまとめます。

### ② ケーススタディについて（平成21年度から2年間を予定） <21年度 9団体>

#### 1) 対象地区の選定

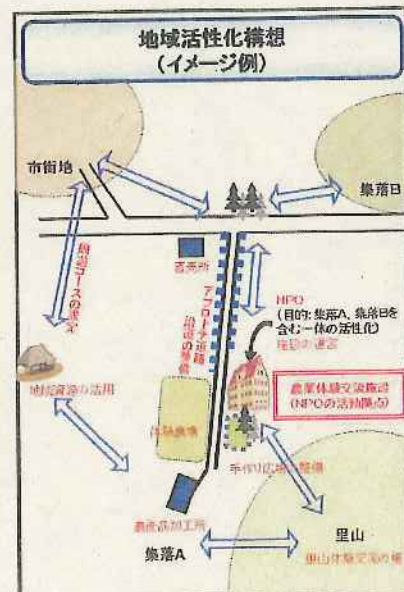
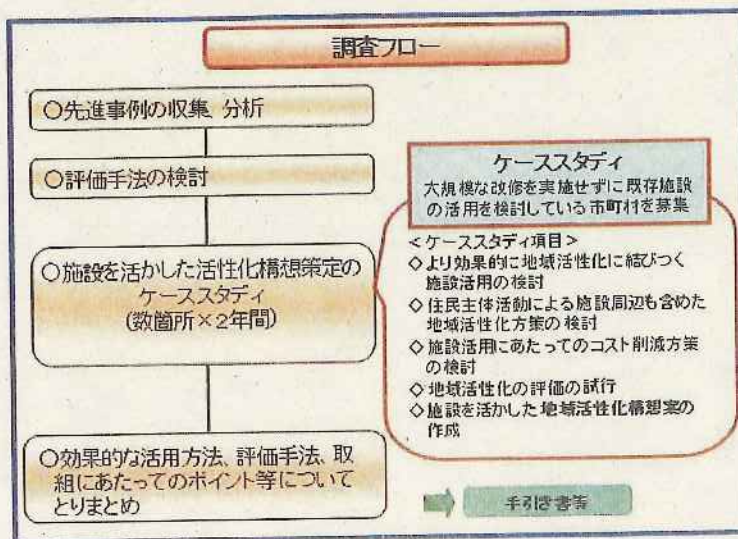
既存施設を地域づくり活動の拠点として活用することを検討している市町村の希望を募り、数地区を選定します。

#### 2) 進め方

市町村職員、地域づくり団体ほか地域の関係者からのヒアリング等を行いながら検討を進め、市町村の意向に最大限に配慮しながら、施設を活かした地域活性化構想案を国土交通省が作成します。

#### 3) 検討項目

ケーススタディでは、宿泊施設、体験交流施設など具体的な施設の活用方法を想定しながら、当該施設を住民主体活動の拠点とした周辺地域一帯の現実的な活性化方策を検討します。提案された方策について別途先進事例の分析を踏まえて検討する評価手法により検証した上で、施設を活かした地域の活性化構想案を作成します。



## 地域再生を担う人づくり支援調査

### ① 目的

「地方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)等において触れられているとおり、地域の活性化は、住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本であるとの認識のもと、地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進することを本調査の目的としています。

### ② 事業概要 <21年度 7団体>

地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進します。

また、各地域における取組事例から、各種地域課題に対応した効率的・効果的な人材育成手法を抽出し、国が有する情報発信力を活かして全国に発信することにより、全国的な人材育成の取組の底上げを図ります。

#### (1) 地域リーダー研修会の実施

地域振興に取り組む地域のリーダーを対象に、研修会を実施。

#### (2) 集落等における地域づくり活動の実証実験

自ら考え、実行する意欲の高い地域を対象に、地域リーダー研修会参加者が中心となって開催する地区の車座研修会や地域づくりのOJTに関する実証実験を実施し、併せて、研修成果の評価と地域づくりの担い手のネットワークの形成を目的とした全国研修会を実施。

## 地域再生を担う人づくり支援調査【実施フロー図】

地域の活性化は、地域の住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本。地域づくりの核となる担い手の層を厚くし、地域が自ら考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施。

### 集落等における地域づくり活動の実証実験(モデル調査)

自ら考え、実行する意欲と能力の高い地域を対象として、地域再生を担う人づくりの活動を支援



実施

(目的) 集落等における地域づくりの担い手を育成すること  
(実施内容)

- 車座研修会の実施  
住民等を対象に、地域の抱えるテーマに応じた車座研修会を実施
- 地域づくりのOJT  
地域のリーダーを中心に具体的目標を定め、実地活動を実施
- 国交省が主催する「地域リーダー研修会」への参加

### 【参考】「地域リーダー研修会」(国交省が主催)

【研修対象者】 集落や小規模市町村等の地区において、地域振興に取り組む地域のリーダー等(1地域協議会当たり3名以上)

【実施内容】 地域づくりの中心となる人材を育成するための研修

- ・地域の特産品を活かした地域振興、歴史・文化遺産を活かした観光振興など地域の抱えるテーマに応じた専門家、民間企業、先進地域等から講師を招き、専門的知識や課題解決のためのノウハウの習得等



## 地域づくりインターン事業(若者の地方体験交流支援事業)

### 1 事業のねらい

現在、若者の二人に一人は大都市圏で生まれ育ち、地方の暮らしを知らない世代であるといえる。地方での生活体験のない若者に対して、若者のUJIターン志向を現実の動きにつなげていくためには、生活の場としての地方を認識する機会を用意することも必要ではないかと考える。

### 2 事業の内容

地域づくりに熱心な取り組みを行っている地域で「体験調査員(インターン)」を受け入れ、インターンを相当期間滞在させ、地域づくり活動や地域産業の体験、地域住民との交流などに住民と一緒に参加し活動するもの。

国土交通省事業として行うものと、市町村が独自で募集するものとに分かれる。

国土交通省事業では、初めての地域に対するサポートであり二年間で終了し、以後は市町村が独自で募集する制度に移行する。

市町村が独自で募集する場合の情報発信への支援は国土交通省ホームページを通じて行っている。

- 体験調査員数：原則、一団体2名
  - 受入期間：2週間～1カ月程度
  - 受入時期：7月下旬～9月まで
  - プログラム：地域づくり活動への参加や地域産業の体験 等
- (※ なお、受け入れ団体により、若干の相違がある)

### 3 平成21年度派遣地域(29地域)

#### 国土交通省事業の派遣市町村(8地域)

宮城県栗原市	福島県昭和村	静岡県東伊豆町	兵庫県加西市	島根県邑南町
岡山県吉備中央町	徳島県美馬市	長崎県南島原市		

#### 市町村が独自で募集するもの(21地域)

北海道紋別市	北海道美瑛町	北海道平取町	山形県飯豊町	福島県川俣町
福島県川内町	群馬県桐生市・みどり市	群馬県上野村	石川県白山町	長野県天龍村
愛知県東栄町	奈良県川上村	岡山県高梁市	広島県三次市	山口県長門市
徳島県勝浦町	徳島県美波町	大分県竹田市	宮崎県西米良村	熊本県小国町
鹿児島県伊佐市				

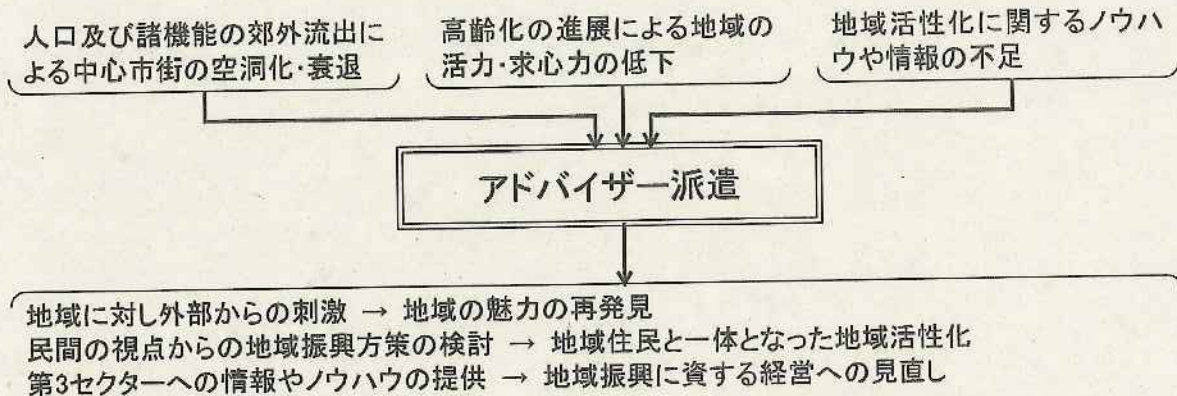
- ### 4 平成21年度までにインターン生を受け入れた市町村数(国土交通省事業を経たもの)
- 延べ116市町村      インターン生の数 約500名(延べ数)

## 地域振興アドバイザー派遣制度

### 1 目的

地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣して、その専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。

### 2 概要



### 3 派遣対象市町村

- ア 一から地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村
- イ 長年地域づくりに取り組んで壁にぶつかっている市町村
- ウ 一定の成果をおさめて更に高次の地域づくりに取り組んでいこうとしている市町村
- エ 地方拠点都市地域
- オ 中心市街地の活性化を課題としている市町村
- カ 山村第3セクターの経営等を課題としている市町村
- キ 市町村合併検討地域及び合併後の地域づくりを課題としている地域
- ク リゾート整備を進めている地方公共団体

### 4 派遣要領

1) 派遣地区： 30地区程度

2) 派遣アドバイザー： 1地区当たり原則3人以内

各分野における専門的、経験的知識を有する者のうちから、派遣希望地域の課題に対し適切なチーム編成となるよう国土交通省で選定。

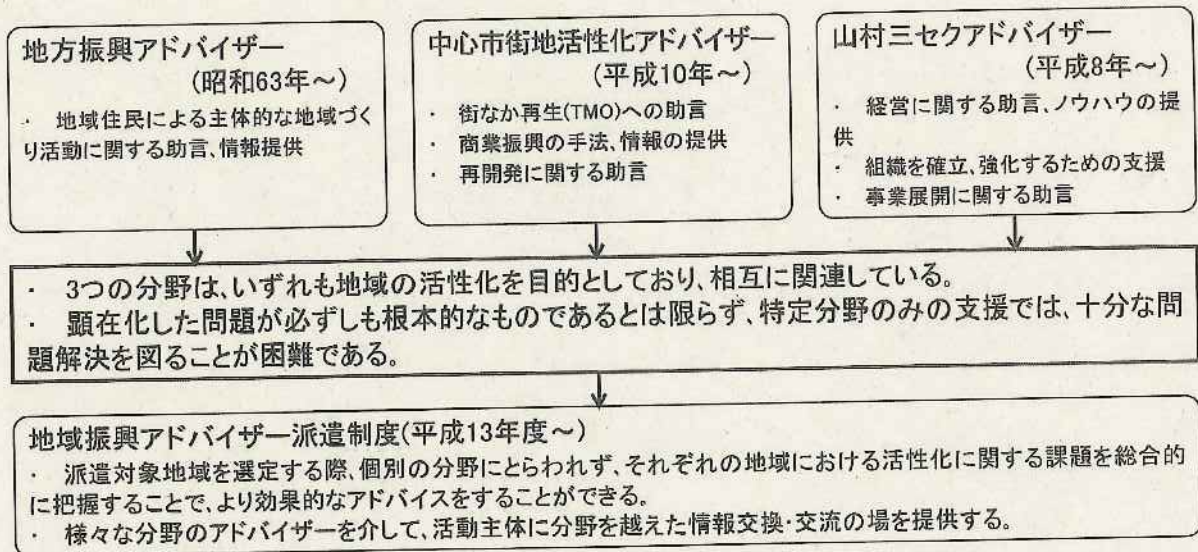
(特例) 地域づくりの基本的な方向・推進体制の整備等、地域づくりの基本的事項に関するアドバイスを希望する市町村については、まず1名を派遣し、その状況次第でその後の派遣を検討する。

3) 派遣回数： 1地区当たり原則3回以内

4) 費用負担 旅費(交通費、宿泊費)： 国土交通省負担

〃 謝金：第1回についてのみ国土交通省負担

## 5 アドバイザー派遣制度の経緯



地方振興アドバイザー(昭和63年～)	196地域
山村第三セクター(山村三セク)アドバイザー(平成8年～)	57地域
中心市街地活性化アドバイザー(平成10年～)	30地域
地域振興アドバイザー派遣制度(平成13年度～)	128地域

## 6 平成21年度のアドバイザー派遣制度について

今年度は、これまで実施してきたアドバイザー派遣の効果について、その検証を行うこととしているため、上記のような派遣は行わない。



# 「新たな結」による地域の活性化



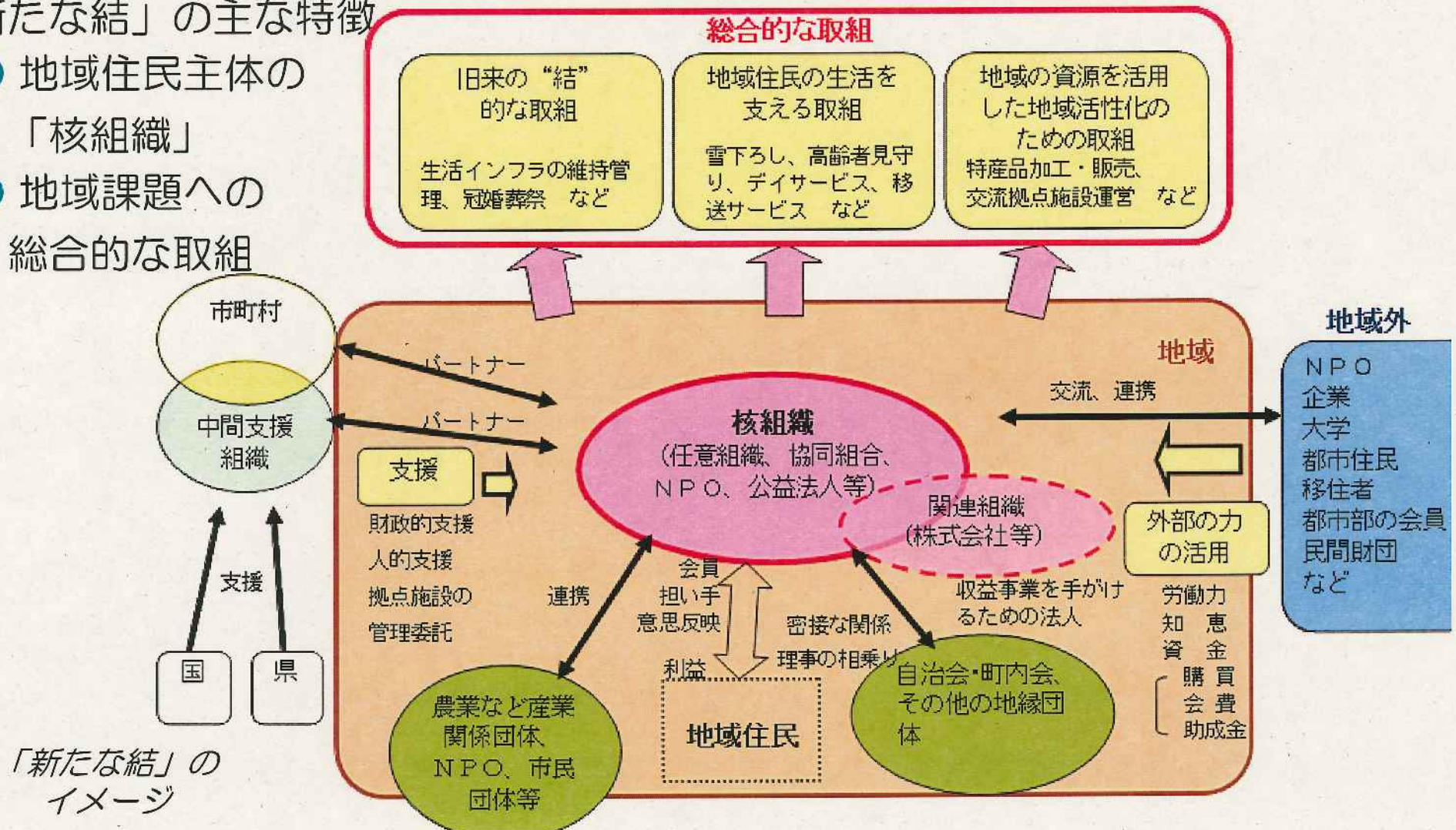
平成21年9月17日(木)  
第6回地域力創造に関する  
有識者会議 参考資料  
国土交通省

# 「新たな結」とは

地方において、  
「多様な主体が協働して地域の課題への対策に取り組むこと」です。

「新たな結」の主な特徴

- 地域住民主体の「核組織」
- 地域課題への総合的な取組



# 「新たな結」はなぜ必要か

農山漁村地域等の地方は国土政策上重要な地域ですが、今後、人口減少や高齢化が加速することによってコミュニティの崩壊、生活機能の縮小、防災力の低下等が集落を超えて地域全体に及び、地域の維持が困難になるおそれが生じています。

しかし、

- 地方では行政サービスの充実には限界があります。
- 民間企業が新たに参入して地域を活性化することも多くを期待できません。

地域社会の維持して地域の活性化を図るためには、地域住民自らが協力し、地域の課題に積極的に取り組むことが重要かつ必要不可欠な解決策といえます。

地域活動の担い手が不足し、市民セクターの主体を担えるNPOが育っていない地域では、新たに地域住民の協議や活動の核となる組織が必要となります。

地域の維持や活性化に必要な課題は、様々な分野にわたるものであるため、地域の幅広い問題について総合的に取り組むことが重要です。

# 「新たな結」による総合的な取組

## 「新たな結」で特に手がけるべき取組

### 旧来の“結”的な取組

- ・水路や道路等の維持管理
- ・共同の農作業
- ・地域行事
- ・防災・防犯活動 等

既存の地縁団体との関係を持ちながら取組みを展開するためには基礎となるものです。

### 地域住民の生活を 支える取組

- ・介護・福祉サービス
- ・移送サービス
- ・健康づくり
- ・子育て支援 等

地域コミュニティの維持のためには不可欠な取組ですが、一般的には採算のとれる事業となりません。

### 地域資源を活用した 地域活性化のための取組

- ・特産品の開発・販売
- ・体験プログラムの提供
- ・交流・宿泊施設の経営
- ・イベントの開催 等

住民の生きがい、地域の活性化、地域の誇り、アイデンティティの確保・形成につながります。

「地域の資源を活用した地域活性化のための取組」を展開し、その収益を「地域住民の生活を支える取組」に活用することによって、地域住民の生活支援についての質と量の充実が可能となり、住民の参加者意識が向上し、新たな結の取組み全般への理解と協力につながることが期待できます。

## 「新たな結」の実現のために

### ● 地域全体の理解と協力を得ながら行う

- ・ 地域住民が会員・担い手となることが地域住民の意思を反映し、住民の利益となる。
- ・ 地域の理解を得るためにも自治会・町内会等の地縁団体と密接な関係を持つ。

### ● 組織の体制を強化する

- ・ 組織のリーダーやスタッフ等、マネジメント人材を育成・強化する。
- ・ 事業内容によっては株式会社等の別組織を立ち上げてマネジメントしていく。

### ● 多様な主体と連携する

- ・ 町内会・自治会等の地縁団体のほか、地域で活動を行っているNPO等と連携する。
- ・ 地域の産業関係団体と連携した事業展開をはかる。



## 「新たな結」の実現のために（続き）

### ● 外部の力を活用する

- ・ 担い手となるスタッフ人材を外部に求めたり、UJIターン者を獲得する。
- ・ 都市住民に会員になってもらったり、特産品を外部に売ることによって資金源を外部から取り入れる。
- ・ 中間支援組織や外部の専門家から助言を得る。
- ・ 大学等と交流・連携した活動によって地域に刺激を得る。

### ● 市町村と協働して取り組む

- ・ 「新たな結」の取り組みを市町村の計画に位置づけることで、行政との協働関係を明確にする。
- ・ 市町村と核組織が継続的に協議する場を設け、役割分担を確認しながら取り組を進めていく。

## 事例① 夢未来くんま（静岡県浜松市）

- 昭和50年代より、非農家や内職の女性を中心とする農産物加工や食文化の伝承の取組みが始まった。
- その後、道の駅「くんま水車の里」における農産物の加工・販売や食堂、物産館、そばうち体験施設の営業へと発展した。
- 核となる組織として、昭和61年に全戸参加の協議会が結成され、これが平成12年にはNPO法人夢未来くんまに改編されて現在に至っている。
- 農産物の加工・販売、食堂の営業によって年間7000万円以上の事業収入を上げ、これら収益を元に、平成12年には介護認定のない高齢者を対象としたデイサービスの運営や独居高齢者への夕食の配食サービスなど、地域福祉にかかる事業が展開されている。



## 事例② 川根振興協議会（広島県安芸高田市）

- 昭和47年に川根振興協議会が設立され、昭和52年には全戸加入の組織となった。
- 昭和55年頃からは地域の特産のゆずをジュース等に加工作して販売する収益事業が開始された。
- 廃校中学校の跡地利用を検討、行政への提案を行い、平成4年に交流拠点施設「エコミュージアム川根」が完成した。
- 平成5年には、一人暮らしの高齢者の訪問活動等に充てられる「一人一日一円募金」がはじまり、平成15年にはサテライト・デイサービスをはじめめるなど、様々な地域福祉活動が取組まれている。
- 平成12年からはスーパーマーケットとガソリンスタンドを農協から引き継ぎ、経営している。
- 平成20年には農事組合法人が設立され、農地保全と営農の取組に幅が広がっている。



# まず、はじめましょう！

## はじめの一步

責任を持って継続的に活動する主体を組織しましょう。

- 地域の住民のニーズを把握し、緊急性の高いこと、できることを判断し、今後の取組を検討する。
- 市町村や中間支援組織の協力を得つつ、取組を行う活動主体を立ち上げる。
- 事業目標を明確にし、また地縁団体とも連携することで、地域住民の理解を得る。
- 多くの地域住民が参加できるイベント等を通じて、地域住民の当事者意識を高める。

## 市町村行政がやるべきこと

「新たな結」の推進は市町村の基本的課題であり、以下の支援を実施する必要がある。

- ◆ 検討の場の設置等により、はじめの一步を踏み出すためのきっかけを用意
- ◆ 事業計画策定のために行政やノウハウを有した専門家による人的支援
- ◆ 立ち上がり期に、事業化に至るまでに必要となる様々な活動の財政的支援
- ◆ 研修会等の実施による人材育成、マネジメント人材の紹介・あっせん
- ◆ 活動の拠点となる施設の整備、管理運営委託や指定管理

# 「新たな結」のための中間支援組織による支援

## 中間支援組織とは

地域の組織が活動を行うために必要な人材、資金、知恵、情報を提供したり、ネットワーク等の仲介を行う組織のこと。

- 中間支援組織が行う支援の例
  - コンサルティングや情報提供によって「核組織」づくりを支援する。
  - 育成プログラムによる人材育成やマネージャーのあっせんを行う。
  - 多様な主体が協働体制を築くまでのコーディネートを行う。

「新たな結」の取組を支援する中間支援組織はまだ少ないため、当面はそのような中間支援組織が立ち上がってくるような環境整備を、国、都道府県、市町村が協力して行う。

# 「新たな結」のための国による支援

## 全国での取組促進に向け、以下を実施します

- 「新たな結」の意義、活動内容、設立プロセス等について、普及、啓発
- 各地域の取組について互いに紹介、意見交換のできる場の設定  
(先進事例の紹介、地域間の意見交換会の開催)
- 効果的な取組手法や人的支援の方法についてモデル的な調査の実施や、地方公共団体の取組の支援
- 市町村が行う、既存の公共施設の改修による地域の活動拠点の整備に対する助成

- 次のような支援策について、今後検討します
  - 拠点施設と一体となって地域活性化を促進する周辺の施設の新設整備や、施設の整備と併せて実施される周辺の景観整備の総合的な整備
  - 中間支援組織による「新たな結」の支援のあり方や、人材育成に関するプログラムの策定などについて、既存の中間支援組織と共同で必要な調査を実施

地域経済産業活性化策について  
～第7回地域力創造に関する有識者会議～

経済産業省地域経済産業グループ  
地域経済産業政策課  
能瀬 宏隆

- 企業立地施策について
- 農商工連携の推進
- ソーシャルビジネス



# 企業立地施策について

# 企業立地促進法 (企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)

第1条(法目的): この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

## 企業立地促進法のスキーム

国: 「基本方針」を策定



### 地域産業活性化協議会

・市町村・都道府県、商工団体、  
大学、研究機関等で構成

### 「基本計画」の策定

- ・産業集積の形成、活性化の目標
- ・集積区域として設定する区域
- ・集積業種として指定する業種
- ・企業立地、事業高度化の目標
- ・施設整備、人材育成等の事業環境の整備の内容 等



事業者:

### 「企業立地計画」

・工場、事業場の新增設

### 「事業高度化計画」

・新商品の開発、設備能力向上等

## 主 な 支 援 策

### ① 課税の特例・規制緩和

- 立地企業の設備投資促進税制 : 特別償却の適用 (機械等: 15%、建物等: 8%)
- 工場立地法の特例 : 緑地面積規制権限の市町村への委譲 (緑地等面積規制の緩和)

### ② 予算措置による支援

- 本法に基づく基本計画策定、企業誘致活動、人材育成のための取組への支援
  - イ. 基本計画策定にかかる活動費に対する助成 (補助率2/3)
  - ロ. 専門家を活用した企業誘致活動等に対する助成 (補助率2/3)
  - ハ. 誘致対象産業のニーズを踏まえた人材育成等に対する助成 (補助率10/10)
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設整備に対する助成 (補助率1/2)

### ③ 低利融資等による支援

- 企業立地計画等の承認を受けた中小企業に対する低利融資制度(日本政策金融公庫)

### ④ 交付税による支援

- 企業立地促進に係る地方交付税措置
  - イ. 自治体による立地企業に対する地方税の課税免除等への普通交付税による補てん
  - ロ. 企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付

### ⑤ 企業立地支援センターによるサポート

- 企業立地に関する知見・ノウハウを有する専門家を全国10地域ブロックに配置し、総合的な企業立地支援窓口として、自治体や事業者の企業立地への取組をサポート

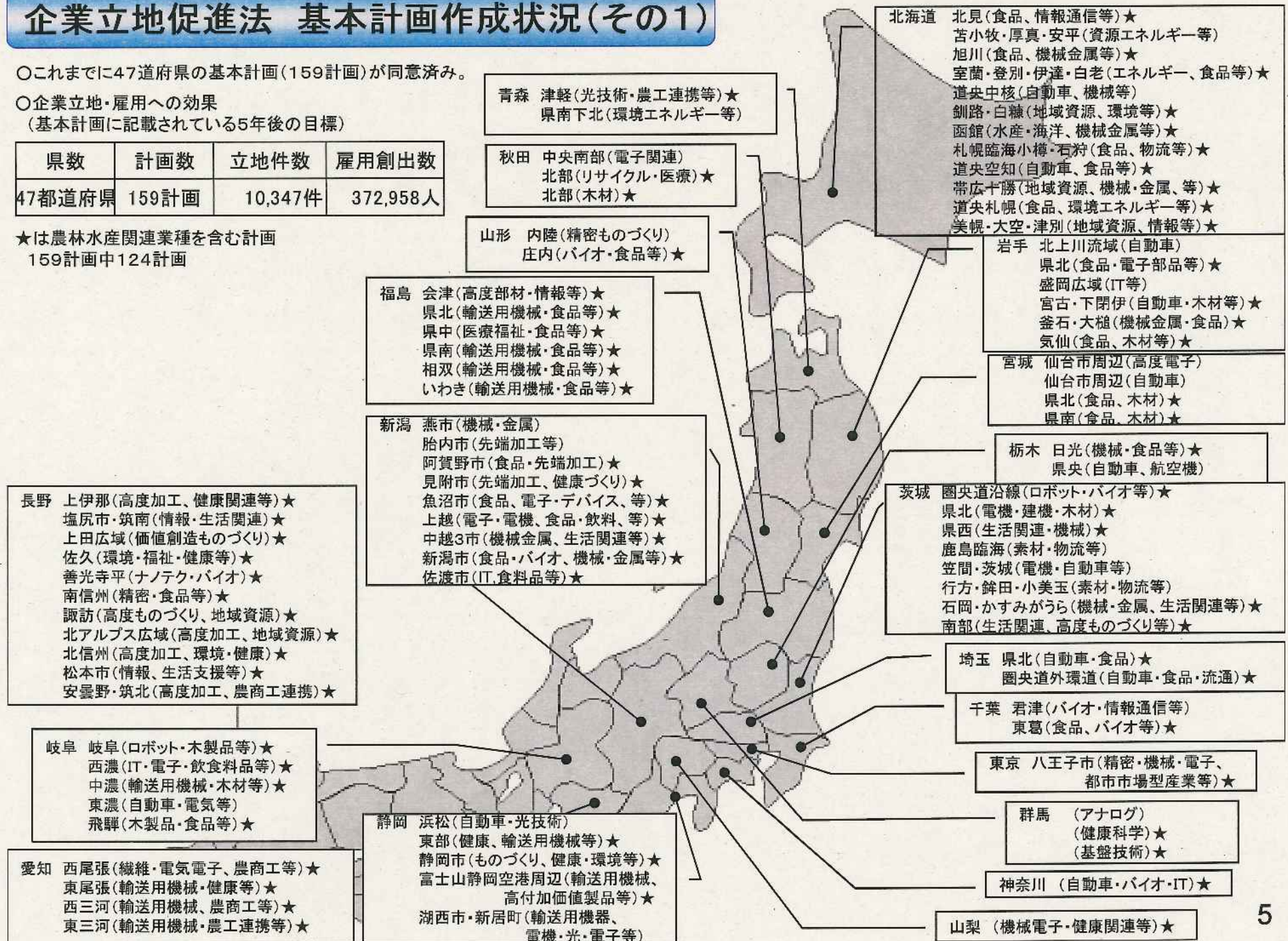
# 企業立地促進法 基本計画作成状況(その1)

○これまでに47道府県の基本計画(159計画)が同意済み。

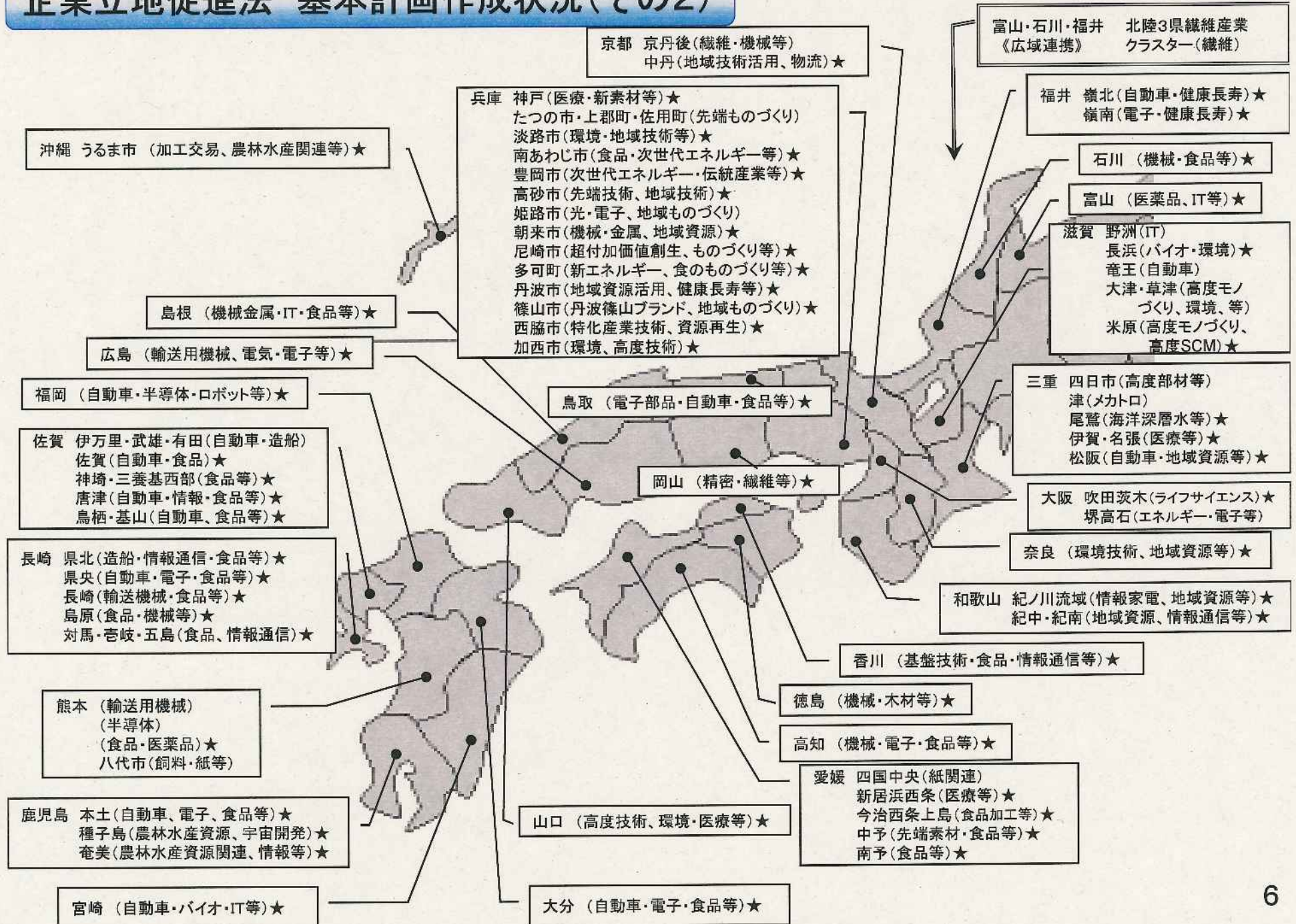
○企業立地・雇用への効果  
(基本計画に記載されている5年後の目標)

県数	計画数	立地件数	雇用創出数
47都道府県	159計画	10,347件	372,958人

★は農林水産関連業種を含む計画  
159計画中124計画



# 企業立地促進法 基本計画作成状況(その2)



## 企業立地支援センターの概要

全国10地域ブロック毎に企業立地情報・手続等に関するワンストップサービスを提供する総合的な企業立地支援窓口（企業立地支援センター）を設け、民間団体等への委託により専門家を配置し、自治体や事業者の相談への対応や、関係行政機関との調整・連絡会議開催等を行う。

### ＜専門家の主な業務＞

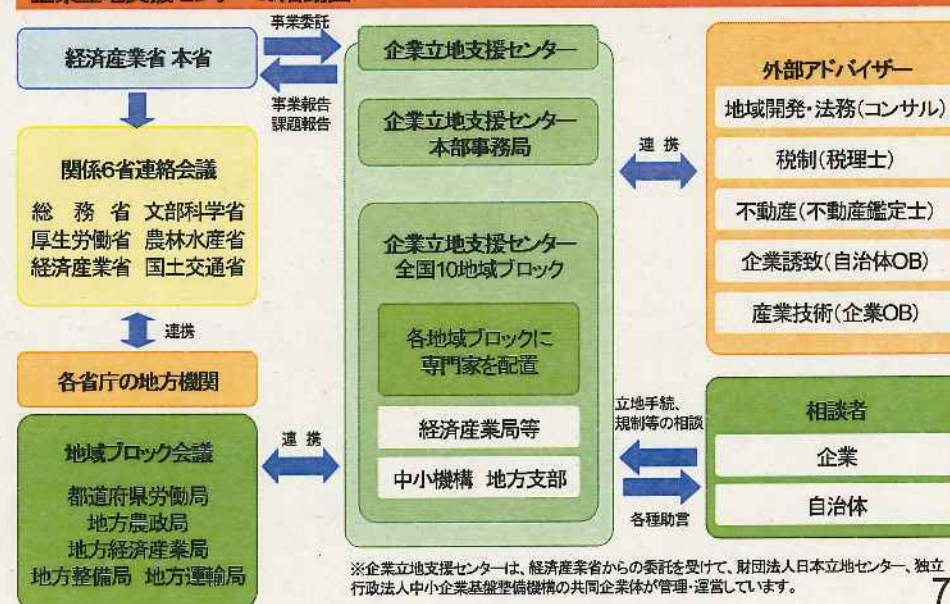
- ・自治体、事業者等からの企業立地に関する相談等への助言等
- ・企業立地の計画について、策定段階での助言、計画事業段階でのフォローアップ等
- ・企業立地に関する調査、分析、情報収集、情報提供等
- ・地域産業活性化支援施策の事例紹介、地域の活動状況等の周知・PR等

地域ブロック別	企業立地支援センター	
北海道 企業立地支援センター	北海道経済産業局産業立地課 北海道札幌市北区北8条西2 TEL:011-736-9625	中小企業基盤整備機構北海道支部 北海道札幌市北区北7条西2-8 北ビル2階 TEL:011-747-7702
東北 企業立地支援センター	東北経済産業局産業振興課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-215-7141	中小企業基盤整備機構東北支部 東北サテライト 宮城県仙台市青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル3階 TEL:022-716-1751
関東 企業立地支援センター	関東経済産業局産業立地室 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 TEL:048-600-0271	財団法人 日本立地センター 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館8階 TEL:03-3518-8962
中部 企業立地支援センター	中部経済産業局地域振興課 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716	中小企業基盤整備機構中部支部 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 TEL:052-951-0253
北陸 企業立地支援センター	中部経済産業局北陸支局地域経済課 富山県富山市愛宕町1-2-26 TEL:076-432-5518	
近畿 企業立地支援センター	近畿経済産業局地域開発室 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 TEL:06-6966-6012	中小企業基盤整備機構近畿支部 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズビル11階 TEL:06-6910-2235
中国 企業立地支援センター	中国経済産業局産業振興課 広島県広島市中区上八丁堀8-30 広島合同庁舎2号館 TEL:082-224-5638	
四国 企業立地支援センター	四国経済産業局産業振興課 香川県高松市サンポート3-33 TEL:087-811-8523	中小企業基盤整備機構四国支部 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー7階 TEL:087-811-3321
九州 企業立地支援センター	九州経済産業局産業立地課 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5437	
沖縄 企業立地支援センター	沖縄総合事務局経済産業部企画振興課 沖縄県那覇市前島2-21-7 TEL:098-886-0031	中小企業基盤整備機構沖縄事務所 沖縄県那覇市字小嶺1831-1 沖縄産業支援センター TEL:098-859-7560

注：色塗部分は、専門家を配置している場所です。

○企業立地支援センター本部事務局  
TEL 03-3518-8962 FAX 03-3518-8970  
住所 東京都千代田区神田駿河台1-8-11  
東京YWCA会館8階 財団法人日本立地センター内

### 企業立地支援センターの活動図

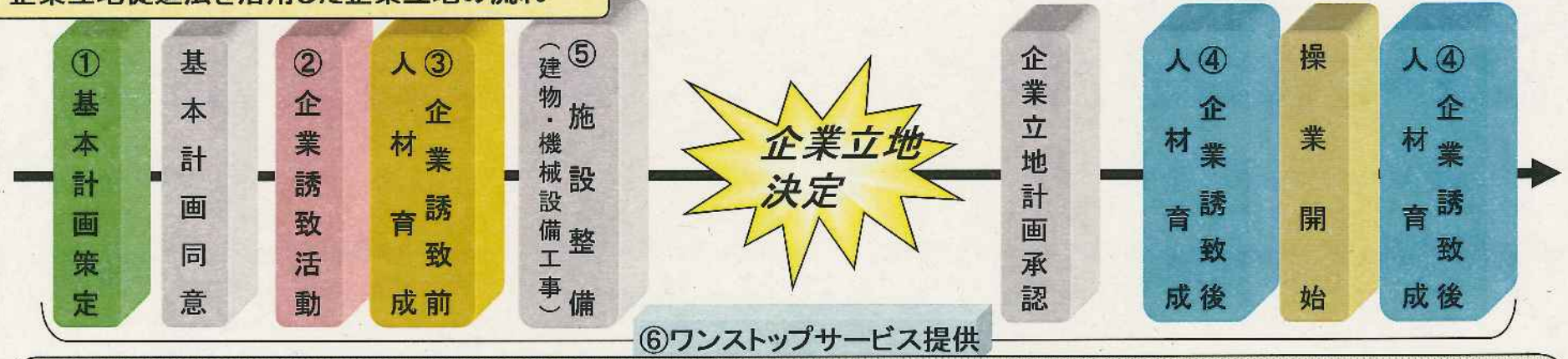


※企業立地支援センターは、経済産業省からの委託を受けて、財団法人日本立地センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同企業体が管理・運営しています。

# 企業立地促進法に関する予算支援措置 (金額は平成21年度予算案(カッコ内は平成20年度予算額))

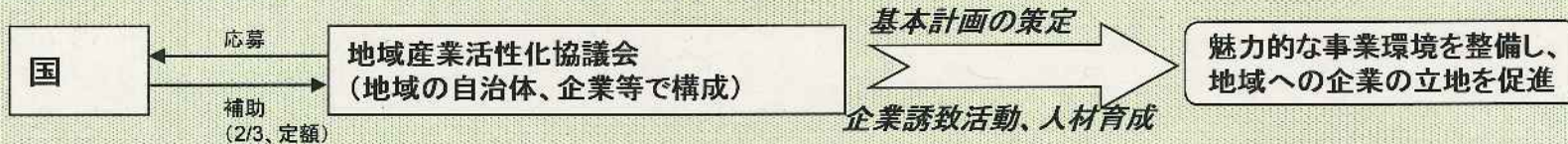
【以下の事業について、農商工連携に資する支援を強化】

## 企業立地促進法を活用した企業立地の流れ



### I. 地域企業立地促進等補助事業 (①基本計画策定、②企業誘致活動、③④人材育成への支援) 22. 2億円 (30. 5億円)

- ① 企業立地促進法に基づく基本計画の策定支援 (補助率: 2/3) 【うち農商工関係 11. 0億円】
- ② 国の同意を受けた基本計画の下で行う、企業立地の専門家等を活用した企業誘致活動支援 (補助率: 2/3)
- ③④ 誘致対象産業のニーズを捉えた人材育成支援 (補助率: ③ 定額(10/10)、④ 2/3)



### II. 地域企業立地促進等共用施設整備事業 (⑤施設整備への支援) 19. 1億円 (18. 6億円)

- ⑤ 産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき貸工場、貸事業場等の共用施設を整備する事業を支援 (補助率: 1/2)。 【うち農商工関係 8. 0億円】



### III. 地域企業立地促進等委託費 (⑥ワンストップサービスの提供) 2. 6億円 (2. 7億円)

- ⑥ 全国10地域ブロック毎に、常駐専門家を設置し、ワンストップで企業立地情報・手続等に関する情報等を自治体、事業者等に提供等する相談窓口(「企業立地支援センター」)を設置。



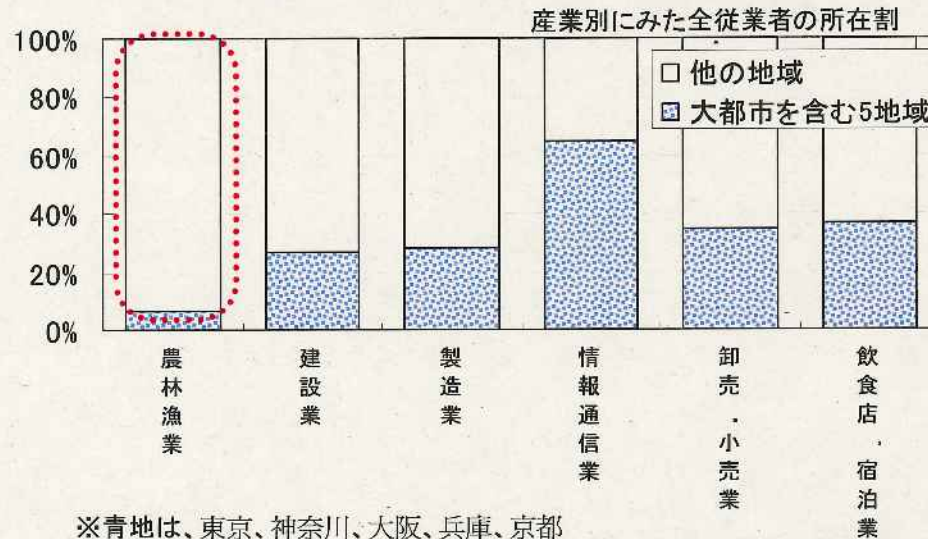
# 農商工連携の推進

～農業を成長産業へ～

# 農商工連携の意義①：地域を支える農林水産業

- ・農林水産業及びその生産物を活用した食品産業は、地域経済に密着した戦略産業
- ・地域の農林水産品の新たな流通市場の開拓、加工による高付加価値化は地域経済の活性化に直結

## ○農林水産業は、その9割以上が地方に存在



※青地は、東京、神奈川、大阪、兵庫、京都

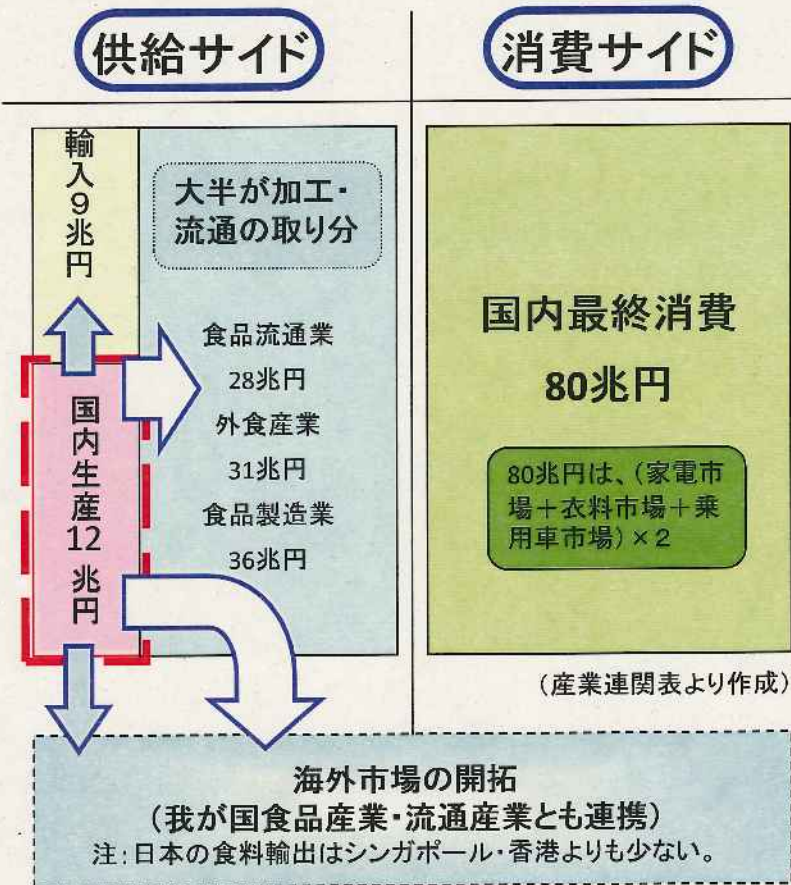
(第一生命経済研究所)

## ○地域産品を活用した食品加工業も地方経済の主力

- 事業所数(製造業全体の約13%)、従業者数(製造業従事者の約15%)では、自動車産業を上回る最大産業。かつ事業所は全国各地に分散。
- 北海道、九州(鹿児島、長崎、沖縄)等においては、食品加工業は、最も主要な産業。従業員数・事業所数・製造品出荷額において、それぞれ約4割前後を占める。  
(工業統計等より作成)

## ○80兆円ある国内の食関連需要のうち、15%しか、農林漁業者には回らない構造

—海外市場への輸出、加工・流通への進出に期待





## 農商工連携の意義②：農業への期待

### 問題意識

- 耕作放棄地の拡大、就業者の減少と高齢化、食料自給率の低下といった農業の抱える課題は深刻。
- 農業生産額(10兆円)、食品関連生産額(約100兆円)は減少傾向。
  - ・個人事業者が99%に上り、経営形態や流通経路の多様性が他産業と比較して欠如。
  - ・主業(プロ)農業者が他産業、先進国と比較して著しく低い。
  - ・農林水産関連産業の労働生産性が製造業の3分の2程度、仏の半分に留まる。
  - ・流通、加工、飲食等90兆円産業をいかに地域に取り込めるか。



### 農業への期待

- 農業と商工業の連携**⇒(経営資源の融合+消費者ニーズの高い新しい商品の開発+若年の就業など新たな雇用形態の開拓+プロ農業者の育成)  
=地域イノベーション⇒事業の成長と雇用創出⇒活発な新規参入、という地域における「成長産業」への転換を目指す。
- ◆イノベーションに取り組む事業者の参入を促進する環境を整える(プロ農業者の育成)
  - ◆事業者間の活発な連携と競い合いを通じて**農業ビジネスの多様性を拡大**  
(地域に流通・販売・加工・飲食・観光を根付かせ、6次産業化を推進する。)
  - ◆日本食ブーム、安心・安全、アジア等の富裕層に向けた**海外展開**。
  - ◆農商工連携により「**地域活性化**」、「**高収益**」、「**雇用創出**」

# 農商工連携関連施策について

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し、相乗効果を発揮できるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとりつつ、以下の具体的取組を推進。

## 農商工等連携促進法等による支援

（平成20年7月21日施行）

### 中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援

- ・中小企業者と農林漁業者が、共同で行う新たな商品やサービスの開発等の計画の認定を受けた場合に、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う公益法人・NPO法人もあわせて支援。
- ・現在までに256件を採択。  
（5年間で500件の優良事例を創出。）
- ・地域資源活用プログラムも併せて活用。  
（認定数678件のうち農林水産品関係238件 ※平成21年7月31日現在）

## 関連予算の確保

### 農水省・経産省合わせて約330億円の関連予算を計上。（平成21年度）

- ・経済産業省においては、農林水産品を活用して行う新商品等の研究開発・市場化の支援、地域産品の輸出促進等の販路開拓支援、農商工連携の担い手となる人材の育成・活用等に向けて、約155億円を計上。
- ・農林水産省においては、農山漁村における生産加工施設等、生産基盤施設の整備、消費者ニーズに対応した生産・加工・販売までのサプライチェーン構築への支援、アンテナショップや農林水産物直売施設等が広域的に連携する取組への支援として、約180億円を計上。

## 全国的な取組みの促進

（農商工連携協議会・フォーラム・セミナー等）

### 農商工連携のためのフォーラム、セミナー等を開催し、制度の普及や優良事例の表彰を実施。

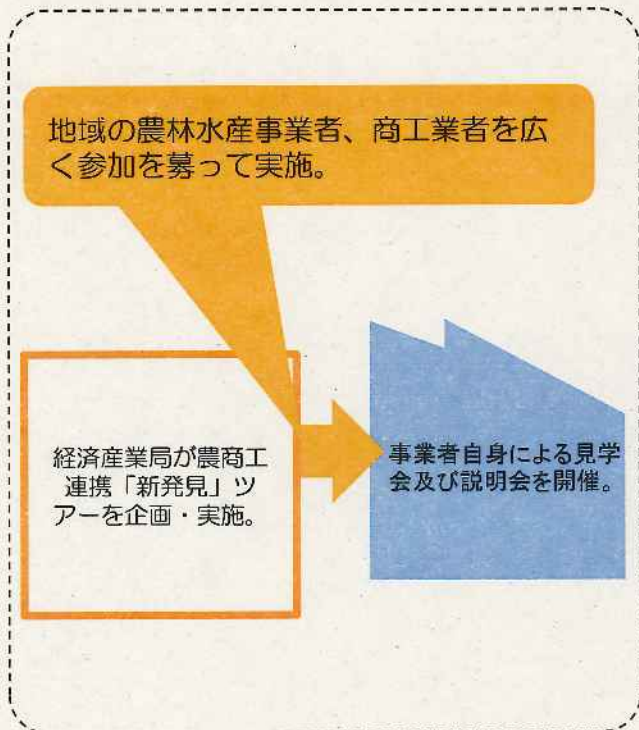
- ・農商工連携の先進事例を「農商工連携88選」として選定・表彰。  
（20年7月）
- ・農商工連携サミット（20年6月）を皮切りに、マッチングフェア、施策説明会、フォーラム等を実施。全国各地で計約180回のイベントの全国展開。延べ約30,000人が参加。
- ・地域ブロックごとに、地方経産局、地方農政局、都道府県、商工会議所・商工会、JA等の関係機関が連携し、全国9地域で「農商工連携ブロック協議会」を設立。

# 農商工連携の普及・啓発

意欲ある事業者・関係者を対象に、先進事例の紹介や経営アドバイスを個々の事例に応じて提供。新規参入や新たな取組への挑戦を促進。

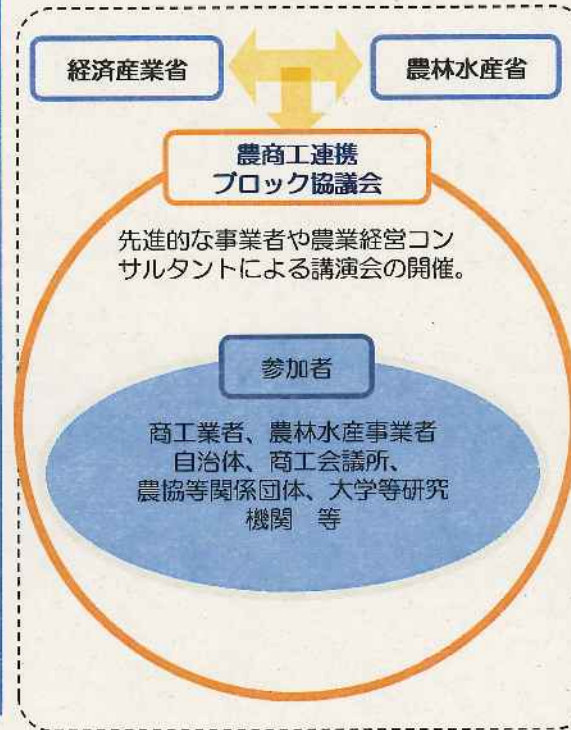
## ○農商工連携「新発見」ツアー

経済産業局が、農林水産事業者や商工業者の参加を募り、農商工連携の先進的な事業者の見学会を実施。



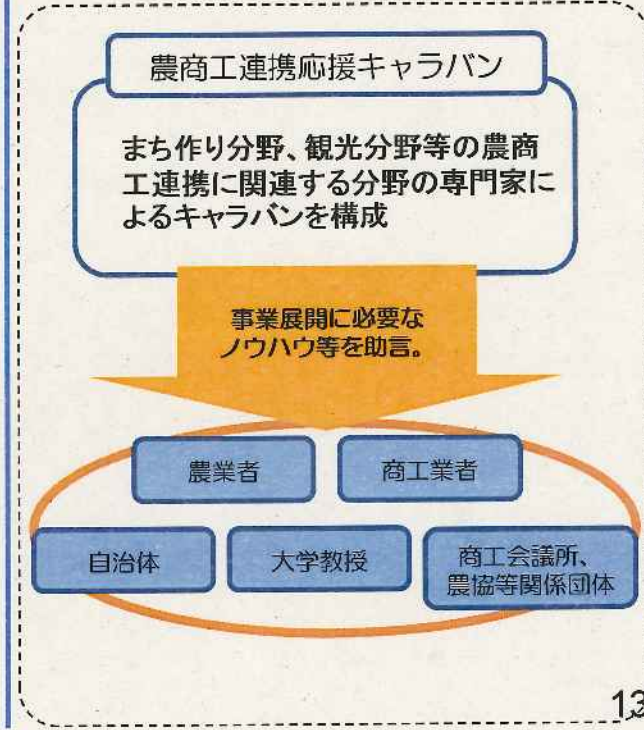
## ○農商工連携フォーラムの開催

地域ブロックごとに設立した農商工連携ブロック協議会を土台に経済産業局と農政局が連携して「農商工連携フォーラム」を開催。



## ○農商工連携応援キャラバンの派遣

農業経営・技術、観光等の専門家からなる「農商工連携応援キャラバン」を組織して、要望のある地域に派遣。



# 農商工連携の認定事例

認定：H20.9、H20.11~12、H21.2~3、H21.6~7  
 件数：農商工等連携事業計画 250件  
 農商工等連携支援事業計画 6件(H21.7.17見込み)

沖縄在来種のハイビスカス(アカバナ)を有機栽培し、花茶、エスドリンクの開発など、生産から販売まで一貫したシステムを確立【沖縄県】



米転作作物としてのハトムギの生産拡大、焙煎技術の向上や機能性付加による「はとむぎ茶」の健康飲料としてのブランド確立【富山県】



良質なタンパク質、脂肪酸、ミネラルが豊富なペポカボチャの種の本格生産と旭川ブランド「焼き菓子」の開発【北海道】



寒冷地栽培に適した低アミロース米「ゆきのはな」の特徴を活かした「冷凍押し寿司」の開発と広域流通による販路拡大【青森県】



減農薬栽培した原料を使用し、最新特許技術により加工する高付加価値な介護食品(嚥下食や薬膳がゆ)の開発【広島県】





酒造メーカーと農業者が連携し、減農栽培の酒米「五百万石」を使用した新感覚の清酒「発砲清酒」を開発【群馬県】



豚肉の旨味であるオレイン酸を簡易測定できる装置の開発と本装置により科学的に選別された「光黄金豚」の開発【東京都】



規格外の柿を有効利用し、機能性の高い甘味素材として期待される柿ピューレ、柿シロップの開発【福岡県】



徳島杉の間伐材と木造住宅建築技術を活用した、耐久性、断熱性に優れる「つきみブロック工法」による企画住宅の開発【徳島県】



地場企業の食品加工技術と特産品を融合させた健康食品「完熟柿・みかんジュース」と「完熟柿ゼリー」の開発【和歌山県】



乳製品製造で培われた殺菌技術を生産物加工に応用し、風味豊かなシラス製品を開発【愛知県】



# 農商工連携の先進的事例（植物工場）

## 農業と工業の連携

植物工場は、施設内で、植物の生育に必要な環境を、LED照明や空調、養液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に1年中生産できるシステムです。

### ● 植物工場の魅力

- ・ 1年中、**安定的に**生産できます。
- ・ 工業団地・商店街の空き店舗等**農地以外でも設置**できます。
- ・ 多段化で**土地を効率的に利用**できます。
- ・ 自動化や多毛作で**高い生産性**を実現します。
- ・ **形や大きさ、品質が揃うので**、加工が容易です。
- ・ **栄養素**の含有量を高めることが可能です。
- ・ 無農薬で**安全・安心。無洗浄**で食べられます。

### ● 今後への課題

- ・ **コストダウン**  
(多額の初期投資やエネルギーコスト等の運営費用がかかっています)
- ・ **経済的に栽培できる作物の拡大、品種の開発**  
(現在は、葉物野菜や苗など、短期間に成長するものが中心)
- ・ **植物工場に対する消費者のイメージの向上**
- ・ **栽培技術の確立と人材育成**

### ● 植物工場の様子

現在、約50カ所の植物工場が立地しています。(2009年3月、経済産業省調べ)



# 農商工連携等の今後の取組の方向性について

## 基本的な考え方

- ①農地法改正に伴う新規参入の促進
- ②農商工連携研究会、植物工場WG両報告書に基づく取組の実施
- ③農商工等連携促進法の政策効果の向上
- ④農商工連携をめぐるビジネスネットワーク（プラットフォームの強化）

## 具体的な対応の方向性

### ●農地法改正に伴う新規参入の促進

- 経済団体との連携によるフォーラム・説明会、マッチング会の開催

### ●農商工連携研究会、植物工場WG両報告書に基づく取組の実施

- 「マーケティング力」の強化（地域ブランド作り等）
  - ・地域ブランドタスクフォースにおける検討、地域ブランド創出に向けてのモデル事業の実施 等
- 「経営力」の強化
  - ・経営指導体制の充実
- 「地域力」の強化
  - ・「地域ぐるみ・仕組みづくりの農商工連携事例集」の策定
- 農商工連携を通じた海外展開（グローバルPTアクションプランの推進）
- 植物工場の普及・拡大
  - ・植物工場における農産物の生産コスト縮減、安定的な販路の確保・拡大に向けた支援
  - ・技術開発や人材育成に関する支援
- ⇒ 植物工場推進協議会（仮称）の設置。今年10月を目途に協議会において、課題解決・普及策の検討を行う。

### ●農商工連携をめぐるビジネスネットワーク（プラットフォームの強化）

- 中小機構の地域活性化パートナーズの活用
- 全国イノベーション推進機関ネットワーク（イノベーションネット）との連携
- 地域金融機関との連携
- 各地域ブロック別農商工連携協議会における具体的プログラムの推進

# ソーシャルビジネスについて

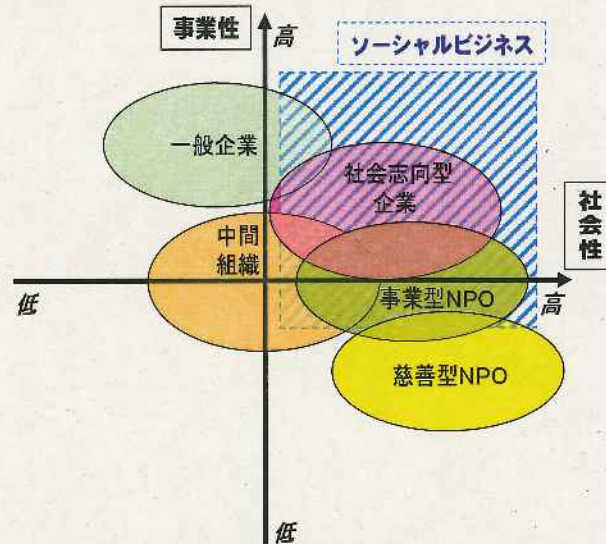
～社会問題の解決に事業性を見出す～

# ソーシャルビジネスとは

ソーシャルビジネス(SB)とは、障害者支援、子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくり・まちおこし等の社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動である。従前の営利を目的とした典型的な「会社」とは異なり、また、無報酬の善意に依存する「ボランティア活動」とも異なる**新しいスタイルの事業形態**である。

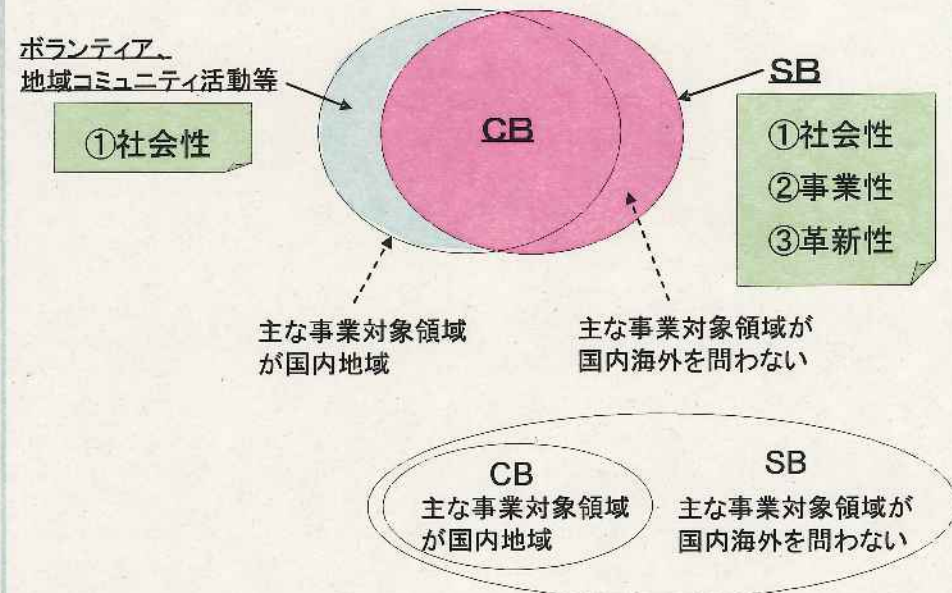
SBは、社会的課題の解決に対して事業性を見出し、「新たな産業・新たな働き方」を創出する主体である。このような活動が近い将来には行政、企業、市民の協働パートナーとなることが期待される。

ソーシャルビジネス研究会（座長：一橋大学大学院商学研究科教授 谷本寛治）報告書（平成20年4月）では、社会性・事業性・革新性をSBの3つの要件と位置付けている。



- ①社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ②事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業を進めていくこと。
- ③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。またその活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

コミュニティビジネスは、ソーシャルビジネスのうち、より地域性のあるもの





# ソーシャルビジネス (SB) の振興について

## 1. ソーシャルビジネス(SB)とは

〇地域の抱える社会的課題を地域住民と協しつつビジネスの手法を活用して解決していく事業活動。

※営利法人(株式会社)やNPO法人等ビジネスを行うための組織形態は問わない。  
ただし、ビジネスである以上、単なるボランティア活動は含まない。

### 日本におけるSBの現況(イメージ)

主な活動分野: 福祉・保健・医療、障害者・ホームレス支援、子育て支援、教育、環境、地域活性化・まちづくり、観光、安全・安心、文化・芸術、スポーツ、国際交流、フェアトレード、及び、これら活動への支援等

事業者数: 約8,000 雇用規模: 約3.2万 市場規模: 2,400億円

事業形態: NPO 約50%, 株式会社 約20% (出典) ソーシャルビジネス研究会(経済産業省)

### 事例: 有限会社 ビッグイシュー (ホームレス自立支援)

有限会社ビッグイシューは、雑誌「Big issue」を月二回発行し、ホームレス限定の販売員が雑誌を販売。一冊300円の売上のうち、160円をホームレス販売員自身の収入とし、その自立を支援。現在までに販売登録者は650名余り、うち50人以上のホームレスが自立した。大阪だけで展開されていた事業が現在では全国11の都府県で展開。毎月3万部以上売り上げている。



### 事例: NPO法人 フローレンス (病児保育)

保育所は全国に約50,000箇所あるが、病児も預かる保育所は全国に300箇所程度しかなく、不足。フローレンスは、自らの子育てで終え、病児ケアのノウハウを持った地域の母親を登録スタッフとして活用し、病児の「脱施設(自宅預かり)保育」を推進。利用者からは子供の病気罹患率等に応じた「月会費制(利用者の共済型モデル)」により料金を徴収。経費削減と収入の安定化を両立するビジネスモデルを確立。サービス開始当初は東京の江東区と品川区に限られていた事業範囲が、高いニーズを受け現在都内11区にまで対象範囲が拡大。



## 2. SB振興の効果

- ① 公的セクターと民間営利企業との間で、解決されぬままとなっていた社会的課題を、ビジネスとして解決するという新たな産業の創出
- ② 地域発の新規産業創出に伴う新たな雇用の創出
- ③ 地域の持つ潜在的能力の引き出し及びそれを通じた地域間成長力格差の是正と地域活性化の実現

## 3. SBが直面している主な課題

### ① SBの認知度が低いという社会環境上の課題

— SBの認知度が低く、また、ボランティアや零細NPOのイメージが強く、社会的ステータスが確立されていないため、地域住民・企業等が協働して地域の課題を解決しようという意識が低迷しているだけでなく、SBが大企業にとって必ずしも信頼できるパートナーとして認知されていない。

### ② 事業としての経営上の課題

— SBの起業・経営には、公益性とビジネス性を両立させるSB固有のノウハウが必要だが、現状そうしたノウハウが確立されておらず、成功事例の蓄積も少ない。

## 4. SB振興に向けた課題解決策 【21年度予算案(20年度予算額)】

### ① SBの認知度向上に向けた啓発・広報及び普及活動の推進、ネットワークの構築

〇SB普及セミナー及びSBフォーラム(全国・地域)の開催 1.2億円(1.6億円)  
〇SBネットワーク協議会の運営

— SBに対する認知、信頼を高める全国的な機運作り、地域の意識改革のための啓発・広報、普及事業を展開。  
— 良質のSB活動をしている者を選定し、積極的に宣伝(パブリシティ強化)。  
— SB及び関連企業、支援機関、行政等が地理的(電子的)に隣接し、相互に好影響を及ぼしあい、地域の社会的課題を地域で解決するネットワークの構築を支援。

### ② SBを担う人材の発掘・育成1.6億円(1.6億円)

〇SBの創出・発展を支援する人材の発掘・育成の強化(中間支援機関強化)

— SBの起業や経営に対し、質の高いサポートを行うことができる中間支援機能を地域に創出するため、中間支援機能の担い手となりうる人材(地域プロデューサー)を、全国規模で発掘し、育成する活動に対して補助を行う。

### ③ SBの成功モデルの他地域展開等の支援 2.6億円(2.6億円)

〇成功したCB事業者のビジネスモデルの他地域への移転・展開を支援

〇農工商連携等に資する人材(村おこしに燃える若者等)を発掘・育成する取組を支援

— 成功したSBのビジネスモデルを抽出し、同モデルの他地域移転・展開を支援することにより、より多くの地域における、SBの創出、成長を促進する活動に対して補助を行う。

### ④ 政府系金融機関による資金の供給 15億円(新規)

〇政策金融公庫の貸付により設備資金及び運転資金の資金調達の円滑化を図る

— SBの役割は極めて重要である一方で、必ずしも収益性の高くない領域での活動が多いため、長期安定資金の供給を行うことで、SBの活動を支援する。

# ソーシャルビジネスの事例

## NPO法人コーチズ(介護予防)

高齢者の介護予防体操(ゴムボールを利用した「ガンバルーン体操」)等を開発し、指導者養成・運動教室等のサービス提供、用品の開発・製造・販売等を実施。年間1,000箇所に及ぶ指導現場でのマーケティングをもとに、高齢化社会において必要となる新しい運動プログラムや職種の開発を実施。

また、健康づくりに必要なグッズを企業と協働で開発し、普及ネットワークの構築を目指している。



## NPO法人イー・エルダー(シニアIT活用支援)

高齢者や障害者などの情報弱者の社会参加や就業を支援することをミッションに、中古PC寄贈プログラム、シニア向けPC・携帯電話利用講座、障害者の在宅就労支援事業等を実施。

中古PC寄贈プログラムは、企業から廃棄PCの寄付を受け、非営利活動をする団体に低価格で提供するプログラムで、19年度244団体に1,600台を提供。設立当初から累計で4,500団体に対し15,000台を提供している。



## NPO法人えがおつなげて(都市農村交流)

山梨県北杜市と協働で構造改革特区制度を活用し、地域に広がる遊休農地約3haをえがおつなげてが賃貸し、全国の都市から集まった延べ約500人/年の農村ボランティアたちによって人力で開墾を行い、農地の再生、農産物の生産を行っている。また、多様な都市農村交流型の各種体験プログラムの展開、大学との連携による自然エネルギーの研究開発、農村人材の育成など持続可能な農村地域社会の形成や地域の活性化に取り組んでいる。



## NPO法人 北海道グリーンファンド(環境)

市民が風力発電などの自然エネルギー普及に貢献できる仕組みとして自然エネルギー普及のための基金積立を目的としたグリーン電気料金制度を開発。また、匿名組合出資の仕組みを応用した市民出資制度を開発し、資金を集めることで、01年、市民風車第1号「はまかぜちゃん」を建設した。

その後、この取組みは、石狩、青森、秋田にも波及。現在準備を進めている風力発電事業は10機以上の風車による数十億円規模のプロジェクトである。



## (株)いんどり(地域資源活用)

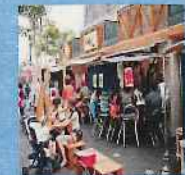
料亭やホテル・旅館、居酒屋で使われる料理の「つまモノ」として主に70歳代の高齢者を中心とした農家が地元の山にある葉っぱや草花を出荷する事業。徳島県上勝町で、農協職員が仕掛人となり、86年に始まった。

現在では、約180戸の農家が、年商2億5千万円を売上げ、全国シェアの8割を占めるなど市場の信頼も厚く、強い競争力のある町の主力産業となっているとともに、町で寝たきりの老人は2人しかおらずUJiターン者も増加するなど、売上以上の経済効果を生んでいる。



## 北の起業広場共同組合(地産地消、まちづくり)

地元の青年会議所・商会議所青年部のメンバーが仕掛人となり、「北の屋台」というネーミングで、食材の地産地消を屋台という形式で実践。民有地を使用して厨房部分を固定する手法を開発し、上下水道、電気、ガスを完備。保健所から飲食店としての正式な許可をとることに成功。従来の屋台と異なり、なま物や冷たいものも出せるようになり、また、店主と客、客同士のコミュニケーションという屋台ならではの良さを大切にすることで、年間17万人超の集客、3億円超の売上げを記録している。



# 第7回地域力創造に関する有識者会議説明資料

平成21年11月4日(水)

環境省

( 目 次 )

1. 環境（エコ）の取組を通じた地域政策について
2. エコツーリズムについて
3. 地球温暖化対策について

## 第三次環境基本計画の概要

### 環境基本計画とは

- ・環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」
- ・政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

### 沿革

- 平成 5年 環境基本法制定
- 平成 6年 第1次計画
- 平成12年 第2次計画
- 平成18年 第3次計画（現行計画）

### 環境政策の体系 ～重点分野政策プログラム～

#### 事象別の分野

1. 地球温暖化問題
2. 循環型社会の構築
3. 大気環境の確保
4. 水環境の確保
5. 化学物質の環境リスク低減
6. 生物多様性の保全

#### 事象横断的な分野

7. 市場における環境評価の仕組みづくり
8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
9. 科学技術等の基盤の整備
10. 国際的取組の推進

# 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

## 施策の基本的方向

### 1. 環境保全のために行動する人づくり

・多くの人が、環境が暮らしを支えていることに気付き、持続可能な地域づくりに参画することが重要

### 2. 環境保全の組織・ネットワークづくり

・地方組織、NPO、事業者等、多様な主体による取組が重要  
・多様な主体がネットワークを構築し、役割・責任を明確にしながら、信頼関係を構築しつつ活動することが重要

### 3. それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくり

・環境負荷の少ない、豊かな社会生活ができる地域づくりが必要。  
・環境面に加え、経済的に地域が自立し、社会面も統合的に向上するような取組を推進することが重要

# 環境省の主な関連施策

## 1. 環境保全のために行動する人づくり

1-1 こどもエコクラブ事業

1-2 環境教育指導者育成事業 等

## 2. 環境保全の組織・ネットワークづくり

2-1 地球環境パートナーシッププラザ

・地方環境パートナーシップオフィス 等

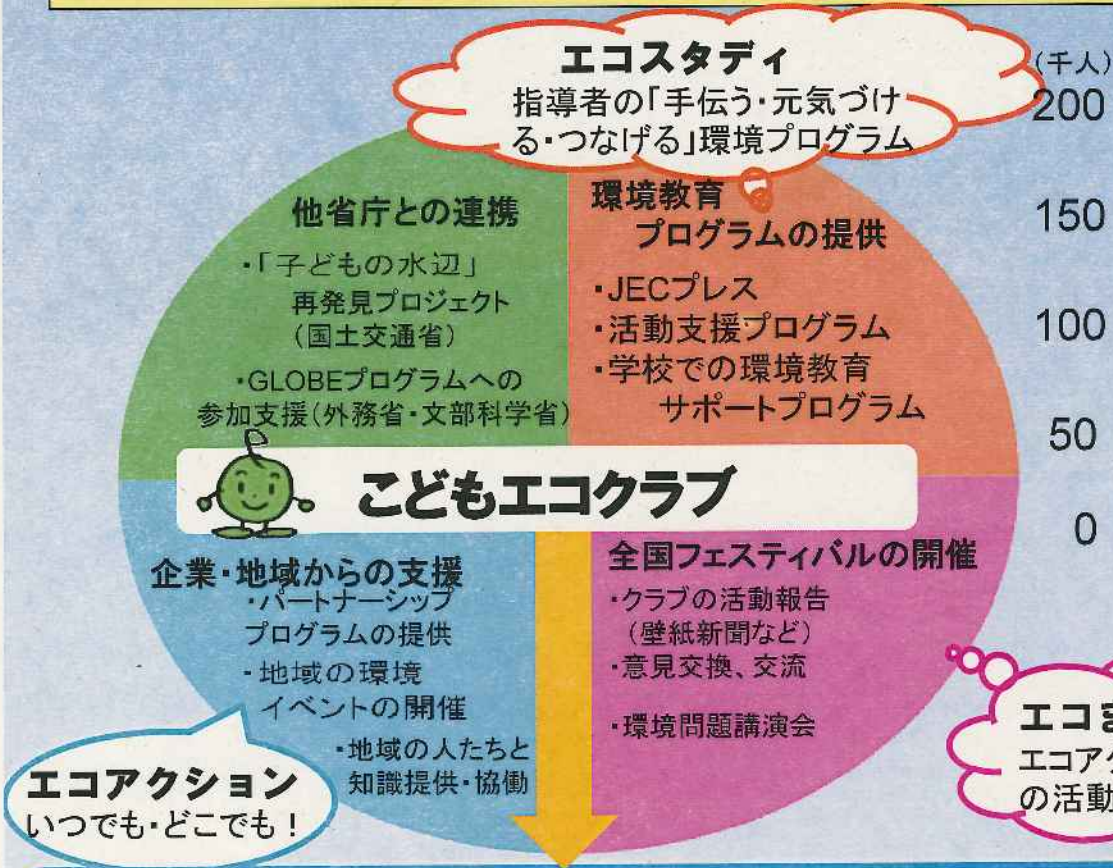
## 3. それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくり

3-1 低炭素地域づくり面的対策推進事業

3-2 SATOYAMAイニシアティブ推進事業 等

# 1-1 こどもエコクラブ事業

子ども達の地域での自主的な環境保全活動を支援する事業。地方公共団体と連携し、子ども2名以上とサポーター(大人)からなるクラブを「こどもエコクラブ」として登録し、登録された子ども達に対しニュースレターによる情報提供等を行う。



こどもエコクラブメンバー推移



**エコまるラリー**  
エコアクション・トレーニングの活動報告



**次世代を担う子ども達の環境教育・環境活動の推進  
持続可能な社会の構築!!**



## 1-2 環境教育指導者育成事業

学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修(環境教育リーダー研修基礎講座)を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。(文科省と連携)

### 実施主体

地方環境事務所

(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)

### 参加対象者

- ・ 教職員(小中学校・高校)
- ・ 地域で環境教育、環境学習に関心のある人

### 研修内容

- ・ 知識の習得(大学教員、NPO活動実践者、環境カウンセラー等の協力)
- ・ 体験型教育プログラムの実施(国立青年・少年の家等の協力)

協力

### 教育委員会

- ・ 学校の教職員への周知
- ・ 研修講師(実践事例発表者)の紹介等

### 学校の教職員・地域の環境教育リーダーの育成

学校

教職員

PTA

子ども

地域

市民

学校・地域・社会等  
幅広い場における  
環境教育の実践

## 2-1 地球環境パートナーシッププラザ・ 地方環境パートナーシップオフィス

### ①地球環境パートナーシッププラザ

平成8年に国連大学及び環境省が共同で設立。環境関連の問題・活動に関し、各主体間のネットワークの形成、環境パートナーシップに関する情報の収集、提供等を推進。

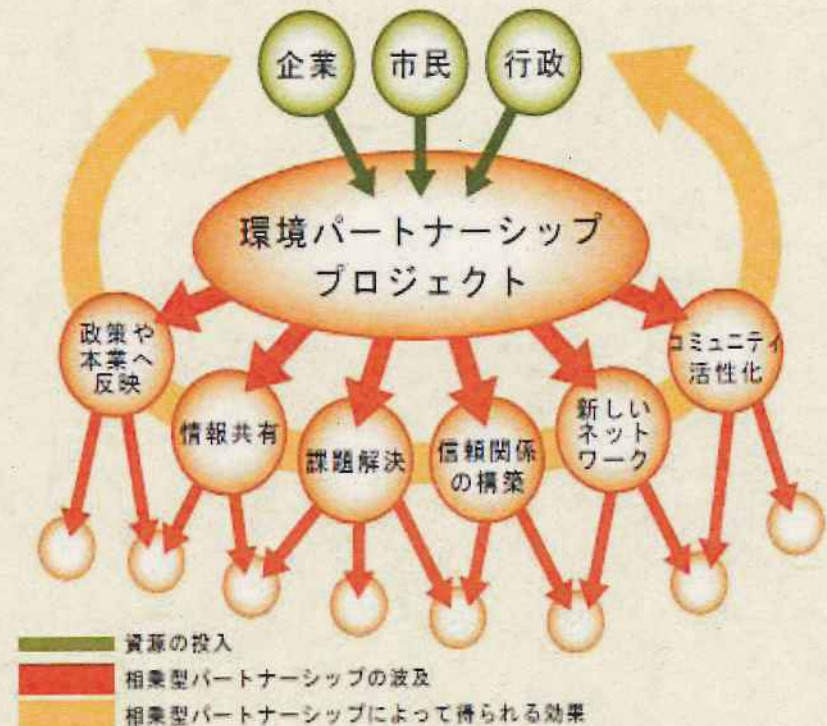
### 3つの方針

- ・ 人づくり
- ・ 仕組みづくり
- ・ 情報共有のデザイン

### 5つの事業

- ・ 地域づくり
- ・ みんなでつくる環境政策
- ・ 企業と他セクターとの連携
- ・ 情報共有とコミュニケーション
- ・ 地方環境パートナーシップ  
オフィス（EPO）ネットワーク

■目指すパートナーシップ像

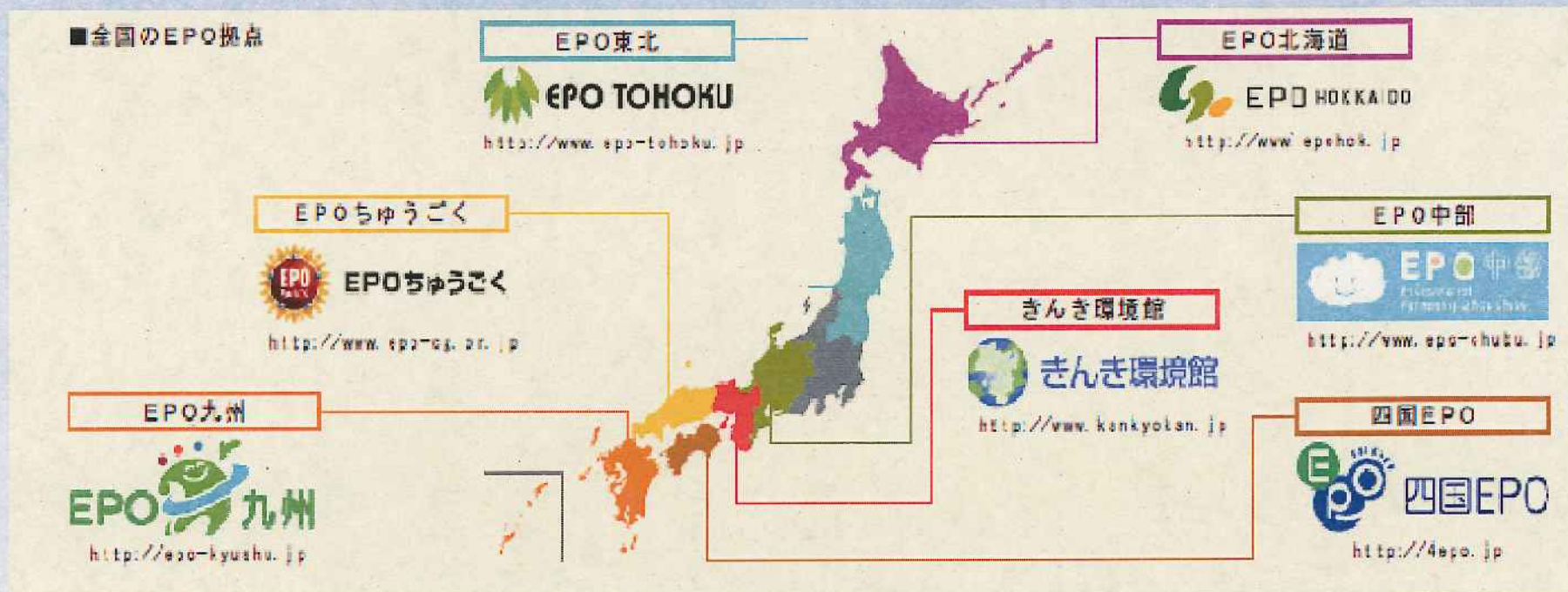


## 全国 7 か所に設置されたEPOと連携

全国の地方環境パートナーシップオフィス（EPO）の特徴を活かしながら、連携を図りつつ、各地での環境活動の活性化・パートナーシップ促進を目指す。

### ②地方環境パートナーシップオフィス(EPO)

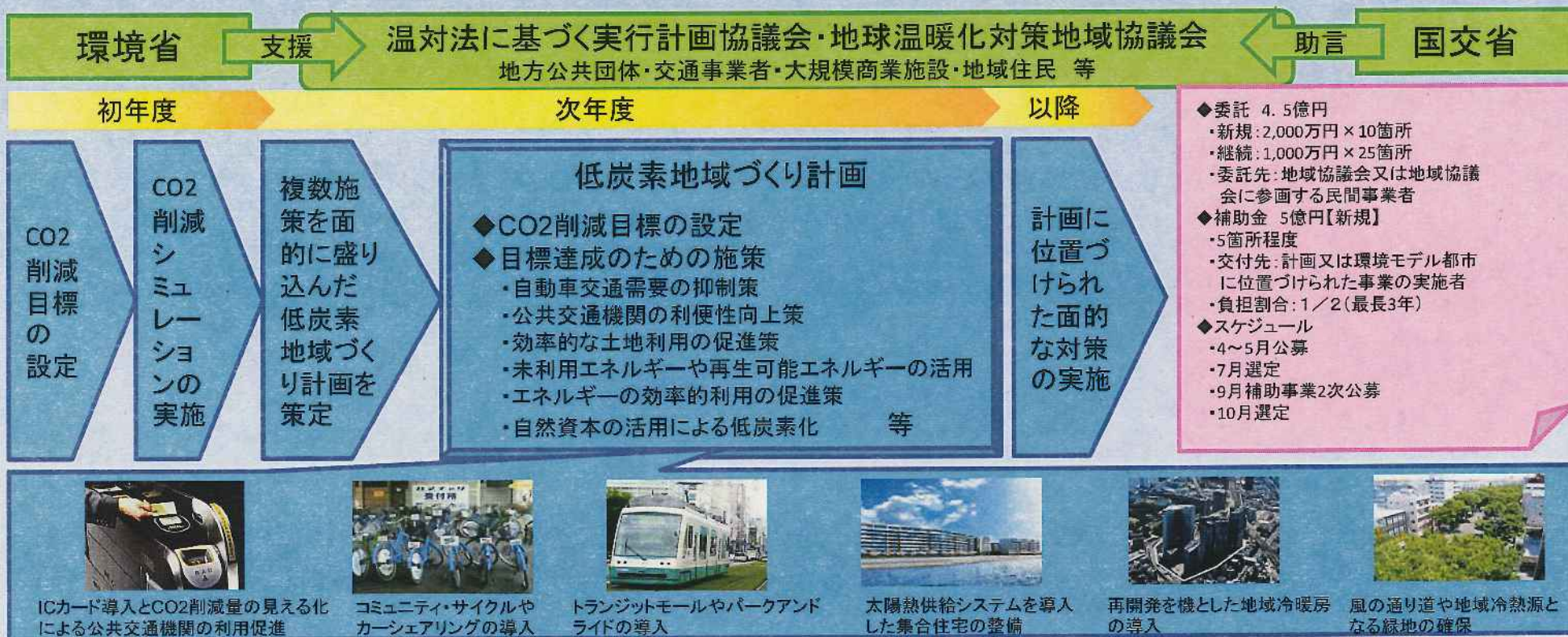
- ・地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、環境省が、平成16年度から3年間で、全国の各ブロックに設置。
- ・地域の民間団体に運営を委託し、地方環境事務所と協働で事業を実施。



# 3-1 低炭素地域づくり面的対策推進事業

自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化



# 低炭素地域づくり面的対策推進事業

● 平成21年度選定地域(委託)

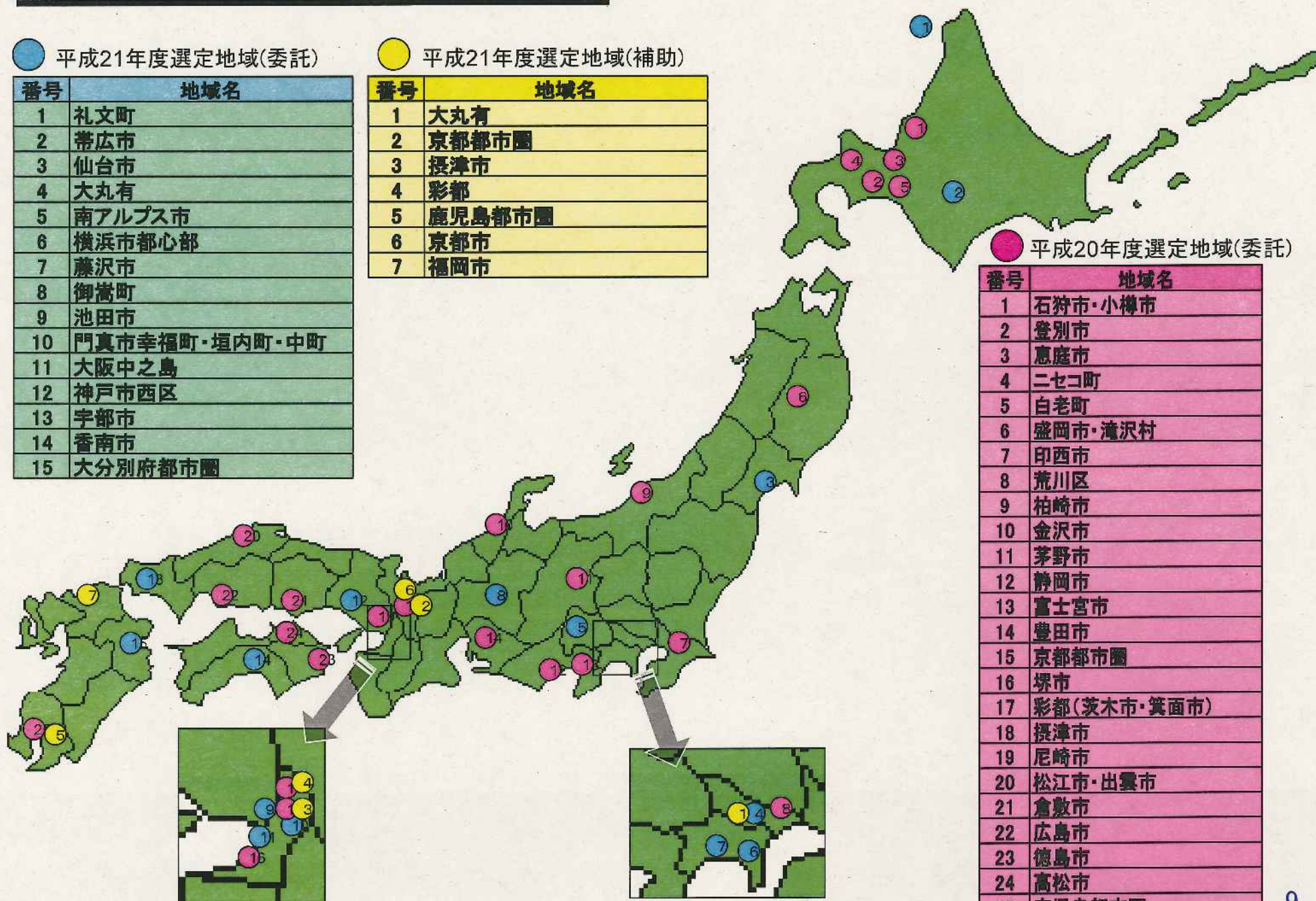
番号	地域名
1	礼文町
2	帯広市
3	仙台市
4	大丸有
5	南アルプス市
6	横浜市都心部
7	藤沢市
8	御嵩町
9	池田市
10	門真市幸福町・垣内町・中町
11	大阪中之島
12	神戸市西区
13	宇都市
14	香南市
15	大分県府都市圏

● 平成21年度選定地域(補助)

番号	地域名
1	大丸有
2	京都都市圏
3	摂津市
4	彩都
5	鹿児島都市圏
6	京都市
7	福岡市

● 平成20年度選定地域(委託)

番号	地域名
1	石狩市・小樽市
2	登別市
3	恵庭市
4	二セコ町
5	白老町
6	盛岡市・滝沢村
7	印西市
8	荒川区
9	柏崎市
10	金沢市
11	茅野市
12	静岡市
13	富士宮市
14	豊田市
15	京都都市圏
16	堺市
17	彩都(茨木市・箕面市)
18	摂津市
19	尼崎市
20	松江市・出雲市
21	倉敷市
22	広島市
23	徳島市
24	高松市
25	鹿児島都市圏



## 3-2 SATOYAMAイニシアティブ推進事業

未来に引き継ぎたい里地里山の調査を行う。また、バイオマスや環境教育など地域の資源の新たな利活用への多様な主体の参加促進を通じ、全国的な里地里山の保全・活用を促す。

### 国内外の調査

#### ○未来に引き継ぎたい里地里山の調査

全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査、分析

#### ○自然資源の管理・利活用方策の検討

生物多様性の視点から里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



#### ○世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



### 国内における取組支援

#### ○未来に引き継ぎたい里地里山への支援

里地里山の保全再生に向けた取組の継続・促進のための技術的支援を実施

#### ○多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討

#### ○全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定



### 共通原則・指針の検討

国内外の事例等をもとに、持続可能な自然資源の管理・利用の考え方（原則）と地域特性に応じて適応するための、調査・計画から実施・評価にわたる指針の整理



地域による自律的な里地里山の保全再生

# エコツーリズム関連施策の推進

H16. 6月  
とりまとめ

**エコ  
ツーリズム  
推進法  
成立**

H19.6月法公布  
H20.4月法施行  
省令公布・施行  
H20.6月基本方針閣議決定

## 法律に規定される国の責務

- ▶基本方針の作成・公表
- ▶各地の全体構想の認定
- ▶認定全体構想の広報
- ▶協議会活動状況の公表
- ▶エコツーリズム推進連絡会議
- ▶協議会への技術的助言
- ▶資源保護・人材育成の情報提供
- ▶広報を通じた国民理解の増進
- ▶財政上の措置

## 施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進 マニュアル
- モデル事業(16~18)

**エコ  
ツーリズム  
推進会議  
5つの  
推進方策**

- 経済成長戦略大綱  
再チャレンジ
- 都市と農山漁村の共生・対流
- 観光立国推進基本法
- 21世紀環境立国戦略
- 海洋基本計画

## H21年度施策

<p>◎エコツーリズム推進法施行経費</p> <p>☆本省及び地方事務所における法施行経費(継続)</p>	<p>◎エコツーリズム啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコツーリズム啓発、イベント開催(継続)</li> <li>○エコツアー総覧(継続)</li> </ul>	<p>◎エコツーリズムのノウハウ確立事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国セミナー開催(継続)</li> <li>○エコツーリズム大賞(継続)</li> <li>○Webサイトの運営(継続)</li> </ul>	<p>◎エコインストラクター人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコインストラクター人材育成事業(継続)</li> </ul>	<p>◎国立公園等におけるエコツーリズム支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国立公園等におけるエコツーリズムの仕組みづくり(継続)</li> <li>☆エコツーリズム推進法トップランナー地域への支援(継続)</li> <li>○世界遺産地域等のエコツーリズム推進(継続)</li> </ul>
---	---	--	--	---

☆ 法律関連事業

<p>理念及び法の趣旨の認知率向上</p> <p>エコツーリズム推進法の円滑な運用</p>	<p>ノウハウの確立と蓄積</p> <p>取り組む地域の増加</p>
---	------------------------------------

## エコツーリズムのタイプ

### 豊かな自然の中での取り組み



### 具体的な例

- ・原生林と野生動物に出会う
- ・ホエールウォッチング 等

### 多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み



- ・樹海とコウモリ穴をめぐる
- ・豊かな自然の残る島々の文化や生活を体験する 等

### 里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活かした取り組み

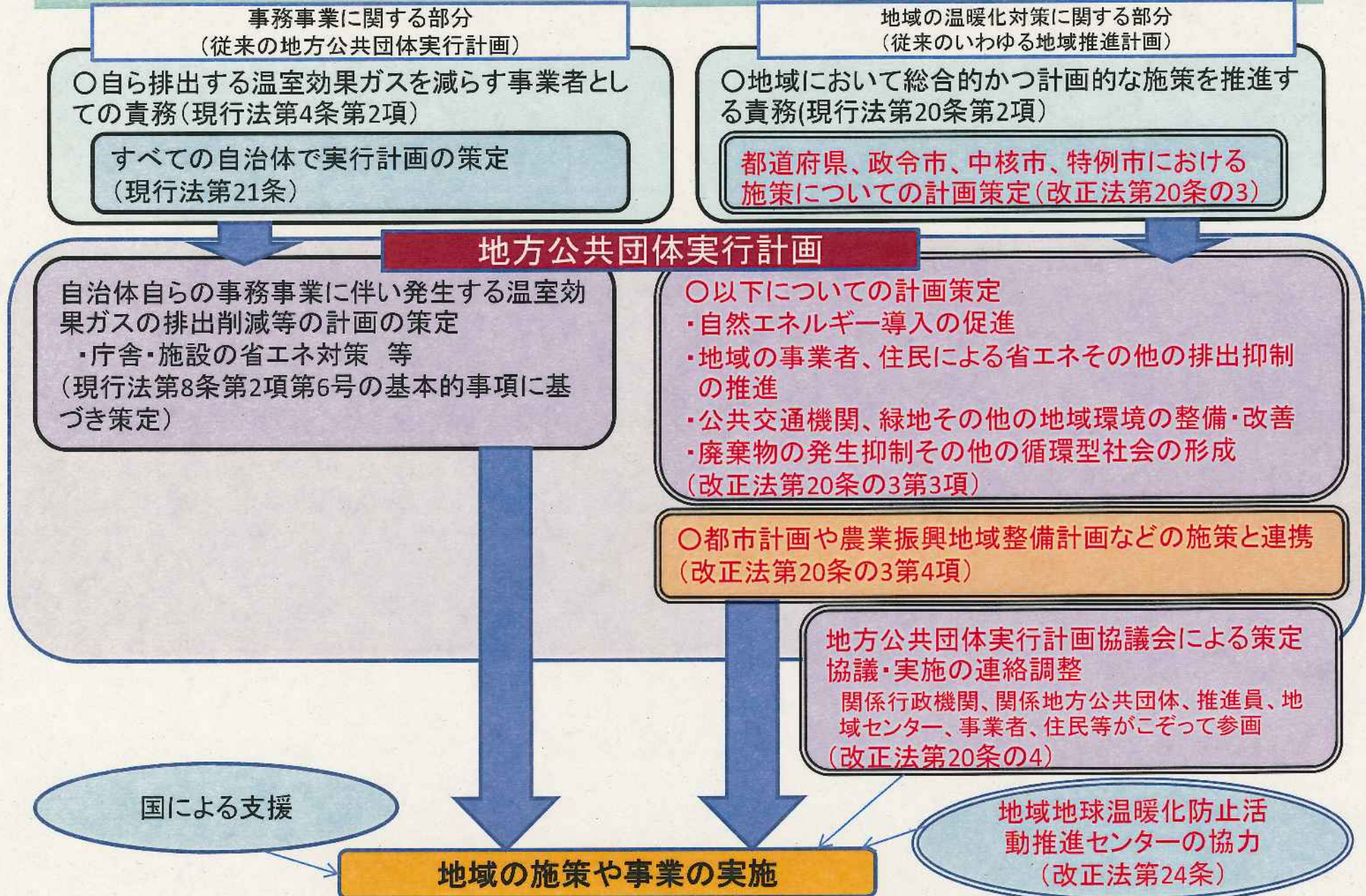


- ・冬野菜の収穫とまんじゅうづくり体験
- ・生水(湧き水)の郷と水のある暮らし体験 等



### 3. 地球温暖化対策について

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(平成20年6月13日) による地方公共団体実行計画の拡充



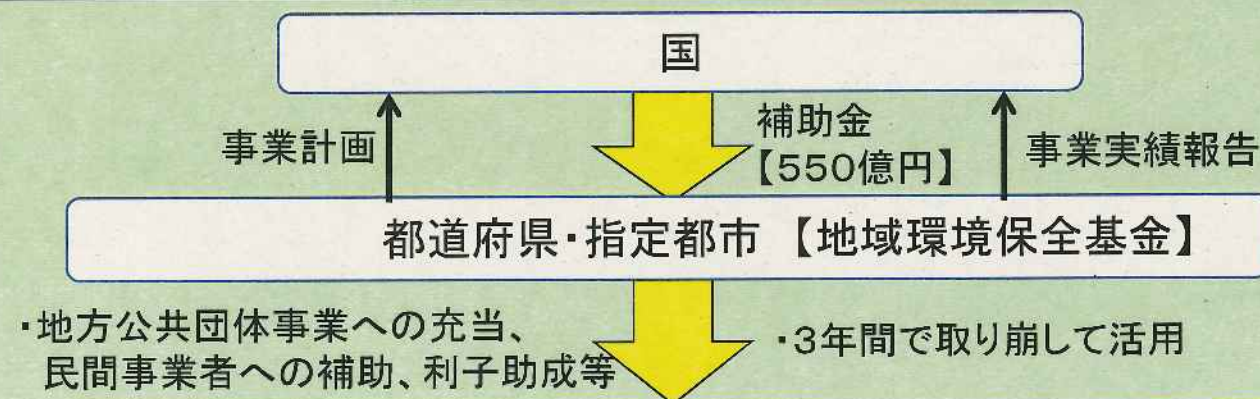
※二重線に囲まれた部分が今回の改正による拡充内容

# 地域グリーンニューディール基金の創設

## (地域環境保全基金の拡充)

- 平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO<sub>2</sub>削減計画の策定を義務付け。
- 地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。
- 都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進



・地方公共団体事業への充当、  
民間事業者への補助、利子助成等

・3年間で取り崩して活用

地球温暖化対策推進法に基づく地域計画等、国全体として進めるべき取組を支援

### <基金対象事業>

- (1) 地球温暖化対策の推進(省エネ住宅、環境負荷の少ない交通・エネルギーインフラ等の整備等)
- (2) アスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進
- (3) 微量PCB廃棄物の処理の推進
- (4) 漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進 等

(基金対象事業の例)



住宅断熱リフォーム



コミュニティサイクル



市民出資による  
太陽光パネル設置



微量PCB混入廃棄物  
の処理促進



漂流・漂着ゴミの  
回収・処理

(※) 地域環境保全基金: 環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。

# J-VERを活用したカーボン・オフセットとグリーンニューディール

○オフセット・クレジット(J-VER)制度は、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできる信頼性の高いクレジット(J-VER)として認証する制度。

○J-VERを用いたカーボン・オフセットの仕組みを活用することで、市民・企業・自治体等がカーボン・オフセットを行うための資金(J-VER購入資金)を、地方の森林整備や地域地場産業等の国内の排出削減・吸収プロジェクト事業者に還流させることができる。民間の資金を利用して、地球温暖化対策と地域の雇用・経済対策を一体的に推進することができる新しい仕組み。

カーボン・オフセットを行うためのクレジット(J-VER)購入資金が国内林業や地域地場産業等に還流し、地球温暖化対策に加えて地域活性化！

市民・企業・自治体等  
(温室効果ガス排出主体)

クレジット(J-VER)購入資金 ¥

クレジット(J-VER)

埋め合わせ  
(カーボン・オフセット)

J-VER

自らの温室効果ガス排出量のうち  
どうしても削減できない部分

## オフセット・クレジット(J-VER)制度

### 排出削減・吸収プロジェクト事業者

森林バイオマス活用

間伐等の森林管理



再生可能エネルギー活用

農業分野の  
メタン・N2O対策



クレジット(J-VER) 認証・発行

プロジェクト申請

オフセット・クレジット(J-VER)  
認証運営委員会(環境省)

# カーボン・オフセットを活用した地域の森林保全対策について

## カーボン・オフセットとは？

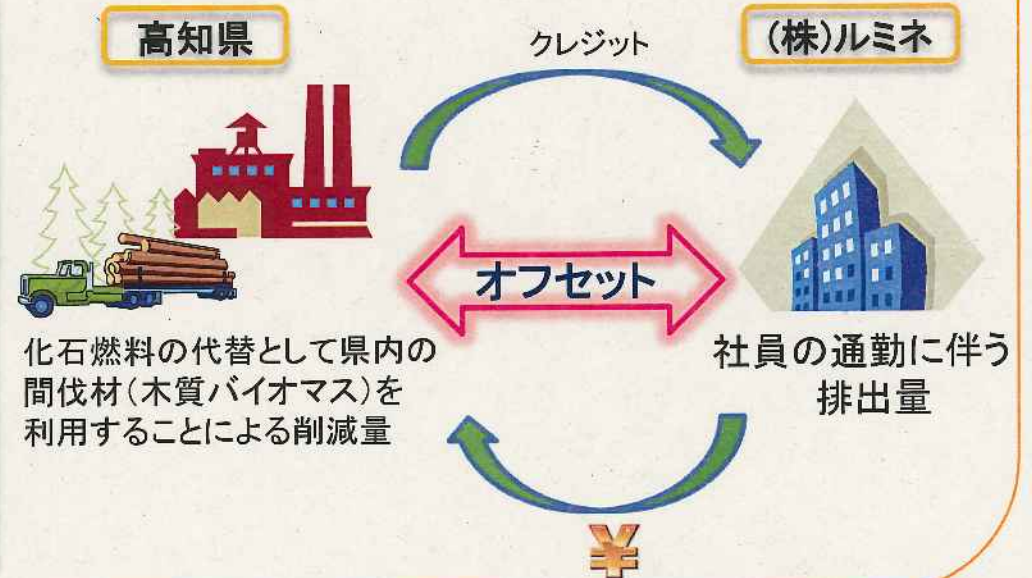
市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量で埋め合わせる。これにより、市民・企業等による主体的な削減活動の実施を促進するとともに、削減プロジェクトの資金調達を促進することが期待できる。

## 森林保全対策をカーボン・オフセットに組み合わせた事例

### 森林吸収量を活用した事例 (新宿区ー伊那市(長野県) モデル)



### 木質バイオマスを活用した事例 (高知県ールミネ モデル)



## 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の取り組みは、どういうもの？

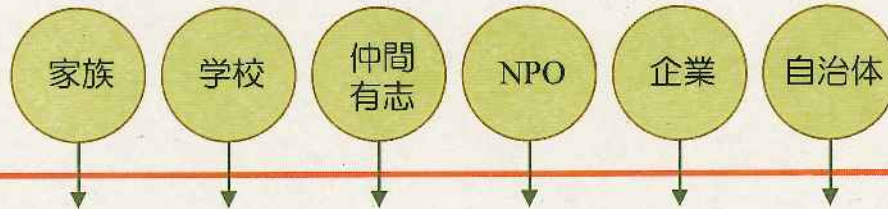


- 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」とは、日本全国47都道府県の各地域（一村）の創意工夫を活かした“地球温暖化防止”のための取り組み（一品）を掘り起こし、この一村一品の取り組みを全国に広く発信していくことを通じて、その「知恵の環」を広げるとともに、地域の温暖化対策やその活動を盛り上げていくプロジェクトです。
- 「ひとつの県からひとつの取り組みが選ばれる」という、まさに「一村一品」は各都道府県の代表表として2月に行なわれる全国大会で発表し、その場で、低炭素社会づくりにむけた“最先端”のヒントとして全員で共有するとともに、全国レベルでの取り組み拡大を図っていきます。
- 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」にエントリーされる方は、ご家族で参加される方から学校のクラスメートどうしやクラブ活動仲間だったり。そしてお母さんパワーいっぱいの方で集まったネットワークやグループ、さらにはNPOの方たち、地元の企業の皆さん、地方自治体...などなどその顔ぶれは、とにかく多彩。
- そして47にわたる地域の皆さんが取り組む「一村一品」も多種多様な内容ばかり。ゴミ減量やリサイクル活動、省エネルギー対策や環境学習など、最も身近な取り組みから、再生エネルギーへのチャレンジや町ぐるみで行なう取り組みまで、ユニークかつ創意工夫に満ちたものばかりです。



# 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の全体像

「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の取り組みの公募・予選から全国大会まで、その全体像は下記のとおりです。



47の地域センターで実施する内容

全国47都道府県にて取り組み（一品）募集／5月～9月頃

※募集期間は、地域によって異なります

各都道府県における「地区選考会」実施／9月～12月頃

※地区予選改の日程は、地域によって異なります

47都道府県・代表決定＝全国大会（東京開催）へのエントリー

## 全国大会

- 2010年2月13日(土):プレゼンテーション審査会
- 2010年2月14日(日):意見交換会、ポスターセッション、表彰式

各地の取り組みを全国にむけて発信

各地の取り組みを全国に発信

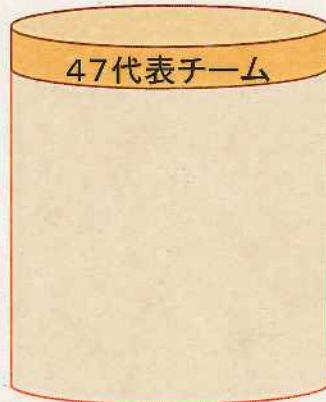
各地の取り組みを全国に発信



## 数字でみる「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」

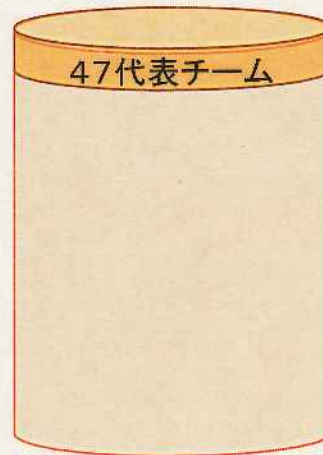
今回で3回目を迎える「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」。毎回、代表になる数は「47」チームと決まっていますが、この取り組みに参加していただいた全国のチームの数は、何と！1000チームを超えていて、それぞれの都道府県の代表になるためには、かなりの競争率から選ばれることとなります。

第1回大作戦  
1,074チーム



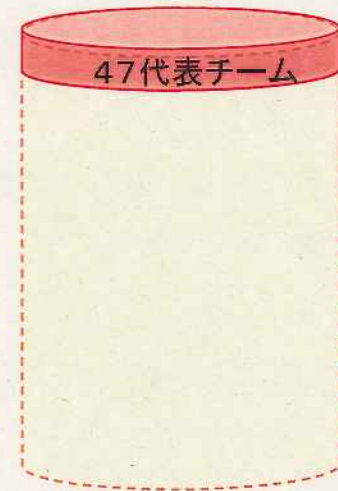
2008年

第2回大作戦  
1,130チーム



2009年

第3回大作戦  
?? チーム



2010年



# 「ストップ温暖化」一村一品大作戦 アーカイブ 2009年・第2回大会・47都道府県取り組み一覧

取り組み名	都道府県	代表団体名	賞
地域の自然エネルギーを活用しよう(灯油利用ゼロで暖房費ゼロ)	京都府	京都市立雲ヶ畑中学校	最優秀賞
雪室をビルドイン、冬の雪で夏に冷房する家	新潟県	雪国住宅研究会(小千谷市)	金賞
高知・農家発へ木質ペレットを燃料とする低炭素農業の実践	高知県	農業組合法人 高知バイオマスファーム(安芸郡芸西村)	銀賞
微風でも稼働、可変迎角垂直翼型風力発電機用風車の開発	奈良県	奈良県立王寺工業高等学校(北葛城郡王寺町)	特別賞
バイオマスエネルギーの地産地消(鶏ふん発電ボイラー)	宮城県	南国興産株式会社(都市部)	特別賞
農業・農村地域に無尽蔵に存在する自然エネルギー開発	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合(那須塩原市)	特別賞
広がる地球温暖化防衛軍！いわてバイオディーゼルの燃料ネットワーク	岩手県	いわてバイオディーゼルの燃料ネットワーク(盛岡市)	特別賞
サンゴの島の「日本そば」プロジェクト	沖縄県	沖縄県立宮古総合実業高等学校(宮古島市)	銅賞
秋田スギでつくる木製ダムで治山防災と温暖化防止に貢献	秋田県	木質土木構造物研究会	特別賞
滋賀県にポテトチップス用のじゃがいも産地をつくらう！	滋賀県	カルビー・湖南株式会社	審査委員特別賞
エコキッズを育む緑のカーテン。東京から全国へ協働の輪	東京都	NPO法人 緑のカーテン応援団(板橋区)	審査委員特別賞
ウシ・人・地球に優しいエコ・プロジェクト	兵庫県	兵庫県立播磨農業高等学校	審査委員特別賞
ゴーヤカーテン名所作り	熊本県	みんながたグリーンクラブ(菊池郡菊陽町)	審査委員特別賞
もったいない！食べ残しと使用済割り箸。農地に還(もど)して減CO2	福岡県	楽しい株式会社(北九州市)	特別賞
「いにしへの技術」は最先端技術。「もったいない」～私たちの活動はこのひとことから始まりました	山根県	特定非営利活動法人 日本古民家研究会(大田市)	審査委員特別賞
MOTTAINAIプロジェクトで広がる高校生のバイオマス研究	山形県	直農MOTTAINAIプロジェクトチーム(置戸郡郡川西町)	審査委員特別賞
収集運搬効率化と専用収集袋による焼却ゴミ抑制によるCO2削減	福島県	会津若松市一般廃棄物協業組合	優秀賞
わりばし回収リサイクル協働活動でCO2削減	富山県	高岡市伏木校下婦人会	優秀賞
「市民発家庭系生ごみ減量活動による地球温暖化防止	石川県	加賀市女性協議会	優秀賞
地域産業の課題解決 粟穀の有効利用	岐阜県	岐阜県立恵那農業高等学校(恵那市)	優秀賞
まるごと三重エコ生活「三重モデル」	三重県	まるごと三重エコ生活運動協議会	優秀賞
ごみゼロ阿波踊り大作戦	徳島県	ごみゼロ阿波踊り実行委員会	優秀賞
「生ごみを宝に！」持続可能な地域社会をめざして	佐賀県	特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン(伊万里市)	優秀賞
廃校・廃物再生しよう。佐世優ならでは、エコの理、智慧の種・ふれLove(あい)の和	長崎県	させほエコプラザ	優秀賞
過去活動＝エコ活動(黒伊佐錦＝芋焼酎を巡るエコ活動)	鹿児島県	大口酒造株式会社(伊佐市)	優秀賞
買物で地球温暖化ストップ！？フードマイレージ買物ゲーム	大阪府	フードマイレージ教材研究会(大阪市)	特別賞
自ら学び自ら考える「青森型」エネルギー環境教育の取り組み	青森県	青森県立三本木農業高等学校(十和田市)	審査委員特別賞
わたしたちのエコスクール北六・エコタウン宮町	宮城県	仙台市立北六番丁小学校6年生	審査委員特別賞
エコ修学旅行 in 洞爺湖	茨城県	茨城県立麻生高等学校(行方市)	優秀賞
コソコソくまさんのエコな毎日「CO2CO2層(こつこつごよみ)」	群馬県	コソコソくまさんファミリーズ(太田市)	優秀賞
プロサッカークラブJリーグ横浜FCの環境啓蒙活動	神奈川県	横浜FC(横浜市)	優秀賞
みみずりサイクルBOXでごみ減量・黄金の土づくり	和歌山県	NPO法人 地球環境NO1(紀の川市)	優秀賞
沼 エコの群れ！8つのエコレシビ	広島県	脱温暖化ぬまくまフォーラム(福山市)	優秀賞
「この地球(ほし)を守り隊」合い言葉は「れっつエコ！」	山口県	東田布施小学校省エネ環境隊(熊毛郡田)	優秀賞
大学生による地球に根ざしたエコカフェ経営	香川県	香川大学 直島プロジェクト「和cafeぐう」(香川郡直島町)	優秀賞
地球温暖化防止推進ソング「地球にECOよ！」の普及啓蒙	愛媛県	南海放送株式会社&劇団「みかん一座」(松山市)	優秀賞
2008夢甲子園「勝利の勝ち勝ち拍子木」	大分県	特定非営利活動法人 日本の杉槍を守る会	優秀賞
目指せ！エコスキー場。そしてエコビレッジへ	長野県	白馬環境教育推進協議会(白馬エコネット) 北安曇郡白馬村	審査委員特別賞
WAKUWAKU掛川エコプロジェクト	静岡県	NPO法人WAKUWAKU西郷(掛川市)	審査委員特別賞
社北公民館発！エコまちづくりで深める地域交流の環	福井県	福井市社北公民館	審査委員特別賞
温暖化対策でまち再生を～最北端から最先端へ～	北海道	稚内新エネルギー研究会(稚内市)	優秀賞
「地域のカ」を活かした30世紀につながる持続可能なまちづくり	埼玉県	生活工房つばさ・遊(比企郡小川町)	優秀賞
リサイクル自転車を活用したレンタサイクル事業	千葉県	くるくる研究会(習志野市)	優秀賞
元気な子どもたちの保育所共同発電で商店街も元気にしよう！	山梨県	穂積町地球温暖化対策地域協議会(南巨摩郡増穂町)	優秀賞
食料生産の場「農地」を未来に引き継ぐ 菜の花エコプロジェクト	愛知県	田原市・特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク	優秀賞
レトロな温泉街の食品リサイクルとフードマイレージゼロへの挑戦	鳥取県	三朝温泉観光協会(東伯郡三朝町)	優秀賞
温泉も自然もみんなのもの、地域で支えるEDF事業とエコツアー	岡山県	湯原町(ゆばらまち)旅館協同組合(真庭市)	優秀賞



最優秀賞

京都府代表「京都市立雲ヶ畑中学校」

**二酸化炭素 8割減らす「まき暖房」**  
**地域の自然エネルギーを活用しよう(灯油利用ゼロで暖房費ゼロ)**

京都市立雲ヶ畑中学校では、継続的にエネルギー環境教育に取り組み、水力発電、沢水による屋上山水冷却、太陽光と風力発電の電気を利用した教室扇風機の活用など、さまざまな環境への取り組みを行ってきました。また平成16年度からは実験的に薪ストーブの活用を開始し、その利用場所を序々に増やし、平成19年度には、全学年の普通教室の暖房を薪ストーブでまかないました。(これにより削減できた灯油の量は1350ℓ以上)間伐、倒木の搬出、薪割りなどは地元の山仕事サークル「すぎよしたろう」が中心に地域ぐるみで行なっています。

中学校では、単に薪ストーブを使うだけでなく、生徒が自ら屋上に設置した太陽光発電機で扇風機を動かし、夏冬ともに効率よくエネルギーを使うことで、CO2排出量80%削減に成功しました。



金賞

新潟県代表「雪国住宅研究会」

**「雪で冷房、“気持ちイイ”暮らし」**  
**雪室をビルトイン、冬の雪で夏に冷房する家**

2006年4月、新潟県小千谷市に雪室をビルトインした住宅ができました。屋根から滑り落ちた雪を3階建て住宅の1階の一角に作りこんだ「雪室」に保存します。この30トンほど貯めた雪は、2階のDK、6畳と8畳の和室などの冷房に使われます。

また雪室の隣には「冷凍室」もあり、この雪冷凍庫では、お米や酒、野菜などを約5度くらいで保存できます。さらに空調は「冷風循環式」なので、お部屋のチリが雪に吸着されて、空気もきれいになり、またアンモニア臭なども、雪に吸収されて、臭いも除去されるなどの効果もあります。



# 第8回地域力創造に関する 有識者会議説明資料

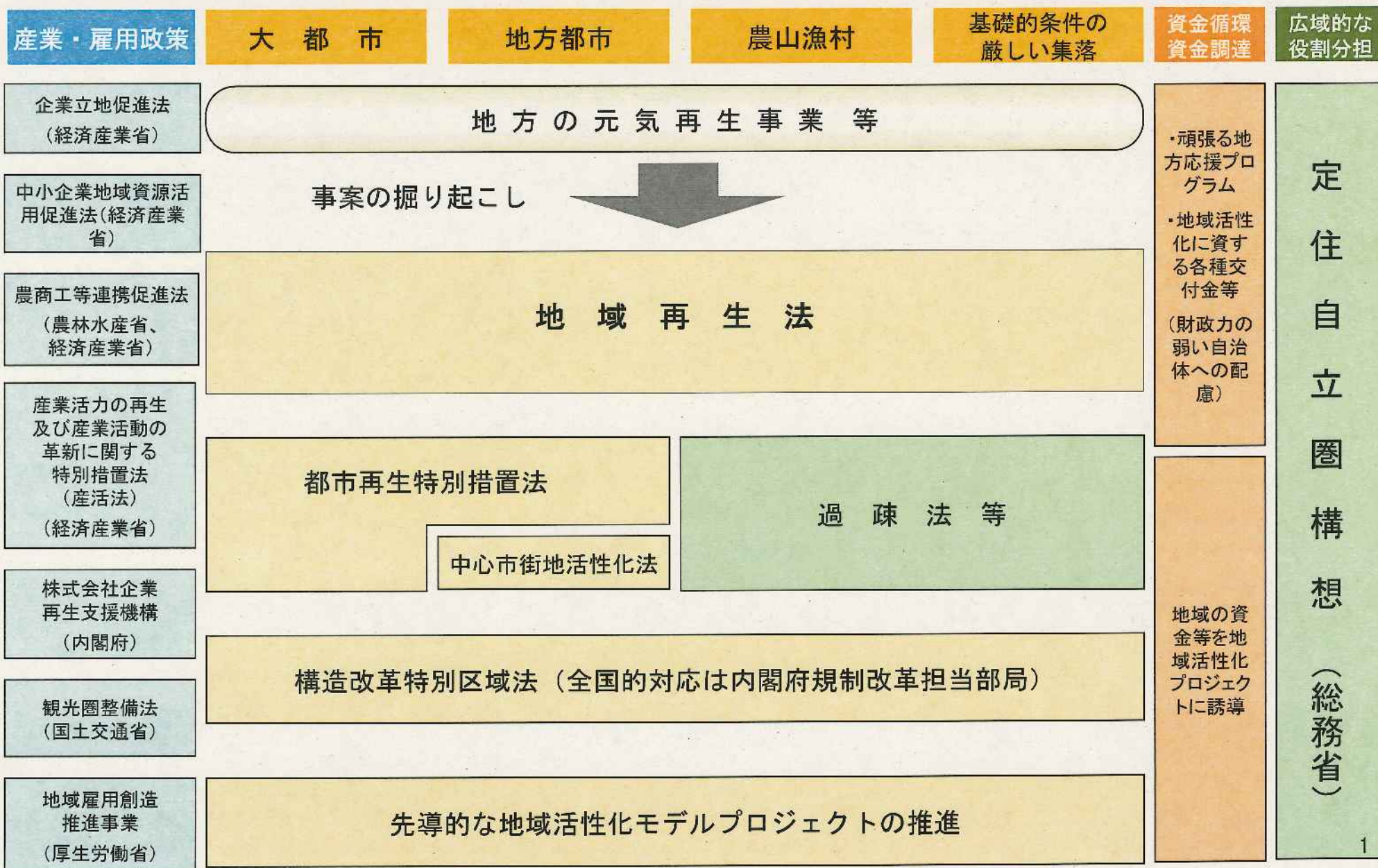
平成22年1月19日（火）  
内閣官房地域活性化統合事務局  
高田 寛文

## 目次

1. 地域活性化施策の体系	.....	1
2. 地方再生戦略	.....	3
3. 都市と暮らしの発展プラン	.....	4
4. 地方の元気再生事業	.....	5
5. 都市再生	.....	7
6. 構造改革特区	.....	8
7. 地域再生	.....	10
8. 中心市街地活性化	.....	14
9. 環境モデル都市	.....	16
10. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金	.....	18
11. 地域活性化・公共投資臨時交付金	.....	19
(参考) 明日の安心と成長のための緊急経済対策 (平成21年12月8日閣議決定)(抄)	.....	20
(参考) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金	.....	21

# 地域活性化施策の体系

## 「地方再生戦略」及び「都市と暮らしの発展プラン」



# 政府一体となった地域活性化の取組

## これまでの取組

### 【都市再生】

H13. 5 都市再生本部設置  
H14. 6 都市再生特別措置法施行

- 都市再生プロジェクトの推進
- 民間都市開発投資の促進
- 全国都市再生の推進

### 【構造改革特区】

H14. 7 構造改革特区推進本部設置  
H14. 12 構造改革特別区域法施行

構造改革特区計画の認定により、地域の特性に応じた規制の特例措置を推進

### 【地域再生】

H15. 10 地域再生本部設置  
H17. 4 地域再生法施行

地域の自主的・自立的な取組みを国が地域再生計画を認定し、交付金等により支援

### 【中心市街地活性化】

H18. 8 中心市街地活性化本部設置  
H18. 8 改正中心市街地の活性化に関する法律等を施行

中心市街地活性化計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

地域活性化統合本部 / 地域活性化統合事務局 (H19・10)

## 政府一体となった総合支援の実施

### ★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組

特区、地域再生、中活計画の一体的な申請・認定を可能に

#### I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

地域からの相談の一元的対応

地域活性化応援隊派遣

#### II 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設(H20～)

予めメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め、国が直接支援

「人材力が引っ張る地方の元気回復プラン」策定(H21. 4)

○各ブロックに一元的な相談窓口  
（「地方連絡室」設置）

○ブロック別担当参事官が、  
・地域に出向き地方の声を直接聴取  
・地域の代弁者として省庁連携をリード

○省庁連携の下、縦割りでは拾えない地方の課題にも柔軟に対応

○地方の元気再生事業で、立ち上がり段階のソフトの取組も支援

○都市再生、特区、地域再生、中活に関し一体的な取組

### ★ 都市と暮らしの発展プラン(H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

「環境モデル都市」の選定・支援(H20～)

平成20年7月22日に6都市、平成21年1月23日に7都市を選定。また、168団体が低炭素都市推進協議会に参画。

「国際金融拠点機能強化プラン」の策定・推進(H20～)

### ★ 平成21年度補正予算に基づく取組

地域活性化・経済危機対策臨時交付金  
(1兆円)

地域活性化・公共投資臨時交付金  
(約1.4兆円)

# 平成21年度「地方再生戦略」による地方再生の取組展開 ＜地方再生の方向性＞

少子高齢化が進み、公共投資が支える構造には頼れなくなった地方について、**農林水産業などの再生**をベースとし、**地域の産業、観光等による交流拡大のあり方**を示すことにより、**地域の自立**を促進

## 地方再生への3つの柱

### 地域成長力の強化

- 地域独自の工業製品の開発やブランド化
- 産学官連携による地域科学技術の振興
- 地産地消をベースとしながら輸出をも見据えた販路拡大による農林水産業の振興
- 地域の資源をいかした観光振興

等

### 地域生活基盤の確保

- 地域公共交通の確保等の交通基盤の整備
- 遠隔医療などの補完手段も講じながらの地域医療の確保
- ブロードバンド・ゼロ地域解消や携帯電話不感地帯の解消等の情報通信基盤の整備

等

### 低炭素社会づくり

- 環境モデル都市による取組の推進
- 森林整備や耕作放棄地解消等に係る都市と地方の連携促進

等

## 省庁連携による地域活性化に向けての総合的な展開例

### 農商工連携の推進

農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する取組の推進

### 都市と農山漁村の共生・対流の促進

小学生を農山漁村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備促進

### 観光立国実現に向けた取組推進

観光圏の形成による滞在日数の増加を図る観光圏整備事業の推進、外国人旅行者や国際会議等の誘致など

### 施策横断的交付金プログラムの活用

地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等の戦略的な活用の推進

### 交通・情報通信基盤等の整備推進

道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等の整備推進

### 定住自立圏構想の推進

中心市と周辺市町村が協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想の推進により、圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、地方への人の流れを創出し、定住を進める。

# 都市と暮らしの発展プラン

～ 安心・環境・国際性 ～

H20. 1.29 地域活性化統合本部会合 了承  
H20.12.19 地域活性化統合本部会合 改定

## 生活者の視点に立った都市生活改善・向上のための取組

- ・コミュニティの働きを活かした生活の質の向上
- ・ストック型社会に向けた取組

### 安全・安心で豊かな 都市生活の実現

- 基幹的防災拠点整備
- 密集市街地の解消
- 住宅・建築物・インフラの耐震化
- 防犯まちづくり
- 地域の歴史・文化を活かしたまちづくり等

### 地球環境問題への対応

- 低炭素型都市構造の構築
- 都市型水害対策等

### 国際競争力の強化と 国際交流の推進

- 競争力のある産業の集積
- 国際金融拠点機能強化
- 国際交流・物流を支える基盤整備等

毎年度、関連予算等の  
運用・取組の方向等を  
取りまとめ

# 地方の元気再生事業

平成21年度当初予算額 37.5億円  
平成21年度第1次補正予算額 10.0億円

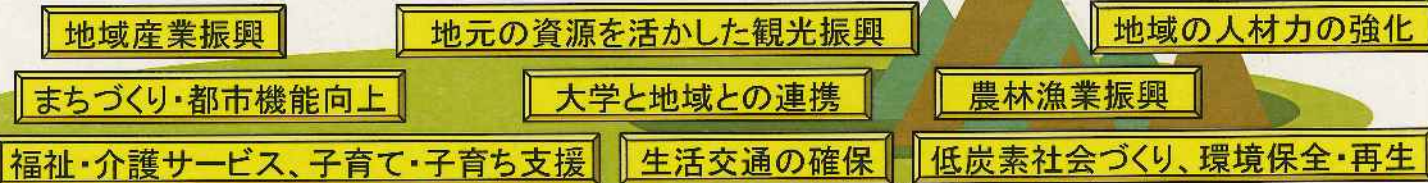
持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。

平成21年度については、新規及び継続の取組に対する支援を実施。

- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等、幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募  
—テーマ限定はなし
- 応募主体は、①地域活性化に取り組むNPO等の法人、②地方公共団体、③官民連携の協議会
- 公募により広く企画の提出を求め、民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトを公平中立に選定  
—企画競争
- プロジェクトの立ち上がり段階における、地域づくりの専門家派遣や、社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会による合意形成等、ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援  
—ソフト調査・応募額に限定なし
- 選定後、内閣府地域活性化推進担当室から、提案内容に最も関係する省庁に予算を移し替えた上で、関係省庁と提案団体との間の委託契約による調査(全額国費)として実施  
—国費100%調査(提案団体の負担なし)
- 調査実施期間は年度内(予算の繰り越しは不可)
- 調査実施後に取組の成果を検証するための評価を実施(地域活性化戦略チームに報告)、2年目の継続の適否を判断  
—評価により、2年目の継続実施も可能(最大2年まで)

## 地方の元気再生事業

立ち上がり段階における地域からの幅広い取組提案



立ち上がり段階に対する包括的支援(地域活性化戦略チームの検討・助言を経てプロジェクトを選定・評価)  
初年度の取組の評価により継続支援が適当と認められる取組に対しては2年度目も支援を実施  
(20年度に選定された取組は評価に基づき21年度の継続支援を実施)

※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。



# 地方の元気再生事業の応募・選定の状況(平成20年度,21年度)

## 地域類型別 応募・選定状況

◆農山漁村・基礎的條件の厳しい集落からの選定が約6割

都市	1009件 (約54%)	都市	130件 (約42%)
農山漁村	709件 (約38%)	農山漁村	138件 (約43%)
基礎的條件 の厳しい 集落	164件 (約9%)	基礎的條件 の厳しい 集落	43件 (約14%)

【応募】

【選定】

## 応募主体別 応募・選定状況

◆NPO等の民間法人、官民連携協議会からの選定が約9割

NPO等の 民間法人	881件 (約47%)	NPO等の 民間法人	108件 (約35%)
官民連携 協議会	670件 (約36%)	官民連携 協議会	166件 (約53%)
地方公共 団体	331件 (約18%)	地方公共 団体	37件 (約12%)

【応募】

【選定】

## 施策別 応募・選定状況

①地域医療、安心・安全な暮らし	135件 (約7%)
②地域交通・情報通信	121件 (約6%)
③環境	116件 (約6%)
④地域産業・イノベーション・農商工連携	332件 (約18%)
⑤農・林・水産業の再生等	160件 (約9%)
⑥観光・二地域居住	546件 (約29%)
⑦雇用・教育	118件 (約6%)
⑧都市機能	168件 (約9%)
⑨地域コミュニティ・集落のあり方	186件 (約10%)

【応募総数1882件】

①地域医療、安心・安全な暮らし	22件 (約7%)
②地域交通・情報通信	19件 (約6%)
③環境	22件 (約7%)
④地域産業・イノベーション・農商工連携	56件 (約18%)
⑤農・林・水産業の再生等	29件 (約9%)
⑥観光・二地域居住	97件 (約31%)
⑦雇用・教育	12件 (約4%)
⑧都市機能	28件 (約9%)
⑨地域コミュニティ・集落のあり方	26件 (約8%)

【選定数311件】

# 都市再生の取組

都市再生本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)H13年5月8日設置(閣議決定)

※都市再生特別措置法により法律に位置付け(H14年6月1日)

第1回会合:H13年5月18日 ~ 第24回会合:H21年4月21日(第19回以降は「地域活性化統合本部会合」として開催)

## 都市再生プロジェクトの推進

- 解決を図るべき都市の課題に関する具体的な行動計画
- 関係省庁、地方公共団体、関係民間主体等が参加・連携し総力を挙げて取り組む
- 各課題に応じて必要な手法・手段を活用(実現手段の限定なし)
- これまでに23プロジェクトを決定・推進(第1次決定H13年6月～第13次決定H19年6月)

※最新のプロジェクト決定  
「国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進」

## 民間都市開発投資の促進

民間都市開発投資促進のための緊急措置(H13年8月本部決定)

都市再生特別措置法の制定  
(H14年6月1日施行)

## 都市再生緊急整備地域

- 地方公共団体の申し出に基づき国が指定
- 65地域(約6,612ha)  
(第1次指定H14年7月～第6次指定H19年2月)

※最新の指定: 第6次指定  
浜松駅周辺地域(40ha)  
難波・湊町地域(31ha→36ha)

## 「稚内から石垣まで」 全国の都市再生の推進

全国都市再生のための緊急措置  
～稚内から石垣まで～(H14年4月本部決定)

全国都市再生モデル調査(15～19年度)  
○ 地域の知恵とチャレンジに対する支援

H15年度:171件、H16年度:162件、  
H17年度:156件、H18年度:159件、  
H19年度:157件

## 「まちづくり交付金」創設(16年度)

○ 都市再生特別措置法改正、都市再生基本方針改定

H16年度新規	355地区
H17年度新規	385地区
H18年度新規	362地区
H19年度新規	254地区
H20年度新規	163地区

## 「都市再生の担い手」について(H18年7月本部決定)

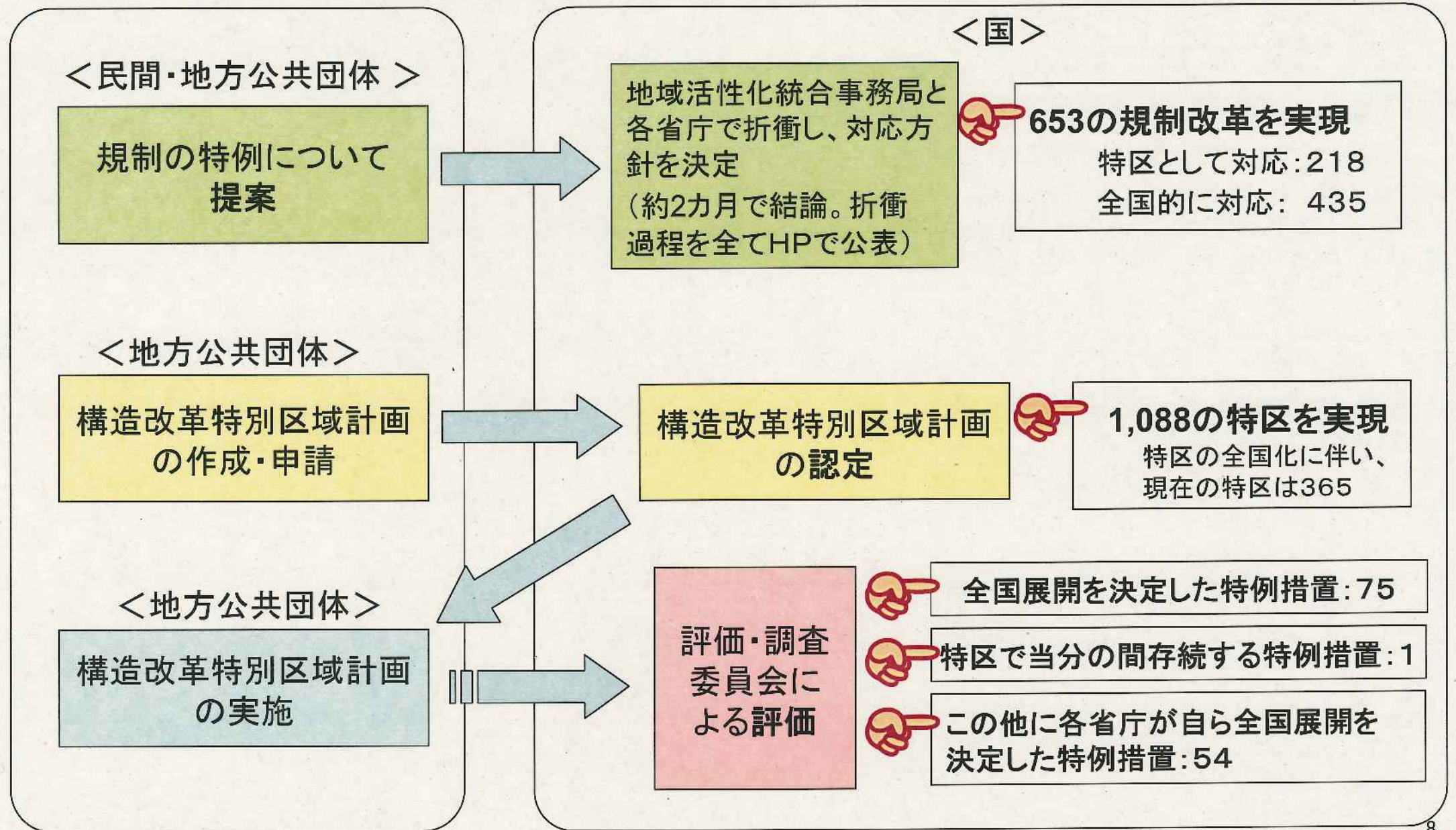
自治会、町内会など地縁による団体、商店会、NPO、大学、開発事業者、企業・企業コミュニティなど、様々な担い手による都市再生活動が全国で進展

担い手・担い手支援機関の連携強化、活動促進、位置づけの明確化等

地域力の向上

# 構造改革特区制度の概要

構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。



# 特区の事例

## 日本のふるさと再生特区

(岩手県遠野市)



農業・都市農村交流  
関連

「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例を認めるなどして、地域資源、多彩な人材等を活用し都市との交流拡大を図るとともに、地域に根ざした新たな起業を促進する。

## 小豆島・内海町オリーブ振興特区

(香川県内海町)



農業関連

農業の担い手不足、地場産業の停滞する中、株式会社の農業経営参入の特例を活用し、地域資源であるオリーブを、加工する企業自らが町内の遊休農地を有効活用して栽培。町の活性化を図る。

※町名は認定時のもの

全国化済

## 太田外国語教育特区

(群馬県太田市)



教育関連

学習指導要領等の教育課程・基準によらない特例を活用して、大半の授業を英語で行うことにより、子どもたちが生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられる教育環境を構築する。

全国化済

## 富山型デイサービス推進特区

(富山県、富山市ほか)



福祉関連

高齢者向けの指定デイサービス事業所における障害児の受け入れなどにより、身近なところでサービスを受けることができるようにする。

全国化済

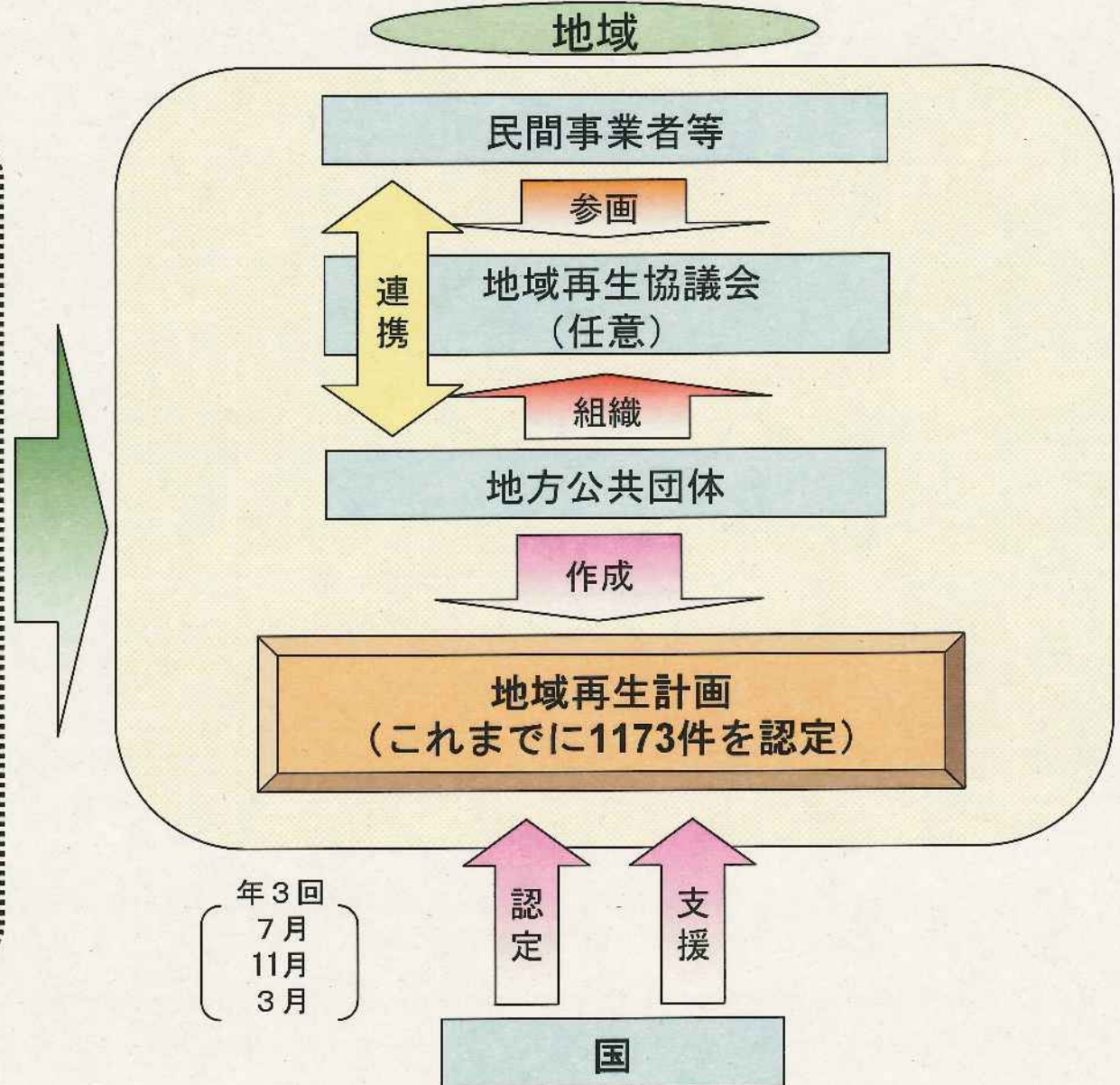
# 地域再生制度の概要

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進。

## 主な支援メニュー

- 地域再生のための交付金（道、污水处理施設、港）
- 地域における雇用創造の活動支援
- NPOによる地域再生の活動支援
- 地域再生支援利子補給金制度
- 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化

など



# 地域再生支援利子補給金制度について

地域再生支援利子補給金制度とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借入れることができるため、地域再生に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。また、円滑な事業の実施から、雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

## (1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

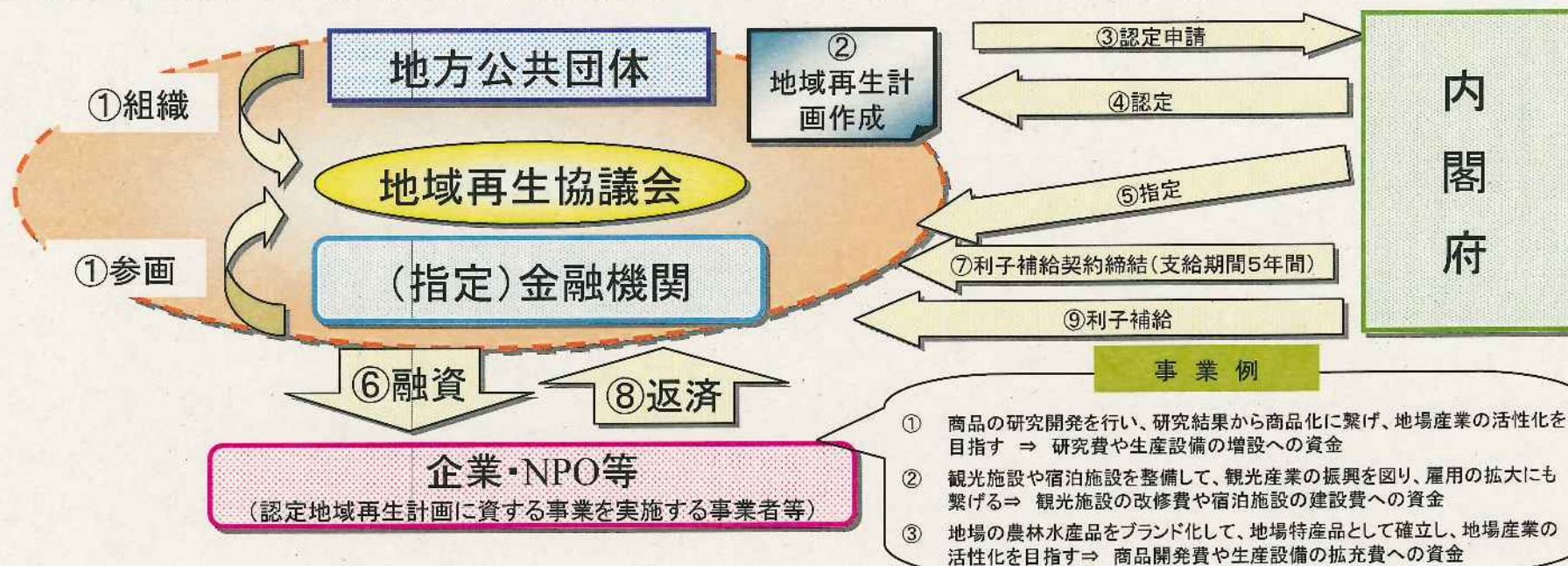
- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

## (2) 利子補給金の支給対象となる事業

地域再生に資する事業が対象(下記の事業例参照)

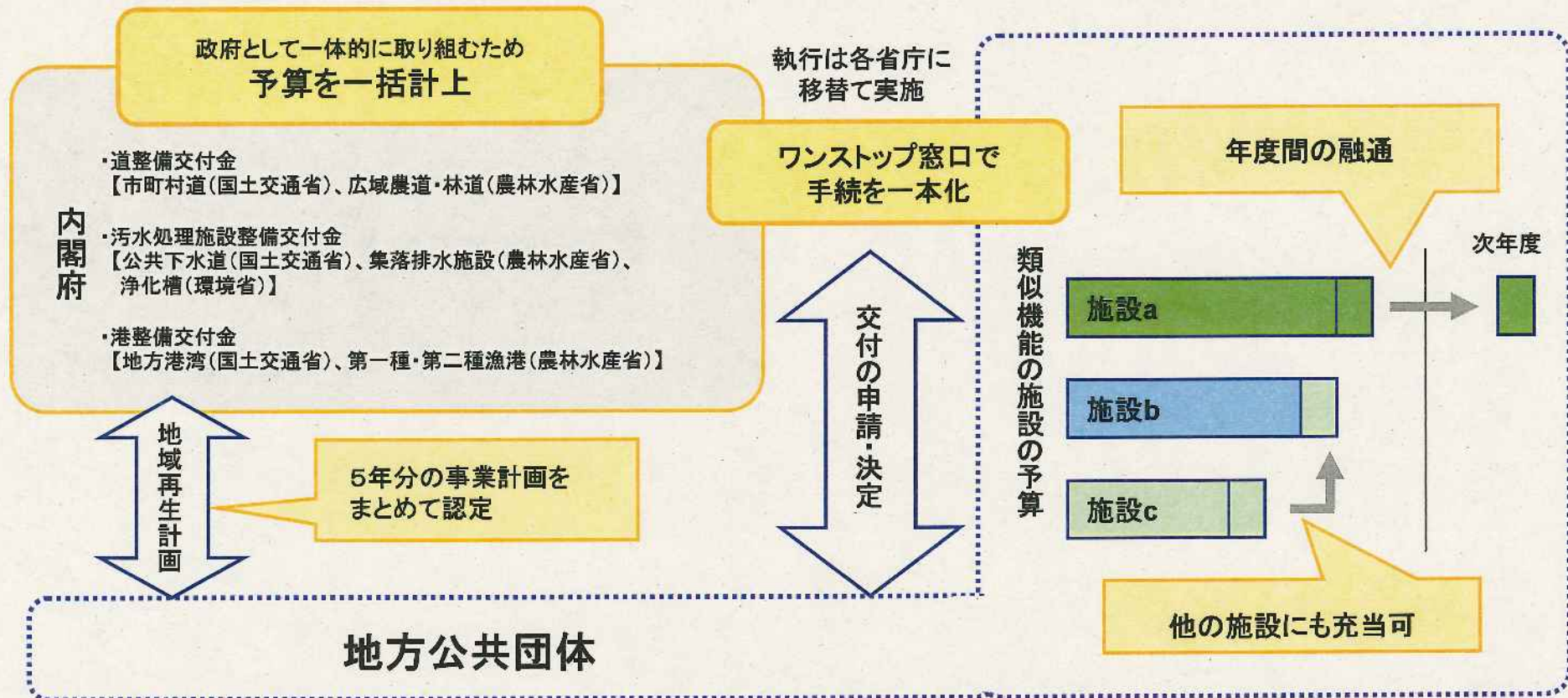
## (3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が地域再生に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間 (利子補給率:0.7%以内)



## 地域再生基盤強化交付金の制度概要

- 地方公共団体が概ね5ヶ年を期間とする地域再生計画を作成。
- 地域再生計画に基づき、地域の生活に密着した規格の小さい事業を、省庁の所管を超えて一体的に整備。
- 分野ごとに一体的に取り組むことで、重複投資や効果発現時期の不一致等による無駄を排除。
- 予算は内閣府に一括計上され、内閣府から各省庁へ移替て執行。
- 計画事業について、事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が可能。



# 地域再生の事例

## 海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～ (島根県海士町)

地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)【厚生労働省】



雇用対策関連

時間と距離という離島物流のハンディを解消するため、CAS(キャス・細胞を壊さない冷凍新技術)を活用した農水産物保存加工の新産業を興すことで、雇用を確保、定住者増加による島の再生を図り、次世代への持続可能な発展を目指す。

## 豊後高田「昭和の町」づくり計画～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興を目指して～(大分県豊後高田市)

地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)【厚生労働省】



雇用対策関連

観光サービスを企画・提供する人材の育成により、中心市街地の街並みの“古さ”を逆手にとった「昭和30年代」をコンセプトとする「昭和の町」づくりに取り組む。

## 潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

(熊本県、山都町)

道整備交付金、補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 など



まちづくり関連

少子化の中、小中学校の統合を進めるとともに、廃校校舎をコミュニティ施設等に活用し、これらを有機的につなぐネットワークを効率的に整備する。

## 文化芸術創造都市の形成「としまアート

キャンバス」計画

(東京都豊島区)

地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】



まちづくり関連

廃校校舎を転用し、劇団や文化芸術団体の稽古・作品制作の場とするとともに、アートNPOが地域住民との交流を図るなど、多様な主体の協働により文化芸術を基軸としたコミュニティの再生を図り、文化芸術創造都市を目指す。



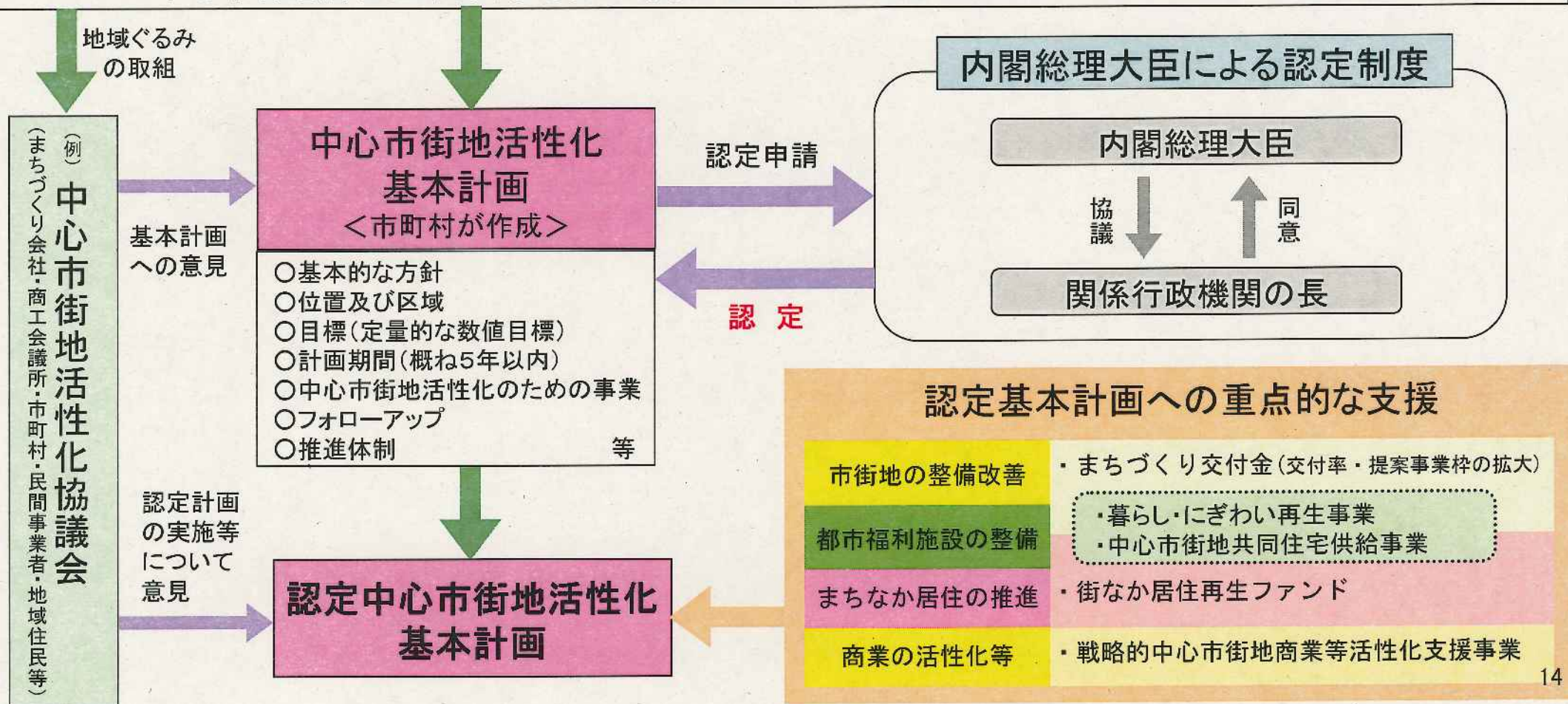
# 改正中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

## 基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定

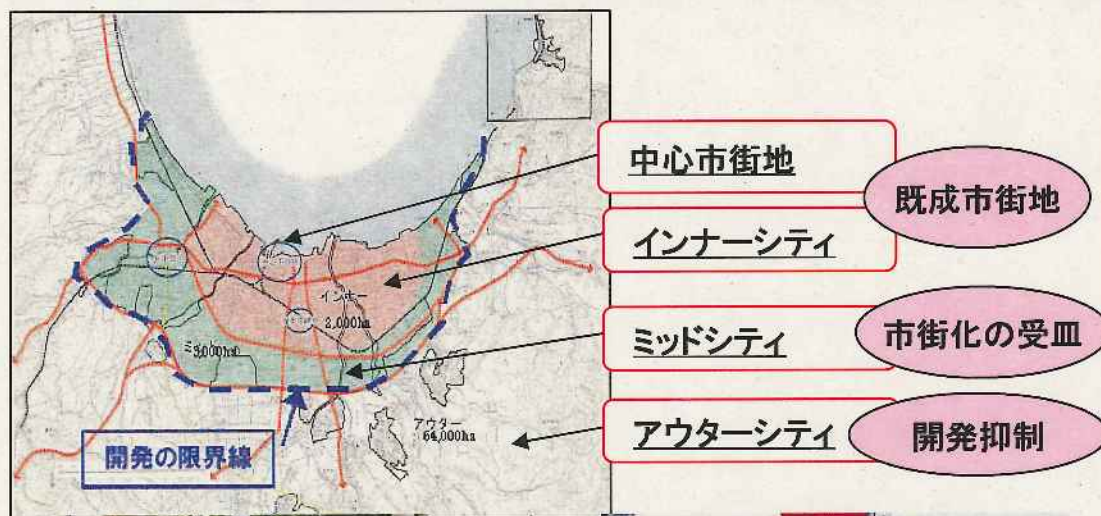


# 中心市街地活性化に関する事例

【認定状況(平成21年12月現在)】

90市町(92件)の基本計画を認定 (県庁所在地:27市、政令指定都市:7市、その他:61市)

## 【事例1:青森市】 周辺部の開発を抑制したコンパクトなまちづくり



○高齢者・障害者の買物サポート、観光客の案内等を行う学生による活動。

※)津軽弁で「しかへる」とは「教える」という意味



○H13年1月にオープン。図書館や男女共同参画プラザなどの公益施設、物販、生鮮市場などの商業施設が入居し、来館者数は年間約550万人。

## 【事例2:富山市】 公共交通の活性化

○富山ライトレール(旧JR富山港線に比べ、駅数を10→13に、便数を15分間隔(ラッシュ時は10分間隔:以前は30~60分間隔)に増便して利便性を向上し、H18年4月に開業。H26年度の富山駅高架化に併せ、駅南の路面電車と接続予定)



○路面電車を環状線化し、利便性向上(H21年度)

○コミュニティバスが中心市街地を巡回

○おでかけバス事業(高齢者の中心市街地へのおでかけが、富山市内どこからでも1回100円)

○車の運転に不安を持つ高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に、公共交通利用券2万円分を助成

# 「環境モデル都市構想」について

## 目的

- 我が国を低炭素社会に転換していくためには、ライフスタイル、都市や交通のあり方など社会の仕組みを根本から変えることが必要。
- 今後目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すため、国は、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、その実現を支援。
- 市民や地元企業の参加など地域一丸となった底力の発揮により低炭素型の都市・地域モデルを構築し、地球環境負荷の低減と地域の持続的発展を同時に実現することにより、地域の活性化を実現。

## 経緯

- 平成20年4月11日から5月21日まで募集したところ、多様な都市・地域から82件（89団体）の応募あり。

### ➡環境モデル都市として、13都市を選定

大都市	北九州市、京都市、堺市、横浜市	小規模市町村	下川町、水俣市、宮古島市、 <sup>ゆすはら</sup> 橋原町
地方中心都市	飯田市、帯広市、富山市、豊田市	東京特別区	千代田区

- 各環境モデル都市において、平成21年3月末、目標達成に向けた具体的な行動計画（アクションプラン）を策定。

## 環境モデル都市の取組の拡充・普及

- 我が国全体の低炭素化のためには、環境モデル都市の取組を水平展開させることが必要。
- そこで、意欲ある自治体等が参加し、「低炭素都市推進協議会」を創設（平成20年12月14日）
  - ・ 優れた事例の全国展開や自治体同士の切磋琢磨を推進。
  - ・ 世界に向けた情報発信。（平成21年10月5日 国際会議開催 於：パシフィコ横浜）

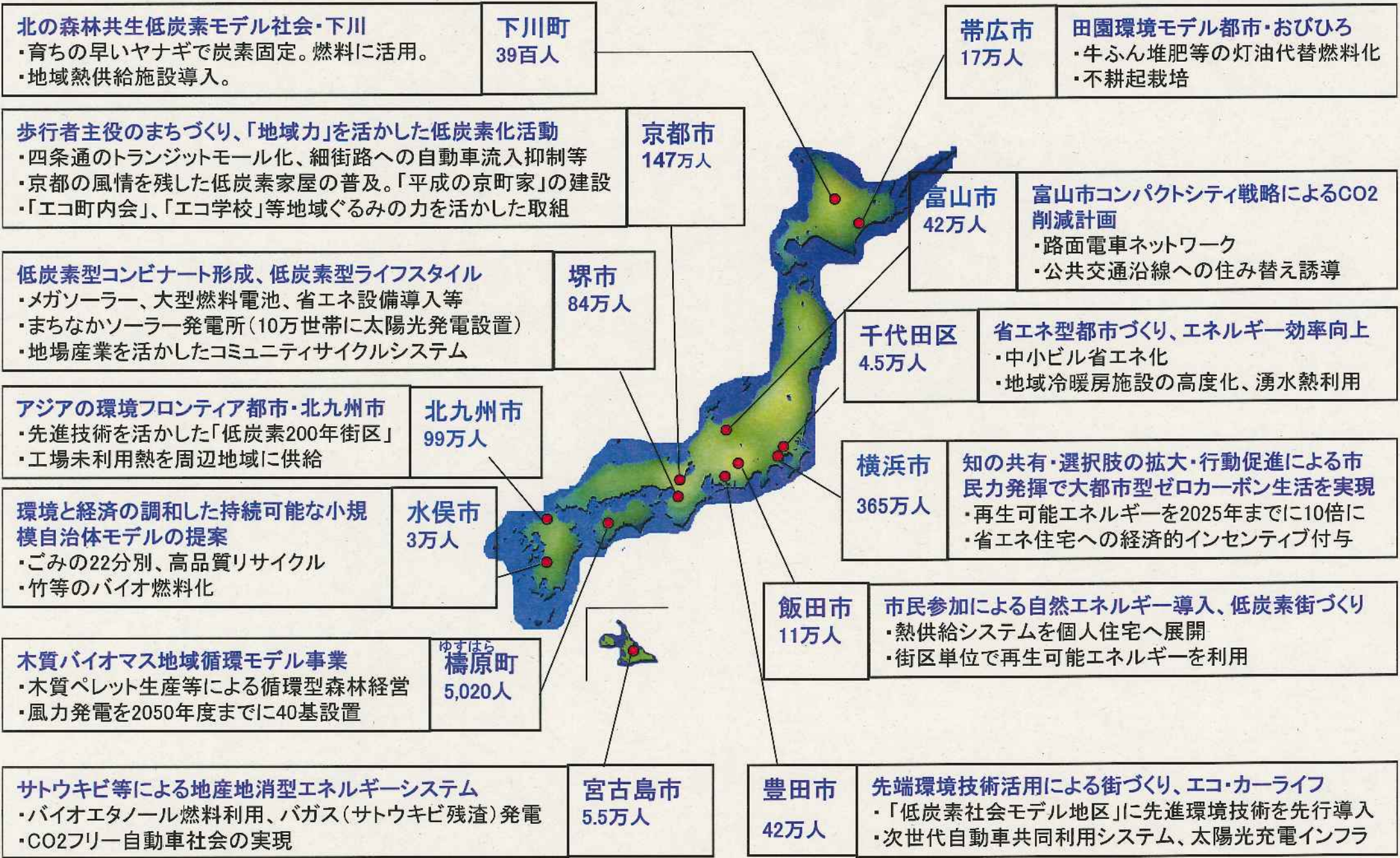
（構成員）合計：168団体

環境モデル都市を含む、低炭素型都市・地域づくりをめざす市区町村（85市町村）  
都道府県（46都道府県）、関係省庁（12省庁）、関係政府機関等（25団体）

（主な業務）

- ・ 低炭素社会づくりに向けた取組の拡大（アクションプランの策定支援等）
- ・ 環境モデル都市の取組の進捗状況进行评估
- ・ 優れた取組に対する表彰・賞の授与
- ・ 国の施策情報や最新の学術研究等の情報の共有
- ・ 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進
- ・ 施策の評価や効果の把握手法等、共通課題の整理と対応

# 環境モデル都市における主な取組



# 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定  
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

## ●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

## ●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

## ●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

## ●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書等の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

# 地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

## 1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

## 2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

## 3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

## 4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当(建設地方債対象事業に限る)

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

## 5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

(参考 1)

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

平成21年12月8日閣議決定

### Ⅱ. 具体的な対策

#### 5. 地方支援

— 本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

##### (1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

##### <具体的な措置>

##### ○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

・地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

#### 6. 「国民潜在力」の発揮

— 「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

##### (1) 制度・規制改革プロジェクト(仮称)

##### ② 構造改革特別区域(特区)制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

##### <具体的な措置>

##### ○特区制度の活用

・これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(来年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。  
・本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け付け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。

## (参考2)

# 地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設。

1 平成21年度第2次補正予算計上額 5000億円

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

### 3 交付対象等

- (1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法：実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づいて、総額のうち、4500億円につき第一次交付限度額を設定。残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

### 4 使途

- 実施計画に掲載された、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備などのような本緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業（平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る）
  - ・ 国庫補助事業（公債発行対象経費。法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く）
  - ・ 地方単独事業（橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業）